

令和8年3月定例会会議録（第1号）

令和8年3月4日 水曜日 午前10時00分開会
議長 佐藤 卓也 副議長 山科 春美

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
4番	鈴木啓太	議員	5番	坂本健太郎	議員
6番	田中功	議員	7番	山科春美	議員
8番	鈴木法学	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	今田浩徳	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	小関孝	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	川又秀昭	税務課長	小関紀夫
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	高橋智江
環境エネルギー課長	井上徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	佐藤朋子
農林課長	大江周	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	阿部和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤直彦	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤リカ	学校教育課長	大町淳
社会教育課長	岸聡	監査委員	須田泰博

監査委員局長 井上利夫
 選挙管理委員会 長 沼俊司
 農業委員会 今田新

選挙管理委員会 武田清治
 農業委員会 長 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 山科雅寛
 主事 小野一樹
 議会総務主査 伊藤幸枝
 主事 秋葉佑太

議事日程（第1号）

令和8年3月4日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第1号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について
- 日程第 5 報告第2号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

（上程、提案説明、採決）

- 日程第 7 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第14号新庄市教育委員会教育長の任命について

（上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 9 議案第15号新庄市立新中部保育所（仮称）建築工事請負契約（令和7年議案第2号）の一部変更について

（一括上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第10 議案第16号新庄市民プラザ大規模改修工事の内空調設備工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第17号新庄市民プラザ大規模改修工事の内電気設備工事請負契約の締結について

- 日程第12 令和8年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明）

- 日程第13 議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算
- 日程第14 議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第 15 議案第 10 号令和 8 年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 11 号令和 8 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 12 号令和 8 年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 18 議案第 13 号令和 8 年度新庄市下水道事業会計予算

日程第 19 予算特別委員会の設置

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第 20 議案第 18 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 23 議案第 21 号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 24 議案第 22 号舟形町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 25 議案第 23 号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 26 議案第 24 号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 27 議案第 25 号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 28 議案第 26 号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 29 議案第 27 号字の区域の変更について
- 日程第 30 議案第 28 号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 29 号新庄市保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 30 号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 31 号新庄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 34 議案第 32 号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 35 議案第 33 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36 議案第 34 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第 37 議案の予算特別委員会、常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 38 議案第 2 号令和 7 年度新庄市一般会計補正予算 (第 11 号)
- 日程第 39 議案第 3 号令和 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 40 議案第 4 号令和 7 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 41 議案第 5 号令和 7 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 42 議案第 6 号令和 7 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 43 議案第 7 号令和 7 年度新庄市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

開 会

佐藤卓也議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより令和8年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

佐藤卓也議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、鈴木法学議員、新田道尋議員のお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

佐藤卓也議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

（山科正仁議会運営委員長登壇）

山科正仁議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告といたします。

去る2月25日午前10時から議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長の出席を求め、議会運営委員会

を開催し、本日招集されました令和8年3月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和8年3月定例会日程表のとおり、本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告3件、諮問1件、令和7年度補正予算6件、令和8年度予算6件、議案21件の計37件であります。

案件の取扱いについて、本日報告3件の後、諮問第1号及び議案第14号は人事案件でありますので、提案説明の後、委員会の付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

また、議案第15号から議案第17号までの議案3件も提案説明の後、委員会の付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第8号から議案第13号まで令和8年度予算6件は、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託をして審査していただきます。

議案第19号から議案第34号までの議案17件は、本日、本会議に一括上程し、提案説明の後、総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託して審査していただきます。

議案第2号から議案第7号までの令和7年度補正予算6件は、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は11名であります。よって、1日目4名、2日目4名、3日目3名で行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問

者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本

日から３月19日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は３月４日から３月19日までの16日間と決しました。

令和８年３月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第１日	３月４日	水	本 会 議	議 場	午前１０時	開会。行政報告。報告（３件）の説明。人事案件（２件）の上程、提案説明、採決。議案（１件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案（２件）の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。令和８年度施政方針の説明。予算（６件）の一括上程、提案説明。予算特別委員会の設置。議案（１７件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案の予算特別委員会、常任委員会付託。補正予算（６件）の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第２日	３月５日	木	本 会 議	議 場	午前１０時	一般質問 田中 功、渡部正七、坂本健太郎、小嶋富弥の各議員
第３日	３月６日	金	本 会 議	議 場	午前１０時	一般質問 辺見孝太、山科春美、鈴木啓太、亀井博人の各議員
第４日	３月７日	土	休 会			
第５日	３月８日	日				
第６日	３月９日	月	本 会 議	議 場	午前１０時	一般質問 伊藤健一、佐藤悦子、高橋富美子の各議員

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 7 日	3 月 10 日	火	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前 10 時	付託議案、請願の審査
第 8 日	3 月 11 日	水	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前 10 時	付託議案、請願の審査
第 9 日	3 月 12 日	木	予 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	令和 8 年度一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算の審査
第 10 日	3 月 13 日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	令和 8 年度一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算の審査
第 11 日	3 月 14 日	土	休 会			
第 12 日	3 月 15 日	日				
第 13 日	3 月 16 日	月	予 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	令和 8 年度一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算の審査
第 14 日	3 月 17 日	火	休 会			本会議準備のため
第 15 日	3 月 18 日	水				
第 16 日	3 月 19 日	木	本 会 議	議 場	午前 10 時	予算特別委員長報告、採決。常任委員長報告、質疑、討論、採決。

日程第 3 市長の行政報告

佐藤卓也議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いいたします。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、私から豪雪対策の状況について御報告いたします。

昨年(2021)の12月中旬までは平年並みの降雪量でありましたが、1月下旬から平均より気温が低く経過し、短期間に降雪が続き、積雪が急増した

ことから、市民生活等の安全・安心を確保するため、1月30日に新庄市豪雪対策本部を設置いたしました。

また、多数の市民が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じていることから、2月4日に、本市初となる大雪による災害救助法の適用が県において決定されたところであります。

このたびの豪雪対策として、市民の皆様に対しましては、市報、ホームページにおいて除雪や雪下ろし作業時の注意事項等を降雪期前に周知するとともに、豪雪対策本部設置後は、除雪作業中等の事故防止のため、防災行政無線及び市公式LINEにより注意喚起を強化してまい

りました。

市民生活を維持するための除雪体制につきましては、交通に支障を来さないよう市道除雪を強化するとともに、運搬排雪及び拡幅等の除排雪作業にも力を入れ、生活道路の細部まできめ細やかな除雪に努めてまいりました。その結果、出動回数は33回、約8億円の経費を要しております。

また、流雪溝の水の確保につきましては、最上川から市内へ水を運ぶ用水路の一部において漏水が確認され、今シーズンの通水が不可能となったことから、緊急措置として新田川から取水するなどの対応をしてまいりました。流雪溝からの水上がりにつきましては43件の発生がありましたが、随時対応してきたところであります。

さらに高齢者や障害者への支援といたしまして、新庄市建設クラブ及び新生・最上地域シルバー人材センターの御尽力をいただくとともに、多くの市民の皆様からボランティアの御協力をいただき、雪下ろしを141件、玄関前除雪を75件実施いたしました。

空き家の屋根雪等につきましては48件の相談があり、所有者への連絡や応急措置を12件行うなど、具体的解決に向けて対応を行っております。

人的被害の状況につきましては、雪下ろし作業中の転落事項など、死亡事項1件を含む7件の事故が発生しております。また、農業施設等の物的被害につきましては、パイプハウスの倒壊5件のほか、果樹の枝折れなどの被害が発生しております。

近年の災害は、いどこで発生するか予測しにくい状況にあります。引き続き除排雪対策及び水上がり対策について迅速な対応を行い、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上、これまでの豪雪対策の状況について報告といたします。

報告 2 件一括上程

佐藤卓也議長 日程第4報告第1号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてから日程第5報告第2号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてまでの報告2件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第2号までの報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 報告第1号及び報告第2号の令和7年度一般会計補正予算第9号及び第10号の専決処分の承認について、一括して御説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算（第9号）につきましては、2月8日に投開票が行われた第51回衆議院議員総選挙の執行に係る費用を早急に予算化するため、1月24日付で予算の専決処分を行ったものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ2,811万4,000円を追加し、補正後の予算総額を227億481万5,000円とするものであります。

また、一般会計補正予算（第10号）につきましては、1月中旬からの寒波により降り続いた豪雪へ早急に対応するため、1月30日付で予算の専決処分を行ったものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、補正後の予算総額を227億5,481万5,000円とするものであります。

選挙の執行及び豪雪への対応、いずれも緊急に予算措置を講ずる必要が生じたものでありますので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの説明に対し、質疑に入ります。

初めに、報告第1号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第1号はこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号はこれを承認することに決しました。

次に、報告第2号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第2号はこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第2号はこれを承認することに決しました。

日程第6 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

佐藤卓也議長 日程第6 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、賃貸借契約の終了に伴う違約金について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

処分の内容についてであります。令和8年11月末日までの5年間の長期契約により賃借していたマイナンバー関連業務で使用する機器につきまして、国の推奨する仕様に適合しなくなったことに伴い、新たな機器の導入が必要となりました。

機器の調達に当たり費用を比較した結果、新たな賃貸借契約を締結することが最も有利であったため、現契約を解除することといたしました。これにより、現契約の相手方に対し違約金の支払いが生ずることとなったものであります。

このたび相手方と協議が調いましたので、本年2月2日に専決処分を行いました。賠償損害賠償の額は15万3,428万円であります。

損害賠償の相手方につきましては、議案書の記載のとおりであります。

以上、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告とさせていただきます。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

山科朝則市長 損害賠償の額について、ちょっと読み違いございましたので訂正をいたします。15万3,428円であります。

以上です。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承願います。

日程第7 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

佐藤卓也議長 日程第7 諮問第1号人権擁護委員

の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、本市の人権擁護委員のうち1名の方につきまして、令和8年6月30日をもって任期が満了するため、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦いたしますのは、新たに推薦する方として小野広美さんであります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任な方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第1号はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
諮問第1号はこれに同意することに決しました。

日程第8議案第14号新庄市教育 委員会教育長の任命について

佐藤卓也議長 日程第8議案第14号新庄市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、津田 浩教育長の退席を求めます。

(津田 浩教育長退席)

佐藤卓也議長 提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 議案第14号新庄市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市の教育委員会教育長を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御提案申し上げます。

任命しようとする方は津田 浩氏であります。任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、令和6年から教育長の職に就いておられ、本市の教育行政を推進していく上で、誠にふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第14号はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(津田 浩教育長復席)

午前10時24分 休憩

午前10時25分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま任命されました津田 浩教育長に御挨拶をお願いいたします。

(津田 浩教育長登壇)

津田 浩教育長 ただいまは再任の議案の御可決をいただきまして、誠にありがとうございます。身が引き締まる思いでございます。

昨今の国際情勢、それから人口減少という今までになかったこういう時代に、生き抜く力、これを子供たちにぜひ身につけさせたいなというふうに考えております。そのためにも、自らが課題を持って学び、何をすべきかをよく考える、そういうふうな子供たちに育てたいなというふうに思っているところでございます。

今後とも誠心誠意努力してまいりますので、よろしく御指導、御鞭撻のほど申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第9議案第15号新庄市立新中部保育所（仮称）建築工事請負契約（令和7年議案第2号）の一部変更について

佐藤卓也議長 日程第9議案第15号新庄市立新中部保育所（仮称）建築工事請負契約（令和7年議案第2号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第15号新庄市立新中部保育所（仮称）建築工事請負契約（令和7年議案第2号）の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、令和7年2月13日に議会の議決を得た新中部保育所建築工事請負契約につきまして、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更の内容であります。土砂の搬入室や建具、家具の仕様変更による増額変更、側溝や外構塗装の仕様変更や消雪シートの減工に伴う減額変更により、契約額を522万600円へ減額し、7億5,487万9,400円とするものであります。

御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案2件一括上程

佐藤卓也議長 日程第10議案第16号新庄市民プラザ大規模改修工事の内空調設備工事請負契約の締結についてから日程第11議案第17号新庄市民プラザ大規模改修工事の内電気設備工事請負契約の締結についてまでの議案2件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第17号までの議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第16号新庄市民プラザ大規模

改修工事の内空調設備工事請負契約の締結について及び議案第17号新庄市民プラザ大規模改修工事の内電気設備工事請負契約の締結については、いずれも新庄市民プラザ大規模改修工事に係る案件でありますので、一括して御説明申し上げます。

本案は、一般競争入札に付した新庄市民プラザ大規模改修工事に係る請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容であります、工事名は、新庄市民プラザ大規模改修工事の内空調設備工事及び新庄市民プラザ大規模改修工事の内電気設備工事。

工期は、いずれの工事も議会の議決を得た日の翌日から令和9年3月19日までであります。

契約金額及び契約の相手方につきましては、空調設備工事は、4億2,350万円で黒澤建設工業株式会社新庄営業所、電気設備工事は、1億7,215万円で有限会社メイコウデンキであります。

工事の内容であります、主に新庄市民プラザの空調機器につきまして更新を行うもの及び照明につきましてエネルギー効率のよいLED照明器具への更新を行うものであります。

以上、御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第16号から議案第17号までの議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

初めに、議案第16号新庄市民プラザ大規模改

修工事の内空調設備工事請負契約の締結について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号新庄市民プラザ大規模改修工事の内電気設備工事請負契約の締結について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 令和 8 年度施政方針の 説明

佐藤卓也議長 日程第12令和8年度施政方針の説明をお願いいたします。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 令和8年度の市政方針に関し、施政の基本方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

初めに、昨年は、本市の礎を築いた新庄藩の初代藩主戸沢政盛公が、寛永2年（1625年）に新庄城を築城してから400年を迎え、さらに、新庄まつりが270年目となり、これまで受け継がれてきた本市の歴史・文化・伝統を振り返り、新たなまちづくりの起点となる重要な年でありました。

この歴史的節目を経て、次の100年を見据えた持続可能な地域の実現に向け、人口減少・少子高齢化の急速な進展、地域経済の縮小、地域活力の低下といった諸課題に迅速かつ的確に対応することが急務となっております。

本市を取り巻く現下の状況を見ますと、物価高騰による市民生活への影響が深刻化しております。また、企業活動においては、エネルギーコストの上昇や人件費の高騰に加え、人手不足の進行などにより経営環境は一段と厳しさを増しております。このような状況を踏まえ、幅広い物価高騰対策を講じ市民生活の安定を図ってまいります。

また、近年の温暖化による自然環境の急激な変化は、記録的猛暑による熱中症や災害救助法の適用を受けるほどの豪雪など、市民生活に大きな影響を与えています。昨年度のゼロカーボ

ンシティ宣言を機に、地球環境を守ることと安全・安心な市民生活や経済活動を維持することを両立させ、持続可能な新庄市とするため、このたび策定した地球温暖化対策実行計画を柱として、様々な分野の施策を展開してまいります。

さらに、昨年は熊の町なかへの出没が急増しました。この熊による人的被害等の発生を防ぐため、鳥獣対策の新たな担い手の確保に向けて支援を強化し、市民生活の安全・安心の確保に努めてまいります。

さて、令和8年度の予算につきましては、第5次総合計画の中間見直しの年でありましたので、その方向性を踏まえて編成したところであります。あわせて、国の地方創生の内容も念頭に置き、様々な制度を活用しながら人口減少のスピードを緩やかにし、持続可能な地域社会の構築のため仕組みづくりを進めてまいります。

私は市長に就任して以来、対話と決断、未来への責任を市政運営の基本理念として掲げ、まちづくりに取り組んでまいりました。

この基本理念の下、令和8年度におきましても、人口減少をはじめ、直面する諸課題に対応していく必要があります。市民の皆様の声をお聞きするとともに、国、県、さらには民間とも連携を強化し、スピード感を持って、誰もが将来に希望を持ち、安心して住み続けることのできる地域社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、令和8年度の主要事業について、7つの重点分野に沿って主な取組の概要を申し上げます。

第1に、若者・女性活躍の推進であります。

本市における若者の地元離れは深刻な状況であり、高校卒業と同時に多くの若者が進学や就職のため都市部へ流出する一方で、地元回帰の割合が低く、地域の担い手不足も年々深刻化しております。

若者や女性の地元定着と活躍の推進は、未来

に向けた持続可能なまちづくりの根幹をなす重要な課題でありますので、地域の担い手となる若者に対する支援と、多様な人材が活躍できる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

若者のチャレンジ支援としては、新たなビジネス創出に挑戦できる環境づくりを進めるため、起業、創業を志す若者の立ち上げ資金の助成や経営ノウハウの習得支援、さらには事業拠点の確保などの事業を通じ、若者の挑戦や情熱を後押しすることにより、活気あふれる地域社会の実現を目指してまいります。

学生の地元回帰の促進に向けては、東京圏の大学や大学院で学んだ学生が、卒業後の就職先として地元企業を選択してもらうため、市内の企業に採用が決まった場合の転居に要する費用などの一部を支援し、学生の本市への回帰を促すことで、若者が活躍する地域社会の構築を図ってまいります。

農業分野におきましては、高齢化が進む中で後継者不足が深刻化しており、地域農業の将来に大きな懸念を抱えております。新規就農を希望する若者はいるものの、初期投資の負担や技術習得の不安、経営が安定するまでの生活基盤の確立など、就農に向けた様々なハードルがあります。あわせて、東北農林専門職大学の学生の卒業後の本市への定着のため、在学時の住環境の整備や、本市農業への関心を高める取組が不可欠であります。

こうした課題を踏まえ、地域農業を担う人材の確保や育成を図るため、新規就農者の就農時における各種支援を強化するとともに、東北農林専門職大学の学生の定着に向け、大学と連携の下、民間学生アパートの建設に対する支援や、本市スマート農業推進への参加の促進、地域の食材を生かした新商品の開発や新たな販路の開拓など、農業分野における若者定着と持続可能な農業の発展を推進してまいります。

さらに、将来の地域を担う若者を育成するた

め、小中学校においても、大学の持つ教育資源を生かし連携を進めてまいります。

第2に、地域活力の維持・向上であります。

今日のものづくりを中心とする企業活動は、グローバル経済の中で刻々と変化する世界の潮流や、産業構造の変化への対応が求められています。

一方で、本市を取り巻く地域経済の現状は、人口減少に伴う市場の縮小、若者を中心とした転出者の増加による労働力不足などの複合的な課題に直面しているほか、経営者の高齢化による事業承継問題などの諸課題が山積しております。

このような状況の中にあっても、地域経済の活性化と持続可能な発展を目指し、産業振興と観光振興を両輪として、地域活力の維持・向上に取り組んでまいります。

産業振興の柱としては、このたび、地域の持続可能な産業集積の方向性を示す新庄市産業振興ビジョンを策定し、市民や産業経済界への浸透と理解の促進を図りながら、産業集積による付加価値の創出や地域内循環、若者・女性の定着など、本市産業の将来像の実現に向けて、市場性や参入可能性等に関する分析を行い、産業振興と雇用創出に向けた取組を進めてまいります。

道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜につきましては、観光の拠点としてさらなる誘客に取り組むとともに、地域活性化の役割や機能を発揮し、地域の魅力発信と地域振興の拠点となるよう指定管理者と共に取り組んでまいります。

また、インターチェンジ付近道の駅構想につきましては、昨年10月に検討会を再開し、今後、基本構想取りまとめに向けて、管内町村及び関係機関と検討を進め、交通の要衝における重要な機能と役割を持つ交流拠点の実現を目指してまいります。

観光振興におきましては、広域観光やインバ

ウンド観光客を呼び込むための魅力的な観光コンテンツの開発が急務となっております。その対応策として、本市出身の世界的に著名な漫画家や、本市を舞台とした小説のアニメ化などの動きを捉え、聖地巡礼ツアーに取り組む好機が到来しているため、このタイミングを捉え、本市ゆかりの漫画・アニメなどの知的財産を活用した体験型・周遊型の観光コンテンツの開発に取り組むことで、国内外から多くの観光客を誘致し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、中心市街地の再生につきましては、空き店舗の増加が顕著な商店街の活性化に向け、これまで駅前通り商店会の皆様と具体的な話し合いを行ってまいりました。令和8年度は本市の顔である新庄駅前通り商店街をモデル地区として、国の事業を活用して、地域活性化に必要なノウハウを持つ民間企業の方を招き、専門的観点から指導いただきながら地域活性化を制定し、中心市街地再生に向けて取り組んでまいります。

さらに、近年注目されている二地域居住などの新たなライフスタイルを取り込むことは、関係人口創出の絶好の機会と捉えております。本市では、地方公共団体と民間指定法人で構成するコンソーシアムを組織し、さらには専門職大学の協力も得ながら、東京都三鷹市との二地域居住モニタリング実証モデル事業に取り組んでおります。令和8年度は、新たに二地域居住コーディネーターを配置し、実証モデル事業を東京都北区にも拡大し、ふるさと住民登録制度も活用しながら、さらなる関係人口の拡大に取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て支援の充実であります。

本市の少子化は想定を大幅に上回る速度で急激に進行しており、将来の地域社会の維持に深刻な影響を与える状況となっております。このような中、妊娠期から子育て期、就学期にわたる切れ目のない様々な支援体制を整備し、安心して子供を産み育てることのできる環境づくり

は、現下のまちづくりの最重要課題の一つでありますので、子育て世帯が安心して暮らしていくことのできる施策を充実させてまいります。

妊娠期からの支援としては、妊婦及び母子保健に関する支援として、多胎児妊娠の妊婦に対する健診費用の上乗せ助成を行うとともに、1か月健診や5歳児健診などを実施し、子供の健やかな成長と、保護者が安心して子育てに取り組める環境を整備してまいります。

保護者アンケートで特にニーズが高かった子供の遊び場の整備については、わらすこ広場を全面リニューアルいたします。従来、乳幼児から小学校低学年までに限定されていた対象者を小学校高学年まで拡充し、デジタル遊具などを導入することにより、子供と保護者にとって充実した遊びの環境を整備してまいります。

保育施設の整備については、老朽化が進む中部保育所の移転改築を進め、令和8年度はいよいよ施設が完成し、もみのき保育園として開園する運びとなりました。園児が安全に過ごせる保育環境の確保と、市内の保育士などの研修機能や医療的ケア児の受入れなど、地域における子育て支援体制の中心的役割を果たす施設となるよう、その内容の充実を図ってまいります。

要支援家庭や居場所のない児童への対応については、子供たちの生活に寄り添ったきめ細やかな支援体制を構築するとともに、子ども食堂への支援などを通じて、全ての子供たちが健やかに成長できるよう、地域全体で子供を見守り育む温かい地域社会の実現を図ってまいります。

子育て世帯の負担軽減といたしましては、物価高騰の影響により経済的負担が増大している状況を鑑み、特に学校給食については、小学生は国の基準に上乗せして完全無償化とし、中学生は市単独での一部補助を拡充することにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減いたします。

放課後児童クラブの環境整備については、核家族化と共働き家庭などの増加に伴いニーズが

高まっていることから、日新放課後児童クラブを日新小学校の校舎内に移転・新設し、児童が安心して過ごすことのできる環境整備をしています。

学校の統合につきましては、人口減少の進行により児童生徒数が急激に減少している八向地区の3校において、適切な教育環境の維持が困難な状況となっているため、新庄小学校及び新庄中学校と統合することといたしました。今後も、保護者や八向地区の皆様と丁寧に話し合いを行いながら統合を円滑に進め、子供たちが質の高い教育を受けられるよう適切な学習環境の確保を図ってまいります。

次に、健康・福祉・医療の充実であります。

健康・福祉・医療の各分野は、市民の皆様が生涯にわたり健康で安心して暮らしていくために重要な施策の柱でありますので、適切で充実したサービスの提供体制を構築してまいります。

まず、健康増進につきましては、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成し、それを支える制度や体制の整備を図るため、健康づくりの推進に関する条例の制定に向け、関係機関と協議を進め、健康長寿社会の実現を目指してまいります。

次に、福祉の充実につきましては、障害のある方を支える総合的・専門的な相談支援機関による包括的な支援体制の構築が急務となっております。このため、民間事業者と連携し、本人とその家族が安心して生活できるよう関係機関が協力し合い、地域全体で支える基幹相談センターを整備することにより、障害のある人もない人も、全ての人が地域で自分らしく生活できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

また、高齢化が進む中、介護を行う家族の負担をいかに軽減していくかは、高齢化社会の大きな課題となっております。とりわけ、認知症による徘徊高齢者の見守りは、家族にとって極めて大きな負担となっておりますので、行方不

明になった際の早期発見・保護の仕組みを整備し、本人も家族も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるよう取り組んでまいります。

さらに、医療の充実につきましては、最上地域では、県立新庄病院と地域の医療機関が相互に連携して医療体制を構築しておりますが、県内では開業医が少ない地域となっております。このため、本年度の医療に関する市民アンケートを踏まえ、眼科や皮膚科、産婦人科、小児科の本市での開業や医業継承を支援するための補助制度を創設し、本市の医療体制の充実を図ってまいります。

第5に、安心して暮らせる生活環境の創生であります。

近年、本市を取り巻く自然環境は大きく変化しており、防災・減災対策、環境保全対策などを総合的に推進し、市民の皆様が安全かつ安心して暮らせる生活環境を確保してまいります。

水害対策については、一昨年の記録的豪雨により甚大な被害を経験したことを踏まえ、取組を強化してまいります。特に東山地区及び末広町地区における浸水被害は深刻であり、市民生活に大きな不安を与えました。このため、矢目田川など升形川流域の河川と雨水幹線の関連性を詳細に分析し、効果的な内水処理方式を検討することにより、当該地区における浸水被害の根本的な解決に向けた対策を講じてまいります。

防災体制の強化に向けては、県が主導する避難所運営システム導入を図るとともに、防災行政無線の親局の操作卓設備の更新を進めてまいります。加えて、令和8年度は、山形県と合同で総合防災訓練が17年ぶりに本市で開催されることとなっており、多くの市民の皆様にご参加いただくことで、市民一人一人の防災意識と地域全体の防災力向上を図ってまいります。

鳥獣被害対策については、近年、有害鳥獣による農作物被害が大きな問題となっております

が、とりわけ昨年来、熊の出没が大幅に増加し、市街地への出没が相次ぐなど、市民の安全・安心な生活を脅かす深刻な状況となっております。あわせて、対応する猟友会のメンバーの高齢化や会員不足も課題となっております。このため、猟友会への支援を拡充し、野生鳥獣による脅威から市民の暮らしを守るための取組を進めてまいります。

公共交通の整備については、人口減少と車社会の進展、さらには高齢ドライバーの免許返納の増加により、本市のような地方都市において公共交通機関を維持していくことはますます厳しい状況となっております。しかし、市民の移動手段の確保は日常生活を送る上で大変重要な課題であります。より利便性の高い交通システムの構築が求められていることも踏まえ、地域の特性や市民ニーズに対応した地域公共交通システムの整備をするための実証運行の実施に取り組めます。具体的には、まちなか循環線を2台体制に増強した上で利便性の高い運行ダイヤに見直し、その結果の課題整理などを踏まえて地域公共交通計画を策定し、持続可能で利便性の高い公共交通網の実現を図ってまいります。

次に、ゼロカーボンシティの推進であります。

人類共通の課題である温室効果ガス削減は、私たち一人一人が取り組むべき課題であります。また、この課題への取組に当たっては、私たちの生活の質の向上や産業のよりよい成長、ひいては地域社会全体のウェルビーイングにつながるものでなければなりません。これに対処するには、市民や事業者の環境意識の醸成はもとより、家族や事業所における省エネ対策の推進や再生エネルギーの導入など、地域社会のあらゆる場面において地域全体で取り組んでいく必要があります。

このため、このたび策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、事業者向けには省エネ診断などの伴走支援を行うとともに、家庭向けには

やまがた省エネ健康住宅の推進をはじめ、太陽光発電設備や木質バイオマス暖房機器の導入に対し助成するほか、省エネセミナー等の開催により、事業者や市民一人一人の環境意識が高い、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

加えて、市の公共施設においても、本庁舎の電力を山形県産の自然エネルギーを活用しているやまがた新電力に切り替え、エネルギーの地産地消に貢献するなど、率先して脱炭素化を進めてまいります。また、施設の老朽化が進行している新庄市民プラザにおいては、空調設備の改修と照明LED化により、利用される皆様が明るく過ごしやすい施設環境を提供するとともに、環境負荷の大幅な軽減を実現してまいります。

次に、デジタル技術活用によるDXの推進であります。

デジタル技術が急速に進歩する中、本市においても行政サービスのデジタル化による市民の利便性向上と行政運営の効率化を図るために、デジタル技術の活用を推進してまいります。

子育て関連施設におけるICTの活用としては、これまで進めてきた保育所におけるデジタル化推進に加え、放課後児童クラブにおいても、保護者との迅速な連絡などの利便性の確保をしていくため、ICTを活用したシステムの導入を進めてまいります。

母子保健分野におけるオンライン相談については、子供の急な発病時など、夜間や休日など医療機関の診察時間外でも、医師や助産師などから専門的相談を受けたいというニーズの高まりを受け、スマートフォンなどからアクセスできる仕組みを整備しました。今後もデジタル技術を積極的に活用し、妊産婦や子育て世帯の不安解消を図り、安心な子育て環境の実現に取り組んでまいります。

観光分野における先進技術の活用については、このたび整備した道の駅新庄エコロジーガーデン

ン原蚕の杜において、多様な来訪者を対象とした道の駅の案内や、本市の観光に関する問合せに24時間対応できるよう、AIアバターを活用した対話形式による観光案内サイネージを導入し、観光客のニーズへの対応や受入れの体制の整備、観光情報の発信力の強化に取り組んでまいります。

行政手続の利便性向上については、市民の負担軽減を図るため、転入・転出手続などの各種手続について書かない窓口を開始したほか、コンビニエンスストアでの各種証明書の1通10円での交付を継続するとともに、市役所に足を運ばなくても手続が完結できる行政手続のオンライン化をさらに推進してまいります。

以上、7つの重点分野に加えて、物価高騰の長期化により市民の家計が圧迫されている状況に鑑み、令和8年度も物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援策を実施し、市民生活の安定と低所得者世帯への支援等に努めてまいります。

また、市民の元気高揚と地域の活力の創出のため、大相撲新庄場所を本年8月に開催し、国技である相撲の醍醐味を市民の皆様に楽しんでいただくとともに、この機会を活用し、市内外に新庄市の魅力を発信してまいります。

結びに。

以上、令和8年度の市政運営の基本的な考え方と主要事業の概要について申し上げました。

人口減少・少子高齢化が急速に進行する今日、地域社会の未来にとって、これまで私たちが経験したことのない時代に直面しているといえます。本市が今後も持続可能な地域となるためには、これまでの固定観念にとらわれることなく、地域の未来を見据え、新たな課題に対しても果敢に挑戦していく必要があります。

令和8年度は、このような覚悟を持って、私が先頭に立ち、職員と共に一丸となって市政運営に邁進してまいります。市民の皆様一人一人

が郷土に誇りと愛着を持って住み続け、このまちで暮らしてよかったと実感できる新庄市の実現に向けて、「輝く未来に挑戦するまちづくり」をスローガンに全力で取り組んでまいりますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

議案6件一括上程

佐藤卓也議長 日程第13議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算から日程第18議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算までの議案6件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第13号までの議案6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第8号から議案第13号までの新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の令和8年度当初予算について御説明申し上げます。

初めに、予算書3ページを御覧ください。

議案第8号令和8年度一般会計予算についてであります。先ほど説明いたしました施政方

針に基づき、重点課題の解決を図るため、また、市民の暮らしに直結する課題・要望などへの確に対応することを念頭に予算編成を行いました。

その結果、一般会計の予算総額は214億7,300万円となり、前年度との比較では15億3,800万円、率にして7.7%増となり、過去最大の予算規模となっております。

4ページからの主な歳入につきまして御説明いたします。

1款市税につきましては、市民税及び固定資産税の増加を見込み、46億7,503万5,000円としております。

11款地方交付税につきましては、地方財政計画で示された普通交付税の増加を見込み、52億7,200万円としております。

また、15款国庫支出金につきましては、福祉及び子育て関連施策の補助金の増加が見込まれる一方で、道の駅整備事業などの投資的事業の完了に伴う減額を反映し、前年度より約2億9,400万円少ない29億8,784万5,000円としております。

最後に、22款市債につきましては、9ページ、第3表でお示ししております事業の地方債として、前年度より約6億8,000万円増の19億2,140万円と見込んでおります。

次に、7ページからの歳出につきまして、目的別の増減が大きい部分を中心に御説明いたします。

2款総務費につきましては、職員給与費の増額改定やふるさと納税事業費の増加により、前年度より約3億4,900万円増加し、33億8,959万3,000円としております。

3款民生費につきましては、もみのき保育園建設事業や子ども・子育て支援新制度事業などの増加により、前年度より約10億円増加し、79億4,093万1,000円としております。

また、10款教育費につきましては、市民プラザ大規模改修工事などによる増加が見込まれる

一方で、小中学生のタブレット端末購入事業や市民球場投光器LED化改修工事などの完了により、前年度より約1億3,000万円減少し、22億904万1,000円としております。

続きまして、145ページからの議案第9号から議案第11号までの3つの特別会計予算並びに議案第12号水道事業会計予算及び議案第13号下水道事業会計予算についてであります。それぞれの事業に要する事業費、事務費について、特別会計で78億6,135万6,000円、公営企業会計で25億1,783万円を措置しております。

以上、当初予算の概要について御説明申し上げました。詳細につきましては、財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

(川又秀昭財政課長登壇)

川又秀昭財政課長 それでは、議案第8号令和8年度一般会計予算について御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

一般会計の予算総額は第1表でございますが、歳入歳出それぞれ214億7,300万円となり、前年度比15億3,800万円、率にして7.7%の増となっております。

第2条及び第3条につきましては、後ほど御説明いたします。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を15億円と定めるとともに、第5条におきまして、人件費に関する歳出予算の流用について定めております。

4ページから8ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど御確認をお願いいたします。

9ページ、第2表債務負担行為の設定についてでございます。新たに債務負担行為を設定するものとして、農村環境改善センター解体事業に係る工事監理業務委託につきましては、期間を令和9年度まで、限度額を397万4,000円とし、

同じく解体工事につきましては、期間を令和9年度まで、限度額を1億7,731万1,000円とするものでございます。

続いて、その下の第3表地方債につきましては、令和8年度の市債といたしまして、公金収納デジタル化事業をはじめとする20件でございまして、総額につきましては19億2,140万円、前年度比6億8,070万円の増となっております。

それでは、歳入歳出予算について御説明いたします。

歳入歳出とも各款の予算額と前年度予算額の比較につきましては、13ページ及び14ページの事項別明細書のとおりとなっておりますので、各款全体の予算額についてはこちらのほうを御確認いただきたいと思います。

初めに、15ページからの歳入について御説明申し上げます。

1款市税につきましては、款の総額は46億7,503万5,000円となり、前年度比9,532万8,000円の増となっております。主な内訳といたしまして、1目個人市民税が給与所得の増加により4,053万2,000円の増、16ページ、2項1目固定資産税が3,240万8,000円の増などとなっております。

続きまして、18ページ中段の2款地方譲与税から20ページの10款地方特例交付金までにつきましては、令和7年度の決算見込み及び令和8年度の地方財政計画上での伸び率を勘案して計上しております。

20ページになります。

下段、11款地方交付税につきましては、地方財政計画の伸び率や事業費補正などを勘案し、前年度比2億4,700万円増の52億7,200万円としております。

21ページの13款分担金及び負担金につきましては、全体の総額になりますが、前年度比3,438万2,000円の増、22ページからの14款使用料及び手数料につきましては、こちらも全体で

1,199万4,000円の減と見込んでおります。

続いて、24ページ、15款国庫支出金は、全体で29億8,784万5,000円となり、前年度比2億9,424万2,000円の減と見込んでおります。

この減少要因といたしましては、道の駅整備事業における社会資本整備総合交付金や、国のシステム標準化・共通化に対するデジタル基盤改革支援補助金、そして、小中学生のタブレット端末購入に対する公立学校情報機器整備費補助金などが大きく減少した一方で、1項1目にあります民生費国庫負担金において、子どものための教育・保育給付交付金や、26ページ、2項6目の土木費国庫補助金において、流雪溝や防雪柵整備事業に対する社会資本整備総合交付金などが増加しております。

続きまして、27ページからの県支出金につきましては、全体で17億1,402万7,000円となり、前年度比1億3,517万5,000円の増と見込んでおります。

主な要因といたしましては、27ページ下段の1項1目民生費県負担金におきまして、子どものための教育・保育給付費負担金が3,457万円ほど増加したほか、30ページ、2項7目教育費県補助金の小学生の学校給食費無償化のための給食費負担軽減交付金が新たに増加したことなどにより、全体で増加しております。

続いて、32ページ、18款寄附金になります。これにつきましては、これまでの寄附実績を勘案して、ふるさと納税寄附金を15億円としたほか、企業版ふるさと納税分として220万円を計上しております。

その下の19款繰入金につきましては、全体で11億3,050万3,000円で、前年度比1億1,144万5,000円の増としておりますが、保育所建設事業、その他の大規模建設事業や臨時的なソフト事業の財源といたしまして、財政調整基金から5億円、まちづくり応援基金から5億円、市有施設整備基金から1億円などの繰入金を計上し

ております。

歳入の最後に、35ページ、22款市債につきましては19億2,140万円で、前年度比6億8,070万円の増となっております。

主なものとしたしまして、もみのき保育園建設工事に伴う保育所建設事業債や、わらすこ広場改修事業に伴う子ども・子育て支援施設整備事業債、市民プラザ大規模改修に伴う社会教育施設改修事業債などを見込んでおります。

以上、歳入について御説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額は125億1,741万9,000円となり、前年度より5億2,116万8,000円の増となっております。

続きまして、36ページからの歳出について御説明いたします。

初めに、1款議会費は1億7,487万3,000円で、前年度比913万4,000円の減となっております。

37ページからの2款総務費になります。2款全体の総額で33億8,959万3,000円となり、前年度比3億4,991万3,000円の増となっております。

1項1目の一般管理費には、令和7年度退職者と令和8年度新規採用者との差額分や会計官の異動に伴う職員給与費をここで措置しておりますが、1目全体で1億167万8,000円の増となっております。

なお、一般会計全体における人件費は、前年度比6,795万4,000円の増となっております。また、特別職及び一般職の給与費につきましては、124ページ以降の給与費明細書に記載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

続いて、1項7目の企画費について、43ページに飛びますが、ふるさと納税事業費につきましては、15億円の寄附金を見込んだことから、これに対応する必要な事業費及び事務費を計上しております。

また、44ページ中段になります。大相撲地方巡業開催事業費につきましては、8月に大相撲

新庄場所を開催するための委託料及び実行委員会負担金を計上しております。

47ページに飛びまして、12目地域公共交通対策費につきましては、次の48ページの上段のようになりますが、市営バスまちなか循環線を2台体制として実証運行するための地域公共交通実証運行負担金を計上するとともに、新たな地域公共交通計画を策定することとしております。

53ページの4項3目県議会議員選挙費につきましては、令和9年度執行予定の山形県議会議員選挙の準備に要する費用を計上しております。

55ページからの3款民生費につきましては、総額79億4,093万1,000円で、前年度比1億3万7,000円の増となっております。

まず、1項1目社会福祉総務費が前年度比で1億600万円ほど増加しておりますが、灯油購入費等助成金を当初予算で措置したことに加え、国民健康保険事業特別会計繰出金が増加したことなどにより増となっております。

58ページの4目障がい者自立支援費には、介護給付費・訓練等給付費として10億8,667万8,000円を計上しております。

また、同じく58ページ下段のほうの地域生活支援事業費において、次の59ページのほうになりますけれども、地域で暮らす障害者やその家族を総合的にサポートするため、新たに基幹相談支援センター業務委託料231万円を計上しております。

60ページの6目介護保険費には、介護保険事業特別会計の繰出金5億9,486万4,000円、7目後期高齢者医療事業費には、後期高齢者医療事業特別会計の繰出金1億8,994万6,000円を計上しております。

続きまして、2項児童福祉費についてでございますが、62ページになります。わらすこ広場管理運営事業費において、わらすこ広場改修業務委託料として1億9,497万5,000円を新たに計上しております。

また、その下、公立保育所施設整備事業費には、令和8年7月の開園を目指しもみのき保育園の建設工事に要する費用を計上するとともに、現在の中部保育所の解体に要する経費を計上しております。

さらに、63ページの下段のほうになりますが、公立学校保育施設整備事業費において、日新放課後児童クラブ移転改築に要する経費を計上しております。

次に、64ページ、2目児童母子措置費につきましては、中段のこども家庭センター事業費において、養育に不安や困難を抱える家庭や居場所のない児童への支援として、子育て世帯訪問支援事業委託料81万1,000円及び児童育成支援拠点事業業務委託料657万4,000円を新たに計上しております。

66ページの下段のほうに2項児童福祉費全体の合計がございますが、前年度と比較いたしまして7億7,705万7,000円の増となっており、児童福祉費全般にわたり、保育料負担軽減の拡充を含め、子育て支援の様々な施策展開に資する予算を編成しております。

次に、68ページからの4款衛生費につきましては、総額14億817万1,000円となり、前年度比1億8,204万5,000円の増となっております。

1目保健衛生総務費では、地域医療確保対策事業費におきまして、地域の医療体制確保を図るため、開業医等を対象とした診療所開設支援補助金2,000万円を新たに計上しております。

また、その下の母子保健事業費におきましては、妊産婦健診や乳幼児健診の内容を拡充して予算化しております。

また、70ページ、2目予防費の予防接種事業費におきましては、RSウイルス予防接種業務委託料を新たに計上しております。

72ページになります。

5目環境衛生費では、環境衛生事業費におきまして、猫の不妊去勢手術支援事業費補助金を

新たに計上しております。

また、下段の地球温暖化防止対策事業費におきましては、ゼロカーボンシティの推進に向けた各種補助金等を拡充しております。

75ページの5款労働費につきましては、3,014万6,000円となり、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、6款農林水産業費につきましては、総額11億1,984万9,000円となり、前年度比で2億447万5,000円の増となっております。

77ページからの1項3目農業振興費になりますが、前年度比で2,800万円ほどの増となっておりますが、この要因といたしましては、77ページ下段の担い手総合支援対策事業費において、新規就農者への支援事業を拡充したほか、78ページ下段の鳥獣対策事業費において、特に熊対策の強化のため、猟友会活動等への支援を拡充したことなどによるものとなっております。

79ページの上段になりますが、鳥獣被害防止対策推進事業費として、新たに地域おこし協力隊を募集することとしております。

同じく79ページ下段の5目農地費は、前年度比5,500万円ほどの増となっておりますが、これにつきましては、県営土地改良事業費が大幅に増加したことなどが要因となっております。

次に、82ページになります。

8目農村環境改善センター費につきましては、解体工事に係る費用として1億3,171万3,000円を計上しておりますが、債務負担行為を設定いたしまして、令和9年度にかけて実施する予定としております。

84ページからの7款商工費につきましては、総額8億2,379万4,000円となり、前年度比1億8,162万7,000円の増となっております。

まず、1項2目の商工振興費では、84ページ下段の工業振興対策事業費におきまして、農業振興ビジョンに基づく産業集積推進に向けた基礎調査業務委託料568万円を計上しております。

また、85ページの商業振興対策費におきましては、起業や創業を後押しするためのチャレンジショップ事業に要する経費や、若者創業応援補助金を計上したほか、駅前通り商店街をモデルケースとした中心市街地の活性化に向けた事業に要する経費を新たに計上しております。

次に、86ページの3目観光費になります。

前年度比で1億1,800万円ほどの増となっております。

観光振興対策事業費、86ページの下段のほうになりますが、漫画・アニメを活用した地域活性化事業や道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜の休憩・情報発信施設における人工知能を活用いたしましたAIアバターによる案内システムの導入に要する経費を計上しております。

また、89ページに飛びまして、89ページの上段のほうになりますが、エコロジーガーデン推進事業費におきまして、道の駅の運営に当たり、民間活力の導入を図るための指定管理委託料を新たに計上しております。

90ページからの8款土木費につきましては、総額で20億1,733万5,000円となり、前年度比9,799万9,000円の減となっております。

94ページまで飛びますが、4項1目の都市計画総務費になります。

前年度比で2億5,000万円ほどの大幅な減となっておりますが、これにつきましては、まず、増加要因として、94ページ下段の東北農林専門職大学・学生寮促進事業費において、民間アパート等の建設支援事業費補助金9,000万円を新たに計上した一方で、道の駅整備事業の完了によりまして、全体として大幅な減となっているものでございます。

次に、95ページ、4項3目公園費につきましては、もみのき保育園前の広場及び駐車場整備に要する工事費を計上しております。

96ページ、5項1目住宅管理費につきましては、次の97ページになりますが、空き家対策事

業費の中で、総合的な空き家対策として、空き家バンクの運用に要する経費や、引き続き実施いたします空き家等除却支援事業費補助金を計上しております。

下段の6項1目除排雪費につきましては、次の98ページのほうになりますが、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車借上料、合わせておよそ3億2,000万円を計上しております。

また、2目の雪総合対策費におきましては、99ページの中段のほうになりますが、桧町地区流雪溝整備事業に引き続き取り組むとともに、柏木原仁田山線防雪柵整備事業費として5,000万円を新たに計上いたしまして、雪に強い安全で快適なまちづくりをさらに推進していくこととしております。

99ページからの9款消防費になります。

消防費は総額8億9,195万5,000円となりまして、前年度比972万8,000円の増となっております。

2目非常備消防費の100ページのほうの中段のほうになりますが、消防団ドローン部隊発足事業委託料500万円を新たに計上しております。

また、101ページ、5目災害対策費につきましては、前年度比6,300万円ほどの増となっておりますが、防災訓練事業費におきまして、山形県と合同で実施する総合防災訓練に要する経費を計上したほか、防災対策推進事業費においては、引き続き地域防災マネージャーの配置に要する経費や、防災行政無線の設備更新に要する経費などを計上したことなどにより増加しているところでございます。

103ページからの10款教育費になります。

教育費につきましては、総額22億904万1,000円となり、前年度比1億3,074万2,000円の減となっております。

初めに、1項2目事務局費につきましては、104ページ中段の通学手段確保対策事業費におきまして、スクールバス購入のための自動車購

入費を増額計上しております。

106ページから112ページまでの2項小学校費から4項義務教育学校費まで通じまして、それぞれ2目の教育振興費が、それぞれ大幅に減少しておりますが、これにつきましては、ICT教育振興事業費において、タブレット端末及び大型モニター購入事業が完了したことにより大幅な減となっているものでございます。

また、3目学校保健費、小中義務教育学校費、それぞれの給食管理事業費におきましては、小学生については、給食費完全無償化を実現するための費用、中学生については、市単独による給食への補助拡充による費用を計上しております。

続きまして、112ページからの5目社会教育費についてでございます。

114ページ、2目市民プラザ費につきましては、大規模改修工事の実施に伴い、前年度比4億3,224万円の増となっております。

このほか、それぞれの各施設費におきまして、必要な修繕料や指定管理委託料などの費用を計上しております。

また、120ページに飛びますが、体育施設費につきましては、こちらの修繕料の中に、陸上競技場の4種公認更新のための費用を盛り込んだ修繕料となっているほか、旧北辰小学校跡地を活用した広場整備に要する費用を計上しております。

121ページ、11款災害復旧費につきましては、一昨年の豪雨による災害復旧について一部予算計上しておりますが、災害復旧事業費についてはおおむね完了したことから、前年度比で大幅に減少しているものでございます。

最後に、122ページ、12款公債費は、14億3,179万6,000円となり、前年度比1,488万4,000円の減となっております。

以上で、一般会計の説明を終わります。特別会計に入らせていただきます。

145ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号国民健康保険事業特別会計予算案でございますが、歳入歳出予算額は30億7,585万4,000円で、前年度比1,203万5,000円の減となっております。

第2条一時借入金の限度額は1億円と定め、歳出予算の流用は、第3条の規定のとおり、保険給付費に限定するものでございます。

152ページからの歳入を御覧ください。

1款国民健康保険税は5億4,430万1,000円を計上し、前年度比1,689万3,000円の増となっております。

次に、3款県支出金の保険給付費等交付金につきましては22億832万8,000円で、対前年度比7,796万3,000円の減となっております。

153ページ、5款繰入金につきましては、一般会計繰入金が2億2,521万8,000円で、前年度比7,776万9,000円の増となっております。

歳出につきましては、157ページからの2款保険給付費でございますが、2款の合計全体として21億7,085万2,000円となり、前年度比8,078万2,000円の減となっております。

また、158ページ下段からの3款国民健康保険事業納付金につきましては、県への納付金といたしまして、合計で8億656万8,000円を計上しておりますが、前年度比5,583万2,000円の増となっております。

続きまして、167ページ、議案第10号介護保険事業特別会計予算案でございますが、歳入歳出予算額は41億2,825万9,000円で、前年度比2億9,498万8,000円の増となっております。

第2条の歳出予算の流用につきましては、国保会計と同様に保険給付費内に限定するものでございます。

174ページからの歳入についてであります。1款保険料は8億1,110万4,000円で、前年度比2,499万円の増となっております。

4款国庫支出金につきましては、1項、2項

合わせまして9億9,114万7,000円で、前年度比6,263万7,000円の増、また、175ページ、5款支払基金交付金も7,377万円の増となっております。

次に、歳出につきましては、180ページからの2款保険給付費におきまして、各サービス等給付費の合計が38億7,004万円となり、前年度比2億7,475万3,000円の増となっております。

最後に、195ページ、議案第11号後期高齢者医療事業特別会計予算案でございますが、歳入歳出予算額は6億5,724万3,000円で、前年度比1億79万1,000円の増となっております。

歳入につきましては、202ページ、1款保険料が4億6,007万2,000円で、前年度比7,278万円の増となっております。

歳出につきましては、205ページ、3款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、6億2,709万円で、前年度比9,134万2,000円の増となっております。

以上で、令和8年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

(阿部和也上下水道課長登壇)

阿部和也上下水道課長 私からは、議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算及び議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算につきまして、別冊の令和8年度新庄市上下水道事業予算書により御説明申し上げます。

上下水道事業につきましては、人口減少に伴うサービス需要の減少、老朽施設の更新需要の増加に加え、物価高騰が続く、厳しい経営環境となっておりますが、重要なライフラインであります水道・下水道サービスの提供を将来にわたり安定的に継続していくための予算編成いたしました。

予算書の1ページを御覧ください。

議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算でございます。

水道事業会計につきましては、将来にわたり安全・安心な水道水を供給していくための予算編成といたしました。

第2条業務の予定量につきましては、給水件数は1万4,396件、年間の総給水量は360万1,700立方メートル、1日平均給水量は9,868立方メートル。主要な事業として、建設改良事業費は2億6,933万2,000円といたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

水道事業収益は10億2,737万8,000円、水道事業費用は9億9,464万7,000円を予定しております。

2ページを御覧ください。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

資本的収入は9,037万1,000円、資本的支出は3億4,273万4,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,236万3,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条債務負担行為につきましては、水道施設テレメーター装置光回線化工事について、工事の期間を令和9年度まで、事業費の限度額を5,580万円と定め行うものであります。

第6条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用との間とします。

第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を5,767万2,000円、交際費を1万円とします。

第8条他会計からの補助金につきましては、一般会計から補助を受ける金額を8,074万5,000円とします。

第9条たな卸資産限度額は750万6,000円とします。

3 ページからは、予算実施計画、令和 8 年度予定キャッシュ・フロー計算書など予算に関する説明を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上、議案第12号令和 8 年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げました。

続きまして、予算書の22ページを御覧ください。

議案第13号令和 8 年度新庄市下水道事業会計予算でございます。

下水道事業会計につきましては、将来にわたり安定的に下水道サービスの提供を継続していくため、人口減少を見据えた全体計画区域の見直し、老朽化した施設の最適化を図り効率的な施設管理を行えるよう、また、大雨による浸水被害への対策を講じた予算編成といたしました。

第 2 条業務の予定量であります、公共下水道事業につきましては、接続件数は8,159件、年間総排水量は239万8,380立方メートル、1日平均排水量は6,571立方メートル、主要な事業として、建設改良事業費は1億8,469万6,000円といたします。

農業集落排水事業につきましては、接続件数は492件、年間総排水量は22万4,261立方メートル、1日平均排水量は614立方メートル、主要な事業として、建設改良事業費は2,750万円といたします。

第 3 条収益的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の下水道事業収益は9億280万9,000円、農業集落排水事業の下水道事業収益は8,647万3,000円を予定しております。

23ページを御覧ください。

公共下水道事業の下水道事業費用は9億123万7,000円、農業集落排水事業の下水道事業費用は8,572万2,000円を予定しております。

第 4 条資本的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の資本的収入は3億6,813万4,000円、農業集落排水事業の資本的収入は4,266万5,000円を予定しております。

24ページを御覧ください。

公共下水道事業の資本的支出は6億2,403万3,000円、農業集落排水事業の資本的支出は5,818万9,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,142万3,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第 5 条債務負担行為につきましては、水洗便所改造等の資金利子補給について、期間及び限度額を記載しております。

第 6 条公共下水道事業の企業債について記載しており、第 7 条一時借入金の限度額は5億円とします。

第 8 条予定支出の各項経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用との間とします。

25ページを御覧ください。

第 9 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を5,730万8,000円とします。

第10条他会計からの補助金につきましては、一般会計から補助を受ける金額は3億157万8,000円とします。

26ページからは、予算実施計画、令和 8 年度予定キャッシュ・フロー計算書など、予算に関する説明を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上、議案第13号令和 8 年度新庄市下水道事業会計予算について御説明申し上げました。御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

佐藤卓也議長 ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

議案 17 件一括上程

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第 19 予算特別委員会の設置

佐藤卓也議長 日程第19予算特別委員会の設置を議題といたします。

議案第 8 号から議案第13号までの令和 8 年度の各予算を審査するため、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

佐藤卓也議長 これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員の選任は、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第 1 項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集いただきますようよろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 日程第20議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第36議案第34号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例についてまでの議案17件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第34号までの議案17件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告等を勘案し、本市の一般職の職員の給与につきまして必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、一般職の職員の通勤手当につきまして、通勤のため自動車等を使用する職員に対する手当の 1 か月当たりの上限額を引き上げるものであります。

また、通勤のために駐車場等を利用し、その料金を負担する職員に対し、1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額を手当として支給することとするものであります。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日といたします。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新庄市監査委員条例及び新庄市水

道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の2条例につきまして必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地方自治法に新たな条項が追加されることに伴い、職員が市に損害を与えた場合の監査の請求等に関する規定が生ずる条項ずれを解消するため、必要な規定の整備を行うものであります。

施行日は、地方自治法に新たな条項を追加する規定の施行日に合わせ、令和8年9月24日といたします。

次に、議案第20号から議案第26号まで、新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更に係る議案でありますので、一括して御説明申し上げます。

市町村の連携協力により、圏域における人口定住のために必要な生活機能の確保や、人口定住の促進を図ることなどを目的とした広域行政の制度となる定住自立圏構想については、本圏域においては平成27年から取組を始め、今年度で10年目となります。これまで管内の町村と定住自立圏形成協定を締結し、具体的な取組について定住自立圏共生ビジョンを策定し、連携事業に取り組んでまいりました。

今年度は、令和3年に策定した第2次共生ビジョンの最終年度となることから、圏域8市町村において、次期共生ビジョンの策定に向けた協議を進めてきたところであります。

基本的にはこれまでの連携を継続するものでありますが、新たな取組や見直しが必要となる連携項目があり、協定の変更が必要となりましたので、新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更する連携項目としましては、認可外保育施設への支援などについて協定から削除するほか、子供の遊び場の確保などについて取組内容を変更するとともに、新たに地域農業の担い手

確保、農産品の魅力発信、地域公共交通ネットワークの構築及び自治体DXの推進に取り組むものであります。

中心市となる本市と管内7町村は、一対一の関係で協定を締結しておりますので、それぞれの協定の一部を変更することについて提案するものであります。

次に、議案第27号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、現在地番が設定されていない国有林野の一部について、本市の既存の字の区域内に編入し、当該区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

この国有林野につきましては、売却に当たり本市の字の区域に含まれていることが必要であるとして、当該国有林野を所管する山形森林管理署最上支署長から字の区域の変更に関する依頼を受けたところであります。

変更しようとする字の区域は、新庄市大字本合海字トコロ沢の区域であり、変更箇所につきましては別紙の位置図のとおりといたします。

次に、議案第28号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、現在、各種証明書をコンビニエンスストア等に設置する多機能端末機で取得する場合の手数料を令和7年4月1日から特例的に10円に引き下げておりますが、この特例措置の期限を延長するため必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、住民票の写し等のいわゆるコンビニ交付に係る手数料を10円に引き下げる特例措置の期間を令和9年3月31日まで1年間延長するものであります。

各種証明書のコンビニ交付につきましては、市広報紙での周知や窓口での宣伝効果もあり、利用率は前年度の同時期に比べ大幅に上昇しております。この特例措置の継続により、さらな

る住民の利便性の向上を図りながら、引き続き窓口業務等でのデジタル化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

施行日は令和8年4月1日といたします。

次に、議案第29号新庄市保育所設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、中部保育所の移転改築に伴い、施設の名称及び位置を変更するため必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、名称をもみのき保育園、位置を新庄市堀端町に改めるほか、各保育所の保育定員について、柔軟な対応を可能とするため、規定を整備するものであります。

施行日は具体的な移転日が決まり次第、規則で定めることといたします。

次に、議案第30号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、本市の条例においても同様の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、国の基準の改正に合わせ文言整備を行うものであります。

施行日は令和8年4月1日といたします。

次に、議案第31号新庄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものであります。

本年4月から、乳児等のための支援給付として実施している乳児等通園支援事業において、事業者の給付を受けるために満たすべき運営の基準を国の基準に準拠した内容に定めるものであります。

施行日は令和8年4月1日といたします。

次に、議案第32号新庄市農村環境改善センタ

ー設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

新庄市農村環境改善センターは、活力ある農村地域づくりに資することを目的とし、昭和61年7月から供用を開始した施設であります。建設から39年が経過し、施設の老朽化が著しく、維持管理にかかるコストが増大しております。

また、本施設につきましては、多目的ホールの供用を令和6年4月1日に廃止いたしましたが、これ以降、農事研修室等につきましても利用実績がない状況であります。

加えて、本施設の機能につきましては、近接する山屋セミナーハウスを効果的に活用することで代替可能であることなどを踏まえ、施設を廃止する方向性をお示しし、昨年10月の市議会臨時会におきましては、施設の解体に関する設計業務に要する費用を盛り込んだ補正予算につきまして御可決いただいたところであります。

施行日は令和8年4月1日といたします。

次に、議案第33号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、道路法施行令が令和7年10月に改正され、占用物件が新たに追加されたことに伴い必要な改正を行うものであります。

新たに追加された占用物件は、道路の附属物である自動車駐車場または特定車両停留施設に設ける自動車に燃料として水素を供給するための施設であります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第34号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、食料品、エネルギー等の価格高騰を踏まえ、水道利用者の負担の軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年7月から10月分の水道料の基本料金を無料とするため、必要な改正を行うものであります。

この特例措置につきましては、昨年11月と12月の2か月において実施したところでありますが、これを4か月に拡大し実施するものであります。

施行日は公布の日といたします。

以上、御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 これより、ただいま説明のありました議案17件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第37議案の予算特別委員会、 常任委員会付託

佐藤卓也議長 日程第37議案の予算特別委員会、常任委員会付託を行います。

議案の委員会付託は、お手元に配付しております令和8年3月定例会付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

令和8年3月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
予 算 特 別 委 員 会 議案（6件）	○議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算 ○議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算 ○議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議案（10件）	○議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について ○議案第20号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について ○議案第21号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について ○議案第22号舟形町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について ○議案第23号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について ○議案第24号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について

付 託 委 員 会 名	件 名
	○議案第 2 5 号 鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の 変更について ○議案第 2 6 号 戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の 変更について ○議案第 2 7 号 字の区域の変更について
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議 案（7 件）	○議案第 2 8 号 新庄市手数料条例の一部を改正する条例について ○議案第 2 9 号 新庄市保育所設置条例の一部を改正する条例について ○議案第 3 0 号 新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第 3 1 号 新庄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例について ○議案第 3 2 号 新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する 条例を廃止する条例について ○議案第 3 3 号 新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に ついて ○議案第 3 4 号 新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について

議案 6 件一括上程

佐藤卓也議長 日程第38議案第 2 号令和 7 年度新庄市一般会計補正予算（第11号）から日程第43議案第 7 号令和 7 年度新庄市下水道事業会計補正予算（第 4 号）までの補正予算 6 件について、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 号から議案第 7 号までの補正予算 6 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第 2 号から議案第 7 号までの令和 7 年度新庄市一般会計及び特別会計並びに

水道及び下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

今般の補正予算は、全体を通しまして職員給与費等の人件費の整理に加え、各事業の決算見込みに応じた事業費の精査と財源の補正を行うほか、1 月からの豪雪対応に要する除排雪に係る予算の補正を行うものであります。加えて、中学校体育館空調設備整備事業など、国の補正予算を活用して実施する事業を新たに追加するとともに、歳出予算のうち年度内にその支出が終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して使用することのできるよう御提案するものであります。

それでは、補正予算書 1 ページ、議案第 2 号令和 7 年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ 4 億 4,062 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 231 億 9,544 万 4,000 円とするものであります。

6 ページ、第 2 表繰越明許費補正につきまし

ては、2款総務費の戸籍住民基本台帳事業や3款民生費の物価高騰対応子育て応援手当支給事業など、金額の変更分も合わせまして、計9事業を繰越しとするものであります。

また、8款公園整備事業につきましては、当該事業の中止によりまして繰越ししないこととするため廃止するものであります。

また、7ページ、第3表地方債補正につきましては、事業費の確定などによる各種市債の追加、変更及び廃止を行うものであります。

11ページからの歳入についてであります、1款市税につきましては、決算を見込んだ補正を行うとともに、3款の利子割交付金及び9款の環境性能割交付金につきましても、交付見込額に応じた補正を行うものであります。

さらに、15款及び16款の国県支出金並びに22款市債につきましても事業費の精査に伴う補正を行うものであります。

続きまして、19ページからの歳出についてであります、2款総務費では、市有施設整備基金や庁舎建設基金など、合わせて3億円ほどの積立金を計上しております。また、全体を通して、今般の豪雪に対応するため、道路をはじめ公共施設等の除排雪経費の増額補正を行っております。

本年度の事業の適切な整理を行うとともに、新年度事業への円滑な移行を図るための補正予算となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、41ページからの議案第3号から議案第5号までの3つの特別会計補正予算及び議案第6号水道事業会計補正予算並びに議案第7号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度それぞれの事業の統括を図るため……失礼、総括を図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては、財政課長及び上下水道課

長に説明させますので、御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

(川又秀昭財政課長登壇)

川又秀昭財政課長 それでは、議案第2号から議案第5号までの補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

初めに議案第2号一般会計補正予算（第11号）につきまして、一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ4億4,062万9,000円を追加し、補正後の総額を231億9,544万4,000円とするものでございます。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正にて御確認をお願いいたします。

次に、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきまして、初めに、追加及び変更でございますが、2款の戸籍住民基本台帳事業、6款のその他農地対策事業及び10款の中学校管理運営事業につきましては、令和7年12月に成立いたしました国の補正予算を活用して実施するものでございまして、いずれも令和8年度に年度をまたがって契約を円滑に行い、事業を安定的に進めるため、繰越明許費の補正を行うものでございます。

3款の物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、年度内に全ての支給が完了しない見込みであることから、歳出予算の一部を繰り越すものでございます。

このほかの事業につきましては、関係機関との協議に時間を要したことや、1月からの豪雪の影響などにより、年度内の事業完了が困難となったことから、繰越しとするものでございます。

また、7ページ上段にあります、8款公園整備事業の繰越明許費補正の廃止でございますが、最上公園駐車場等整備工事について、本年度の

事業を一旦取りやめることとしたため、廃止とするものでございます。

続きまして、第3表地方債補正の追加でございますが、令和6年7月豪雨災害で被害を受けた道路橋梁及び河川の災害復旧工事の増嵩分に充てるため、災害復旧事業債を追加しております。

また、変更及び廃止につきましては事業費の確定によるものとなっております。

続きまして、11ページからの歳入について御説明申し上げます。

ただいま市長も申し上げましたが、全体を通して各事業の決算見込みに応じた財源の補正を行っております。

1款市税、3款利子割交付金及び9款環境性割交付金につきましては、決算見込みに応じてそれぞれ補正をしております。

11款地方交付税につきましては、今年度、普通交付税の追加交付がありましたので、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして増額補正しております。

13款分担金及び負担金、12ページ、14款使用料及び手数料につきましても、決算見込みに応じてそれぞれ補正をしております。

12ページからの15款国庫支出金及び14ページからの16款県支出金につきましては、事業費の確定や精査に伴う負担金及び補助金の補正を行っております。

16ページになります。

18款1項4目の民生費寄附金につきましては、寄附者の方の御意向を踏まえ、高齢者福祉の向上に資する事業に活用するものでございます。

最後に、19款繰入金でございますが、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして、財政調整基金繰入金を増額補正するとともに、市有施設整備基金繰入金につきましては、保育所建設事業の財源として繰り入れるものとなっております。

続きまして、19ページからの歳出について御説明申し上げます。

まず全体に共通している事項といたしまして、職員給与費等の人件費の整理に加え、各事業費の確定や精査に伴うもののほか、豪雪対応に係る除排雪経費などについて補正を行っております。

初めに、2款1項1目総務費の一般管理費におきまして、職員給与費を増額しておりますが、こちらにつきましては、豪雪対応等に係る職員の時間外手当が主な内容となっております。

1項4目の財政管理費におきましては、歳入の見通しなど、今後の財政運営を見据えまして、減債基金や市有施設整備基金など、合わせて1億509万4,000円の積立てを行うほか、20ページ上段になります、1項6目財産管理費におきましても、庁舎建設基金に2億円の積立てを行うものであります。

21ページ下段から22ページにかけての3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、戸籍附票システム等の改修費を新たに計上しておりますが、令和8年度に予算を繰り越して事業を実施するものでございます。

24ページになります。

中段、3款民生費2項1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援新制度事業費におきましては、公定価格の改定などに伴い、施設型給付費及び地域型保育給付費を増額補正しております。

続きまして、28ページからの6款農林水産業費の1項5目農地費でございますが、県営土地改良事業費におきまして事業費が増額したことに伴い、市負担金を増額補正しております。

また、29ページ上段のその他農地対策事業費では、農業情報通信環境整備対策計画の策定を推進するため、業務委託料を計上しておりますが、令和8年度に予算を繰り越して事業を実施するものでございます。

また、下段の2項1目林業振興費におきましては、森林環境譲与税基金に積み立てる予算を増額補正しております。

次に、33ページに飛びまして8款土木費の6項1目除排雪費におきましては、1月からの豪雪対応に必要となる道路の除排雪業務委託料及び除排雪車借上料の予算を増額補正しております。

次に、10款教育費になりますが、35ページ下段の3項1目学校管理費におきまして、近年の猛暑への対策として、生徒の安全確保と教育環境の改善を図るため、新庄中学校及び日新中学校の体育館に空調設備を整備するための予算を新たに計上しておりますが、こちらも令和8年度に予算を繰り越して事業を実施するものとなっております。

続きまして、37ページからの5項社会教育費の各目におきまして、指定管理も含め、それぞれの施設に係る除排雪費用を増額補正しております。

最後に、39ページ、11款災害復旧費でございますが、2項1目道路橋りょう災害復旧費及び2項2目河川災害復旧費につきましては、3表の地方債補正でも御説明いたしましたが、災害復旧工事の増嵩分を増額補正するものでございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入ります。

41ページをお開きください。

議案第3号国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ124万2,000円を減額し、補正後の予算総額を31億2,762万円とするものでございます。

内容といたしましては、決算見込みに応じて、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金を補正するものでございます。

続きまして、49ページになります。

議案第4号介護保険事業特別会計補正予算

（第5号）でございますが、歳入歳出それぞれ8,095万1,000円を減額し、補正後の予算総額を39億8,572万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、決算見込みに応じて予算の増減を補正するものでございます。

最後に、59ページの議案第5号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,200万9,000円を追加し、補正後の予算総額を5億7,359万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、こちらも決算見込みに応じた予算の増減を補正するものとなっております。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

（阿部和也上下水道課長登壇）

阿部和也上下水道課長 それでは、議案第6号令和7年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）及び議案第7号令和7年度新庄市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、別冊の令和7年度新庄市上下水道事業補正予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

議案第6号令和7年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、水道事業収益の既決予定額10億4,401万5,000円を補正予定額4,944万8,000円減額し、9億9,456万7,000円とします。これは、主に水道メーター検針業務について、隔月検針の導入により検針回数が調整されたため、水道料金が減額になるものであります。

水道事業費用につきましては、既決予定額9億9,521万1,000円を補正予定額516万8,000円減額し、9億9,004万3,000円とします。これは、県関連事業で予定しておりました配水管布設替

工事が不要となったことにより、資産減耗費が減額となるものであります。

次に、２ページを御覧ください。

第３条資本的収入の補正につきましては、資本的収入の既決予定額7,556万3,000円に補正予定額1,357万7,000円増額し、8,914万円とします。これは、令和６年７月豪雨により被災した畑送水ポンプ場の災害復旧工事の国庫補助金の交付によるものであります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額３億9,916万5,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

なお、３ページと４ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第６号令和７年度新庄市水道事業会計補正予算（第５号）について御説明申し上げました。

続きまして、５ページを御覧ください。

議案第７号令和７年度新庄市下水道事業会計補正予算（第４号）でございます。

第２条収益的収入及び支出の補正、公共下水道事業の下水道事業収益につきましては、既決予定額９億679万3,000円を補正予定額2,291万4,000円減額し、８億8,387万9,000円とします。

また、農業集落排水事業の下水道収益につきましては、既決予定額9,160万1,000円を補正予定額15万2,000円減額し、9,144万9,000円とします。これは、先ほど水道事業会計補正予算で説明しましたが、水道メーター検針業務について、隔月検針の導入により検針回数が調整されたため、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料が減額となるものであります。

次に、公共下水道事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額９億694万8,000円に補正予定額195万8,000円増額し、９億890万6,000円とします。

これは、企業債支払利息の精査によるものであります。

農業集落排水事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額9,164万2,000円に補正予定額20万4,000円増額し、9,184万6,000円とします。これは、処理場の除排雪業務委託料を増額するものであります。

なお、７ページ、８ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第７号令和７年度新庄市下水道事業会計補正予算（第４号）について御説明申し上げました。御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました補正予算６件は、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第２号から議案第６号までの補正予算６件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました令和７年度補正予算６件の審議に入ります。

日程第３ 議案第２号令和７年度 新庄市一般会計補正予算（第１号）

佐藤卓也議長 初めに、議案第２号令和７年度新庄市一般会計補正予算（第11号）について質疑ありませんか。

６番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

６番（田中 功議員） 32ページの公園費についてでございます。

最上公園の整備を中止し、そして廃止するというふうに伺ったんですけれども、そのいきさ

つを教えてください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 ただいま最上公園の整備事業につきまして御質問いただきました。

本年度、最上公園内におきまして、駐車場の整備ということで、実施設計を行って、その後、整備工事というような予定で予算計上もさせていただいたところでございます。

実施設計を進めまして、どの範囲でどのぐらいの整備をするかというか、掘削があったりとか、どういった施設を配置するかというところがある程度出来上がってきた時点で、最上公園につきましては、遺構、遺跡の埋蔵物があるということがありますので、担当課を通じて、県の担当機関とも協議を行ったところでございます。その結果、その範囲につきまして試掘が必要だろうと。実際に何か所か掘ってみて、その状況を確認する必要があるだろうというような御指導をいただいて、昨年の12月にその試掘を行ったところでございます。

その結果を受けまして、県からの指導もあって、今後の整備事業におきましては、遺跡の発掘調査を経た後でないで整備工事ができないのではないかとことでの御指導をいただきましたので、その後、市としても、どういった整備の方法、また、期間的にどういったことがあるのかということも庁内で検討もさせていただいたところでございますけれども、今年度内の工事の発注、施行というのが難しいというか、できないだろうというふうな判断で、まずは令和7年度中、また、繰越し、令和8年度までにかけてというような整備工事については、一旦中止ということで、させていただきたいというふうなことで、今回の予算計上というふうなことになってございます。

今後につきましては、県の担当部署と調整をしながら、どういったスケジュールでできるの

かということも含めて、協議を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 大体概略は分かりました。確かに今保育所を造成しているところの要件もありますので、試掘調査あるいは発掘調査ということになりますと、また非常に経費も時間もかかる要件があると思いますので、それはやはり考えるべきだなと思いますけれども、ただ、掘削工事ではないわけですね。舗装工事となれば、現況に、例えば、舗装をかけるだけというふうに考えるわけです。そこに物を建てたり、あるいはその土地を掘削するという状況にあるのだとすれば、確かに今みたいなことで、やはり考えなければならないと思うんですが。あの地域、文化会館の駐車場もなくて、非常に駐車場周辺、地域の駐車場確保のためには必要なエリアではあるなというふうに思うところで、令和7年度事業費に盛り込まれていて、私としては期待しておったところでございましたけれども、今のようない事情でしたので。

確かに法に触れるようなことはできないと思うんですが、また併せて試掘をするようなことでもないよね。発掘調査をするようになるとすれば、またそれも大変なことになるなというふうな思いをしておりますけれども、最良の方法が何かないか探してほしいもんだと思いますが、いかがですか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 議員からいただいた御意見、私も同じようなことも考えておるところでございます。ただ、駐車場整備、平面的な整備という中で、実際の工事としては、路盤の造成であったりということで、おおむね今の地盤から40センチから60センチ程度は土をいじるとい

うことになります。この作業の中で、地下に眠っているであろう遺跡について障害があるというような判断を県の担当のほうで今回されたということでございますので、これを回避しながら何か施工できないかとか、整備できないかということも、短い期間の中でも我々もいろいろ考えてみたところではございますけれども、なかなか良案が出なかったというところもあります。

今後も県のほうと相談をしながら、どういったことができるのかということも含め、議員おっしゃるように、発掘調査ということになりますと、費用と期間と大変かかるんだろうというふうに我々も想定しておりますので、そういったことも含め協議を重ねながら、何かいい方法はないかというところも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） それでは、4点質問させていただきます。

補正予算書20ページ、2款1項6目庁舎建設基金積立金について、あと補正予算書23ページ、3款1項1目の高齢者世帯等熱中症対策事業費について、次が、30ページの7款1項3目の観光振興対策事業費、市内周遊型二次交通実証業務委託料について、あと4番目が、32ページの8款5項1目の不良住宅空き家等除却事業補助金について、4点お聞きいたします。

庁舎建設基金のところですが、令和17年度に新庁舎の建設を目指していると思いますが、昨年までは1億円ずつ積立てを行っていましたが、今年度2億円の積立てとなっておりますが、基金残高とか、どれくらい積み立てていく予定かお聞きします。

2番目の高齢者世帯等熱中症対策事業費につ

いては、家庭用の冷房機新規購入補助金ということで、当初予算としては250万円ということで計上されていたんですが、減額ということで、122万円減額となっておりますが、今年度の実績はどうだったのか教えてください。

次が、市内周遊型二次交通実証業務委託料ということで、こちらは、令和7年度の予算のポイントにも掲載されていた事業で、当初予算が110万円だったんですが、何かワンコインタクシーの運用を通して市内の観光地を周遊するといった事業で、こういった事業になるのかすごくとても楽しみにしていたんですが、減額の72万4,000円ということになっておりますけれども、実証実験の結果、成果はどうだったのかお聞かせください。

次が、不良住宅空き家等除却事業補助金についてなんですけれども、こちらは上限が100万円ということで、まるっきりこの100万円が減額になっておりますけれども、誰も対象者がいなかったのか、申請のちょっと手続的に、ちょっと不備があったのか、こういった状況だったのか教えてください。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 それでは、私からは20ページの2款1項6目の庁舎建設基金への積立金に関する御質問ですが、これまで1億円ずつ積み立てていたものを、今回2億円というふうなところで予算計上させていただいております。令和6年度末での残高が3億円でしたので、2億円を積み立てることによって、令和7年度末としては5億円程度になると見込んでおります。

一応令和17年度を目標としてというふうなところで、これまで説明の中では、庁舎建設については御説明とかさせていただいているところではありますけれども、建設資材の高騰でありますとか、人件費の高騰のことを考えますと、1億円積み立てていっても、毎年毎年そういつ

た部分が上がっていくことを考慮しますと、積み立てた分が全て高騰分に消えていくようなぐらゐの急激な人件費でありますとか物価の上昇の部分というふうなところが想定されますので、全体的な財政運営を考慮する中で、可能な限り多く積み立てていければなというふうなところで、今回2億円というところで増額計上をさせていただいております。

以上でございます。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 では、私のほうから、3款1項1目新庄市家庭用冷房機新規購入事業の実績についてお答えさせていただきます。

令和6年度からの事業で、今年度は2年目となりました。対象となる世帯は、昨年同様、住民税非課税世帯で65歳以上の世帯、重度障害者を含む世帯員の方ということで、その世帯の方の市税のほうで、滞納がないというような世帯にという要件でありました。また、エアコンがない、または故障して使えない、子供部屋のほうにエアコンがないというような世帯のほうを対象となります。申請期間は4月から10月末までといたしました。

実績といたしましては、件数のほうは26件となりました。

内訳としては、高齢者世帯が22件、独り親世帯が2件、障害者、生活保護世帯がそれぞれ1件ずつということになります。

上限額のほうは、補助額の上限は5万円ということでした。

昨年の状況を踏まえまして、事業開始前に、電機商業組合のほうと面談のほうも行いまして、市内の事業所のほうへも、予算が決まった後で、また事業が開始する4月前に説明のほうに伺わせていただきました。市民の皆様には市報で3

回、ホームページのほうでも紹介をさせていただいております。また、今年度から成人福祉のほうに事業のほうが移ってきたということもありまして、民生委員やケアマネジャー、障害分野のほうの相談員にも、つけたほうが良いようなお宅がないかどうか逐一確認をいたしまして、事業のほうを行ってまいりました。

件数のほうは、昨年度は57件ということでしたけれども、今年度はその半分ぐらいとなりました。事業開始当時に先進地として参考にさせていただいておりました都市と大体同じような件数になっております。

また、故障して使えないというような世帯も対象としておりますので、今後も商業組合のほう、民生委員のほうに声がけをしながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 それでは、7款1項3目観光費の市内周遊型二次交通実証業務についての御質問ということでお答えさせていただきたいと思います。

こちらの事業につきましては、議員がおっしゃったように、市内の幾つかの、あらかじめ設定された15か所の乗降場所間のタクシー料金に関して、利用者が支払う金額を500円と、ワンコインとさせていただくことで利用の促進を図ると、その差額を市のほうが補填するというような委託事業になっております。

今回、想定した利用者数よりも少なかったということで減額させていただいたところですが、8月から12月まで実施をして、158件の利用がございました。人数で言いますと延べで256名というふうなことで、そのような実績だったということになります。

利用者がちょっと伸び悩んだというふうなところ、それにつきましては、当初の利用見込み

の想定が多過ぎたのかというふうなところとか、あとはPRのほうが不足していたのではないかとというふうなところあたりが考えられるわけですが、PRにつきましても駅周辺の掲示物などを増やすなどして対応したところですが、このような結果だったというふうなことでございます。

こちらの事業につきましては、今回利用が思わしくなかったというふうなことを受けて、やめてしまっている事業ではないというふうに考えております。今後より詳細な分析もしながら、来年度もぜひ実施していきたいというふうに考えておまして、その際に、今年度の反省点なども踏まえて、また利用していただけるような形でしてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 私のほうには8款5項1目不良住宅空き家の除却に対する補助金ということの減額についての御質問いただきました。

こちらのほうは、この不良住宅の補助金というものとまた別に、別というのか、一緒に空き家の除却支援ということで項目がございます。相談に来られる方は、まずは除却をしたいんだということで相談に来られます。その中で、メニューが危険空き家というものと一般的な空き家というものがございましてという説明もさせていただいておるところでございます。その中で、不良住宅に該当するものというのが、基準がありまして、そちらのほう調査をさせていただいて、基準点以上になりますと不良空き家だということになって、上限100万円の補助という形になりますが、この事前の相談の中において、うちの職員が現地に行ってみせていただいたりして、簡易的にまずは測定してみるとか、確認をしてみる段階において、該当しないだろうというようなことがやはり複数件ありました。

そんな中で、そうであれば、一般的な空き家の除却支援ということで、普通であれば50万円、居住誘導区域内であればプラス20万円の70万円の補助というメニューのほうに申請をいただいて執行したというようなことでございます。

ですので、今回、今年度につきましては、調査の段階、事前相談の中で、不良空き家に該当するようなものがちょっとなかったということで、今回減額の補正ということになります。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 29ページの6の1の5で、多面的機能支払交付金がマイナス6,986万9,000円になっておりました。この内容を教えていただきたいと思います。

それから、39ページの11の1の1で、小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金が、これもマイナス7,106万2,000円となっていました。この理由はどうしてなのか、条件が厳しくなかったのかということをお願いします。

それから、19ページに財政調整基金ありますが、それについては、現在高、幾らになっているのか。

それから、減債基金積立金もありますが、この現在高。

それから、市有施設整備基金積立金の現在高。

それから、20ページに庁舎建設基金積立金がありますが、この現在高。これは、ただいま5億円とお聞きしたんですけれども、庁舎建設、10年後、令和17年度にという予定だというお話でしたが、そのときの建設費はどのぐらいというふうに想定されておられるのか、それは全額市負担となるのか、お願いします。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 2 時 0 1 分 休憩

午後 2 時 1 1 分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 では、ただいまの佐藤議員の質問にお答えいたします。

6 款 1 項 5 目多面的機能支払交付金の減額分につきましてですけれども、資源向上、長寿命化のほうのほうが減額されております。

その理由としましては、県全体の調整で 62.5%ということの支給になったために、その実績に合わせて減額させていただいたものでございます。

続きまして、11 款 1 項 1 目の農業災害復旧費につきまして、この減額分につきましてですけれども、小規模災害緊急復旧事業、こちらのほうの補助金のほうが全て支給のほう完了したため、その実績による減額ということになっております。

総交付件数につきましては、令和 6 年度で 218 件、令和 7 年度 155 件、合計 373 件、総交付額でございますけれども、令和 6 年度で 1 億 449 万 7,776 円、令和 7 年度で 6,393 万 7,288 円、合計で 1 億 6,843 万 5,064 円の補助金の支給ということになっております。

農家の皆様からいろいろな要望等を細かく聞きながら推し進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 それでは、私からは各種基金の残高というふうなところで、100 万円単位で申し上げます。

まず、財政調整基金につきましては、令和 7 年度末残高ということで、予算に上げておりま

す積立額と取崩し額を加味して試算している部分でございますが、令和 7 年度末で 17 億 2,400 万円になります。減債基金につきましては、3 億 5,800 万円になります。市有施設整備基金につきましては 20 億 3,200 万円、庁舎建設基金につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども 5 億円になる見込みというところです。

なお、財政調整基金につきましては、令和 7 年度の決算が出たところで剰余金が出るわけですから、歳出予算に計上しないで剰余金を直接処分して積立をするというふうなやり方がございまして、そこで 3 億円ほどを積立てをしたいというふうに今のところ想定しております。そうしますと、令和 7 年度末の残高として、20 億円程度は確保したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

すみません、失礼しました。庁舎の部分で建設費に幾らかかるのかというふうな部分につきましては、今現在まだ建てる場所でありましか、こういった規模のものを建てるかというふうなところは、全くゼロベースでありますので、そういった部分の構想というのはないわけですが、過去に答弁した内容といたしましては、この本庁舎と第二庁舎、上下水道庁舎の部分も含めて同じ規模で建てるというと、答弁した当時で 50 億円程度かというふうなところは答弁した経過があるというふうに認識しております。

今年度、若手職員が毎年視察に行っておりますけれども、米沢市を今年度視察した中で、米沢市は令和 3 年度竣工で 50 億円程度というふうに伺っております。そこから 5 年経過して、相当物価高騰での建設費が上がってきているということで、同じものであっても、その規模では、その金額では建たないのではないかというふうなところと、以前にも情報提供していますとおり、公共施設の様々な統廃合の中で、ホールで

ありますとか、図書機能でありますとか様々、まだ未定でありますけれども、そういった部分を合築することによって、そちらのほうで、そういう各省庁の財源なんかを充てたり、起債を借入れしたりというふうなところで、可能性としてありますので、そういった部分を検討しながら財源調整をしていく必要があるというふうに捉えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 多面的機能支払交付金は、県の補助が62%に減ったということで、そのままということ、そのままここに出したというお話でした。

次に、小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金については、1億6,000万円ほど支援したという実績があるというお話でした。条件として、実は、市では、減反未達成の方は40万円補助出るわけですが、それが使えないと。こういうふうに厳しい条件をつけておられたように思います。そういう意味では、減反未達成と言われた方、あるいは、これから協力する、申請する人は交付を受けたようだけれども、協力するという申請は書かないということも考えた人は、受けられなかったようです。でも、ほかの町村を見ますと、こういう条件はつけずに、このたびの災害では、ほとんど全額町村で支援して田んぼを復旧させたというふうに聞いております。そういう意味では、新庄市の減反達成またはこれからしてもらう、協力する、そういう申請で条件にしたというのは、あまりにも冷たい。こういうことがなかったら、この7,000万円、もしかしたら農家支援になったんじゃないですか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

生産調整に協力していた方ということを条件にはつけておりますけれども、生産調整に令和6年度等協力できなかったけれども、令和7年度で協力するというふうに約束していただいた方に対しては、こちらの小規模のほうを交付しているところでございます。それでもやはり生産調整に協力できないという方には、やはりこちらのほうの補助金のほうは交付できなかったという方も、本人の意思で、意思でと言ったらおかしいですけれども、生産調整には協力しないので小規模のほうは申請しないという方も確かにいらっしゃいました。

生産調整のほうに協力している方と協力していない方を同じように補助するという考えは、今のところございません。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ある方は、業者に見積りの取り方を教えてもらって、勉強して、書類を提出したそうです。しかし、非常に難しい書類だったそうですが、出したのに減反未達成だから駄目というふうに言われてしまって、労苦というか、本当に労苦だったと思いますが、これに沿っていただけなかったということが本当に残念だったというお話でした。結局その方にお聞きすると、田んぼ直しは自腹で全額出したという、出さざるを得なかったというふうにおっしゃっていました。

こういったことは、ほかの周りの町村では、こういう条件はつけずに、災害だということで全額補助をしてくれたというお話を聞いています。ほかの町村、周りの例えば最上郡内の市町村の状況は、どうだったんでしょうか。それについて、考え、実際どうだったのか。そこを調べていればもう一回お聞きしたいと思います。

それから、庁舎建設基金のことですが、現在高で5億円、建設費については、多分50億円を

かなりオーバーするような大きな建設となります。それを考えたときに、大変大きな借金といえますか、負担が市の負担としてかかってくるのが庁舎建設だと改めて考えているところですか。そういう意味では、本当は今市長がおっしゃっている物価高で、手取りも厳しくて、生活に困難を来している方に支援をしなければいけないという、これは、市長はじめ皆さんの、みんなの気持ちだと思いますが、そういうところに充てるべきところを手厚くすることを考えたときに、庁舎建設については、前に財政課長が100年躯体はもつというふうにも認めておられたように、直しながら大事に使っていくというのが、環境問題を考えてもいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの佐藤議員の質問にお答えします。

他町村の考え方は考え方であるかと思いますが、けれども、新庄市としましては、生産調整に協力した方と協力できなかった方を同じように補助するというような考えはございません。

以上です。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 庁舎建設について、大規模な事業になって、金額も相当大きな負担となるのではないかなというふうな部分の御質問ですが、けれども、以前答弁申し上げたときには、100年もつといいますか、100年建物としてはもつ可能性はあるという認識での答弁したというふうなところで、全ての公共施設において、新庄市の場合100年もたせていきますというふうな考え方はございまして、以前公共施設マネジメントでも御説明申し上げましたとおり、今ある施設を同じ数のまま今後持ち続けていくというふうなところは、人口が減少していく中で、施設

のそれぞれの部屋の利用率も下がってくる中で、修繕費だけが反比例して大きく増加していくというふうなところを考えていくと、逆に今佐藤議員がおっしゃったような、福祉とかに手厚くするサービスの経費というのが、施設の維持管理費用で全て消えてしまうというふうな事態に、今後向かっていくというふうなところあります。ですので、庁舎は大規模な事業になるかもしれませんが、その分、新庄市の保有する公共施設を整理して、そういう福祉施設に充てるような財源を、逆に公共施設をコンパクトにして生み出していくというふうなところが必要だというふうなところでもありますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 私から何点かお聞きしたいと思います。

28ページの6款の農林水産業の4目の畜産事業であります。1,700万円の減額の件でございます。

次は、33ページの住宅費、雪対策総合費の中で、1,800万何がしの減額の件でございます。

次、34ページの教育総務費の2目の事務局費の2,300万円の減額の中で、通学手段の件をお聞きしたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの小嶋議員の質問にお答えさせていただきます。

6款1項4目の畜産生産持続強化支援事業費補助金の1,869万8,000円の減額につきましては、9月補正で補助金のほう可決していただきましたけれども、事業を進めていく中で、12月に事業者のほうで入札を行いました。いわゆる3者とも入札を辞退しているというふうな事態で、

今年度中の完成は見込めないということで、今年度はこちらのほうを取り下げさせていただきたいというふうに、3月補正で減額させていただく次第でございます。

以上です。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 8款6項2目雪総合対策費全体として1,816万6,000円の減額で、個別に見ますと、需用費で2,000万円の減額ということの内容についての御質問いただきました。

こちらにつきましては、最上川用水を活用して流雪溝に水をくみ上げるという事業の中で、清水揚水機場のポンプの電気代が毎年かかってございます。こちらのほう12月の段階でくみ上げができないということになりましたので、それ以降の電気代がかからなかったということで、この分の減額2,000万円ということの内容になってございます。

以上です。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 教育費の事務局費、こちらのほうで2,397万2,000円減額としておりますが、これの一番大きなところといたしましては、通学手段確保対策事業費、こちらのほうで2,175万7,000円減額しております。

こちらについては、スクールバスを購入する予定となっておりますが、マイクロバスのメーカーのほうの生産ラインが止まっているというような状況だったことがありまして、バスの購入が不可能だということで、今回は減額させていただきまして、令和8年度の当初予算のほうで改めて4台分を計上しているところであります。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 畜産の件で、これ過去何回あったんですか、延期。この中部牧場を何とか畜産団地化するというようなことで、毎年ずっとやっているんだけど、3回もできないというのは、どこかに原因があるんじゃないでしょうか。本当にあそこの最上中部牧場を開発して、畜産農家を育成するというのが、新庄市は基幹産業の農業でもありますので、もう少し本腰というか、しっかりやって計画立ててやらないと。これ来年度も続けてやる計画なんでしょう。やらないんですか、やるんですか、まずその辺をお聞きいたします。

あと、次、最上川の漏水で、分かりました。電気料、いろいろ時によって上がったり下がったりするんですけども、大体この水がないとやっぱり困るわけですので、大変潤っているわけですので。大体この金額は平均でこのぐらいの金額ペースなのか、まず教えていただきたいと思います。

あと、スクールバス、分かりました。ただ、買う予定が来なかったと。それで、支障はなかったか、あったのか、その辺をまずお尋ねしますので、お願いいたします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの小嶋議員の質問にお答えします。

過去何回も同じことを繰り返しているのではないかという御指摘は、結果としてそのとおりになっていると思います。

今回につきましては、8月に補助申請しまして、その後、設計審査等ありまして、12月に事業者のほうが入札を実施しました。その際、事業者のほうで辞退したい理由というのが、今災害等で土台の枠を造る業者がどうしてもつかまらないと、それで冬工事になってしまうので、とてもちょっと3月までに完成のほうに合わないということで、3者とも辞退したという

経過がございます。

こちらのほうの事業につきましては、本来であれば当初に載せるべき事業だったかと思えますけれども、県のほうに改めて補助申請し、早期にこの事業に対して実施し、来年度も実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 消流雪に使う電気料についての御質問をいただきました。

今年度の電気料金につきましては、当初予算で約3,200万円の予算を頂いておりました。そのうち12月の段階で試験揚水というようなこともありまして、電気を契約して、実際に電気も使いながらポンプアップをしているということもございますので、12月分という基本料金も含めお支払いをしなければいけない部分がございます、それと余裕を見まして、2,000万円、今回減額ということでございます。

当初予算で3,200万円の予算を計上させていただいておりますが、やはり例年、その前の年、その前の年から比べますと、電気料金上がっている傾向にございますので、今年度の予算に関しても、ベースアップ分も見込みながら予算計上させていただいているところです。

また、今後につきましても、電気料金の動向等につきましては、注視しながら適切な予算要求をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 スクールバスについては、毎年1台ずつ計画的に購入しまして、古いものを新しく更新していくということを実施しておりました。

今回買えなかったというところで、その分、新しいものが入ってきていないという状況にはなりますが、台数的には予備バスなどもございますので、特に子供たちの送迎に支障が出たというようなことはございませんでした。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） 私から何点か質問させていただきます。

ページ数24ページ、3款2項2目児童母子措置費、同じくページ数25ページの3款2項3目保育費……これじゃなくて3款3項2目の扶助費ですね、これ。あと、27ページ、6款1項3目の農業振興費、28ページの同じく6款1項5目の農地費の減額補正についてお聞きしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、3款2項2目の児童母子措置事業費の減額について御説明申し上げます。

児童母子措置事業費全体で511万円の減額となっております。内容としましては、母子家庭等対策総合支援事業費、こちらにつきましては、独り親家庭の親が、より収入を多く安定して就業することができるよう、資格を取得するための養成機関で就業する場合に給付金を支給するものであります。

こちらにつきましては、当初予算で対象者3名と見込んでいたところですが、実績としては、1名の利用というようなところでありましたので、それを実績に基づいて減額するものです。

あわせて、ひとり親家庭生活応援給付金等支給事業費につきましても、今申し上げた職業訓練を給付している方に対して、修業期間におい

て生活費等を支給するものとなっております。

こちらも同様に、対象者が3名のところを1名だったというところで減額をしているものです。

以上です。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 私のほうから、3款3項2目生活保護費、扶助費のほうの減額について御説明させていただきます。

生活保護費のほうについては、医療扶助費ということでの減額をさせていただいております。年々、医療扶助費については緩やかな伸びで来ましたが、昨年度ちょっと大きく1,000万円程度の治療費のほうがかかった方もいらっしゃったんですが、今年度は前もって受診のほうをしていただくことを促したり、状況のほうを見ながら指導のほうもしておりましたので、そこまで大きな治療費のほうはかかっていないという状況になっております。

年度末まで、一応見込みのほうを余裕持って残しておりますけれども、治療費のほうですので、いつどんな状態になるか分かりませんので、残しておりますけれども、そこも見込みでの減額ということになっております。

以上です。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、6款1項3目の農業振興費の減額につきましてお答えさせていただきます。

まず、農業水産物災害事業補助金のほうですが、こちらは、高温・渇水による被害を受けた農業者の生産力が低下しないために、農産物被害の軽減及び拡大防止並びに生産の維持確保を図る目的で交付したものであります。

こちらのほうは1,200万円というふうに予算のほうを確保しましたが、支出額が778万1,405円ということで、その差額分を減額するものでございます。

あと、未来を育む農業担い手育成支援事業につきましても、地域の農業を支える組織的な取組や担い手の経営発展支援、人材育成の取組を行うというふうな下で支援しているわけですので、1経営体に支援したということで、その差額分を減額したものでございます。

また、給食費、食育・地産地消促進事業費補助金につきましても、実績に基づき減額させていただいております。

続きまして、担い手総合支援対策事業費につきましても、いわゆる新規就農者発展支援事業費、こちらのほう、1経営体の方に支給しております。残りの部分、支給金額が375万円というふうになっておりますので、その差額分減額させていただいております。

農地利用効率化支援事業につきましては、地域計画の早期実現に向けた地域の核である担い手の経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入支援ということになっておりますけれども、こちらのほうは1経営体ということの支給で、15万8,000円支給しておりますが、その差額分を減額しております。こちらのほうは、地域計画のメニューが新たに新設され、国予算が縮小したため、採択率が低下したという実情がございします。

農地中間管理機構の協力金につきましては、こちらのほうも、地域内の農地を中間管理機構に貸し付け、担い手の農地に集積されたものを交付しておりますけれども、こちらのほうは実績がなかったということで、全額減額させていただいております。

新規就農者経営開始資金、こちらのほうは、実績に基づき、825万円ということが今年の実績でございまして、その差額分を減額させてい

ただいているところでございます。

最後に、果樹園芸振興事業費につきまして、こちらのほう、栽培している品種の収量が伸び悩んでいる、新設補助に収量向上に期待する品種を導入し、収量及び収益向上を図ることを目的に交付しておりますけれども、1生産組合のほうに交付しております。そちらの交付額が108万9,000円ということで、その差額分を減額しているところでございます。

続きまして、6款1項5目につきまして、土地改良事業費につきましては、県事業の精査による減額という形になります。

その他の農地対策事業費につきましては、令和7年から令和8年度、新庄市情報通信環境整備対策計画策定の業務委託ということを行っております。そちらのほう、不感地帯の調査及び技術的検討、水田水位センサー、自動給水栓等の試行調査ということを行っており、また、大学とのワークショップを開催しているその費用に充てておりますけれども、2か年の事業でございますので、令和8年度分のほう、700万円ということで上げさせていただいておりますところでございます。

続きまして、農業振興費、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきまして、廃止ため池の測量設計業務委託、こちらのほうを減額させていただき、来年度の雨水ため池の廃止工事へ配分するため、繰越しということで行って、させていただいております。

工事請負費につきまして、吉沢小堤につきましても減額し、令和8年度、雨水ため池工事へ配分するため、減額と、繰り越すということになっております。

多面的交付支払交付金事業につきましては、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる長寿命化のほうの交付率が62.5%減少したために、こちらのほうを減額させていただいておりますところでございます。

以上です。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） それでは、3款の民生費のことでお聞きしたいと思います。

実は令和8年、来年度当初予算も、民生費の減額が本当にありますよね。しかし、民生費というのは、私が言うまでもなく、新庄市の一般予算のうちの一番構成比が大きいわけですよ。そういう中で私聞いたんですけれども、それじゃあ、あえてお聞きしたいと思います。児童母子措置費、3名の方が申し込んで、1名しかいなかったとお聞きしたんですけれども、ほか2名は該当にならなかったんですか。その辺お聞きしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 児童母子措置事業費の母子家庭等対策総合支援事業費の件についてお答えします。

当初予算で対象と見込んでいた方が3名ということでありましたが、実際の申込みがあったのが1名だったということで、こちらについては、主に看護師とか保育士、美容師などを目指す方が専門学校などに通う場合の授業料などの給付金を支給するというような事業でありますけれども、最近の人手不足とか賃上げによって、就労しやすい状況が生まれていまして、なかなか時間をかけて資格を取って就労しようという方が減っているような状況だと考えております。

以上です。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） 勘違いしていましたが、

扶助費の6,323万円、本当に多くのやっぱり

差額が減額になっておりますので、お聞きしたわけなんですけれども、やはり前もってそういう医療関係、気をつけられたということで、減額補正となったんですけれども、実は先ほど言いましたけれども、本当に民生費の、本当に令和8年の当初予算の内訳見ても、大体減額になっているんです。ずっとね。やはり民生費というのは、やはりもっと弱い人のためにある制度だと思うので、その辺のことを考慮して、やはり予算を組んでほしいなという思いで質問をさせてもらったわけでございます。

あと、農地費なんですけれども、ちょっと課長の言うこと、ちょっと分かんなかったのも、ちょっと。農業振興費の、じゃあ私からお聞きます。

農業担い手総合支援対策事業費が1経営体であったということなんですけれども、あと農地利用効率化等支援交付金、これも1経営体と言われたけれども、申込みされた農家の経営体というのは、一体幾らの経営体であったのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

あと、この雨水のため池等の廃止、この業務委託477万円、これらについても、来年度以降、繰越しすると言いましたよね。これ廃止じゃないんですか、これ。吉沢の堤。これ見ると、吉沢小堤廃止工事となっているんですけども、課長のさっき答弁では、来年度に繰越しするという答弁だったんですけれども、来年度の予算に、繰越明許の中に載っているわけなんだべかな。ここには廃止工事って書かれているんですけども。3回ですので、その辺お聞きしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 児童母子措置費についての御質問でございました。

当初予算を組む場合につきましては、前年の実績等を勘案して見込みを立てているわけなんですけれども、実際に利用する方、そういった方の利用の動向などもありまして、減額する場合がありますが、予算要求、編成については、さらに精査をしながら行っていきたいと考えております。

以上です。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 小野周一議員の質問にお答えいたします。

申し訳ございません、申請件数につきましては、今手元にちょっと資料がございませんので……申し訳ございません、今手元に届きました。

では、未来を育むほうですけれども、3経営体から申請がありまして、そのうち1経営体が採択になったということでございます。

農地利用のほうは6経営体から申請ありまして、一つが採択になったということでございます。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後2時55分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 大変申し訳ございません。

雨水ため池につきましては、令和8年度当初予算のほうへ繰越しということで載せております。

吉沢小堤のほうはちょっと今工事中でございますけれども、そちらのほう、今後追加で載せて、追加ということで、繰越しの手続を取りたいというふうに考えております。

以上です。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後2時57分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの発言、ちょっと訂正させていただきます。

雨水につきましては、先ほど申し上げましたけれども、令和8年度に繰越しするというところで載せておりますけれども、吉沢小堤のほうの廃止につきましては、事業中でございますので、そちらの事業状況を見て、改めて提案させていただくことになるかと思います。

以上です。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時02分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時13分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 小野周一議員の質問にお答えいたします。また、先ほどちょっと私の発言、訂正させていただきたいと思います。

今回の6ページ、繰越明許費の補正ということで上げさせていただいておりますけれども、農業水路等長寿命化・防災減災事業、こちらの4,077万円につきましては、雨水ため池及び吉

沢小堤の部分が2つ合わさって、こちらのほうを繰越しさせていただき、こちらのほうは令和8年度も引き続き事業を繰越事業ということでさせていただくような形になります。

雨水ため池工事の459万円と、あと、吉沢小堤のほうの、いわゆる3,679万9,000円、これ合わせまして4,077万円というふうな金額になります。こちらのほう繰越しの事業ということで、令和8年度させていただくというような形になります。

以上です。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時16分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

**日程第 39 議案第 3 号令和 7 年度
新庄市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 4 号）**

佐藤卓也議長 次に、議案第 3 号令和 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第 3 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

**日程第 40 議案第 4 号令和 7 年度
新庄市介護保険事業特別会計補正
予算（第 5 号）**

佐藤卓也議長 次に、議案第 4 号令和 7 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 54ページの2の1の3で、地域密着型介護サービス給付費がマイナス9,000万円となっていました。この主な理由はどんなことだったのでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま質問いただきました地域密着型介護サービス給付費の減額についてお答えいたします。

こちらのほうのサービス事業費のほうは、地域の方に限定してサービスのほうを提供するものになっております。市内7か所使える事業所がありますが、昨年度1つ事業所のほうが閉鎖したということもやっぱり影響があるのかなとも思いますが、実際利用が少なかったということでの減額になります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 昨年度1つの事業所が閉鎖したその理由は、御存じのように経営難ということがあったようです。そういう意味では、この地域密着型の介護事業をやる方々の経営が大変厳しくなっているんだろうなということを考えますと、これは事業所の経営の問題ではなくて、高齢者の安心・安全の、安心で暮らせる事業所が減ってしまうということで、介護が受けられない、サービスが受けられない人が増える可能性も大きいわけですので、そのアンケートなどを取ったりして、要望などはないかというふうに調べたりする必要があると思うんですが、どうですか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいまいただきました質問についてですけれども、利用者御本人の御希望というものもありますが、それに関わっている方、家族の方、ケアマネジャーの方、施設の方もいらっしゃいますので、要望のほうというのは、常に把握しながらサービスのほうを提供している状況です。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 1 議案第5号令和7年度 新庄市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算（第3号）

佐藤卓也議長 次に、議案第5号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 2 議案第6号令和7年度 新庄市水道事業会計補正予算（第 5号）

佐藤卓也議長 次に、議案第6号令和7年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第43 議案第7号令和7年度 新庄市下水道事業会計補正予算 （第4号）

佐藤卓也議長 次に、議案第7号令和7年度新庄市下水道事業会計補正予算（第4号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第7号は原案のとおり可決されました。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

3月5日木曜日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時25分 散会

令和8年3月定例会会議録（第2号）

令和8年3月5日 木曜日 午前10時00分開議

議長 佐藤 卓也

副議長 山科 春美

出席議員（17名）

1番	佐藤 悦子	議員	2番	亀井 博人	議員
4番	鈴木 啓太	議員	5番	坂本 健太郎	議員
6番	田中 功	議員	7番	山科 春美	議員
8番	鈴木 法学	議員	9番	辺見 孝太	議員
10番	渡部 正七	議員	11番	新田 道尋	議員
12番	今田 浩徳	議員	13番	伊藤 健一	議員
14番	山科 正仁	議員	15番	高橋 富美子	議員
16番	佐藤 卓也	議員	17番	小野 周一	議員
18番	小嶋 富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科 朝則	副市長	石山 健一
総務課長	小関 孝	総合政策課長	鈴木 則勝
財政課長	川又 秀昭	税務課長	小関 紀夫
防災危機管理課長	柏倉 敏彦	市民課長	高橋 智江
環境エネルギー課長	井上 徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野 智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋 智史	健康課長	佐藤 朋子
農林課長	大江 周	商工観光課長	高橋 潤
都市整備課長	高橋 学	上下水道課長	阿部 和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤 直彦	教育長	津田 浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤 リカ	学校教育課長	大町 淳
社会教育課長	岸 聡	監査委員	須田 泰博

監事	査務委員局長	井上利夫	選挙管理委員会 会長	武田清治
選挙管理委員会 会長	長沼俊司		農業委員会 会長	浅沼玲子
農業委員会 会長	今田新			

事務局出席者職氏名

局	長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主	事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第2号）

令和8年3月5日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	田中功	議員
2番	渡部正七	議員
3番	坂本健太郎	議員
4番	小嶋富弥	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和８年３月定例会一般質問通告表（１日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	田 中 功	1. 豪雪対応と今後の雪対策について 2. 子どもの不登校の実態と対策について 3. 放課後児童クラブの充足率について	市 長 教 育 長
2	渡 部 正 七	1. 「道の駅 新庄エコロジーガーデン 原蚕の杜」について 2. 「地域の稼ぐ力向上プロジェクト」について 3. 「農業振興と農福連携」について	市 長
3	坂 本 健太郎	1. 教育行政（学校教育）について 2. 地域と学校の協働活動について 3. 部活動の地域展開について	教 育 長
4	小 嶋 富 弥	1. 持続可能な安全安心なまちづくりについて 2. 雪対策について	市 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
欠席通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。
これより一般質問を行います。
今期定例会の一般質問者は11名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。
本日の質問者は4名です。

田中 功議員の質問

佐藤卓也議長 それでは最初に、田中 功議員。
（6番田中 功議員登壇）
6 番（田中 功議員） おはようございます。
令和8年3月議会の一般質問、最初に質問をさせていただきます。
議席番号6番、共に創る市民の会の田中 功です。
春の気配を感じる日もありますが、三寒四温の言葉のとおり、まだ寒さの残る日も続いております。

今年の冬も豪雪により、市民生活にいろいろな影響がありました。こうした中で、市民が安心して暮らせるまちづくりの重要性を改めて感じております。

本日は、市民生活に関わる課題として、豪雪対応と今後の雪対策、子供の不登校の実態と対策、放課後児童クラブの充足率について、発言通告書に基づき一括方式で質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

発言通告事項1、豪雪対応と今後の雪対策について。

近年の豪雪により、生活道路の除雪の遅れや、高齢者、独居世帯の除雪負担、通学路の安全確保、除雪体制を担う人材不足などの課題が顕在化しております。

今後も気候変動の影響により、想定を超える豪雪が発生することが懸念される中、住民が安心して冬季間を暮らし続けられるまちづくりが求められていると思います。

つきましては、①生活道路及び通学路の除雪体制の現状と課題について伺いいたします。

②高齢者、独居世帯に対する除雪支援の現状と、今後の方向性について伺いいたします。

③ボランティア活動との連携、活用など、今後の取組について伺いいたします。

④新庄市が実施している消流雪事業の計画内容と達成状況、今後の整備方針について伺いいたします。

⑤今後の豪雪を見据えた中・長期的な雪対策の考え方をお伺いいたします。

発言事項2、子供の不登校の実態と対策について。

近年、不登校児童生徒の増加が全国的な課題となっており、新庄市においても子供や家庭が抱える課題の多様化、複雑化が懸念されております。

つきましては、①新庄市における不登校の現状と推移について伺いいたします。

②学校及び教育委員会において、その原因、理由などの把握をどのように行って、どのように対処しているかお伺いいたします。

③保護者への支援体制や相談体制の現状はどのようなになっているか、お伺いいたします。

④今後の不登校対策の方向性について、子供の居場所づくりなど考えはないか、お伺いをいたします。

発言事項3、放課後児童クラブの充足率について。

共働き世帯や独り親世帯の増加により、放課後児童クラブの利用ニーズは年々高まっておりますが、一方で定員超過や待機児童の発生、支援員の確保などの課題が指摘をされております。

つきましては、①市内各放課後児童クラブの定員及び利用状況、充足率の現状はどのようなになっておりますか。

②待機児童の有無とその対応状況についてお伺いします。

③支援員の確保状況及び処遇の現状は、どのようなになっておりますか。今後の受入体制強化に向けた取組について、市の考えをお伺いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、田中議員の御質問にお答えをいたします。

子供の不登校の実態と対策につきましては、教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、豪雪対策と今後の雪対策についての御質問にお答えします。

生活道路及び通学路の除雪体制の現状と課題についてであります。生活道路につきましては、沿線住民からの申請を受け、市道と同様の

基準で除雪を行っていますが、堆雪場所の確保と排雪については申請者が自ら行うことが条件となっており、住民からの相談が多いところであります。

豪雪年度においては、排雪事業の補助金を活用していただいております。

通学路につきましては、学校周辺の道路幅を確保するよう除雪し、道路パトロールを行い、必要に応じて運搬、排雪を行うなど、児童生徒の安全確保に努めております。

大雪や降雪が連日続く場合には、道路幅が狭くなる、車道と歩道との間に雪壁ができ、児童生徒の姿が見えなくなるなど、歩行空間の確保が課題であると捉えておりますので、各学校や県道、国道の道路管理者とも連絡を取りながら対応しているところであります。

次に、高齢独居世帯に対する除雪の支援の現状と今後の方向性に関する御質問にお答えいたします。

除雪支援の現状につきましては、本市では低所得で独り暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障害者世帯等を対象に、シルバー人材センター、市建設クラブと連携し、屋根の雪下ろしや玄関前除雪を実施しています。

この支援制度につきましては、御自身での除雪が困難で、さらに親族や近隣者等の支援を得ることが難しい場合に、対象者宅の除雪作業を実施するものであり、今年度の実施状況は、雪下ろし141世帯、玄関前除雪75世帯となっております。

今後の方向性につきましては、本制度は冬季間の市民生活を支える重要な支援事業であることから、関係機関と連携し、事業の継続に努めてまいります。

次に、ボランティア活動との連携、活用など今後の取組に関する御質問にお答えします。

本市では、社会福祉協議会がボランティアセンターとして、除雪ボランティアの募集、登録、

対象世帯への派遣などを行っており、この冬においては市内の企業や学生のほか、市外から参加したボランティアに除雪作業に御協力をいただきました。

冬季間の安全・安心な市民生活の確保には、公的な支援に加え、多様な主体に地域福祉の担い手として関わっていただくことが非常に重要であります。

今後もボランティアに関する周知・集約・支援について、要となる社会福祉協議会との連携を強化し、活動を拡充してまいります。

次に、消流雪事業の計画内容と達成状況、今後の整備方針についての御質問にお答えをいたします。

現在、第2次新庄市総合雪対策基本計画に基づき、流雪溝の整備及び必要な水源として、最上川から用水確保を行っております。

流雪溝の整備状況につきましては、全体計画で約91キロメートルのうち、令和6年度末までの整備延長は約52キロメートルで、整備率は約56%となっております。

今後の整備方針としましては、桧町地区第2期及び第3期事業を対象に、流雪溝を整備し、供用に合わせ最上川からの供給量の増量を計画しているところであります。

次に、豪雪を見据えた中・長期的な雪対策の考え方についての御質問であります。今年度から第3次新庄市総合雪対策基本計画の策定を進めており、除雪体制や消流雪などの雪対策全体において、これまでの実績や課題を検証し、今後も起こり得る豪雪の年であっても、市民の皆様が安心して冬期間を過ごすことのできるよう、総合的な雪対策の検討をしてまいります。

次に、放課後児童クラブの充足率についての御質問にお答えをいたします。

市内では、公立4か所、民間立6か所の放課後児童クラブがあります。

定員に対する入所状況はおおむね8割以上と

なっており、現時点において待機児童は発生しておりません。

公立における利用申込状況の傾向としましては、年度当初に利用希望者数が最も多くなりますが、その後児童が通学に慣れてくることや、スポ少や習い事に通い始めるなどの理由から、年度後半に向けて退所する児童が増え、利用者数が徐々に減少していく傾向となっております。

そのため、年度当初においては、各施設の入所定員により、保護者が希望する施設へ入所できない場合も生じております。

この場合の対応といたしましては、近隣の民間立放課後児童クラブの利用を御案内するとともに、希望する施設の定員に空きが生じた時点で随時入所案内を行っているところであります。

次に、支援員の確保につきましては、現在各施設の定員に応じた人員を充足しております。

特に、公立のクラブでは、安全確保や配慮が必要な児童への対応強化のため、今年度1名を増員し、令和8年度においては新たに2名の増員を予定しております。

支援員の処遇につきましても、市の会計年度任用職員の報酬基準に合わせ、年々改善を図っております。

今後は、日新放課後児童クラブの移転改築を進めており、令和9年度の開所を予定しております。

また、民間立のクラブにつきましても、新たに2施設の開所が予定されており、施設整備と処遇改善の両面から受入体制を強化し、安心して子育てできる環境づくりを推進してまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、私から不登校の児童生徒の実態と対策についての御質問にお答えいたします。

本市における近年の不登校児童生徒数は、年によって増減はあるものの、中学校では微増傾向、小学校では増加傾向となっております。また、不登校の傾向にある児童生徒も増加傾向にあります。

原因や理由等を把握するために、年3回の文部科学省の調査のほかに、本市では、毎月不登校傾向にある児童生徒の状況について、学校に報告を求めています。

学校と教育委員会が情報を共有しながら、把握した状況に応じて、福祉や関係機関等と連携し、適切な支援につなげられるように努めているところでございます。

保護者の相談窓口としましては、担任を中心に養護教諭、学年主任、管理職等が保護者等のニーズに応じて対応しています。

また、保護者の困り感によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の教育相談室など、専門的な立場からの支援も行っております。

子供の居場所づくりにつきましては、子供の成長の基盤となる安心感や自己肯定感を育むために、非常に大切な取組であると捉えております。

本市では、シャイニング教室を開設し、学習保障の場とするとともに、子供の居場所となる団体について、市ホームページを通じて活動内容などの周知を進めております。

また、令和6年度からは、各団体の代表者の方に集まっていただき、それぞれの活動について情報を共有し、団体間の連携を深めております。

今後は、不登校の子供の学びの場や、居場所づくりをさらに進めていくとともに、保護者への周知の在り方についても検討してまいります。

以上でございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。
佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきますが、ちょっと発言の質問の順番を、通告書と若干変えて質問をさせていただきたいと思います。

初めに、ただいまの子供の不登校の実態と対策についてということで、教育長のほうからお話がありました。

その中で、中学校では微増だと、それから小学校では増加傾向にあると、そんなお話を聞きまして、少し気持ちが残念だなというふうに感じたところでございますが、それを踏まえて対策なりを、ただいま教育長がやれることをやっているようにという、変な話ですけれども、言われていますけれども、そこについてちょっと若干掘り下げてお聞きしたいと思います。

実態としては、微増あるいは増加というふうになりますと、数字的には把握されているものでしょうか。また、公表できるか、いかがかちょっとお伺いしたいんですが。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

各学校からは、毎月不登校のお子さんの状況につきまして御報告をいただいております。それにつきましては、人数だけではなくて、一人一人のお子さんの欠席の状況、また学校での対応等について御報告をいただき、学校教育課といたしましても、年間を通じてお子さん方の変容、またそれに対する支援の在り方の検討を進めているところでございます。

不登校につきましては、年間の欠席日数が30日以上という規定がございますが、現時点では、小、中合わせますと、70名程度のお子さん方の状況となっております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。
佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 分かりました。

なかなか把握については、学校本位に、もうお任せといいますか、学校での把握、あるいは家庭での把握となると思いまして、一般にはなかなか表立って出ない部分でもあり、その実態も分かりにくいところですけども、その中で、それぞれ70名の方々について、一人一人理由などは違うと思うんですが、大別して、タイプ別にといいいますか、分けられている部分があれば教えていただきたい。

例えば、原因となるものを分かりましたら、教えてください。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 お子さん方の不登校の要因につきましては、様々な要因が絡まっていたり、お子さん自身もなかなか自分が学校に行けないのか分からないような状況もございます。

そのような中で、お子さん方に見られる状況といたしましては、小学生におきましては、学業の不振、また生活リズムの不調、発達障害等に起因する教育的な支援の求めや相談ということがお子さん方の状況としては見られます。

また、中学生におきましては、学校生活に対するやる気がなかなか出ない様子であったり、不安や抑うつ等の相談もあるような状況ではございます。

以上です。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 分かりました。

今、学業とか、家庭環境なんかも含めてなんでしょうけれども、理由がある模様だということでございましたけれども、それに対するサポートといいますか、学校あるいは教育委員会として、先ほどは教育長のほうからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーという

ふうなお話もありましたが、その対応の仕方について教えてください。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 スクールカウンセラーにつきましては、市内の各中学校区に配置いただき、中学生はもちろん、その学区の小学生、義務教育学校におきましては、学校の前期課程も含めて児童生徒また保護者の方の相談を受け付けさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたように、一人一人お子さんの実態、その要因等は違いますので、中学校3年生などは、進学に当たって学習保障という意味では、シャイニング教室に来ていただいて、受験に向けた対応もさせていただいておりますし、なかなか学校に足が向かないというお子さんもございますので、そのお子さん方につきましては、先ほど教育長答弁にもございましたが、市の様々な民間の子供の居場所づくりに御尽力いただいているところを市のホームページ等でも紹介させていただいて、一人一人のお子さんの実態に応じて支援ができるような、そのような体制を学校に求めているところでございます。

以上です。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 居場所に関しては、学校で指導しながら、紹介しながらというふうなことなのかなというふうに思いますけれども、民間のところに御紹介したりということでもございましたけれども、学校自体で、学校の中で対応できることとかというのはないのでしょうか。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 学校の中でという御質問ですけども、学校には足が向くだけでも、教室にはなかなか向かえないというお子さんも

ございます。

そのお子さん方につきましては、県の事業と連携させていただきながら、小学校につきましては、学習指導員を配置させていただき、教室以外の場所での学習の保障、また中学校におきましても、別室指導教室ということで別室での対応等もさせていただいているところではございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） ただいまのお話は、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーという立場の相談ということになるのでしょうか。ちょっとその部分が分からないので、教えてください。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 スクールカウンセラーにつきましては、各中学校区で配置になっておりますが、毎日いらっしゃるという形ではないものとなっております。

年間決められた時間数の中で、来ていただいて対応させていただいております。

ただ、子供たちにつきましては、毎日学校に来ている状況もございますので、そういう部分を学習指導員であるとか、別室指導教員の入っていただいている教員のほうで、日々の対応を当たらせていただいているというところでございます。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 分かりました。

学校の補助する先生方から、その子供たちを見ていただいているというか、ということのようです。

その中で、精神的な病といいますか、学校には行くんだけれども教室に入れないとかという、

気持ちの問題もあると思うんですが、そこら辺は、カウンセラーとかソーシャルワーカーの方々のフォローがあれば、何とかなりそうなどというような実態はないでしょうか。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 なかなかお子さん方が自分のお困り感を言葉にできない実態もございますので、そういう部分では、スクールカウンセラーの方等にお話を聞いていただく中で、子供たちが自分の思いを言葉にしたり、また自分のありように自己理解が進むような場面もございますので、そういう部分では、スクールカウンセラー等の活用については非常に有効なものだと思っております。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） その中で先ほど課長もおっしゃられましたけれども、県の指導を受けながら、学区単位に、中学校区単位にスクールカウンセラーなどを配置していると。ただ、実態としては、月に何回かというふうな限定があるようでございます。

そこを補完するような考えはないでしょうか。単独で、市の単独も含めた充足というか、対応日数を増やすとか、そういう考えはないでしょうか。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 スクールカウンセラーの配置につきましては、現時点では、各学校に週1回程度来ていただいているような状況ではございます。

その中で、担当の教員のほうが、お子さん方、また保護者の方との面談を組みながら、日程のほうを調整していただいているところでございます。

現時点におきましては、その中で子供たちの

不安等の解消に向けて御努力いただいているところでございますので、現時点では県の事業を活用させていただきながら、有効な方法については、市としても改善、工夫を進めながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） よろしく願います。

あわせて、事例なんですけれども、上山市では不登校の児童生徒及び生徒の学びの機会を保障するために、学びの多様化学校というようなことで、校舎内、学校内に設置しているようです。

新庄地区でも、新庄小学校などでは、あじさい教室などを設けて、子供たちの居場所を確保していただいているボランティアの方々もいるということです。

そのような具体的な方策を、今後各学校に用意するとかという考えはないでしょうか。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 各学校におきましては、現在地域の方、様々なボランティアの方に入っていて、休み時間等も含めた子供の支援をしていただいている現状がございます。

また、一部学校におきましては、空き教室等を活用させていただきながら、子供の居場所づくりに取り組んでいただいている団体のほうに来ていただいて、子供の支援をしていただいている実態もございます。

学校教育課といたしましては、様々なそういう民間で活動いただいている皆様の情報を保護者の方にも共有させていただきながら、一人一人のお子さんにとって、少しでも学びに向かう力を育んでいただくような、そのような場づくり、そのための工夫を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 今後ともよろしく願います。

それでは、次に放課後児童クラブの充足率についてお願いしたいと思います。

児童クラブについては、公立で4校、それから民間で、先ほど聞き取りにくかったんですが、2つと言われたの、6校ですか、であるようです。

その中で具体的に充足率といいますか。待機児童はいないというふうな回答でございました。それは、年度初めの調査でなくて、その後の1回落ち着いたタイミングでの調査で、待機児童はいないというふうな捉え方かなというふうに想像するところでもあります。

実際、最初の段階でその年齢に達しない、あるいは高学年であれば、兄弟であってもクラブと一緒にいられなくて、お兄さんはおうちに行って留守番をというような、うちで誰もいなくてもそういうふうな環境もあるように聞いています。

私は、そこのところが課題だなあというふうに思っていて、今後2施設で、民間の施設ができるというふうなお話でもあり、非常にいいことだとは思っておりますけれども、やはり少子化の現在、なるべくそういう家庭ニーズに合ったやり方を考えていくべきかなと思いますので、お伺いします。

具体的には、今みたいな実態は把握されておりますか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後児童クラブについての御質問でございます。

放課後児童クラブにつきましては、昼間、親御さんがいないお子さんの放課後の過ごす場所ということで、年々利用が増えている状況でございます。

放課後児童クラブについては、特に公立においては、保育の必要性に応じて点数化しまして、保護者の就労状況、また学年なども点数化しまして、保育の必要性の高い順に入っているような状況でございます。

特に、年度の初めについては、利用者の希望が多くて、高学年については入れないような状況も出てきているようなことがございます。

特に、兄弟が入っているというようなことで、上のお子さんが入れないというようなこともあるような状況です。

年度初めについては、十数名入所をお断りするような場面もございますけれども、毎年5月1日現在で待機児童の数を出しておりまして、令和7年度につきましては、5月1日現在で1名というような状況でございました。

公立について、お断りした場面においても、民間立へのお知らせをして、そちらに入っていただくとしたような結果で、5月1日では1人というような状況になっていると認識しております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） そうですね、公立と民間立、経費的な面でも変わってくると思うんですね。全体のスペースが、まずは枠がないのも問題ですけども、経費的な問題も発生してくると思います。

そのような中で、行政側での対応については点数化して該当できる、できないというようなことで、枠があるからそういうふうの外れる子供もいるというふうなイメージを持ちましたけれども、実態5月1日現在では待機児童がいな

いということで、どっかこっかには入っている、収まっているということだと思うんですけども、そこら辺はもう少し行政側でも配慮しつつ、保護者の希望に沿うような対応をしていただけたらなというふうに思っております。

あわせて、来年度から升形小学校、本合海小学校が新庄小学校と統合されるというふうなことで、現在升形小学校では児童クラブといいですか、地域のNPOかな、地域の団体にお願いして小学校の近くで児童クラブ的な、児童館的な扱いをやっている。

本合海では、現在のところ、なくなっていると。ただ、児童はおりまして、そういう児童も今後新庄小学校のほうに統合になるのかなというふうに思います。

そのときの児童クラブについての考え方をお伺いしたいんですが。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 升形小学校、本合海小学校の統合後の児童クラブへの対応というようなことで御質問いただきました。

升形小学校につきましては、現在升形児童館のほうに、ランドセル登館というようなことで、放課後児童クラブではないんですけども、学校の帰りに児童館のほうで過ごして、そこに保護者が迎えに来るというような状況でございます。

また、本合海小学校につきましては、車による迎えの対応をしている民間立の放課後児童クラブを利用している方が数名いらっしゃるというような状況でございます。

新庄小学校への統合につきましては、新庄放課後児童クラブや、その周辺の民間立の児童クラブを利用いただくことになるんですけども、利用希望の人数を把握しながら、利用定

員など、公立のほうの利用定員などの調整も図っていきたいと考えております。

それによって利用希望に対応するように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

新庄小学校でも生徒、児童数が少なくなっていますし、空き教室なども出ています。それが児童の待機場所とか保育場所というか、それにはできるか、できないかはあるんでしょうけれども、ぜひとも保護者のニーズ、確かにうちに帰って誰かがいれば何とかあれなんでしょうけれども、そうでない環境が現在多くなっていると思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、豪雪対策、対応と今後の雪対策について、御質問をさせていただきます。

新庄市では今年は雪対策本部と併せて、豪雪災害というふうなことで、救助法が適用されたような雪だったわけですが、これからも同じような環境になると思ひれます。

今までは何とか生活してきたんですが、これから年を加えることによって、雪の処理が難しいというふうな方々も多くあります。

当然ここにいらっしゃる皆さんも、雪に対する苦労は本当に大変だったというふうに思ひますけれども、そのような中で方策を具体的にある程度考えていくべきかなと思ひますけれども、最初に消流雪事業の整備率について、先ほど市長のほうから答弁ありましたけれども、91キロ中52キロだと、56%の進度だということですが、これは何年度から何年度までの間の進捗になるんでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 ただいま御質問いただき

ました消流雪の整備状況ということでございまして、まずは流雪溝の整備計画、全体で約91キロというふうなものを設定してございまして、こちらを随時整備をしているという状況で、令和6年度末までで52キロの整備が終わっています。

それで整備率が56%になっているということでございまして。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 最上川整理事業に絡んで、消流雪事業が一般的になってきたかなというふうに思ひますけれども、平成の二十五、六年頃から流雪事業が展開しているかと思ひますけれども、正確にはまたちょっと表現できませんけれども、この側溝整備かと思ひますけれども、それからすると十何年経過していますよねというふうに想像するわけですね。

その中で56%という進捗は、少し時間かかるよねというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 流雪溝の整備の進み具合ということでの御質問いただきました。

流雪溝の整備につきましては、やはりその地域、整備をする場所、路線の状況でありましたり、当然今お話がありましたような水源の問題というところもございまして。

様々な条件があつて、それをクリアしていくために時間をかけながらというところもございまして。

また、当然費用の問題ということもございまして、そういったものを着実に進めていくという中で、やはりちょっと時間が要しているというようなこともございまして。

また、整備後におきましても、この消流雪に関しましては、やはり地域の方々に、うまく使

っていただかなければいけないということもあって、その地域での管理組合の設立というようなことも併せてやってございますので、やはりちょっと時間を要しているということかと思っています。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） そうですね、地域からの協力も本当に必要だと思うし、また地域の方々も水が来ることによっての利便性が高くなると思います。

整備率が高くなれば、生活環境がよくなるというふうに認識しておりますので、計画されている整備については、なるべく早めに、先ほど市長も第3次雪対策計画を考えているということでございますので、その中に盛り込んで具体化をしていただきたいというふうに感じます。

それから、地域間での整備格差も出てくると思うんです。

いわゆる消流雪なり側溝に水が流れているエリアと、そうでないエリアですね、そこら辺地元町内会などの聞き取りなど、あるいは要望などいかながなものでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 やはり冬の期間、水が流れているということで、非常に安堵する方々もいらっしゃるというふうに感じているところでございます。

やはり消流雪、流雪溝があることを望まれる地域、人々という形で様々な要望、冬期間にいただいているところでございますが、計画に沿いながら、時間をかけながら、そのエリア、エリアを進めていくというようなことを考えてございますので、そのためにも水源となるものが必要であったりということで、地域によっても条件が違いますので、その辺は要望いただきな

がら、エリア、エリアに合ったものをどうやって解決できるのかということも含めて進めてまいりたいというふうに思っております。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） よろしくお願ひいたします。

それから、私も経験している部分なんですけれども、この雪今は落ち着いてきているので、雪の心配はないのかなと思いますけれども、やはり1日に40センチ、50センチ降ったときには、どうしようかというふうに皆さん悩んだと思うんです。

その中で一番困るのは、屋根の雪下ろしとか、あるいは市道なり、道路に出入りするのための自分のうちの前の除雪などだと思うんです。

その中で、中部保育所で新しいもみのき保育所、保育園ですか、でも屋根の融雪対応を考えているようでした。

そんな事業が民間にも、家庭にも反映できないかなというふうな思いがしております。

それには、全て、そういうような事業については個人負担になるんでしょうけれども、そこに援助するとか、また、深井戸なり掘削すれば、消雪にはすごく効果的だと、そういった場合の補助など、できないものかなというふうに思うところですけども、いかがでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 個人の住宅に対しての、雪に対しての支援ということの御質問いただいております。

現在、住宅のリフォーム補助金という形で、事業を長年やってきております。こちらの中において、散水の移動、新たに設置するであったりとか、屋根の融雪であったり、また雪止め、雪下ろしをするときに、危険にならないように、ロープをつけるためのフックを新たに付けると

いったような内容について、補助が可能だということを活用していただいているところでございます。

こちらの内容について、その年によって多少、要綱が変わってきておりますけれども、こういった内容を広く周知させていただいて、うまく活用していただければというふうに考えているところでございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） リフォーム活用が雪対策に利用できるというふうなことでございますので、広く市民にも知らしめられるような手段を講じてほしいもんだなというふうに思います。以上で質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

渡部正七議員の質問

佐藤卓也議長 次に、渡部正七議員。

（10番渡部正七議員登壇）

10番（渡部正七議員） おはようございます。

3月定例会、初日2番目に一般質問いたします。新政・結の会、議席番号10番の渡部正七です。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

発言事項1番目、道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜について。

全国的に珍しく、国の登録有形文化財を活用、

まず最初に、このオープン以来の施設の利用者状況、それから利用している利用者の声、これらをどのように把握しているのか。また、現時点において、道の駅の状況、どのように捉えているのかを、まず最初にお聞きしたいと思います。

次に、今年は本市においても大雪に係る災害適用法が適用されましたが、この大雪による建造物、また樹木等の被害、これらについてなかったのか、この点について状況をお聞かせ願いたいと思います。

3番目になりますが、駐車場ですが、大雪の中、本当にいつもきれいにされていて、業者の方も非常に御苦労なされたと思います。

この冬季間の除雪費用、どのぐらいにかかったのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、4番目の質問になりますが、市民スキー場からこのエコロジーガーデンのほうに、今年雪国ワンダーランドが移動しましたが、この移動したことによっての利用者の状況とか、利用者の声、前年と比較してどのようであったか。また、インバウンドの利用もあったとお聞きしておりますので、その辺の利用者数などもお聞かせ願いたいと思います。

5番目になります。北側エリア等の活用余地のある野外のエリアについて、今後どのように有効利用していくのか、見解をお伺いします。

最後になりますが、未利用の建造物の有効利用、その点についての見解もお伺いしますので、よろしくお願いします。

以上、道の駅に関連する質問となります。

発言事項の2番目、地域の稼ぐ力向上プロジェクトについて。

国の地方創生2.0の基本構想でも、地方が稼ぐ力を高めることが重要であるとされております。

本市においても、第5次新庄市総合計画後期

5か年基本計画案ですが、この重点プロジェクトの中において、地域の稼ぐ力を高める地域の稼ぐ力向上プロジェクトが位置づけられております。

本市において稼げるまちづくり、稼ぐ力を高めるためには、今後どのように産業戦略や地域資源の活用、それらの方策を描いているのか。

また、ふるさと納税や、外部資金の流用に加えて、地域経済そのものを強くするために、どのように地元の企業や農業、観光といった分野の振興を推進していくのか、市長の見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

発言事項の3番目になります。農業振興と農福連携についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、令和の米騒動は一段落したと思いますが、米価の高騰は今も続いています。

令和7年度産の米が高止まりしている中で、やはり稲作農家の方の不安というものは、解消されていないばかりでなく、ますます不安になっている、そのような声もお聞きしているところであります。

さらに、農業資材とか農機具なども非常に高騰しておりまして、新たな設備投資とか、経営規模の拡大、こういうものを望まないような農家の方も多くなっているという話もあります。

令和7年の4月までに全国1,600市町村で取りまとめられましたこの地域計画において、約3割の農地が10年後には担い手がない、受け手がないことが明らかになったところでありますが、本市における状況はどのようになっているのか。あわせて、このことに関する市としての認識をお伺いしたいと思います。

次に、日本の農地面積の約4割が、中間産地や耕作不利地であるわけですが、国のこれまでの政策では、中山間地域の衰退を止めることはできなかったと思います。

国は、これらの地域を守り、暮らしていける農業を目指すとしていますが、これまで本市が取り組んできた中山間地における営農対策を示すとともに、課題をお伺いしたいと思います。

3番目になりますが、令和6年の6月5日に公布施行されました改正食料・農業・農村基本法において、新たに第46条に農福連携の推進が位置づけられましたが、農と福祉、障害者の連携に対する市の認識と本市の実例研究、また取組状況を具体的にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

4番目に、第3次新庄市食育・地産地消推進計画において、食育・地産地消推進のための施策としまして、生産者と消費者の顔が見える関係づくり、これを掲げておるわけではありますが、このことについての具体的な取組施策や、事例等、また現状認識をお伺いしたいと思います。

5番目に、本市においてもいろいろ農業体験の受入体制を行っていると思います。この辺の整備支援、図っていると思いますが、現在での現在までの実績等をお伺いしたいと思います。

最後になりますが、市民農園や遊休農地、いろいろありますが、これらをユニバーサル農園として活用してはいかがと考えますが、この取組について、市の見解をお伺いします。

以上、大項目3つの質問となりますので、よろしくお願いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、渡部議員の御質問にお答えします。

初めに、道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜についての御質問であります。オープン以降の施設利用状況や、利用者の声の把握につきましては、昨年12月オープン以降、来訪者数が増えており、対前年同月で施設全体で70%増加、テナントで10%から20%増加しております。

利用状況につきましては、来場者数や売上げの状況を定期的に確認するとともに、窓口での意見聴取などにより利用者の声の把握に努めております。

利用者からは、施設の利便性や地元産品の充実に対する評価がある一方で、施設の周知や案内標示の改善などの御意見もいただいているところでもありますので、これから当施設がより多くの人が訪れ、利用いただける地域振興の拠点となるよう、官民連携して取組を進めてまいります。

次に、大雪による建造物や樹木等の被害状況につきましては、現時点で建物に重大な損傷は確認されておりましたが、瓦屋根の破損等が生じております。また、樹木は複数本に枝折れ等があり、安全確保を最優先に対応をしているところでもあります。

次に、駐車場の除雪費用につきましては、本年度の除雪費用は、2月8日現在、既存施設部分で約190万円、今年度から供用を開始した新設部分で約430万円となっております。

次に、雪国ワンダーランドにつきましては、冬季間における北側エリアの利活用促進や、道の駅駐車場にインバウンド観光客の大型バスの受入れが可能となったことなどの理由から、今年度より市民スキー場から新庄市エコロジーガーデン北側エリアに移転して営業しております。

利用状況につきましては、雪国ワンダーランドは、1月と2月の土日祝日に営業しており、今シーズンは延べ1,000名ほどの利用がございました。

エコロジーガーデンへ移転した初年度でありましたが、北側エリアの広大な敷地を利用したスノーモービルやバナナボートなどの乗車体験は、子供から大人まで楽しめるスノーアクティビティーとしての利用者からも好評を得ているものと認識しております。

また、道の駅オープンにより、大型バスの来

場が可能となったため、台湾からの団体ツアー客を中心に、イベント観光客が増加しており、500名の方が利用されました。

次に、北側エリア等の活用につきましては、北側エリアにつきましては第5次利用計画により、現状を生かし、既存の雰囲気を残した活用していくこととしておりますが、現時点で具体的な整備計画はございません。

しかし、道の駅化や指定管理者制度導入などの新たな局面を迎えたことを踏まえ、指定管理者とともに地域経済の活性化に資する活用方法について、改めて研究、検討をしていく必要があると考えております。

次に、現在未利用となっている建造物につきましては、平成29年2月に策定した旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画では、基本的には保存の方向性としており、現段階では直ちに新たな用途に供する予定はございません。

しかし、北側エリア同様、指定管理者による新たな管理運営が始まることなどを踏まえ、類似施設の調査や情報収集に努め、活用の方向性について検討する必要があると考えております。

エコロジーガーデンの持続可能な地域振興拠点となるよう、施設の適切な維持管理と段階的な活用の検討に取り組んでまいります。

次に、地域の稼ぐ力向上プロジェクトについての御質問にお答えをいたします。

地域の稼ぐ力向上プロジェクトは、第5次新庄市総合計画後期5か年基本計画の見直しにおいて、重点プロジェクトの1つとして新たに位置づけて令和8年度から取組を進めていくこととしております。

このプロジェクトに焦点を当てた背景といたしましては、令和6年7月に閣議決定された地方創生2.0基本構想において、政策の5本柱の1つに、地域の稼ぐ力を高めることが明記されたことを受け、本市においても付加価値の高い産業を創出し、地方経済の活力を生み出すため

の重要な戦略として取り入れたものであります。

人口減少や、経済環境の変化が加速する中、本市の持続可能な発展を遂げるためには、地域の稼ぐ力を抜本的に向上させることが喫緊の課題であると認識しております。

現在策定を進めております産業振興ビジョンにおいては、地域の付加価値増加、循環の仕組みの構築、若者がやりたい、やりがいのある職場の仕事の創出、多様な人材の育成、地域特性を生かした新たな産業の創出の3点を重要な柱として位置づけており、これらの視点を踏まえ、地域全体で成長産業の産業集積を一体的に推進することにより、地域の稼ぐ力を高めてまいります。

また、本市の基幹産業である農業におきましては、稼げる産業への転換を図ることが不可欠であります。

市場ニーズを的確に捉え、売れる産地づくりを目指し、有機栽培や特別栽培などの環境保全型農業との転換支援を強化するとともに、地元企業への連携による6次産業化による食の磨き上げを積極的に推進し、新庄ブランドの農産物の新たな付加価値を創出する仕組みを構築してまいります。

これらの取組を通じて、本市の持つ多様な地域資源を有機的に連携させ、地域全体で稼ぐ力を高める好循環を創出し、持続可能な地域経済の基盤を構築してまいります。

次に、農業振興と農福連携についての御質問にお答えします。

初めに、農地の受け手に関する御質問ですが、昨今の米の価格高騰が農家所得の向上に寄与する一面がありますが、飼料や燃油、農業用資機材等の価格上昇が経営を圧迫し、規模拡大や施設投資をためらう農業者が多いという現場の実情は切実なものと受け止めております。

こうした状況を踏まえ、本市における地域計画の現状と対応についてであります。令和7

年3月末で地域ごとの地域計画を策定した結果、10年後の受け手が未定となっている農地は全体の約3割を超える見込みとなっております。

特に、小区画の圃場や中山間地域では受け手不足が顕著であり、個人の努力だけでは解決できない深刻な問題であると認識しております。

市としましては、この地域計画を実効性のあるものとし、さらには受け手が未定となっている農地の担い手への集約を進めるため、農地整備事業による農地の大区画の推進、スマート農業普及事業による省力化機器の導入支援、担い手確保、経営強化支援事業を活用した機械の共同利用の組織化を支援することにより、担い手の負担の軽減に努めてまいります。

また、地域計画で受け手となった方々の農地集積協力金や基盤整備の優先実施などを検討し、安心して農業を続けられる環境を整えてまいります。

次に、中山間地域における営農対策についての御質問であります。中山間地域では豊かな自然や伝統文化を守る大切な役割を担っております。

本市の中山間地域が抱える課題としましては、高齢化と担い手不足であると認識しております。地域を守り、皆さんが安心して農業を続けられる環境づくりに努めてまいります。

本市としましても、国、県と協調して中山間地域等直接支払制度を活用した支援を継続してまいります。

地域を守り、暮らし続ける農業を実現するためには、これまでの支援に加え、最新のITC技術を取り入れて作業の省力化を図ることや、地域全体で農地を管理する仕組みを整えることが不可欠であります。

中山間の衰退は単なる農業の問題にとどまらず、地域コミュニティの衰退に関わる大きな問題と捉えております。

今後も地域住民の皆様と共に地域を守るため

の取組を進めてまいります。

次に、農福連携の推進についての御質問ですが、本市における具体的な取組状況につきましては、既に市内の複数の就労支援事業所が農家や農業法人と手を取り合い、現場での実践を積み重ねております。

具体的な事例としましては、本市の振興作物であるネギやアスパラガスの収穫や、選別作業、さらには伝承野菜の栽培管理において、障害を持った方々を雇用し、丁寧な作業を行っていただいております。

これらは、農家側の負担軽減につながるとともに、事業所側にとっても工賃の向上、就労意欲の醸成という結果を生み出しているものと認識しております。

本市といたしましても、農業と福祉の連携を一層推進することにより、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

次に、第3次新庄市食育・地産地消推進計画についての御質問ですが、本計画は市民一人一人が食への理解を深め、生涯にわたり健康な生活を送ることのできるまちづくりを推進することとしております。

生産者と消費者の顔が見える関係づくりににつきましては、本計画における柱でもあるものであり、食に対する安心感の醸成のみならず、郷土愛を育む上でも重要であると認識しております。

本市の具体的な取組といたしましては、生産者と新庄市食生活改善推進協議会の皆様に御協力いただき、夏休みの子供たちを対象に食育バスツアーを開催し、地場産の農産物を身近に感じられる環境づくりに取り組んでおります。

また、学校給食においては、新庄産の農産物の積極的な導入のほか、生産者の方々が実際に学校へ出向いていただく交流給食を実施しております。

今後もこのような取組を通して、生産者と消費者が顔が見える関係づくりを深めてまいります。

次に、農業体験の受入体制についての御質問ですが、農業体験は、地域の魅力を直接肌で感じていただく貴重な機会であり、その受入体制の整備は、交流人口の拡大を図る上で重要な施策であると認識しております。

これまでの実績につきましては、本市の体験農園においてみそづくり体験や、大根の収穫体験などを実施し、多くの方々に親しまれておりましたが、運営を担う方々の高齢化や、後継者不足といった課題に直面し、継続が困難となったことから現在は廃止となっております。

現在は、体験農園で実施していたような多様な体験メニューは実施されておりませんが、そば打ち体験のほか農業者による農家レストランや、地域の生産者が独自に行う収穫体験など、その取組が広がりつつあります。

今後は、農業者への支援を通して、多様な農業体験を提供できる体制を整えてまいります。

次に、市民農園や遊休農地の活用についての御質問ですが、本市では平成2年から市民農園を開設し、多くの市民の皆様が野菜づくりを楽しんでいただいております。

誰もが使いやすい場所にしていくためには、障害を持った方や高齢の方も利用しやすいよう、足元をフラットにして移動しやすくするなどの改善すべき点もございます。

ユニバーサル農園につきましては、世代や障害の有無を超え、誰もが一緒になって土に触れ、多様な方々の農業体験を通して、社会参画を促すものとして有効な取組でありますので、本市にふさわしい農地の活用について研究してまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 大変丁寧な御答弁いただきまして、それでは再質問ということで、まず道の駅のエコロジーガーデン原蚕の杜について再質問します。

先ほどオープン以来、来訪者が増加しているということで、施設全体で前年比で70%、テナントでは10%から20%増というような話でありました。

産直まゆの郷とか、おやさいc a f e A O M U S H Iとか、いろいろゲストハウス・ミノムシとかいろいろあるわけですが、やはりこれ道の駅による相乗効果が大きく働いているのか、どのように感じているかと。

また、休憩・情報発信基地からこれらの施設に移動する道路というか動線ありますよね。その部分が非常に冬季間、案内標示など、施設の周知、分かりづらかったという声もありました。

先ほど答弁の中で、今後改善すべき意見もあるということでありましたので、この点について、まずどのようにお考えか、よろしく願いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 それでは、エコロジーガーデン道の駅に関して、まずは利用者増の要因というふうなことの質問でございましたが、こちらはやはり相乗効果であったというふうに捉えております。

70%も増加したというふうな部分につきましては、増えた大半が新しい施設を訪れた人ということで、新たにカウントし始めた人たちというふうな捉え方をしておりますが、テナントにつきましては、従来どおりの利用者、利用者そのものというふうなカウントをして積み上げた結果、10%から20%増えたというふうなことでございますので、相乗効果があったものというふうに捉えております。

また、新しく整備した施設から既存施設への

案内不足というふうな御指摘がございました。この冬、私も雪のある何か現場を見たわけですが、やはり雪が積もってしまうと、既存施設側が見えにくいなというふうなことは感じたところでした。

また、新しく整備した施設内から既存施設への案内の仕方といいますか、そういったものもまだ工夫の余地があるなというふうに捉えてきたところでございます。

現在、いろいろ意見の、どんな意見があつてというふうな部分を集約している状況でございますけれども、4月からの指定管理者の方々、当然この冬を見ておりますので、からの意見もお聞きしながら、より分かりやすい案内といいますか、より活用していただけるように工夫してまいりたいと思います。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） ちょっと道の駅、私も自宅に帰る途中にありますんで、よく利用させていただいています。

この冬季間、本当にちょっと危険だなあと思った部分が、優先駐車スペースありますよね。身障者のスペースとか、あそこの屋根から排水の水が直接、あそこスペース、傾斜になっているものですから、直接あっちのほうに流れてきて、それが凍っているんですよ。

あの施設、正面玄関に入ろうとすると、今年度も危険だという認識があったと思うんで、左右に三角コーンを置いたり、バーを使って止めておりました。

しかしながら、駐車スペースというのは本当に滑りましたし、実際私も転びそうになった人も見ました。

一番最初にやはり情報施設を使うわけですが、そこから移動するに当たっても大変危機だと思いますので、その辺の改善策というか、その辺

はどのように、何か把握していますか。お聞かせ願います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 新たに整備した施設から既存施設外へ向かうところの通路のお話というふうに受け取りましたが、そちらにつきましては、確かに傾斜をしております、凍ったらちょっと危険だなというふうなことも思っていたところでした。

この冬、途中からでしたけれども、融雪剤をまく等の対応をしながら、状況を見てきたところですが、実際あそこをハンドガイドの機械で除雪をするというふうな部分もあって、なかなか滑り止めを設置するとか、そういったことまではちょっとできなくて、今年は過ぎたところでした。

どういった改善策があるかも含めまして、今後の課題として検討してまいりたいというふうに思います。

あと、新たに設置した施設の裏側、後ろ側といますか、そこら辺の雪対策なんかもちょうと工夫する必要があるかなというふうにも思いましたので、そちらも今後情報を集約しまして危険のないようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 本当に駐車、優先駐車マークある場所ありますので、当然利用される方は、体が不自由な方とか、妊婦の方とか、幼児の方とか、本当に安全・安心を求められる方が利用する場所だと思います。

屋根からの排水の水が直接あそこに流れて、点字ブロックなども凍っていましたので、ぜひ改善していただきたいと思います。

そして、昨日の補正予算では、駐車場の整備

減額で7,582万2,000円ほどでしたか、減額になっておりましたので、昨日の数値を見ると、もうちょっと何か対応できないかなあと感じたところでありますので、今後の対応をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど答弁の中で利用者の声、窓口のほうでいろんな意見聴取をしているというような答弁がございましたが、私もいろんな道の駅利用させていただいていますが、当然その道の駅に行きますと、お気づきの点がありましたら記入くださいとか、アンケートとか、そういうものはあります。

本市の情報発信の施設には、何かそういうものもアンケート用紙などもなかったと思いますが、やはり利用者のニーズを的確に捉えていくというのは非常に大切なことだと思いますので、その点お聞かせ願ひたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 御指摘ありがとうございます。

確かにアンケートの設置のようなものはしておりませんでしたので、それも含めまして、今後こういった形で意見をいただいくということにつきましても、指定管理者と共に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） よろしくお願ひします。昨日は、帰り寄っていったら、情報発信施設の正面のモニター、今まではずっと調整中になっていたんですけども、昨日は直っていましたんで、非常に対応していただいてありがとうございます。

それから、新しい道の駅ができますと、私もそうなんです、大変興味を持って道の駅、最初ですからね、必ず行ってみようと思います。

そこで、これから本市の道の駅も非常に大切になってくるのは、やはり新規の利用者を増やしていくのは当然ですが、また行ってみたい、リピーターとして二度も三度も道の駅を利用していき、そういう取組は非常に重要になってくると思います。

ビジネスのマーケティングにおいては、1対5の法則というのがありまして、新規のお客様を増やすためには、既存のお客様の5倍以上のコストがかかってしまうというような法則もあるそうですが、これからの道の駅の管理運営、そういうことを維持していくためにも、やはり新規の利用者、そしてリピーターを増やす、リピート率ですね、上げていく取組が非常に重要になってくると思いますが、この点についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 リポートしていただけるお客様を増やすというふうなことのお話でございました。

そういう方向性で、様々な取組を工夫していく必要があるというふうなことは、我々としても十分と認識をしているつもりでございます。

一つとして、やはりエコロジーガーデンにつきましては、四季折々の空間といいますか、景観といいますか、そういったものが一つの魅力であるとも思いますので、年間を通して次の展開がどういうふうな経過になっていくだろうということを、最初に訪れたときに周知できるとか、そういったことが重要なのかなとも思いますし、面白いといいますか、興味を持っていたかのような催しだったり、様々な体験メニューであったり、そういったものが年間を通して定期的に行われるというふうなことなどが重要なのかなというふうに考えております。

このたび指定管理者の自主事業提案等におきましても、そういったことも考え合わせた事業

提案というものがなされております。

また、その中には例えばSNSで投稿した際に、例えばクーポンが発行されるなど、次につながるような情報発信の仕方なんかもできるのではないかというふうな提案もいただいております。

そういったものを進めていき、指定管理者側と詰めて進めさせていただきまして、次につながるようなお客様への情報発信というふうなものを念頭に進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 指定管理者の話も出ましたので、ちょっと指定管理者についてお聞かせ願いたいと思います。

今、指定管理者のSNSを使ったとか、クーポンの発行とかというふうな御提案があるという話でしたが、昨年のこの指定管理者の選定時、指定管理者の候補の審査結果を公表されておるわけですが、その項目、評価項目の中で、自主事業の評価視点として、蚕糸試験場であった文化的特徴や、産業施設であることを認識し、通年、特に冬期間でのにぎわいづくりと、収益確保を両立するための独自の提案がなされているかという項目があって、今回指定管理者になったところでは15点に対して9.5の評価をいただいておりますが、いよいよ本当に指定管理者制度始まるわけですが、先ほどもちょっと話にあったんですけども、具体的に自主事業、どのようなものを提案されていたのか、これからどのように展開していくのか、その辺ひとつお聞かせ願いたいと思いますし、もう一つは、同じこの評価の中で、周辺観光施設や店舗等に波及する効果を生み出すような事業提案がなされているかという項目もありまして、そこについては、5点中3.7の評価だったと思います。

この点、2つについてお聞かせ願えればなと思いますので、よろしくお願いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 指定管理者の自主事業の内容というふうなことでございました。

今回、審査をいたしました提案書の中において、エコロジーガーデンの指定管理の業務の範疇でやっていただく事業というふうな捉え方と、指定管理施設を超えて、市内全域にその効果を波及していくような取組というふうな2つのレベルの提案がなされていたと、我々のほうでは感じております。

指定管理者側として、あの施設の中で取り組んでいきたいというふうな話があった事業といたしまして、例えば、キッチンカーの団体と連携したキッチンカーを常時あそこの施設内に配置をする取組であったり、アウトドアメーカーと連携したアウトドアイベントの開催、またキャンプサイトの設置などというふうな具体的な提案がございました。

こちらにつきましては、北側エリア等も含めた低利用エリアといいますか、そういったことの活用も含めた形での提案がなされていたというふうなことであります。

先ほど申し上げたようなSNSの投稿の話申し上げましたけども、そういった情報発信の仕方についての提案もあったというふうな一方で、施設の特色を生かして、その特色を生かした取組を通して、施設振興だけにとどまらない成果を目指していくというふうな取組として、例えば、大学と連携してフィールド提供を行って、様々な用途に供していくというふうな取組であったり、自然環境を生かした児童等への学習の場の設置というふうなものがございました。

また、中心市街地活性化につながるような取組の手法といいますか、そういったものの提案もいただいたところでございますが、こうした

施設管理にとどまらないような取組につきましては、当然指定管理者だけで実現できるものではないというふうに考えておりますので、どれだけ実現できるかというふうな部分も含めて、市としてもしっかりと関与しながら、施設があそこの振興だけにとどまらない、全市的な成果につながるように、我々としてもしっかりと関与していきたいというふうに考えていたところでございました。

以上でございます。

10番(渡部正七議員) 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番(渡部正七議員) 指定管理者もやはり大変だと思いますので、ぜひバックアップのほうよろしくお願いします。

令和8年度においては、AIアバターを使った情報発信とかも考えているような予算計上もされていまして、ぜひ先ほど言いましたが、リピーターですね、また新庄の道の駅を利用してみたいという人が増えるように、施設関連の商品のサービスとか、施設全体のサービス、新庄の道の駅には魅力があるんだということを、今後とも発信していただければなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それから次に、地域の稼ぐ力プロジェクトについて再質問いたします。

昨日の全員協議会でも、中期財政計画が示されて、財源見通しの課題、収支不足への対応策なども示されておりました。

この稼ぐ力の一つとして、新庄市産業振興ビジョンの策定を今行っていると思いますが、目指すべき将来像がシビックですか、非常に今後地域資源とか既存の産業基盤、そして市内外の技術、人材、そして地域文化を組み合わせることで、新たな価値をつくり出し、生み出された資源を再投資することで、それらが循環している姿を目指していくということですが、やはりこれは昨日市長の施政方針にもありまし

たが、本当に重点的に取り組んでいただいて、そして何より大切なのはスピード感だと思います。

いろいろ今まで、説明も受けましたが、この策定までのスケジュール、そしてパブリックコメントなども行っていると思います。

この辺について、どのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 産業ビジョンの御質問というふうなことでございました。

先日、全員協議会において内容等について説明をさせていただいたところですが、タイミングを同じくしまして、パブリックコメントのほうの実施のほうに進ませていただいております。

3月、ちょっと日付については、今手持ち資料ありませんが、3月中旬ぐらいにはそれを取りまとめまして、年度内に最終の段階策定というふうなことにつなげたいというふうに予定しております。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） ちょっと時間もなくなってきたんで、早口になりますが、本当に市として稼ぐ力という点では、自主財源の確保というのは非常に大切になってくると思います。

自主財源の大きな要素には、いわゆるふるさと納税とか、企業版のふるさと納税も入ってくると思います。

企業版のふるさと納税が令和7年度の税制改正によりまして、令和9年度まで延長されておりますが、本市がさらにこの寄附を頂くために、共感を呼ぶプロジェクトとか、今も市長のトップセールス行っていると思うんですが、より多くの企業より寄附を頂けるような取組、今見えている課題等がありましたら、お聞かせ願いた

いと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 企業版ふるさと納税についての課題というようなことでございますが、今年度、総合計画見直しということで後期5か年に向けて様々なプロジェクトを設けさせていただきました。

こういったプロジェクトを推進するに当たっても、やはり財源というのが大変重要になってきますので、そういった意味ではこういった外部からのふるさと納税含めて、企業版も含めて、稼ぐというよりは応援をいただく、そういった視点で進めていかなければならないと思っております。

その上では、特に令和8年度に向けては新規の事業、かなりありましたが、これも前期振り返りまして様々な課題を踏まえ、取り組まなければならないものをしっかり形にしてきたものと思いますので、そういった市でしている事業というそのものをアピールしながら、事業といったものに共感いただきながら、さらに応援をいただく、またその応援いただいた財源を使いながら新たなプロジェクトに投資をしていくという、そういった好循環を生みながら、市のまちづくりを進めていきたい、そのような形で今こういった財源の確保の形についても考えているところでございます。

以上であります。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） この企業版ふるさと納税、この制度、やはり単なる寄附のお願いだけではなくて、市長自らビジョンを描いて、どのようにして企業と地域を結び、そして市民の暮らしをより豊かにするかという観点から進めていくことが非常に重要だと思います。

この寄附額の大小ですね、それに一喜一憂す

ることなく、戦略的かつ積極的な活用ということもよろしくお願ひしたいと思います。

時間もなくなったんで、もういっぱい質問したいこともあったんですが、この稼ぐ力を備えた新庄市を目指すには、やはり企業誘致とか、観光振興はもちろんですが、子育て、教育、定住施策といった市民の暮らしの基盤を一緒に整えることも非常に重要だと思います。

今後、社会保障費、また公共施設の維持管理、そういうものが非常に増加することは避けられないわけですが、だからこそ本市の持っているポテンシャルを引き出し、そしてやはり地場産業とか地域資源を生かした持続可能な収益モデルを築いていくことが非常に重要だと思います。

市長も昨日施政方針で、輝く未来に挑戦するまちづくりを進めていくということがありましたので、私たちもぜひ一緒に進んでいこうと思います。

今後ともまずよろしくお願ひしまして、本日の私の一般質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

坂本健太郎議員の質問

佐藤卓也議長 次に、坂本健太郎議員。

(5 番坂本健太郎議員登壇)

5 番(坂本健太郎議員) 令和 7 年度 3 月定例会一般質問、議席番号 5 番、共に創る市民の会

の坂本健太郎です。

本日 3 番目となります。通告に従って、3 点質問いたします。御回答よろしくお願ひします。

津田教育長の再任につきましては、議会の同意を得ることができました。令和 8 年度から 3 年間、本市の教育行政のかじ取りを担われることとなります。

これまで私は、教育の課題について質問をしてきましたが、この機会を捉え、改めて教育長のお考えをお聞きしたく一般質問いたします。

回答者が教育長のみになってしまいました。最後までお付き合いください。

初めに、発言事項 1、教育行政(学校教育)について。

教育長は、令和 6 年度から 2 年間、本市の教育行政のかじ取りを担ってこられました。

この 2 年間、不登校への対応、部活動の在り方の変化、学校外の学びの場の確保など、教育を取り巻く環境は大きく変化してきました。

その中で、教育長のリーダーシップ、役割はより重要になっていると感じます。

そこでまず、本市の教育行政の現状をどのように捉えておられるか、お伺いします。

1、本市の教育行政の課題、現状を任期中、どのようにあつたと捉えておりますでしょうか。

2、その中で、教育行政を進めるに当たり、教育長として大切にしてきた考え方や視点は何か。

発言事項の 2、地域と学校の協働活動について。

地域と学校の協働活動については、子供たちの学びを学校内に閉じず、地域と関わる中で育てていく取組として重要であると考えており、これまでも度々質問をしてきました。

一方で、担い手の固定化や継続性の確保など、現場ごと課題を抱えながら、進められている場面もあると感じており、事業の再構築が必要と考えます。

そこで、次の点について伺います。

1、現任期における地域と学校の協働活動について、どのような成果と課題があると認識していられのでしょうか。

2、協働活動を今後も継続していく上で、教育委員会としてどのような点を大切にすべきと考えておられますか。

発言事項の3、部活動の地域展開について。

部活動の地域展開については、教育の課題にとどまらず、指導者の確保や費用負担、競技間の環境差など、地域全体に関わる問題として捉える必要があると考えております。

これまでも何度か質問をしてきました。これまで市の方針として段階的な展開など、考え方や実績が示されてきた一方、生徒、保護者、地域にとっては先行きが見えない面もあると感じています。

そのような中、昨年12月、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが国から示されました。

令和8年度から改革実行期間として、さらに改革を進めていこうとしています。

教育長には改めて、次の点について伺います。

1、部活動の地域展開を進める上で、現時点での課題と認識している点は何でしょうか。

2、改革推進期間を終え、改革実行期間に移行します。部活動の地域展開を振り返り、今後どのような方向性で整理し、実施していくのか、そのお考えをお聞きます。

以上3点、よろしくお願いします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、坂本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校教育についての御質問にお答えいたします。

私が教育長に就任して丸2年が経過しようとしておりますが、新庄の子供たちは素直に、そ

しておおらかに育っているというふうに感じているところであります。

そのような中で、課題があると感じたことを2点申し上げます。

1つ目は、子供たちの学びに対する意欲を、喚起できていないのではないかとというふうなことでございます。

学び以外にも、スポーツや読書文化活動などに取り組む意欲も低い子が多い印象があります。

これは、本市に限った課題ではございませんけれども、どうやって子供たちにやる気を喚起するのか、引き続き保護者や地域の皆さんと一緒に考え、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

2つ目は、グローバル化や情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応の遅れでございます。

常に後手に回ってしまい、先んじて対応することができない、そういう状況にあるように感じております。

予算を伴う事柄については、確かに対応が困難な場合もございますけれども、教育委員会や教職員の意識改革によって対応可能なものもあるように感じております。それらの点を徹底する必要があると感じているところです。

ほかにもたくさんの課題がございますが、私は次のような考えの下、様々な指示をしてきたところでございます。

古くから国家百年の計は教育にありというふうに言われております。

人材の育成こそが、国を支える基盤であり、長期的視点で人を育てることが大切であることは、いかなる時代であっても変わることはありません。

このことを大前提としながら、教育は人なりということをお願いしてまいりました。

教育において最も重要なのは人間性であり、教師の人間性や力量が教育の成果に直結します。

学校教育にタブレットが導入され、様々な場面にA Iが活用されるようになって、教師自身が最大の教育環境であり、子供を豊かに育て、能力を引き出すのは教師という人間にかかっていると思っております。

したがって、教育長としては、多忙な中で日々の業務に当たっている先生方に対し、それぞれの意義をしっかりと認識した上で、それらの業務に当たるように指導してまいったところでございます。

私自身が直接各校の教員に話をしに行く機会はほとんどありませんので、私の元指導主事として、あるいは元課長として、あるいは元校長としての経験を基に、身近にいる指導主事や課長、校長を育てる、そんな教師でありたいというふうに思って努めてまいったところでございます。

次に、地域と学校の協働活動についての御質問にお答えします。

本市の地域学校協働活動事業につきましては、地域学校協働活動をコーディネートする地域学校協働活動推進員を6名配置し、学校や学校運営協議会のニーズを把握しながら、地域の方々が主体的に学校行事や教育活動に参画してもらい、学校を核とした地域づくりを目指した事業を実施しているところでございます。

現在の地域学校協働活動の1例としましては、新庄小学校の中に地域の方と子供が交流できる地域交流室あじさいルームを令和5年から開設し、地域の方と子供のプラットフォームになっており、子供が安心して過ごせる場としての機能や、子供も大人も自分の得意分野を持ち寄って学び合える場として機能しております。

また、本合海小学校では、地域の畑ナス農家の方の協力を得ながら、総合的な学習の時間で畑ナス栽培から販売までを実施しており、地域の協力なしでは経験できない、貴重な教育活動を実施しております。

そのほかにも、学校の特色に合わせて、地域の方と子供たちの交流の場の創出、地域の人材の協力を得た事業の実施、学校内での地域行事の実施などの地域学校協働活動が展開されており、事業目的である学校を核とした地域づくりが着実に推進されていることが成果であると考えております。

一方、課題としましては、学校運営協議会の委員を中心とした活動をより活発化していくことや、人口減少に伴い地域学校協働活動に関わってくださる方が減少しているというふうなところであると考えております。

今後の地域学校協働活動をさらに推し進めていくためには、地域の方々がこの活動に継続的に関わっていただけるよう、学校運営協議会の委員を中心に、地域づくりや学校経営に対し、主体性を持って関わってもらえるような取組を実施していくことが必要であると考えております。

今後も、学校運営協議会委員の意識やニーズを把握しながら、学校に関わってくださる地域の方々を対象とした研修会や交流会を実施し、地域の方々の主体性を育む取組を進めたいというふうに考えております。

次に、部活動の地域展開についての御質問にお答えいたします。

部活動の地域展開につきましては、少子化により、生徒数と教員数が減少し、また教員の働き方改革も進み、従前と同様の体制での運営が厳しくなっている中で、各学校における部活動の縮小や廃止により、生徒がスポーツや文化芸術に親しむ機会が失われていくことが大きな課題となっていました。

本市では、国や県の方針を踏まえながら、令和4年度から学校保護者会、スポーツ、文化団体などから構成する新庄市休日の部活動の地域展開検討委員会において、部活動の地域展開の検討を進めてまいりました。

初めに、部活動の地域展開を進める上での課題につきましては、大きく3点あるというふうに考えております。

1つ目としては、平日は学校の部活動、休日は地域クラブ活動という二重構造の中での活動となっていることでございます。

このことにより、平日と休日での活動主体が異なり、指導方針、責任主体、大会参加区分など、運営上の違いが生じるため、生徒や保護者にとって分かりづらい制度となっております。

生徒、保護者等の関係者の理解促進とともに、教育的配慮や生徒指導の連続性をどのように確保するかは、地域展開を推進する上で重要な課題となっております。

2つ目として、家庭の費用負担の増加でございます。

学校部活動から地域クラブ活動へ移行することで、地域クラブ活動への参加費、送迎、保険加入など、家庭の関与が相対的に増す、そういう側面がございます。

経済事情に左右されない参加機会の確保は、整理すべき課題となっております。

3つ目といたしまして、持続可能な地域クラブ運営の体制整備であります。指導者やクラブの事務局を担う人員など、クラブ活動の運営維持に必要な人材の確保は、大きな課題と捉えております。

そのほかにも、少子化によるクラブ員の確保のための広域的な地域連携の必要性、生徒の安全確保のための体制整備など、様々な課題がありますので、引き続き課題解決に努めてまいります。

次に、今後の方向性につきましては、昨年12月に策定されました国のガイドラインを踏まえ、令和8年度から13年度までの6年間で改革実行期間と位置づけ、地域展開を推進していくために、新たに部活動の地域展開推進委員会を設置し、まずは休日の地域展開における諸課題の解

決に向けて、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

部活動の地域展開は、単なる制度変更ではなく、急激な少子化が進む中においても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ、文化活動に親しむ機会を確保、充実させていくことが主たる目的でございますので、今後も子供たちが希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ってまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 御答弁ありがとうございます。

やはり教育長は教育者だなという思いが率直にありまして、人を大事にして、教育から人が育っていく、これからの未来を担う人材をつくっていくという、強い意思が込められた答弁だったと思います。

課題意識についても、私の思っている課題意識とほぼ同じような課題意識を持っておられたと思います。

それをどのように解決していくか、一步でも前進していくかというのが、これからになってくると思いました。

それでは、再質問させていただきます。

2年間という中で、教育長されてきましたけれども、将来に向けた基盤づくり、様々なところで教育長の思いが入った事業をやってこれたと思います。

その中で種まきしてきた、取り組んできた、これはというのは、ございますでしょうか。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 この2年間で何をやってきたかというふうな御質問でございますけれども、具体的な事業ということよりも、やはりその前にやるべきことがたくさんあるなというふうに感

じておりました。

つまり改革というのは、1人でやるものではありませんので、まず意識を醸成していくというふうなことのために、いろんな方と考えるすり合わせをしてきたということがあります。

具体的には、もうこれだけ人口減少が進んでまいりますと、新庄市単独でというふうなこともなかなかできなくなってくることが増えてくるだろうと。

ましてや、周辺7町村を考えると、そのとおりであろうというふうに考えまして、地区の教育長会というふうな会がありまして、8市町村の教育長の中で、共通してやっていけるものはできるだけ一緒にやりませんか、なんていうふうなことの声がけとか、そういうふうなことをいろいろやってきたつもりでございます。

それから、以前勤めていたというふうなこともあり、県の教育局に様々な知人が現在も現職としてお勤めになっているというふうなこともありまして、何かこう力を貸してくださいというふうなことをいろいろお願いしたり、あるいはこちらから逆にこういうことって、この新庄をモデル地域でやってもらえないかなとか、いろんなお願いをしてきたりとかいうふうなことなどを進めてきたところでございます。

したがいまして、それがまだ具体的なこういう施策というふうなことで、実を結んでいる部分はあまりないのが実態でございますけれども、そういったベクトル合わせといいますか、そういうふうなところの中から、今後やるべきものがだんだん見えてきているような気がしているところでございます。

そういった意味では、少しずつ下地づくりをしてきたというふうなことではないかなというふうに捉えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 様々なところで御尽力いただいているという答弁だったと思います。それが実るように、少しでも皆さんのところに届くようにぜひお願いしたいと思います。

文化といいますか、学校とか制度というものを变えるには、やっぱり時間がかかるということですり合わせということでお話を聞いたり、働きかけをしていらっしゃるというお言葉でしたけれども、新たな任期、3年間という任期の中で取り組んでいきたいもの、教育長の考える一丁目一番地は何でしょうか。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 学校教育、特に私は学校現場で長く過ごしてきたものでございますので、学校現場での一丁目一番地というふうに申しますと、やはり学力、確かな学力を身につけるというふうなところじゃないかなというふうに思っております。

この場合の学力というのは、ペーパーテストで点数を取るというふうなことだけではなくて、それも学力の一面ではありますけれども、それよりも以前から私の考え方として、学力というのは、学ぶ力、自分自身が学ぶ力じゃないかというふうに考えて、取り組んでまいりましたので、自ら学ぶ力をどのように子供たちに培ってもらうか、育てていくか、そういったところを一番に考えて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 確かな学力、自ら学ぶ力、学ぶ力が弱まっているということで最初の課題のほうでもありましたけれども、昨日、教育長の御挨拶の中で、生き抜く力をつけさせたいという、生きる力ではなくて生き抜く力ということをおっしゃってございました。

前の答弁では、昨日ですね、昨日の中でも課

題を持って学ぶと、あとは何をすべきか考えるということもおっしゃってありました。具体的にはどのような力でしょうか。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 最終的には、いかにして生き抜いていくか、生きるかというふうなところだと思うんです。

やっぱりそのために、生きるために、生き抜いていくためには、様々な課題に、これは問題という部分もあるかもしれませんが、そこに突き当たると。

そのときに、自ら考える力というふうなものがないと、その先になかなか進んでいけないというふうに思うわけであります。

その考える力の中には、人と一緒に考えるというふうな部分も、これは生き抜いていくためには必要な力だと思いますし、そういったふうな部分で、とにかく学校の教材だけではなくて、身近なところに考える材料、あるいはなぜ、どうしてというものが転がっているわけですから、そういった疑問を大切に、それを何とか解決していこうというふうな、そういうふうなことを自ら持ってもらえるような子に育ってほしいと。

そして、周りの家族、教員、あるいは地域の方は、それを後押しする、そういうふうな存在であってほしいなというふうに考えているところでもあります。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 全くそのとおりで、私も思っておりますし、そのような子供たちが学んで、新庄から羽ばたいて、そしてこの地域を担う大人になってほしいなと思っております。

本市の教育大綱、総合発展計画と一体で運用されているということを聞いておりますが、県

では第7次山形県教育振興計画が今年度から運用されております。

本市でも、来年度から後期の基本計画ということで今見直しをしております。

これらの関連性、整合性はどのように整理されているのか伺います。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 本市の後期基本計画におきましても、あるいは7教振におきましても、求める将来像というところに、そういう大きな違いはないんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、例えば昨年4月から新たな取組として行っております県の第7次教育振興計画、読んでみますと、言い方はすごく悪いかもしれませんが、総花的に書いてあって、何を重点的にやったらいいのか、どこに焦点を当ててやったらいいのかというところが、なかなかああいいう大綱とか、ああいいう大きい冊子になってしまうと見えにくくなってきてしまう。

そこを、より具体化した施策というふうなものを年次で、いろいろ取り組んでいくというところが、我々今やっていかなければいけないところではないかなと。

したがって整合性というふうな部分については、教育の行き先でございますので、大きくそういった違いはないと。ただ、具体策としてどういうふうなことをするかというふうな表現がちょっと違っているというふうにしか捉えておりません。

やはり、教育の本質に向かって、それぞれの年度において、焦点化、重点化しながら、着実に、しかも評価できる目標を立てながら進んでいかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 全てに教育長自らお答えいただき、恐縮です。ありがとうございます。

その整合性というところでは、言葉的には県と市町村、新庄市ということで違いはあるかもしれませんが、行き着くところは同じだということで、その具体策を期待していきたいと思います。

ただ、来年度、予算の主要事業の中を見ますと、教育の項目、見ただけでは学校給食の無償化と補助というところしかなかったように思えました。

主要事業というところなので、細かな事業様々あると思いますが、やはりこの主要事業の中にぜひ教育長の思いが込められた事業として、来年度載ってくるようなことを期待したいと思います。

1 番目については、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

2 目なんですけれども、地域と学校の協働活動についての再質問させていただきたいと思っています。

先日なんですけれども、萩野学園に行ってきました。9 年生の探究活動の発表会ということで、2 年生のときにちょっと私も地域活動というか、してきたところの知見ということで、どう PR すればいいのかというところで、講義をした学年の最終学年というところで、呼ばれました。

率直に、中学生、ああ、ここまでできるんだと本当に驚きました。生徒の大きな成長を実感したところです。

まさに、自ら問いを立てて地域と関わりながら学びを深め、それを自分の言葉で発表する姿は、非常に頼もしいなと思ったところでした。

3 年間という時間をかけて、一貫したカリキュラムを構築したその先生方の努力も敬意を表したいと思います。

特に印象的だったのが、地域との連携の在り方でした。従来のつながり、学校であれば萩野学園であれば萩野学園の周辺の方々というところだけでなく、生徒の学びを最大限引き出すには、誰と連携すべきか、どこで学ぶかという視点で、関係を広げている点に大きな可能性を感じました。

このような学びを支えるのは、学校と地域をつなぐコーディネートの機能が不可欠だと思います。

その役割を担うのが、地域学校協働活動であり、これまでも体制強化の必要性を訴えてきたところです。

総合発展計画においても、地域と学校の連携協働の推進が位置づけられているんですが、成果指標は初期値より低下しておりました。

私は、この協働の強化こそが、教育長が述べられてきた生き抜く力とか、その次のステージに進んだときに困らない資質能力、コミュニケーション能力、そのような育成に直結するものと考えております。

今後地域と学校の協働活動をどのような施策によって、具体的に強化して成果につなげていくのか、教育長のお考えを伺いたいと思います。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 今現在、萩野学園の事例紹介していただき、ありがとうございます。

当課におきまして、学校協働事業ということを展開しておりまして、その中でコーディネーター役ということで、推進委員をお願いし、6 名体制で今現在動いていただいているわけでございます。

そういった中で、施策の強化、体制強化というお話でございますけれども、この制度が始まったという部分につきましては、割と歴史がそんなに期間的には、令和になってからの事業展開でございますので、まずは今現在行っていた

だいている部分を確実に継続していただくということが重要ではないかなというふうに考えているところでございます。

また、こういった活動の中では、コーディネートをされている方も当然でございますけれども、それに関わっていただく様々な方々の意識、誰かに言われたからやるというわけではなく、自ら動いていただくということが大変重要であるというふうに考えております。

ですので、そういった方々の意識醸成のための研修会でありますとか、そういったものを充実させていきますとか、また、そういった場の中で学校運営協議会があるわけですが、学校単位で動いているという状況がございします。

そうしますと、なかなか地域を超えた活動が見えてこないという御意見をいただきまして、他地域で他の学校でやっていることを知りたいんだというお声をいただいていたところでございます。

そういったところを踏まえまして、今年度、そういった情報交換会、意見交換会というものを開催するというところで、ちょうどあしたなんですけれども、山大の安藤先生をコーディネーターということでお招きいたしまして、今現在参加者としては35名の方から申込みいただいておりますけれども、こういった形で情報交換をしていただき、それぞれの皆様の知見を広めていただく、こういったことが結果として強化につながるというふうに考えているところでございます。

よろしく申し上げます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 様々取り組まれているということで、これからも継続をしていくことが、まずは第一義にあるというお話でした。

推進員の方々が6名という体制で、その方々も学校と地域をつなぐというところに本当に御

尽力していただいていますか、その使命感といいますか、自分の置かれている立場を本当に何ていうか、やりがいを持ってやっていると思っております。

ただ、なかなか今の体制といいますか、6名体制というよりは、仕組みがやはりまだ弱いかなと私は思っております。

地域と学校の協働活動は、学校単独で難しい教育を補完して、教員の方々と地域とつなぐという部分が多分一番負担だと思うんですけれども、そこを負担軽減にもつながっていくということで、先生方が先生方のやりたい、やりたいというか、先ほど教育長もおっしゃっていましたけれども、教育は人なりというところで、教育現場の最高の教育環境というのは先生だということであれば、なおさら先生方の負担を軽減するような、地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化というものは、私は本当に必要だと思っております。

また、教育長の任期の話になるんですが、これから3年間というところで、やはり3年間あれば、強化していけるんでないかなと私は強く思っております。

この体制をどう強化していくのか、推進員の配置、役割の明確化など、具体的にもし考えていることがあればお願いします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 まだ始まってそんなに日がたたない、年数がたたない状況の中で、まずは現状をしっかりと認識して、次の段階に進む必要があらうというふうに思っております。

今現在の状況を様々観察するに、確かに役割、これが明確ではないようになっているのかなというふうに思うところがございします。

具体的に申しますと、時を同じくして、この制度の開始と時を同じくして、教職員の働き方改革というふうなものが随分進んできておりま

す。

今まで教員がやっていた部分を、こういうコーディネートしてくださる方をお願いするといった形も一部見受けられますが、それは、この地域学校教育推進員の本来の在り方とはちょっと違うのではないかなというふうに思うところもございます。

そういったところから、一つずつこれから状況を確認した上で、今後につなげていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、もうしばらくこのことに関しましては、お時間拝借できればなというふうに思っているところです。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 現状を認識してというところだと思うんですけども、現状認識は毎年毎年認識されていると思いますし、課題も毎年毎年あると思いますので、ぜひその辺は早急に、課題認識とこれからの対応ということで、考えていただければと思います。

やはり地域と学校が、私たちの代のときが子供のときよりは希薄化しているというのは、肌感でも分かりますし、あと何か働きかけがなければ、なかなか学校と関わる機会がないというのも、地域の方々と話していても、どういうときに学校に行くんだと、保護者とかじゃない限りなかなか関われないというのもありますので、ぜひその辺のところも含めて、地域の子供たちは、地域で支えていくんだ、育てていくんだ、その橋渡しがコーディネーターなんだというところに立って、ぜひ強化に努めていただければと思います。

続きまして、3番目の部活動の地域展開について再質問させていただきます。

課題3つあるということで、平日と土日の二重活動というところとか、あとは家庭の費用負

担とか、あとは体制整備、維持するためということで、まさに私が日々聞いている保護者の方とか、クラブの方と同じような課題認識でよかったと思います。

クラブの費用が大きな課題ということで、実際今まで保護者がクラブ活動というか、スポ少もそうですけれども、ほぼボランティアで行ってきたようなところに、この地域展開という話がありまして、さらに経費が増えているという実態もございます。

この経費が増え続けると、やはり持続可能な運営もできなくなってくるという、そういう話も聞かれます。

それは経費が増えたから支払うという、その文化がまずないという、もらえないという意識的なところでの継続できない、本当は払えるかもしれないんですけども、そういう文化が育ってないというところで、継続できないんじゃないかと不安に思っている方もおりました。

新庄市では、令和7年の3月26日に開催された中学校の休日の部活動の地域展開に関する説明会がございました。

その中で明確に参加に対する補助はないという回答だったんですが、その後動きはありますでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 部活動の地域展開についての地域クラブへの支援という御質問だと思います。

こちらにつきましては、これまでそういった制度がございませんでしたので、市としては、直接的な補助ということは行っておらなかったわけですけれども、今回の国のガイドラインが示されたわけですけれども、その中で地域クラブについての認定制度というものが、新たに創設されるということが打ち出されました。

その中で、認定制度の中で、認定を受けた地

域クラブに対しては、国、県、市、それぞれ持ち出して、財政支援、基本的な補助というものを行っていくというふうなものが示されております。

ただ、実際この実施をどういうふうにしていくかという部分につきましては、県が主体となってそれに参加する形で、市が交付するという形になろうかとは思いますが、まだ具体的なものが示されておられませんので、今この場ではこういう条件で幾らというふうなお話はできませんけれども、制度的にはそういった形で今現在進んでいるところでございます。

よろしくをお願いします。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 国のほうで進んだものに対して、市としてもそれに沿って考えていくということで、ありがたいなと思っております。

この認定制度ですけれども、認定されるとメリットがあるということでの認定というところもあると思うんですが、これから認定を考えていく、迷っているというところもあると思います。

これからどういうふうに具体的に出していくのかにもよるんですけれども、ぜひ認定を考えているというところにも、暫定的な措置といいますか、認定になったからではというのもあるんですけれども、改革推進期間でもあるので3年間は補助しますとか、ちょっと具体的には、制度設計の問題ですけれども、その間に考えてくださいとか、柔軟な対応をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 地域クラブにつきましては、今現在市独自で登録制度というものを設けておりまして、地域クラブで活動していただいております。

ります、今現在新庄市内には30団体ほどございますけれども、こちらについては市のほうに登録していただいて、活動のほうしていただいております。

新たに認定制度ができたということで、基本的にはそちらの制度のほうに移行していただきたいということで、個別にそれぞれの地域クラブについては御説明していただいているところでございます。

先日、地域移行の委員会のほうで報告させていただいたんですけれども、今現在明確に認定制度のほうに乗るんだという団体につきましては、11団体ほど手を挙げられております。

残りの団体については、今現在考え中ということで、市といたしましては今現在としては、まず暫定的に1年間は登録制度は継続し、どの団体なのかという部分については、市のほうでこういう団体でというので保証するといえますか、ホームページでこういう団体が活動していますよとお知らせするような、今現在の制度については継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 登録から認定というところで、その辺の過渡期になると思うんですけれども、ぜひ登録していただいているのであれば認定まで持っていくように、メリットを周知していただければと思います。

国のガイドライン、今もおっしゃったとおり認定制度なり、様々なところで丁寧に運営団体へ支援、指導、助言を行うということが書いてあります。全くそのとおりだなと思っております。

さらに付け加えれば、決めたことを説明するのではなくて、その前に関係者との対話というものが不可欠なと思う次第です。

話合いの中でクラブ側の困り感などを聞き取った上で、段階的に発展するためには時間も必要だということで、それが改革実行期間ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 議員おっしゃるとおり、活動されている方々の今の思いでありますとか、課題感とかというものにつきましては、市のほうで十分対話をいたしまして、吸い上げていきたいというふうには考えております。

そういった場合においては、なかなか個別に定期的に行うというのは難しいところもありますので、先ほど教育長答弁にもありましたけれども、推進委員会等を開催いたしますので、そういった場で、代表の方々からそういった御意見を吸い上げて、今後の施策のほうに生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 委員会ということで、先ほど検討委員会から推進委員会へ変わっていくというお話でしたけれども、委員会の中で発言してくださいと言ったときには、なかなか、そういう雰囲気もあるとは思いますが、事前に30団体あるのであれば、アンケート調査をするなり、そういうところから少しでも拾っていただければありがたいと思います。

その中で、ガイドラインにもあるんですけれども、そのようなクラブ側に丁寧に説明していったりという中でなんですけれども、クラブ側からこのような声が聞こえてきました。クラブ側が使用する備品用具等を撤去してほしいという依頼が学校側からあり、困っているというお話でした。

ガイドラインでは、学校との連携、その中には学校施設の有効活用という記載もありますが、

このようにクラブ側の用具を撤去してほしいという、そのような声があるかどうかというのは認識はされて、把握はしておりますでしょうか。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 学校のほうにクラブの備品が置かれているというようなことが、学校側から相談などがございます。

これまでの経過みたいなのが、やはり学校側も当然先生方が異動されますので、いつからどのように置かれているものなのか、そういったところが把握できていないというようなことがあるようです。

今回、部活の地域展開ということになりますので、そういった観点からも今後は学校側でもそういったことをきちんと把握できるような仕組みが必要なのではないかなというところで、今学校側とも検討しているところでございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） ありがとうございます。

丁寧な部活動の地域展開、なかなか皆さん困惑しているところもあるし、どのようにという、国からの通達というのものあるんですけれども、ぜひ丁寧な説明と、あとせっかくなので、その方々が気持ちよくクラブを担っていただける子供たちの教育にということでしていただければと思います。

これで質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

佐藤卓也議長 次に、小嶋富弥議員。

(18番小嶋富弥議員登壇)

18番(小嶋富弥議員) 御苦労さまでございます。

3月定例議会4番目の質問者の議席番号18番新政・結の会の小嶋富弥であります。大変お疲れと思いますけれども、ひとつよろしく願い申し上げます。

ついこの間、新たな年を迎えたと思いましたが、1月に行く、2月は逃げる、3月は去ると言われますように、光陰は矢のごとく、時の流れは早く、私たちは新たな節目の3月を迎えました。

この3月議会は、次年度の予算特別委員会もあり、新庄市の未来をいかに紡ぎ、またいかに次世代への継承をしていくのかを問う定例議会と認識をいたし、責務の重さと、それを痛感しているところであります。

また、この3月は年度の区切りを迎え、役職定年、そして自己都合により退職なされる方もおると伺っております。これまでに市政の現場を支え、市民福祉の向上に尽力いただいたことに、議会議員の一員として深く敬意と感謝を申し上げます。また、新たな場所での花が咲くようなことをお祈り申し上げます。

それでは、これからの市政運営に関しまして、幾つかの点について市の見解をお伺いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、初めは発言事項の持続可能な安全なまちづくりについてをお伺いいたします。

当市が直面する課題には、人口減少、地域経

済、雪対策、健康づくり等を含め、多岐にわたります。

私が今般まず初めにお伺いいたしますのは、昨年、熊で人命の危険にさらされ、大騒ぎとなった熊問題とともに有害鳥獣駆除におけるイノシシや鹿等における農作物対策についての質問であります。

県は、1月28日に県内で、昨年の熊の目撃件数3,079件、市街地では352件、人身被害は13件と、1月29日の新聞報道がありました。

この人身被害の13のうちに、11月5日に市内の女性が熊に遭遇して、逃げる際に転倒し、負傷された方も含まれております。

また、当市における1月までの熊の情報目撃件数は147件、パトロール件数116件、捕獲頭数24件と認識いたしておるところであります。

最近既に市内の山際の地域に、熊の出没状況が情報が寄せられたと伺っております。

これら熊の生態に詳しい関係者の方々に伺いますと、熊が大量に出没した年の翌春は、引き続き熊が出没しやすく、県は今年も気を引締めて対処するとし、県民の生命と安心・安全を守るため、熊被害対策のパッケージの取組拡充予算を計上しております。

それらを鑑み、新庄市の令和8年度主要事業にランクアップがなされた当市の持続可能な安全・安心のまちづくりを目指し、新年度の熊対策対応についてお伺いいたします。

また、イノシシ、鹿等の被害の高止まりが大変危惧されております。

雪解けとともに、春に向かい、忙しい農作業が始まります。鳥獣被害で汗を流し、懸命に努力なされておる生産農家の方々の営農意欲を損なうことにならないように、当市における農作物の被害対策についてお伺いいたします。

次は、持続可能な安全・安心についての2つ目につきまして、お伺いいたします。

申すまでもなく、私たちの日常的に安心して

安全な市民生活の維持推進を図るためには、一定規模の定住人口は不可欠ではないでしょうか。

新庄市の人口は昭和35年の4万3,550人をピークに年々社会減や自然減が進行し、令和8年1月末では3万1,715人です。

行政の役割として、人口が循環する仕組みを図り、住みよいまちづくりの政策が一丁目一番地ではないのでしょうか。

少子化が顕著に進んでおります。この人口減は当市でなく、国全体が厳しい現状でもあるわけですが、市民が安心・安全に暮らせるためにも、市民の健康維持増進の施策はとても重要だと思います。

そのような折、当市と東京都の大手医薬会社との間に健康維持推進に向けた包括連携協定を結んだ報道記事が2月6日の地元新聞に載りました。

それらによりますと、スポーツ振興、健康事業、災害時の対策と6項目とありますが、それらに関しての具体的内容、それが今後活用され、市民生活にフィードバックし、目的の果実の実がなければ、健康は単なる福祉政策だけで、人口減少対策に寄与されないのではないのでしょうか。

しかし、私は肯定的な視点から、市民の関心度の高い健康維持増進に関する包括連携協定をどのような観点、視点から大塚製薬と結んだのでしょうか。経過と目的をお聞かせください。

また、その6項目の具現化をどのように図れるのかを、お伺いいたすものでございます。

次に、発言事項2つ目の雪対策につきましてお伺いいたします。

当初の今年の冬は、比較的穏やかな年になるのかなあと多くの市民は思っていたところ、1月下旬から2月上旬にかけ、連続的などか雪で、日常での安全な生活に大きな危険を及ぼす状況になり、最上地域の各8市町村が雪による災害救助法の適用を受けたのであります。

日本列島各地で降雪による雪害が連日テレビ、新聞等で報道されました。

当市では、1月30日に豪雪本部を立ち上げ、万全を期してきたと思いますが、連日ふだんの予測を超える降雪量に、対応が追いつかない気象状況に直面いたしました。

それに対して、行政はじめ関係各位の方々は、昼夜を問わず対応、対策に御難儀し、苦情も寄せられたと思いますが、私の感じる範囲では、非常に頑張って努力してくれたことに、心から感謝を申し上げます。

そのような今年の連続的などか雪の状況下で、例年最上川から冬限定厳冬期間国営新庄農業水利施設から用水し、市内各河川に放水をしておる豪雪地帯の新庄の流雪溝の水源として支えた事業が、漏水により今年はできなくなりました。

これらによりまして、雪対策における今年の冬の新庄市における市民生活にどのような影響があったのか、それらについてお伺いいたすものであります。

また、この国営農業水利施設は、新庄盆地の慢性的な水不足を解消し、暮らしをよりよくする事業でもあります。

その陰には、昭和52年に新庄土地組合を設立し、初代理事長を筆頭に、地域の多くの先人の方々の強い意思と行動が歴史的事実として明確であります。

季節は春となり、融雪も進み、春の農作業が始まります。今年の農業経営に対しての水の供給に支障が来さないのかをお伺いいたすものであります。

また、雪国新庄市は、雪との課題はただ豪雪地帯でなく、構造的な、複合的な問題でもあるわけであります。

近年は、今年のように短期的に一気に降るどか雪が増加しておるわけであります。

行政として、今年のような想定外の異常気象時にも対応できる雪対策はどのように構築なさ

れるのかをお伺いいたします。

以上で、私が通告いたしました質問であります持続可能な安全のまちづくりと雪対策の視点から申しました。

市長におかれましての御所見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、小嶋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、熊対策についての御質問にお答えします。

昨年は、全国的に市街地への熊の出没が相次ぎ、本市におきましても目撃件数、対応件数、捕獲件数とも過去最多となり、市民生活にも大きな影響を与えました。

本年におきましても、既に市内において目撃情報が報告されており、昨年に引き続き熊の出没が多くなるものと予想されていることから、令和8年度における鳥獣被害防止対策には、さらに力を入れて取り組んでまいります。

具体的には、鳥獣被害防止対策協議会の実行主体である猟友会会員の待遇改善に向けて、日当を見直すとともに、新たに熊、イノシシを捕獲した際にも、報酬を支給するなどの支援を拡充させるほか、緊急銃猟の実施に対応するため、装備品を充実させるとともに、捕獲体制の強化に向けた新たな担い手の確保、育成を図るため、令和7年度に補助制度を拡充した新規狩猟免許取得者への補助を引き続き実施し、取組を強化してまいります。

このほか鳥獣被害防止に向け、誘因物となる果樹の伐採をはじめとする環境整備についても同時に取り組んでまいります。

イノシシ等による農作物被害につきましては、近年増加傾向にあり、今後も増加することが予測をされることから、熊と同様に鳥獣被害防止

対策協議会負担金の拡充により、捕獲した場合の報酬を新たに創設することとしております。

今後も市民の安全・安心な暮らしと農作物の被害防止など、市民の財産を鳥獣被害から守るため、鳥獣被害防止対策に重点的に取り組んでまいります。

次に、大塚製薬株式会社様と健康維持増進に関する包括連携協定についての御質問にお答えいたします。

本市と大塚製薬株式会社様とは、本年2月5日に、地域における健康維持増進とスポーツの振興を図るため、相互に連携することに関し、協定を締結いたしました。

大塚製薬株式会社様は、世界の人々の健康に貢献するという企業理念に基づき、全国の自治体と協力して、地域住民の健康増進や生活の質の向上に貢献する活動をされております。

本市においても健康づくりの推進は重要な施策として考えており、両者の思いが一致したことから、協定締結に至ったものであります。

本協定では、6項目において連携していくこととしており、具体的には、健康の維持増進に関する取組、熱中症予防対策、プレコンセプションケアの推進など、女性の健康に関する取組、食育の推進、競技スポーツにおけるコンディショニングの向上、災害時の避難所における食料の支援といった幅広い分野での連携協定となっております。

今回の協定により、市民の皆様の健康意識の向上と生活習慣の改善が期待され、さらに専門的な知見を生かした効果的な健康づくり事業の展開により、健康寿命の延伸につながるものと期待しております。

今後は、大塚製薬株式会社様の豊富なノウハウと本市の地域特性を生かしながら、具体的な取組内容を調整し、市民の皆様に協定の効果を実感いただける取組を順次展開してまいります。

次に、雪対策についての御質問にお答えしま

す。

消流雪用水事業につきましては、国営新庄農業水利施設を多目的使用の許可を得て、毎年12月から2月にかけて、最上川から用水し、市内各河川に補水を行っているところでありますが、12月の通水準備の際に、複数箇所にも漏水が確認され、修繕に時間を要することから、今シーズンの通水は不可能になりました。

このことを受け、緊急措置として、国土交通省新庄河川事務所の許可を得て、新田川を水源とした消流雪用水を確保したところであります。

しかしながら、例年に比べ流水溝の水量が少なくなったことから、投雪しても雪が流れにくい水路内に堆積し、これまであまり発生しなかった地区での水上がりも確認され、対応を行う場面もありました。

また、投雪ができず、雪捨て場へ運搬排雪された方もいるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしたと捉えております。

次に、国営新庄農業水利施設の漏水箇所への対応といたしましては、今年2月に大きな部分の修繕を終え、その他点検も含めて4月までには全て修繕を完了し、5月の農業用水供給開始には間に合わせる予定であることを、施設管理者である県及び新庄土地改良区から確認しております。

本市では、今シーズンのような想定外、異常気象的な豪雪に対して、初めて災害救助法の適用を受けました。

また、国土交通省からの支援としては、小型除雪機2台を借り受けての歩道除雪や、新庄市建設クラブによる民間の雪下ろしなどで活用しているほか、県内で初となる国道と市道の運搬排雪を同時に行うスクラム除雪を実施するなど、これまでにない対応を実施してきたことは、今後、除雪体制を構築するに当たり、大いに役立てられるものと認識しております。

今後の豪雪時においても、市民の皆様が安心

して冬季間を過ごすことができるよう、国、県、除雪業者と連携を図りながら、また状況に合わせて適切な対応ができるよう、持続可能な除雪体制の構築に努めてまいります。

以上、壇上からとします。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、再質問を行いたいと思います。

熊問題でございますけれども、昨年度の当初予算は、熊対策費用が100万円も足りなかったと。9月でさらに150万円ぐらいアップし、今年は当初予算で560万円というのは、非常に対策としては金額としてはグレードアップなされたかなあと思うんですけども、最近この熊は当市だけじゃなくて、やはり東北も含めて一般なんですね。

新聞、2月22日かな、町の中に熊がいて、ハンターは常に命の危険というようなことで、連日かなり大きなスペースでなっています。

一番危惧されるのは、ハンターなんですよ。この新聞記事からちょっと拝借しますと、人を襲う、2025年ほど熊が変わったと思える年はないと。1日で4頭駆除したこともあると、毎日のように呼び出され、おかげで本業は進まない、林業や農業をやっている途中で連絡がある。今年で70歳になった、いつまでもできないだろう。これほどまでに熊が人里に現れるようになってしまった以上、自治体で熊駆除を専門とする職員を何人か雇った上で、その補助役として猟友会の活躍の仕組みがないと、我々は活動が立ち行かなくなってしまうと。そして、妻に言われると。危ないから父ちゃん行くなわというような現状ですね。恐らく各地域でもそうだと思います。

これ新庄市で制度、日当制をグレードアップした、以前と比べてどのようにグレードアップ

したか、教えていただくと、具体的に教えていただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 では、ただいまの小嶋議員の質問にお答えさせていただきます。

今まで日当といえますと、1日2,000円というふうな支給体制でございました。1日に何回出ても2,000円ということになりますので、それが実態と合わないのではないかとということで、時給制として時給2,000円という形にさせていただいております。

そういう形で、先ほど小嶋議員の質問の中にもありましたけれども、1日何回も出勤しなきゃならないというような場合もございますので、そういう時給制という形に変えさせていただきました。変えさせていただく予定でございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） そうしますと、今まで1日2,000円を、1時間ごとに2,000円と手当として出すということですね。

その場合、例えば、8時間労働的なことじゃなくて、ある程度時間制限はないんですか。

あともう一つ、この主要事業から伺いますと、不要果樹伐採の補助金というのが、新規でございますね。県3分の1、市3分の1、個人3分の1の事業のこれ周知方法と、どのぐらいの想定をして予算組んでいるかなというのも併せてひとつお願いしたいと思います。

あともう一つは、担い手の確保、市長が確保すると言ったんだけど、なかなか若い人がなくて困っていると。

ほかの自治体では逆に、町の職員がハンターとして登録してなっていると。あと、その個体を駆除した場合の解体、解体も大変らしいです

ので、金山町で解体をかなり場所を提供して処理をやっているというようなことも、ハンターの一つの手当の拡充だと思うんだけど、その辺も含めてひとつお願いしたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 小嶋議員の質問に答えます。

その前に、1か所訂正をお願いします。

日当、現状は日当で4,000円です。日当は令和7年度は4,000円ということになっております。先ほど私2,000円と間違えましたけれども、そこら辺ちょっと訂正させていただいて、日当は4,000円です。

時給は2,000円で、時間の制限はございません。いわゆる8時間出勤すれば、その分出させていただくというふうな形になっております。

あと、また整理させていただいて、今まで日当4,000円で行ってございましたけれども、新年度、令和8年度の予算では時給2,000円という形にさせていただきたいというふうに考えております。

あと、他の市町村でそういう形で若い方も増えていくという形でございますけれども、そちらのほうに関しましては、今年度補正予算で可決していただいた狩猟免許の補助制度を拡充しましたので、そちらのほうを利用して、狩猟料免許を取りやすくさせていただいたということもございますので、そちらのほうを利用して、新たな担い手確保ということを考えております。

また、令和8年度の予算におきましては、地域おこし協力隊の方にちょっとそういう狩猟免許を持った方を募集しております。そちらのほうで新たな新庄市においても担い手育成ということを考えております。

また、不要果樹につきましては、50本を想定して予算計上させていただいているところでございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ふるさと協力隊を活用すると、それも方法だと思うんだけど、とにかくこれ大変で、例えば職員を採用しても、現場に行ってもなかなか戦力にならない、10年ぐらいかかるというようなことで、育成というのは非常に大事で、力を入れていただかないと、非常に困るじゃないけれども、対策ができなくなってくるんじゃないかなと。

そしてこれは、どこも同じ悩みで、もちろん現場に送り出す家族の不安もあるし、会員数が減っている、やっぱり高齢化が進むというものはもう待ったなしの現状だと思いますので、その辺をひとつ積極的に、課長、頑張ってくださいとみんな困るんですから、よろしくお願いします。

あと熊、おりに入って、そこで駆除できないから、ユニックとかで駆除する、そのときも大変だって、命がけだって言っていました。

猟友会の方が来ると、市長も現場に行って、この熊がおりに入っただのを見て、これはやばいなあというようなことを感じて、非常に理解してもらって、恐らく9月の補正予算即決で上げていただいで、猟友会の皆さんも、なるほどありがたいなというお言葉をいただいたけれども、だからユニックとか、道具を運ぶときの手当が今までなかったんだそうです。

今回のそういったもの、重機とか移動する場合の手当というのは、予算の中に入っているのか、入っていないのか、まず一つ。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えします。

いわゆるユニック代ということでは、こちらのほうは計上させておりませんけれども、新たに計上したものとしまして、熊1頭につき2万

円、イノシシ1頭につき1万円という報償費、報償のほうを上げさせていただきます。

だから、ユニック代を上げなくていいかということではなくて、今後そういうふうな解体する費用、場所等につきましても、新庄市のほうで検討していく必要があるかとは、私は認識しております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 今までなかった分1頭2万円ということだけれども、やはりこれ1人ではできないというんだな。

あと、4人も5人もいて2万円といってもやっぱり大変だ、危険な仕事をやって出てくるわけだから、その都度招集お願いされて出てくるわけですので、その辺をもう少し、これからどのぐらい個体出るか分からないと思うんだけど、ちゃんとしたものをしていって、お願いしなければならないわけですので、よろしくお願いします。

あとやっぱり春熊というのが来るらしいね、春熊。県ではこういうチラシ作ってやっているんだけど、市でも周知、教えてけねえと、やっぱり怖いわけよ。子供たちだって、我々だって困るからね。夜行ってどこから出てくるか分からないからと、みんな不安になっているから、そこは安全・安心を担保にさせていただかなければならないと。

そういった注意喚起というのも、課長、考えていますか、どうですか。

まずそれと一つ、あと、イノシシとか鹿が非常に大変だと。県のこのクマパッケージの中に、知る、鳥獣の生息状況や被害の実態を把握するための調査、情報収集。次、守る、人の日常生活圏への侵入防止。捕る、鳥獣の個体数を適正に管理するため、過剰な個体を捕獲し、被害を軽減すると。

次に、大事なものは、これ体制だ。機動的、効率的に実働できる持続可能な被害防除体制の整備。

そこでお聞きするのは、市町村と連携した中間支援機構というような件で合っていますので、この辺県との連携はどういうふうにお考えでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

そろそろ暖かくなって熊も冬眠から目覚めが近いのかなというふうに認識しておりますので、熊に対する注意喚起については、農林課のほうでも十分に行っていきたいというふうに考えております。

また、県との連携につきましては、県のほうでも鳥獣対策ということで力を入れておりますので、県、あと周辺市町村と連携を取りながら、熊の対策について検討、対策を取っていききたいというふうに考えております。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） よろしくお願ひしますということなんですけれども。

課長、ひとつ、熊・イノシシ対策、いろいろなことあるんだけど、私も伺ったんだけど、圃場とか畑に来られると困ると、イノシシ、くいを打って青テープのビニールテープを3段ぐらい造ると、イノシシが比較的来なくて、郡部の市町村、試しに何か分からないけれども、やっていると、効果あるやあというようなお話伺ったんだけど。

課長は対策の課長として、そういう話を聞いているか、そういうものが効果あるか、ないかはまず、課長としての立場で、分かる範囲で、分からないなら分からなくていいよ、そういう私はあったから、恐らく課長のほうが情報は早

いですからね。そういうことを、情報として持ち合わせているか、いないかをお伺ひします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2月に鳥獣対策の連絡会議がございましたけれども、その中でもちょうどそういうふうな、どのようなイノシシ対策とか有効だかという話がございました。

その中では、青いビニールテープを巻くのは、有効ではないよという話は、出たところでございます。

そのほかにやはり有効なのは、電気柵をちゃんと設置するというふうな形かなというふうに考えております。

そちらのほうのやり方、ただ、やり方をちょっと間違えてしまいますと、それも電気柵も有効ではないというような話がありますので、そちらのほう、どういうふうな対策を取っていけば、この地区にとってイノシシ対策等有効なのかというのも、県、関係機関と話し合いながら、私のほうも知見を深めていきたいと考えております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 分かりました。確証ないこと答えられないよね、分かります。

でも、そういうものもあるという情報として、話の中でやっぱり対策としても、試すことも一つの方策だと思いますのでね、情報として提供できる場合あったら、してもらえばありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

次は大塚製菓の件で、再質問します。

大変いいこと、健康増進はやはり大事なことで、お伺ひします。

今回の包括協定が、市民一人一人に具体的に

どのようなメリットがあるのか、行政としてのお考えをお聞かせください。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 市民の皆様にご具体的なメリットがあるのかという御質問でございました。

本市としましては、大変心強い協定を結ばせていただいたと思っております。

少子化という御質問もございましたけれども、まずは妊婦の方への支援としまして、妊娠時の栄養補給など、熱中症も含めて、妊婦教室、プレママ広場等に共に御参画いただけないかということですか、プレコンセプションケアは、若い世代から結婚妊娠を思い描いていただいて、健康づくりに取り組んでいただく活動でございます。

そうした啓発に共に取り組みたいと考えておりますし、高齢者の皆様におかれましては、フレイル予防対策として、出前講座等の健康測定会など、一緒に御参加いただくなど、健康課として考えております。

そうした市民に、地域に根差した健康づくり活動について、3月中打合せをさせていただくこととしておりますので、御教示いただきながら活動を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

ぜひいい施策と思いますので、注視して、私も見てまいりたいと思いますので、格別の御尽力、御努力をお願いしたいと思います。

次は、何といってもお聞きするのは雪だと思うんです。

いろいろ聞きたいこともいっぱいあるんですけれども、時間の関係もありますけれども、まず一つ、一番伺いたいのは、2月20日の新聞で、

またこの後県議会のほうにも発言あったことで、市と国とタッグ、スクラム除雪というようなのが出て、非常にすばらしいというか、今まで何でできなかったのかみたいな感じのスクラム除雪が、新庄市のほうから提案してなつたと報道なされましたけれども、この経過というか、至るまでのお考えをひとつお聞きしたいなど。大変いいことだから、お聞きしたいと思うんです。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 今年の豪雪の対応の一つとして、スクラム除雪ということについて御質問いただきました。

まずは、スクラム除雪というものがどういったものかということをお紹介させていただきたいと思います。

これは、国土交通省東北地方整備局の地域支援という活動でございまして、全国的には昨年度、令和6年度に初めて青森で、2つの自治体で始まったということがございます。

実際の事業としては、国道に近い市道であったり県道であったりというところから、国道のほうに雪を出してやると。

国の除排雪に合わせて、一緒に排雪をしていただくというようなことで、スクラム除雪というようなことだということでございます。

先ほどお話をさせていただいたように、昨年度、令和6年度に初めて、全国的に初めて行ったというようなことだそうでございます。

今年度についても、東北管内で何例かやりたいというような声があったそうです。

実際にやっているところ、やってないところというのを報告ちょっとまだ見ておりませんが、そういった下地があった中で、山形県において災害救助法の適用を受けたということがございまして、県と国で様々な情報交換をしている中で、こういった支援、救助法を受けている地域

において何か手助けはできないかというような会議があって、その中で資機材の支援であったり、このスクラム除雪というものの対応ができないかというようなお話があって、そういった情報を県のほうからいただきました。

それを受けまして市としては、国道沿いの市道について、ぜひさせていただきたいということで提案をさせていただいた中で、協議をして実際に1か所ではございましたけれども、そういったスクラム除雪をさせていただいたという経緯でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 各それぞれの自治体一体となって、大変いいことですが、災害救助法の適用がならないと、ならないということなんでしょうか。

逆に、通年的にこういうことを例えば、除雪を見ると、国の道路と県の道路と市道の道路がはっきり格差が分かるような、分かるんです。

例えば接するところの角が車で豪雪だから見えないなんていうのは、非常に難儀するんですが、そこは県道だ、国道だ、市道だといってなかなか一体とならないけれども、そういったものを、これを契機に常に豪雪なった場合は、救助法適用ならなくてもできるような制度にしていくような働きかけというのは、課長、どういうふうにお考えでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 通常的にこのスクラム除雪なり、共同の除排雪ということをしてできないかということでございます。

スクラム除雪に関しましては、先ほどもお話をさせていただいたように、昨年度から初めて行ったということで、また今年、山形県内では新庄市で初の試みだということもございます。

こういった事業をやることによって、見えて

きたこともございます。様々課題もございまして、けれども、議員おっしゃるように、継続的にできるような仕組みというところは、今後も要望をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ぜひ働きかけて、我々の生活を守っていただければ大変ありがたいなと思っておるところでございます。

次は、この雪対策、最上川からの用水ができなくなって、この水上がりになったと市長の報告がございました。

大体どの辺の地域が、主にそういう水上がり対象になったのかなあというようなことで、それができなくなって、かなり機械除雪のほうが増えたと思うんですが、それによってこれからの総合対策の計画の中に入ると、お聞きしたいと思うんですが、どの地域が今までと違ってそういう水上がりが発生したかというようなことがあれば、何十か所あったという報告があるものですから、その地域を教えてください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 水上がりの箇所について、特にこれまでなかったような箇所であったり、今年発生しておりますが、特に新松本地区、上金沢、下金沢の一部的なところがございますが、これまで流雪溝があって、非常に流れがよかったというところに関して、雪詰まりが起こって水上がりがあったというところが、今年に関しては多かったというふうなことを感じているところでございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） それだけ最上川農業用水というのは、大変ありがたい施設だというこ

とをあえてまた認識を新たにするところですけども、やはりこの老朽化というのは避けて通れない問題で、私は春の農作業に間に合うかなと思ったら、5月頃まで間に合うというようなことで、修繕の経費というのは、市としては発生しないのかな、全部国営だから国でやる、それとも土地改良区の問題か、市としてはそういったものの補償というか、修理費代というのは、今回はなかったんでしょうか、あったんでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の修繕につきましては、新庄二期地区基幹水利施設ストックマネジメント事業を活用するという事として、対策工事に関しましては、本市に新たな本年度の費用負担が生じることはないというふうに確認しております。

ただ、こちらのほう二期地区基幹水利施設ストックマネジメント事業を活用するということは、それに費用がかかっていることですので、今後のことについては、まだ確認はできておりません。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 今回は、発生しないというようなことも分かりました。

それで、またどこか雪みたいな雪降るし、今後は想定外を想定内に入れるというようなことも、次の雪対策総合計画の中に組み込まなければならぬんじゃないんですかねということの思うんですね。

あともう一つ、以前やはり新庄市は豪雪地帯、雪と付き合わなきゃならないし、以前私ども議会のほうで政策提言を出した折に、答申するために、新庄市雪と暮らしを考える連絡協議会というようなものを設置して、そして議会のほう

に答申もらったんですね。その中で、延々として同じようなことが起こっています、7項目の御答弁いただいたんですけども。

何を言いたいかというと、この総合計画の中に、雪対策協議会の方々も入れながら、計画をお組みになるお考え、あるのか、ないのかなというような、私の提案ですよ、それについて、どういうふうな今後総合計画をおつくりになるのか、行政の立場で私どもはお願いするわけで、その辺のお考えいかがでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 第3次の雪総合計画の策定についてということでございます。

当然、雪については専門家であったり、民間事業者であったり、雪に精通された方であったりといった御意見も頂戴しながら、策定するものだというふうに認識してございますので、メンバー構成については、これから検討を重ねますが、そういった方々からの広く意見を求めながらつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

6日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

令和8年3月定例会会議録（第3号）

令和8年3月6日 金曜日 午前10時00分開議

議長 佐藤 卓也

副議長 山科 春美

出席議員（17名）

1番	佐藤 悦子	議員	2番	亀井 博人	議員
4番	鈴木 啓太	議員	5番	坂本 健太郎	議員
6番	田中 功	議員	7番	山科 春美	議員
8番	鈴木 法学	議員	9番	辺見 孝太	議員
10番	渡部 正七	議員	11番	新田 道尋	議員
12番	今田 浩徳	議員	13番	伊藤 健一	議員
14番	山科 正仁	議員	15番	高橋 富美子	議員
16番	佐藤 卓也	議員	17番	小野 周一	議員
18番	小嶋 富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科 朝則	副市長	石山 健一
総務課長	小関 孝	総合政策課長	鈴木 則勝
財政課長	川又 秀昭	税務課長	小関 紀夫
防災危機管理課長	柏倉 敏彦	市民課長	高橋 智江
環境エネルギー課長	井上 徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野 智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋 智史	健康課長	佐藤 朋子
農林課長	大江 周	商工観光課長	高橋 潤
都市整備課長	高橋 学	上下水道課長	阿部 和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤 直彦	教育長	津田 浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤 リカ	学校教育課長	大町 淳
社会教育課長	岸 聡	監査委員	須田 泰博

監事	査務委員	局長	井上利夫	選挙管理委員会	武田清治
選挙管理委員会	局長	長沼俊司		農業委員会	浅沼玲子
農業委員会	局長	今田新			

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第3号）

令和8年3月6日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	辺見孝太	議員
2番	山科春美	議員
3番	鈴木啓太	議員
4番	亀井博人	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和８年３月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	辺 見 孝 太	1. 公共施設マネジメントの進め方について 2. 新庄まつり実行委員会の新たな体制について 3. 漫画・アニメを活用した地域活性化事業について 4. 最上公園の整備計画について	市 長
2	山 科 春 美	1. 観光のまちづくりについて 2. 空き家対策事業について	市 長
3	鈴 木 啓 太	1. ふるさと納税について 2. デジタル化を踏まえた窓口体制の在り方について 3. 本市の防犯対策について	市 長
4	亀 井 博 人	1. 住みやすさについて 2. 職員体制について 3. ごみの出し方について	市 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名です。

これより2日目の一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

辺見孝太議員の質問

佐藤卓也議長 それでは、最初に、辺見孝太議員。

（9番辺見孝太議員登壇）

9 番（辺見孝太議員） おはようございます。

本日最初に質問に立ちます、議席番号9番、新政・結の会の辺見孝太です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、公共施設マネジメントの進め方についてお伺いします。

新庄市は、同規模自治体と比べ、保有している公共施設の数が多く、膨大な維持管理費のほか、同時期に建設された施設が一斉に老朽化し

た際に大規模な改修や更新を行えば、莫大な経費を要することが想定されています。こうしたことから、財政健全化とともに、安全性や利便性、効率性を重視した持続可能な行政運営のための公共施設マネジメントが政策に求められておりますが、この取組をどのような手順で進めていくかお伺いします。

続いて、新庄まつり実行委員会の新たな体制についてお伺いします。

昨年12月に新庄まつり実行委員会の事務局から新庄商工会議所が離脱したことを受け、新体制となる今後の新庄まつり実行委員会の組織体制と役割分担についてお伺いいたします。また、持続可能な祭りの在り方を検討する組織の設置状況についてもお伺いします。

続いて、漫画・アニメを活用した地域活性化事業についてお伺いします。

新庄市では、新庄まつりをはじめとする季節ごとの観光資源に強みを持つ一方で、通年型の観光コンテンツが十分とは言えない状況にあり、今後観光誘客に取り組む上で、新たな通年型の観光コンテンツの構築が必要であると考えます。漫画・アニメを活用した地域活性化事業について、単年度の事業にとどめるのではなく、今後も継続して、通年型の観光コンテンツとして育てていく考えはあるかお伺いします。併せて、具体的な事業内容についてもお伺いします。

最後に、最上公園の整備計画についてお伺いします。

新庄市の中心部に位置する最上公園（新庄城址）は、市民からお城の愛称で親しまれ、カド焼きまつりや新庄まつりの際にもにぎわいを見せています。その新たな空間としての整備には、最上公園（新庄城址）整備基本構想に基本的な考え方がまとめられておりますが、整備の実施については具体的に示されておられません。最上公園（新庄城址）整備基本計画の進捗についてお伺いします。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、辺見議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市は他の自治体に比べて保有する公共施設の数が比較的多く、これら全てを将来にわたって維持し続けるためには、通常の維持管理費に加えて多額の改修費や更新費用が必要となるため、財政運営にも非常に大きな影響を与えるものと推測しております。

公共施設マネジメントにつきましては、本市が保有する公共施設をどのように使い、どのように管理するか、施設の統廃合や再編、民間活用なども含めて総合的に考える仕組みであり、将来にわたって市民サービスを維持し、次の世代に良好な施設を引き継いでいくために重要な取組となります。

この公共施設マネジメントを進めるに当たっては、市内部においては全体の情報共有と問題意識の醸成が重要であり、また対外的には、議員の皆様も含め、住民理解と合意形成が大きな課題になるものと捉えております。

今後、公共施設マネジメントを進めていくに当たり、これらの課題を踏まえて庁内の合意形成を図りながら、既存施設の利用状況など実態を分析することから始める必要があると考えております。このため、専門のアドバイザーからの指摘、助言もいただきながら取組を進めるとともに、市民に対しても分かりやすい情報の発信を行うことで、公共施設マネジメントの周知に努めてまいります。

次に、新庄まつり実行委員会の新たな体制についての御質問にお答えいたします。

昨年12月に開催されました新庄まつり実行委員会において、会長が退任し、新庄商工会議所

は実行委員には残るものの、事務局から離脱することとなりました。これを受け、現時点での事務局体制につきましては、本市と新庄観光協会の2団体となっております。現在、これまで新庄商工会議所を含めた3団体で分担しておりました新庄まつりの運営業務を確認し、業務分担の再調整をしております。また、会長職につきましても、現時点において調整中であります。

事務局体制につきましては、大変御心配をおかけしておりますが、今後につきましても関係団体や地域企業、そして市民の皆様などに御協力をいただきながら、円滑な運営と安全・安心な新庄まつりの開催を確保できるよう努めてまいります。

また、事務局体制の構築に併せ、持続可能な祭りの在り方を検討する組織を来年度に設置し、財源や人材確保、熱中症対策などの課題を解決するため、様々な意見をいただきながら対応策を検討してまいります。

次に、漫画・アニメを活用した地域活性化事業についての御質問にお答えいたします。

今年度、本市では観光庁の地域観光魅力向上事業を活用した漫画・アニメコンテンツを活用した地方誘客周遊促進事業を実施いたしました。これは、本市にゆかりのある漫画家や作家と、その作品を独自の観光資源として、本市を「まんがの街」としてブランディングすることを目的とした事業であります。

今年度は、本市の観光大使である今村翔吾先生の小説「火喰鳥」の漫画化、アニメ化を契機とし、キャラクターをモチーフとしたコンセプトルームの設置や、スタンドパネル等の撮影スポットの設置、オリジナルグッズの製作など、作品のファンに向け市を訪れることで体験できるコンテンツを整備いたしました。

また、来年度はこれまで十分に活用し切れなかった本市出身の漫画家の作品をメインコンテンツとして整備し、今年度に整備したスポ

ット等の活用も継続して、観光・物産・宿泊業等、地域内の事業主体と連携し、市内の広範囲なエリアにわたる周遊企画等を実施していきたいと考えております。

これらの事業において整備したコンテンツについては、企画終了後も観光スポットとして活用することで持続性を担保しながら、通年型・滞在型企画として成熟させていきたいと考えております。

次に、最上公園の整備計画についての御質問にお答えをいたします。

最上公園につきましては、令和5年に最上公園整備基本構想を策定し、現在基本設計の作成を進めているところであり、様々な課題を整理しながら引き続き精査し、作業を進めてまいります。

整備内容につきましては、大きくは本丸跡、二の丸跡の2つのエリアに分けて検討を行っており、新庄城址としての歴史的価値を大切にしながら、市民の皆様が親しまれる公園機能の向上を図る方針であります。

これと並行して、もみのき保育園の建設事業に合わせ、二の丸エリアにおいて、新庄歴史センター前の駐車場整備及び芝生広場の整備を実施する予定であります。

今後も市民の皆様が愛され続ける最上公園の整備に向け、計画的に取り組んでまいります。

以上、壇上からいたします。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） ありがとうございます。

それでは、公共施設マネジメントの進め方について再質問させていただきます。

具体的な手順や進め方について、質問させていただきますと思いますが、平成29年、2017年策定の新庄市公共施設等総合管理計画、計画期間は来年度の令和8年度までとなっております。

こちらの総合管理計画には、施設の種類ごとの管理に関する基本方針や推進体制のイメージ図が記載されています。

まず、具体的に取り組んでいくに当たって必要なのは、推進体制の明確化ではないでしょうか。総合管理計画に推進体制のイメージ図が載っておりますが、これによると推進組織の体制は、個別施設計画などの策定を見据えた公共施設マネジメント専任部署を設置し、こちらが財政部署と連携するというようなイメージ図になっております。その上に、庁内横断的な検討組織として、新庄市公有財産管理活用検討委員会を位置づけ、そうした体制でもって推進体制の強化を図りますとあります。ここにはそういうイメージ図が載っているのですが、実際に今後の推進体制はどのような形になる見通しでしょうか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 公共施設マネジメントの推進体制についての御質問でございますけれども、今議員がおっしゃったとおり、計画の中に推進体制のイメージ図がございまして、ただ一つ訂正でございますが、ここにはございます新庄市公有財産管理活用検討委員会につきましては、この計画の策定時はそのような委員会でしたけれども、これを廃止いたしまして、今現在は頭に来る委員会については、公共施設等総合管理計画推進委員会という委員会になっております。関係施設所管課を中心とする関係課長で構成されている部分ですけれども、この委員会において協議を進めていくことになろうかと思います。

また、その下の公共施設マネジメント専任部署といいますのは、事務局機能といたしましては財政課の施設マネジメント係になりますし、連携して進めていく財政部署というのは、財政運営係になろうかと思いますので、こちらの下につく部分については、私どもの課のそれぞれ

の課が連携して推進していくということになるかと思います。

やはり公共施設マネジメントの一番の目的というのは、施設を管理して財源を捻出した部分を住民サービスに振り替えていくということで、やはり財政運営的な財源の捻出というような部分も一つ理由としてありますので、そういった形で財政課が全てを支えていく形で、推進委員会の協議の下に今後進めていく、今現在も進めておりますけれども、今後そういった流れになるかと思います。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

同じく、この総合管理計画の中の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針というところで、施設に関する基本方針には、施設の更新を検討する場合に、更新の際に複合化や集約化を検討すると記載されているケースが多いようです。この複合化を検討する場合について伺いしますが、この検討は施設の更新のどの段階で、誰が複合化を提案するのか伺います。実際にはどの段階で議論が始まるのかということと、併せて集約、複合化を検討する際の優先順位、築年数や耐用年数から老朽化率というのを出したり、利用者数や維持管理のコストなど様々な判断材料がありますけれども、何を重視して検討を進めていくのか、2点お願いいたします。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 公共施設マネジメントを進めていく上で、まず複合化の問題ですけれども、まずどの段階で誰がするのかという部分ですけれども、この前の中期財政の段階でもちょっと御答弁申し上げた部分で、今現段階ではまだゼロベースだということで、非常に進めていくに当たっては難しい課題だと捉えています。

先ほど申し上げました公共施設等総合管理計画推進委員会で当然議論していくわけでありましてけれども、まずは各課の課題とか、進めていく上で各課が持っている今の現状であるとか、そういった部分をざくばらんに話し合う場面が必要かなと思ひまして、来週、施設所管課の関係課長及び担当者との懇談会を開催する予定としております。その中で、ざくばらんな本当に今進めていく上での課題なんかを洗い出して、今後どのようにしていくかという部分も含めて、詰めていきたいと考えております。

公共施設マネジメントの全体的な考え方はこれまでも説明してきたとおりですけれども、複合化・集約化を進めていく上で、その中の一部分になるのが、新庁舎の新たな建設の部分がその中に含まれる形になります。様々な公共施設がある中で、新庁舎の建設というのが9年後ぐらいに迫ってきている中で、ここに既存施設を集約させることによって、現在老朽化している施設を廃止することができるのではないかという部分については、今年度において、若手の新庁舎プロジェクトチームによる議論でありますとか、そういった部分で進めてきているところです。そういった形で複合化、今現在ゼロベースですけれども、段階的に一歩ずつ進めていきたいというところで考えております。

また、もう一つの何を優先していくのだという御質問ですけれども、基本的にはやはり築年数の老朽化している施設を優先していくという部分は当然でございますけれども、新しい施設とはいっても、利用者数が少なければ、当然維持していくにはお金がかかるわけですので、そういった部分も含めて、各施設の部屋ごとの状況でありますとか、そういった部分をきちんと分析しないと、今現在は何とも言えないという部分があります。一般家庭においても、車とか、自宅とか、新しいといっても、乗る人や住む人がいなければ、当然処分の対象になると思ひま

すので、そういった部分を今後分析するところから始めていく必要があるかなと捉えております。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 優先順位に関しては、老朽化率と、あとニーズもちゃんと見ていくという答弁だったかと思います。当然といえば当然なのですが、公共施設の更新のたびに個別に判断するというと、やはり場当たりのな集約とかになってしまう可能性があるのではと思います。まちの将来像と一体で考えていかなければならないと思いますが、そのあたり、まちの将来図というのは、人口減少というだけではなくて、公共施設の再配置ということにもつながっていくと思いますので、新庄のまちの再設計という意味合いもあるかと思いますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 まちの将来像でありますとか、まちの再設計という、今御意見、御質問ございましたけれども、確かに公共施設に大なたを振るって、集約・複合化を進めていくとなると、まちの形も当然変わってくるということになりますので、そういった部分も視野に入れながら進めていかなければいけないというところがあると思っております。

来年度計画予定の公共施設総合管理計画と、あと個別ごとの個別施設計画も策定の必要があるので、何を廃止していくのか、何を統合していくのかといった部分を一つ一つ決めなければいけない中で、全体的なまちの形というのも計画としては持っておく必要があるのかなと思っております。

やはりその中心に来るのが市の庁舎ではないかと、やっぱり住民がそれなりに集うスペース

等も考えれば、シンボリックな拠点の施設になり得る、金額的にも多額の経費がかかるであろうというところは想像できるわけですので、そういった部分からいくと、新たな新庁舎を核としたまちの再編といいますか、そういった部分は今後視野に入れて検討していかなければいけないのではないかと考えております。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 新庁舎の整備に合わせてうまく集約していくという、それが1つの10年ぐらいの中期的な考えであるとすれば、やはりもっと長期のまちの設計という視野と、そしてもっと短期で対応しないといけないようなところもあるかと思います。大変難しいですが、そういった計画もしっかりお願いします。

公共施設のニーズの変化というところで、例えば図書館なんかだとインターネットの普及で役割が変化したというところがあるかと思いますが、また、業務のデジタル化の普及によって、一部の窓口業務の需要が減少するとか資料にもありますけれども、公共施設の役割とかニーズというのが変化していて、そういったところをしっかりと読み取って、他市の視察もしていますが、単に人が減ったから来る人がいなくなったということではなくて、カフェとかイベント、学習スペースというところを他市の図書館では併設していたり、用事がなくても行く場所というような、必要ないから公共施設を建てなくてもいいじゃないかというところもあるかもしれないのですが、やっぱりまちに暮らすに当たって、そういった施設とか、場所というのが必要になってくるかと思っておりますので、このニーズの変化というものも検討していただければと思います。

最後になりますけれども、公共マネジメントに基づく施設の集約や複合化が単なる公共施設のリストラになってしまわないように、やはり

市民の理解が必要なことですので、現在の構造を持続可能に変えていくという、持続可能な構造に変えていくという一番大事な目的というのをしっかり持って進めていただきたいと思います。そのあたり、御答弁よろしく願いいたします。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 今、辺見議員から様々な御意見、御提案いただきました。

本当に申し訳ありませんが、今全くゼロベースのところ、また計画としては短期的なもの、そして中長期的なものを持つべきであろうと思います。

参考までに申し上げます、石丸市長で有名だった安芸高田市ホームページを御覧いただきますと、財政状況の説明の資料とか動画とか出てきますけれども、安芸高田市では2035年までに50ぐらいの施設を廃止する計画を資料の中に持ち合わせております。御覧いただくことができますと思いますけれども、やはりそういったものを掲げるに当たっては、相当住民の方への説明とか理解というところがあって、行政としても頭出しをしていかなければいけないという部分あると思います。そういった先々まで見据えた計画、廃止するのがいいか悪いかという部分がありますけれども、そういった部分を出せるかどうかというところは、非常に大きな課題だと捉えておりますので、ただ先ほど議員おっしゃったように、長期的なそういう計画も持ち合わせていく必要があるだろうと思っております。ただ、それが先ほどもおっしゃったように、施設のリストラにならないようにというところは十分に気をつけながら、ただ単に減らすのではなくて、やはり施設の機能というものはコンパクトにしながらも、住民が使う機能は集約して維持し続ける必要があると考えておりますので、そこら辺を施設所管課も含めて、全職員が1つ

になって進めていく必要があると考えております。

また、市民に対しましても様々な周知をしていく必要があると考えております。やっぱり市民の方々に意見を出していただいて、議論していく場というのも当然必要に、そういった様々な人が集まる場をやる場合に、というふうに感じておりますので、行政が提案したものに対して住民がぶつかってしまう対立構造にならないように進めていきたいなとも思っておりますし、今現在、住民に周知する手だてとして、後ほど議員の皆様にもお配りいたしますけれども、漫画で分かりやすい公共施設マネジメントのパンフレットを作成しておりますので、そういったものを今後市民向けにも周知することで、何もしないよりは、そういったものをどんどん仕掛けていくことで、共通理解とか共通認識が図られると思っていますので、市民の皆様に対しても進めやすいようなベースをつくりながら、公共施設の再編とか、マネジメントについて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 複合化のメリットもあると思いますので、最大限引き出すようによろしくお願いいたします。

続いて、新庄まつり実行委員会の組織体制と役割分担について再質問させていただきたいと思います。

新体制については、まだこれからということですが、例年4月か5月には実行委員会を行っているのかなと思います。新庄まつりの開催には影響ないのか、お伺いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 議員おっしゃるとおり、例年1回目の実行委員会を4月下旬に開催して

おります。事務局で持っておりました事務の整理、またどれだけの事務量といたしますか、があるのかということについての整理は終えているところでございますので、今後は具体的にそれをどういう形でどこが担うかという調整をしていくということになります。目標といたしましては、当然4月の1回目の実行委員会の前には体制を確立しまして進めていきたいと考えておりますので、開催についての影響はないと考えております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 開催について影響がないということでしたので、よろしく願いいたします。

また、会長は祭りの責任者ということになるかと思っておりますので、そちらのほうもしっかり決まるようによろしくお願いいたします。

役割分担についてお伺いします。新庄商工会議所は有料観覧席の予約と販売を担っていたと認識していますが、その部分はどうなるのでしょうか。また、今年の有料観覧席はどのような予定かも含めてお願いいたします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 有料観覧席に関しましては、おっしゃるとおり、商工会議所で事務を担ってきたという経過がございます。ただ、ホームページを活用した販売については、市のほうで進めてきたという経過もあります。

商工会議所が事務局から離脱したということですので、その事務を新庄市または新庄観光協会、今残っております事務局で担っていくということになるかと思いますが、具体的にどういう形で担うかということについては、これから調整するということでございます。

また、観覧席について今後どのようにするか

ということについての具体的な協議もまだできていないところでございますが、今年度までの状況等も踏まえ、プレミアム付の観覧席なんかも、より工夫できる部分はあるのではないかと考えておりますので、これからそちらも具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 体制も新しくなるということですので、より市民が総参加できるような体制の構築をお願いしたいということと、今役割分担の中で、プレミアム観覧席、特別席のお話が出ましたけれども、こちらを高校生の授業の一環として企画運営していただくのはいかがかなと思います。開府400年の様々な事業で、地域の子供たちの力をととても頼もしく感じました。特別席のコンセプトや飾りつけ、おもてなし、地域のPR、またSNS映えなど大人のサポートも必要かと思いますが、大人以上に得意なこともたくさんあるのかなと思っております。また、高校生にとっても大変大きな学びと挑戦の機会、そしてシビックプライドの醸成にもつながると思いますが、そういった役割分担が変わるということもあるので、いかがかなと思います。いかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 御提案ありがとうございます。

祭りに限らず、子供たちが、例えばエコロジーガーデン道の駅で、明倫学園のお子さんたちが関わっていただいて様々提案をいただくとか、またそこに関わりを持っていただくことそのものが大変有意義なことだとも考えております。

観覧席について、高校生の方が様々なアイデアを出し合って検討いただくということも、アイデアの1つとして有意義なものであらうと考え

ます。恐らく課題もあろうかと思しますので、よい部分を吸い上げられるような仕組みについて研究しながら、どういった形になるか、まだこの場で申し上げられませんが、1つのアイデアとして捉えていきたいと思っています。ありがとうございます。

9 番(辺見孝太議員) 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番(辺見孝太議員) 升席、観覧席から始まって、今年設置されれば3回目になるかと思っています。様々な、ちょっと私もいろいろ言わせていただいたこともありましたが、そういった過去の経験も、もし高校生が携わるような形になれば共有していただいて、またPDCAサイクルとか、そういったことを教えたりしながら進めていくのもいいのかなと思っています。

まだまだあるのですが、ちょっと時間もありますので、漫画・アニメを活用した地域活性化事業について再質問させていただきます。

通年型の滞在型企画に成熟させていきたいという力強い答弁をいただきました。最初だけ盛り上がり過ぎて失速していくということではなくて、継続して新庄の観光の柱になっていけばいいと思っています。

こちら、令和8年度の主要事業となっておりますので詳しくお聞きしたいと思しまして、令和8年度主要事業の概要にある「火喰鳥」のアニメキャラクターを活用し、音声ガイドを用いた周遊企画の実施、キャラクター音声による観光スポットの紹介とありますが、具体的にどういった新庄の観光スポットを紹介するのかお伺いします。

あと、「HUNTER×HUNTER」とまちなか漫画ミュージアムとのコラボ周遊企画はどういった企画になるのか、お願いいたします。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 大変失礼いたしました。

まず、「火喰鳥」を活用した地域周遊コンテンツということでございますが、いずれの事業につきましても、実際の事業をする本当の詳細の中身については、これから精査していくという部分でございますので、大まかな内容ということになりますけれども、「火喰鳥」の今アニメ化になっているわけですが、そちらのキャラクターの声を担っている声優の方を活用して、幾つかの市内スポットの案内をすると、音声ガイド機能を使った案内をするというものでございまして、当然「火喰鳥」のストーリーと関連のあるようなところもあると思うのですが、具体的にどの部分に活用するということにつきましては、件数も含めて、これからの整理となります。

また、「HUNTER×HUNTER」の話ですが、今回「火喰鳥」のアニメ化に伴って、今年度事業を進めてまいったわけでございますけれども、アニメの権利を使って様々な事業を展開したということでございます。同じような枠組みで「HUNTER×HUNTER」についてもできないかということではいろいろと検討してまいったところですが、アニメの権利を使った実施が可能なのではないかと考えております。具体的には、アニメの一場面を再現してのエリアを用意して、そこでイベントを行うという内容のものを想定しておりますが、こちらも詳細につきましては、これから詰めていくところになってございます。

以上でございます。

9 番(辺見孝太議員) 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

もう一つ、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用した専門家の招聘とありますが、どういった方を考えているのかお伺いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 総務省の地域力創造アドバイザーの派遣ということでございます。今考えている方につきましては、観光分野へのデジタル技術の活用を通しまして、地域の新たな価値の育成や着地型観光体験プログラムの推進等を専門分野とする方を想定しております。

今後、今までもアニメに関して、市の通年型の観光コンテンツとなり得るものとして取組を進めてまいったところでございますけれども、なかなかそれが1つの大きな動きとして定着するには、もう少し足りないのかなとも考えております。そうした中で、こういった専門家の方からアドバイスを受けながら、今後有力なコンテンツとなるよう進めてまいりたいと考えておりまして、今回招聘を検討しているところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 市長答弁にもまんがの街というブランディングという答弁ありました。ほかでどういったことあるのかなと私調べたところ、漫画の作画体験というのがありました。手ぶらで参加して、実際の作品を誰でも作れるということで、作成した作品は記念品として持ち帰り可能ということで、体験とお土産がセットになったようなイメージで、インバウンドの方に大変人気だということです。私見たのは東京で1人2万円という、材料代とか画材とかも含めてなんですけれども、新庄だともうちょっと安くできるのか、そういういろんなことを提案していただけるようなアドバイザーだとい

なと思っております。

通年型の観光コンテンツに育てて、いつ来てもこうしたコンテンツが充実していて、新庄で観光を楽しめるということができれば、そこから新庄まつりをはじめとする季節ごとのイベントをして、またその季節に訪れていただけるというような、そういった広がりが出せればいいなと思っております。

山形の観光のハイシーズンは冬でして、雪と温泉を見に、やっぱり冬に山形に温泉旅行に来た人が、ちょっと隣までもう来ていますけれども、こうしたコンテンツを目当てに新庄を訪れてくれるのではないかなと期待しています。そうした人が、今度は夏に祭りを見に来てみようかなということ、そして関係人口の話をちょっとしたいのですけれども、観光以上定住未満と言われる関係人口を増やすということを意識して事業を行っていただきたいと思います。何度も新庄市を訪れる、なかなか行けないけれど、ふるさと納税をしてくれるといった、そうした新庄を応援してくれる人を増やしていくということが今後大変重要だと思います。

SNSのフォローや、同意を得た上でeメールアドレスの取得を行い、接点強化を図る。私としては、もっとストレートに思いを伝えていいのではないかと思っていて、新庄市は観光で新庄を訪れた人との出会いを本当に大事に思っていますと、なので新庄の魅力やお得な情報、楽しい情報の提供をさせていただきというふうに真っすぐに伝えるというのも、飾らない情報発信というか、ぼろ鳶組のイメージとも合うのかなと思います。ちょっと後半は余計なことを申したかもしれないのですけれども、関係人口についてお願いいたします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 関係人口についてということで、そちらは総合政策課で一応担当のよう

な形なので、私からお答えさせていただきます。

このたび、総合計画の見直しの中でも新たな施策ということで、関係人口の創出的なところ、新たな切り口で市でも取り組んで、拡充に力を入れていきたいと思っているところです。

もう一つ、考え方として思っているのが、国でも今度ふるさと住民登録制度というものを創設する、今年の年末あたりから始まるような話でお話伺っておりますので、そういったところの情報をいち早く取り入れて、同制度に乗って、他に負けないように市に関係人口をつくっていく、取り組んでいかなければいけないかなと思っております。

制度の中には、プレミアム会員ということで、2地域居住の形で何度も来ていただけるような方、あとベーシック、簡易という形でふるさと納税など新庄を応援していただくような方をどうつくっていくかというような視点でありますので、様々な観点から新庄を発信していただく、そして関係が途切れることなく続けるような形を構築していきたいと思っております。

そういった意味で、ふるさと納税といった媒体をうまく活用したり、ふるさと応援隊といったこれまで関係いただいている方々もいらっしゃいますので、様々な多方面に働きかけしながら、さらにそこからさらなる関係人口が広がるような仕組みというのを今後考えていきたいという考えで今検討しているところでございます。

以上であります。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 観光で訪れた方との出会いを一過性のものにせず、継続的なものへ育てていただければと思います。

また、観光客が増えることで、人口減少の時代でもすごい活気づくというところを実感したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、最上公園の整備計画について再質問

させていただきます。

計画については、作成中という答弁でした。整備基本構想では、戸澤神社のある本丸跡エリアを歴史資源保全ゾーンとし、文化会館歴史センター、保育所建設中のエリアを学びと育みゾーン、遊具と芝生広場のエリアを集いと交流ゾーンとゾーニングしているようです。

この芝生広場の集いと交流ゾーンの活用についてなんですけれども、基本構想の背景と目的には、歴史まちづくりに関するアンケートにおいて、今後推進すべき取組として、最上公園の整備を望む声が多い結果となったと記載されております。また、保育所の整備も行われることから、公園施設の機能をさらに強化し、緑豊かな環境を生かした子育て環境の充実を目指す記載されています。

さらに、国の動向の項目には、経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐこれまでのステージから、緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に引き出すことを重視する新たなステージへと記載されております。ここには、都市公園を一層柔軟に使いこなすとも書いております。

最後に、ゾーンの方向性として、集いと交流ゾーンは、子供から高齢者まで幅広い年代の市民や市外からの来訪者が自由に活動し交流することができる空間となるように再整備すると書かれております。

こうした基本構想の一連の記載に基づき、整備計画が今作成されている最中ということでしたので、この集いと交流ゾーンに子供たちが安心して使える子供用便座やおむつ交換ができるスペースを設けたトイレの整備を、この整備計画の中で検討することは可能でしょうか。公園の利活用の推進と新庄まつりやその他のイベントの際にも大いに活用されると思いますが、いかがでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 最上公園の整備計画、特に二の丸のエリアについての御質問をいただいております。

今お話があったように、学びと育み、そして集いと交流ということで計画を進めていきたいと考えております。やはり多くの方にここで過ごしてほしい、にぎわってほしいということは根底にございますので、子供から大人までという中の、特に子供について、今あるトイレについて、少し使いづらいのではないかとというようなお話もいただいているところもございますので、こういったことも当然加味しながら、トイレの配置なんかも含めて計画していかなければいけないと認識してございますので、時間のかかる整備もありますし、短期的に対応しなきゃいけないというところもあると思いますので、その辺を調整しながら進めてまいりたいと考えております。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 公園は多世代で活用できるスペースですので、こういった場所の整備を進めるというのは、市民全体にとってすごくいいことではないかなと思います。

また、保育園の先生とかの御意見には、急な雨にも対応できるような、屋根があると安心して子供たちを連れて行けるというような声もありますので、そういった声を拾って、ぜひ整備計画作成していただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

山科春美議員の質問

佐藤卓也議長 次に、山科春美議員。

（7番山科春美議員登壇）

7 番（山科春美議員） こんにちは。3月定例会2日目の2番目に質問させていただきます、議員番号7番、新政・結の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、観光のまちづくりについてというところですが、新庄にある様々な資源を通して、多くの方に新庄に来ていただくことにより、市内の商業施設が発展し、様々な経済活動に結びついていくような観光事業が行われますように願いながら、以下の4つの質問をさせていただきます。

1つ目、観光客誘致事業について。

米有力旅行メディアが発表した「2026年に行くべき世界の旅行先25選」に山形県が日本で唯一選出されていますが、新庄市ではこれをどう生かそうと思われているかお伺いします。

日本の小説が海外で翻訳されて人気となっています。新庄観光大使の直木賞作家の今村翔吾先生の作品「イクサガミ」もドラマが世界中でヒットし、小説も海外で翻訳されているようです。今村先生のデビュー作「羽州ぼろ鳶組」は、漫画化、アニメ化、舞台化されていますが、今村先生の作品コーナーをはじめ、新庄まちなか漫画ミュージアムの作品も含め、このような資源をどのように生かし、インバウンドまたは国内観光客を増やそうとされているのか、お伺いします。

次は、宿泊施設について。

新庄市内の宿泊施設が少ないという声があり

ますが、市としてはどのように捉えているかお伺いします。

また、エコロジーガーデン内のゲストハウス・ミノムシの稼働率はどうなっていますか。宿泊者の声、また設備や環境の課題についてお伺いします。

次は、お土産について。

近年、新庄らしいお土産品が見えづらくなっているという声があります。新しい道の駅もオープンした今、新しいお土産品の開発は急務ではないかと思われませんが、民間を交えたお土産品開発プロジェクトを立ち上げるなどのお考えはあるかお伺いします。

次に、道の駅エコロジーガーデン原蚕の杜について。

昨年12月14日に待望のオープン式典を行い、今後、4月1日から指定管理の方が入り、また4月26日にはオープン記念イベントも開催され、本格的ににぎわいを見せてくることと思います。

今年は例年にない大雪で、駐車場の除雪なども大変だったと思いますが、開業に伴い、新たに生じている維持管理費にどのようなものがあるかお伺いします。維持管理費に対しての収入を増やす手だてとして、新しい物販施設も必要と考えますが、どのように考えているのかをお伺いします。

大きな2つ目の空き家対策事業について、質問いたします。

今年度は、年々増加する空き家対策として、空き家の実態把握調査をはじめ、対策強化に向けて様々な施策が行われたと思います。年度途中ですけれども、どのようなことを行ったのか、また現時点での成果についてお聞かせください。

空き家の実態把握調査について、空き家の活用促進について、空き家対策への支援策の強化について、危険空き家への応急措置について、また今年は例年にない大雪となっていますが、危険空き家への対応など大変御苦労されたと思

われますが、どのような対応をされたのかについてお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、山科議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、観光のまちづくりについての御質問であります。観光客誘致事業につきましては、アメリカの有力メディア「ナショナルジオグラフィック」が発表する2026年に行くべき世界の旅行先25選に、日本国内から唯一山形県が選出されたことにより、海外からの注目度が高まっております。既に知名度のある銀山温泉、蔵王、羽黒山等の観光地は本市との距離が近く、それらを訪れるインバウンド観光客に対して、近隣町村と協力してPRを行うことで、最上地域全体の誘客を推進したいと考えております。

辺見議員の御質問にもお答えしましたが、今年度本市の観光大使である今村翔吾先生の小説「火喰鳥」の漫画化、アニメ化に合わせ、作品のファンに向け、コンセプトルームやフォトスポット等、まち歩きによって作品を体験できるコンテンツを整備いたしました。今後はこれらを活用し、他の観光スポットを含めた周遊策を検討してまいります。

次に、市内の宿泊施設についてであります。特に新庄まつり期間中におきましては、宿泊施設が不足していると認識しております。

今後、観光スポットの整備や誘客PR等、1年を通した観光誘致にさらに注力した上で、宿泊環境の整備につきましても研究してまいりたいと考えております。

エコロジーガーデンのゲストハウス・ミノムシについては、1年を通しての稼働率が令和6年度は32.5%、令和7年度1月時点で29.1%となっております。

これまでのところ、宿泊者からの御意見をいただいたことはございませんが、ゲストハウスは通常の宿泊施設と比べてサービスや設備等に不足はございますが、低料金でサービスを提供しておりますので、宿泊される方はそのような施設の特性を御理解の上、利用されているものと認識しております。

次に、新庄らしいお土産の開発についてですが、これまでの取組といたしましては、新庄市6次産業化推進協議会を中心に、新庄の伝統的な食文化を「SHINJO ii-nya FOOD」としてパッケージデザインを統一し、物産品としてブランディングを進めてまいりました。今後も研究開発を検討する場を設けるなど、様々な機会を捉えて取り組んでまいります。

次に、道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜の維持管理費についてですが、昨年12月14日に竣工式を行い、本格的な供用開始に伴い発生している維持管理費といたしましては、施設の光熱水費、設備保守点検費、除雪費、警備費、清掃管理費などが主なものであります。1年間を通した実績はございませんが、年間おおむね1,500万円規模の経費が必要になるものと見込んでおります。

なお、駐車場等の除雪費用といたしましては、現時点で430万円程度を要しているところであります。

次に、維持管理費に対する収入の増加策につきましては、新たに設置した休憩・情報発信施設内に店舗が設置されているとの期待を持たれて訪れた方などから様々な御意見があると承知しております。渡部議員の御質問にもお答えをしましたが、園内施設の来訪者、売上げともに昨年同月より上回っている現状もありますので、今後は案内の仕方の工夫や休憩・情報発信施設周辺の空きスペースの活用などについて、指定管理者と共に検討してまいりたいと考えております。

持続可能な行政運営の観点から、市の収入を増やすことや経費を削減することは重要な視点でありますので、十分に考慮しつつ、今後の管理運営に当たってまいります。

次に、空き家対策事業についての御質問にお答えをいたします。

初めに、空き家の実態調査についてですが、今年度実態調査として、目視による外観の調査を実施し、その物件ごとに居住できる状態かや、大規模な修理が必要な状態であるなどの4つの区分に分類し、現在調査内容を整理、取りまとめを行っているところであります。併せて、空き家の所有者及び管理者に対し、今後の維持管理や利活用などの意向調査を行っており、回答の集計作業を進めているところであります。

次に、空き家の利活用促進についてですが、市の空き家バンクに加え、最上8市町村と県空き家対策エリアマネージャーと連携した取組を展開しており、個別に相談を行い、活用促進につながるよう努めております。

次に、空き家対策の支援策についてですが、空き家の除去に要した費用に対し、市街地の居住誘導区域であれば70万円、それ以外につきましては50万円を上限に補助制度を実施しております。これまで15件の申請に対し補助を実施しております。

次に、危険空き家への応急措置についてですが、今年度は2件実施し、解体業務や屋根材などの飛散防止などの対応を行ったところであります。

次に、大雪時の危険空き家への対応ですが、これまでに受けた相談件数48件のうち、現場を確認し必要と判断されたものに対し、積雪処理や雪庇落としなど、所有者または職員が現場で対応したものが12件あり、それぞれの状況に応じて必要な対応を行ってまいりました。

今後も市民の皆様の安全・安心を確保するた

め、空き家対策の推進に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 御答弁ありがとうございます。

最初、観光のまちづくりについてというところから再質問させていただきます。

先ほど市長からも、近隣の銀山温泉、蔵王、羽黒山などが旅行者、インバウンドの方々が多いと言いましたが、ぜひ新庄も通過するだけではなくて、本当に滞在していただけるように、ぜひしていただきたいと思います。

山形新聞の記事だったのですが、2月13日、20日の記事によると、山形県は世界的な観光地として認知されつつあると書かれていました。そして、観光庁の調べによりますと、2024年の本県の宿泊者数が25万6,130人、そして訪日客数、インバウンドの方ですね、訪日客数は60万人超で過去最高とありました。また、2025年の宿泊者数も昨年11月時点で25万3,590人で、過去最高と言われた2024年を上回る可能性が高いという記事も載ってありました。

そこに対応して、県の2026年度の予算案というの、最近の新聞で出ていたと思うのですが、訪日客が好む宿泊施設の誘致に力を入れるとして、どのような宿泊施設が求められているのかのニーズ把握に努めて適地を探し、立地特性や観光地のアクセス面などの投資判断に必要な情報を開発業者に提示して、本県への進出を働きかけるということで、観光施設誘致事業に取り組むと書いてありました。

また、内陸と庄内の移動、また宿泊地と観光地の周遊手段も課題ということで、2次交通網の整備を支援する2次交通体制整備支援事業というの、予算案に盛り込まれているということがありました。

本市も、令和8年度主要事業で、インバウン

ド、観光客を含めた観光誘致の推進と、本市の地域資源である自然、文化、物産等の地域の魅力に触れることができる機会の創出を目的として、本市ゆかりの漫画、アニメ等を活用した体験型観光コンテンツの造成に取り組むとあります。

また、観光客の利便性向上のために、デジタル技術を活用したものも整備していくということでもありますけれども、様々な新規事業も挙げておりますが、県の事業との連携など何か考えていることがございましたらお聞かせください。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 観光に関する具体的な県事業の活用というお話でしたけれども、現時点におきまして、県事業を活用した本市の事業というものは、予定しているものはございません。ただ、これまでもずっと継続して取り組んでおりますけれども、総合支庁で事務局を持っております最上地域観光協議会における取組ということは、これからも継続していきたいと思ひますし、今そちらのほうで銀山のオーバーツーリズムを踏まえたような取組もしておるところでございますので、そちらと連携しながら、新庄市においても誘客につながるような形で、我々としても行動していきたいと考えております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ぜひよろしく願ひします。

山形県に60万人の方が来ているということでありますので、本当に力を入れて検討していただきたいなと思います。

あと、宿泊施設についてというところで、さっきの御答弁で、新庄まつりのときは不足していますけれども、年間を通してというところは、まだいっぱいになっていないということで、今

後研究していくということもありました。実際に、県内に多くのインバウンドの方が来られているという事実がありますので、そういった方々に本市の地域資源、魅力に触れていただくには、本市に宿泊していただくことがすごく大切になってくるなと思っております。一般論なのですが、宿泊施設がないとお金が落ちないというか、通過されるだけですと経済活動に結びつかないとも言われています。市内全体を盛り上げるためには泊まってもらって、ほかの観光にどうつなげていくかというのが大事だと思うのですが、通年型の観光を目指しているとするならば、年間を通してお客様を呼べる仕組みを構築する必要もあると思います。

まんがの街新庄ということで、これから今年度、来年度もやっていくと思うのですが、そこで見てもらうことも大事ですが、また今インバウンドの間で、日本のスナックがかつてないほど注目を浴びているということも聞きました。例えば新庄に宿泊していただいて、夜にあけぼの町に行っていただければ、にぎわいも増してくると思います。

また、当市にはおいしい食べ物がたくさんあるので、その翌日には何か収穫ツアーとか、調理体験などのツアーも含めて、裾野が広がるのではないかなと思います。旅行の満足度を考える上で、宿泊施設というのがとても大切だと言われております。当市でも宿泊施設はありますけれども、何か現実、平日いっぱいときもあるということで、取れないのだという、何か関係者の声も聞いております。関係人口に力を入れる上でも、また何か災害が起きたときの災害ボランティアを受け入れる上でも、そういったのが必要になってくると思います。

また、専門職大学もできたので、その関連で交流機会も増やせると思いますし、大きな大会誘致、例えば漫画サミットみたいなものも考えられると思います。8月8日には大相撲新庄場所

もありますけれども、そういった方々にも宿泊していただけるようになればいいと思います。

先ほど申し上げましたが、県でも訪日客が滞在する、宿泊施設の充実は不可欠として、今年度誘致に力を入れていくようですが、観光も含めた企業誘致の対象として、交流人口の拡大を目指して、もちろん今ある新庄のホテルも満杯にさせていただきながら、ホテル誘致などを検討する必要があるのではないかと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 ホテルの誘致ということでの御質問でした。

市長答弁にもありましたように、本市といたしましては、大きな催事ですね、新庄まつり、そのほか大きな催事があった際には宿泊場所がいっぱいだという声を聞いておりますが、平時におきましては、そのような声は届いていなかったということでもあります。

宿泊施設ですので、どれだけ需要があるのかというところが非常に重要になってくるのだろうというふうに、ホテルの経営に関しましては、そういったところが重要になってくるのだろうと思うわけですが、そのための需要につなげていくためのコンテンツ、その他の開発があって、そして宿泊施設ができてという流れなのかなと今現時点では考えております。ただ、どちら、鶏が先か、卵が先かのような話でもあるかと思いますし、今の県の状況を踏まえまして、そういった取組も研究していく必要があるのだろうと思っております。

県内の自治体におきましては、その誘致に向けた条例を制定したりしながら取り組んでいるところもあるようでございますので、そちらにつきましても両面で検討、研究していきたいと考えます。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ぜひ新庄に泊まって、いろんな体験をしたいと言う方が増えるように、来年度もそうなのですけれども、ぜひ力を入れていただきたいなと思います。そして、そういった誘致もしていける方向であればいいなと思います。

では、ちょっとお土産についてというところの質問に入らせていただきますけれども、最近新庄のお土産というと、あじさいせんべいとかあったのですけれども、開発した老舗が廃業されたとかありまして、何か新庄らしいお土産、新庄といったらこれですというものが見えづらくなっているということです。やっぱり地元で作って売るというのがすごく大事だと思いますが、先ほど6次産業化ということで「ii-nya FOOD」のお話もございましたけれども、道の駅ができて、新庄のお土産、お菓子とか、そういった物とかも、やっぱりこれですという形でお伝えできるものがあればいいと思うのですけれども、何か本当に考えていることとかありましたら、お聞かせください。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 お土産品といたしましては、従来より、例えば東山焼とか、亀綾織とか、様々なお土産品があったわけですが、それも今後十二分に活用していくということになるのだと思うのですが、道の駅エコロジーガーデンが開業いたしましたして、皆様方も御存じと思いますが、ロジィさんというキャラクターを設定したという経過がございます。

現在、ロジィさんをパッケージに活用したパンといいますが、食品について、1つお土産品として開発してくれた業者がございました。内容、中身につきましては、特に新庄の特徴あるようなものではないわけでございますけれども、

1つのバージョンアップといいますが、キャラクターを使って新たなものとして売るという考え方もあるのだろーと思っております。これまでもかむてんを活用した、パッケージに使ったお菓子など、現在も販売されているわけですが、そういった側面でのお土産品開発というものも進めていければなと思っておりますし、そういったものを作っていただけるように、こちらからも声がけといいますが、していかなければならないのかなと思っております。

また、4月のオープニング記念イベントの際に、明倫学園の生徒たちがイメージキャラクターロジィさんを使ったグッズ販売などを考えてくれているようです。そういった幅広い部分からの提案といいますが、アイデアをいただきながら、我々としても特徴あるようなお土産品開発できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ロジィさんを使ったお菓子と課長おっしゃられましたが、そちらは新庄のお店で開発されたものでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 残念ながら、新庄市内の企業ではございません。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ぜひ新庄の企業の方々に開発していただいて、作っていただいて、そして新庄のものを売るという形で、新庄のお店が本当に活発化されるような方向で、またいろいろこれから検討していただきたいと思っています。

それでは、エコロジーガーデンの原蚕の杜についてということなのですけれども、先ほど維持管理費、新たに約1,500万円ぐらい増えてい

るということを聞きました。私も毎日、何回も通って、夜も通って見させてもらうのですが、まず24時間電気がついて、すごく明るいなと思って、道の駅なのでもちろん24時間なのですけども、本当に今年度はもう除雪とか大変だったろうなと思いました。結構かかっているのだなと思っております。

維持管理費で、国の持ち分というのもあるということで、全部新庄でかかっているわけじゃなくて、そういったところはどのようになっていますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 道の駅整備につきましては、国の整備していただく区分と市が整備する区分という形で分けをして費用負担していただいたという経緯がございます。

管理につきましても、それぞれの持ち分というところがございますし、ただ道の駅、ほかの市町村でも当然やってございます。これらの管理、費用についての区分というのがある一定程度国のほうでの基準があるということで、それらと照らし合わせながら、それぞれの費用区分、負担区分というのを、細部にわたって区分を協議して、それぞれを負担するというところで協定を結んでいるというところでございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 国の部分もあるということでありました。本当にすばらしい、せっかくできた道の駅なのですけども、発展していただきたいなと思います。

さきに示された新庄市の令和8年度の予算のポイント、総合計画後期5か年基本計画重点プロジェクトの中でも、重点目標の施策3番目の「地域の稼ぐ力を高める（地域の稼ぐ向上プロジェクト）」の中にも、道の駅エコロジーガーデン原蚕の杜の推進事項が入っております。歴

史を紡ぎ未来へつなぐ交流拠点ということで、歴史ある登録有形文化財の中で、地元の食文化、そして人に出会う場所、歴史と未来、人と地域をつなぐ結接点という夢とロマンあふれるコンセプトもあるのですが、実際に来ていただいて、見に来てもらい、お土産を買ってもらって、地域の稼ぐ力を高める場所であってほしいなと思います。

先日の全員協議会でも、新庄市中期財政計画案にも示されておりますが、将来的に持続可能なものとするために、維持管理費だけ出していくのではなくて、新庄の美味しいお土産なども販売されて、たくさん買っていただいて、経済効果に結びつけていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 道の駅エコロジーガーデンの管理といいますか、そういった御質問だったと思います。

経費の部分につきましては、これから運用していく中で、節減できるものについてはそういった視点を持って考えてまいりたいと思いますし、そこで売上げといいますか、どれだけの経済効果が発揮されるのかという部分につきましては、今回大規模な投資を行って整備したということもございますので、まずは今回整備した中でうまく活用していけるように工夫していきたいと考えております。

エコロジーガーデンにつきましては、あの場所における経済効果だけではなくて、昨日の渡部議員の質問にも少しお答えしたところですが、ほかへの波及と市内への波及という部分も持ちながら進めていくべき施設だろうと考えております。具体的に言えば、エコロジーガーデンを訪れた方が市内のほかのところに行って、また活動するというのを促せるような取組をしていくべきだと考えておりますし、そのあたりに

ついて指定管理となられる企業も理解しているものと捉えておりますので、そういった両面の考え方で今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

観光のまちづくりを通して、本当に新庄の魅力をさらに発揮して、多くの方がこの地に訪れていただきたいなと思います。そして、観光事業をさらなる継続性、発展性の視点も取り入れながら、地域の稼ぐ力を高めるものにしていただきたいなと思います。

次に、空き家対策事業についての再質問をさせていただきます。

今年度に空き家の実態把握調査を行ったというのは、すごく大きなことだなと思います。さっき、外観目視調査で行ったということですが、そこは区長などを通してある程度情報を取ったのでしょうか。新庄全体の空き家の情報を見てくださったということですが、漏れとかはなかったのかとか、あと何か売り物件などの看板のある物件に関しては、そういった4つの区分とかは行ったのかどうかお聞かせください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 今回の調査で新たに区長から情報をいただいたりということについては、行ってございませんでした。ただ、平成30年以前の資料というか、その調査の段階で区長からいただいた情報等々まとめたものがございますので、基本的にはそれも活用しながら、外観を見させていただきながら調査を行った。そういった様々なデータを突合しながらまとめているというような状況でございます。

また、売り物件看板があるような空き家についても、4区分の仕分けに該当させて仕分けを

しているところでございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 分かりました。本当に市内全体の空き家の実態把握が行われたのだなと思います。すごく大きなことだなと思います。

そして、今意向調査、4つの段階に分けたものの、所有者が分かる方については、この物件をこれからどうされますかという形でアンケートを送付していると思いますけれども、そっちのアンケートはどのくらい戻ってきているのかということと、アンケート結果から何か分かったことや空き家になってしまった原因とか、問題の傾向性とかあったらお聞かせください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 空き家の調査後の所有者に対するアンケートについてでございますが、所有者分かる方にアンケート調査を行って、今現在40%程度の返信がでございます。こちらの集計も進めているところでございますが、その中で主立ったところといいますか、1つ例を挙げますと、その建物が空き家になって、そういう状態が続いている理由ということで、回答の多い順としますと、売却、賃貸しようとしたが成約できなかった。次に多いのが、解体したいが費用の問題でできない。続いてが、どうしても分からないというような回答があったということでもまとめているところでございます。

ただ、全体の中での集計ということをしておりますが、先ほど初めにありましたように、建物の状態を4区分にしております。4区分の中で、これがどういう傾向にあるのかというようなクロス集計ということもしなければいけないと思っておりますが、これはまだちょっと作業中でございますので、区分ごとにそれぞれの課題というのがどのようなものになるのかとい

うのを、また今後も整理していきたいと考えているところでございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） どうしたらよいのか分からないという方もいらっしゃるということで、ぜひいろいろな方法があると思いますので、その方が簡単に回答というか、分かるようにお伝えしていただけたらと思います。

最上地域の8市町村の空き家バンクをまとめたポータルサイト「もがみあき家の杜」も開設されてちょうど1年となりますけれども、登録済みの方というのは増えているのかどうか。また、どのような利点があるのかということなど、お聞かせください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 最上8市町村で行っております「もがみあき家の杜」というところでポータルサイトをしております。現在、そのサイトを見ていただきますと、新庄市の物件については1軒載せているという状況でございます。こちらのほう、随時ですね、これまで新庄市の空き家バンクに登録されていた方と連絡を取りながら、そちらへの移行という意味も確認しながら、移行を進めていきたいと考えてございます。

「もがみあき家の杜」の利点ということになりますが、1つとしては、空き家を探されている方というのが、新庄で探したいという方は新庄を見る。ただ、全体的にこの辺りというような方もいらっしゃると思います。また、例えばほかの町村で探そうと思ったときに、トータルに見られるところであれば、新庄にもこんなものがあるのだというところで見ることが非常に増えるのではないかとというのが、1つの利点かと思えます。

また、このポータルサイトには、単に空き家の情報だけではなくて、空き家に関わる様々な情報もリンクされているということで、先ほど少し話をしました、どうしたらいいか分からないというような方についても、困っているという方についての情報も入れていくということも考えているところでございますので、そういったところの拠点のサイトになるということかと思えます。

あと、技術的なことで言いますと、ポータルサイト上で360度カメラというところで撮影したものの画像があって、自由に自分で動かして、上、下、右、左というところで、部屋のあちこちを見られるということで、1枚1枚の写真というところだけではなくて、より臨場感があるといえますか、そういったところで見られるということも、技術的にはプラスの要素かなと思っておりますので、非常に興味をお持ちの方はさらに深めていただけるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） いろんな利点があるのだなと思いました。

また、新庄市のホームページに新庄市空き家バンクというのもあるのですが、それがだんだん最上8市町村のポータルサイトに移行していく形だということも分かりました。ありがとうございます。

もう一つなのですが、空き家の支援策のところですが、結構空き家の除去、解体が、立地適正化計画の居住地域において、今年度は10軒の除去が行われたということですが、空き家の所有者にとっても、その周辺にお住まいの方にとっても一安心されたことと思います。空き家の除去によってどういう効果があったのか、また支援策を受けられた方の感想、または

除去によって周辺に持たされた環境の変化についてお聞かせください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 空き家の除却に対しての補助制度があって、そちらでの支援をさせていただいておるところでございますが、これを活用して、令和7年度につきましては、居住誘導区域内で10軒、そのほかの区域で5軒、合計15軒の除却がなされたと、支援してきたということになります。これを活用していただいた方にアンケートを取ってはいなかったものですから、詳細にその成果というところについては、直接の声はお聞きしてないところですが、その中においても、除却後に新たに建物が建ったということが2件ございますので、そういった経済的な効果もあったのかなということもございます。

また、環境についてですが、周辺部、やはり空き家に対して周りの方が不安に思っていると。建物の部材の飛散とか倒壊、また冬季間、雪の心配といったことが一般的には話が多いということになりますので、こういったことが解消されたのだろうということがございます。また、ハクビシンとか、ヘビとか、野生の動物、小動物が潜むというようなこともある。夏の間は雑草が生い茂ってというようなこともございますので、そういった部分について少し解消されたのかと。空き地になって、そういった草の処分については、また引き続きの課題があるかもしれませんが、動物等々が潜むということが少なくなるのだろうというような効果があるのではないかと認識しているところでございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 課長の周りの方から寄せられた環境の変化についてのちょっとよい知らせも聞いてよかったです。

今年度は本当に空き家対策として、基金を活

用して除却支援も強化されたと思います。また、実態把握調査もされて、空き家対策が本当に大きく前進された1年だったのじゃないかなと思います。今後も住みやすい都市形成に向けて、頑張っていたきたいなと思います。

それでは、最後なのですが、今年3月で役職定年される方、また御退職される課長の皆様もおられるということですが、長い間、第一線で市民のために行政の仕事を全うされたことに心よりの感謝とお礼を申し上げたいと思います。これからも引き続き、皆様方の経験とお知恵を新庄市の発展のために思う存分發揮していただいて、活躍していただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

以上で終わらせていただきます。

佐藤卓也議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

鈴木啓太議員の質問

佐藤卓也議長 次に、鈴木啓太議員。

（4番鈴木啓太議員登壇）

4 番（鈴木啓太議員） 令和8年3月定例会、本日3番目に質問をさせていただきます議席番号4番、新政・結の会の鈴木啓太です。

今回は3テーマについて質問させていただきます。ふるさと納税について、デジタル化を踏まえた窓口体制の在り方について、そして本市の防犯対策についてです。通告書に基づきまして、一括方式にて質問させていただきます。

まずは、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税制度は、制度開始以来、市場規模が拡大を続けており、各自治体においても寄附額の増加に向け、様々な取組が行われているものと認識しております。

そのような状況の中で、本市の寄附額の推移及び成長率について、市としてどのように分析、評価しているのか、お伺いいたします。

また、全国的な寄附額の伸びと比較した場合に、本市は市場拡大の流れを十分に盛り込んでいるのか、市の見解をお伺いします。

次に、デジタル化を踏まえた窓口体制の在り方について。

本市では書かない窓口の導入や各種証明書のコンビニ交付など、行政手続のデジタル化が進められており、市民の利便性向上や窓口業務の効率化に向けた取組が推進されていると承知しております。これまでの導入効果及び利用状況について、市としてどのように評価しているのかお伺いします。

また、これらの取組の進展を踏まえると、来庁を前提とした従来の窓口体制についても、運営方法や受付時間を含めた体制の見直しを検討すべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

3つ目です。本市の防犯対策について。

本市では、防犯対策の一環として、現在22台の防犯カメラが設置され、市民の安全・安心の確保に向けた取組が進められていると承知しております。

しかし、今後老朽化などにより機器の更新などが必要になるものと考えますが、現時点で防犯カメラの更新計画などあるのかどうかお伺いいたします。

また、防犯カメラの設置については、既設箇所に加え、地域住民などから設置要望が寄せられることも想定されます。市として設置箇所を増やす場合、どのような基準や考え方に基づいて検討していくのか御見解をお伺いいたします。

以上、3点につきまして、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、ふるさと納税についての御質問であります。ふるさと納税制度が平成20年に創設されて以来、ワンストップ特例制度の導入により、税額控除手続の簡素化や返礼品の多様化に伴い、受入件数、受入額ともに増加し続けております。

令和元年度以降の全国の寄附額は、毎年、前年比1.1倍から1.2倍の割合で増加しており、令和5年度に初めて1兆円を突破いたしました。直近の令和6年度には約1兆2,728億円に達しております。

本市におきましては、令和2年度に過去最高額となる15億4,000万円を記録いたしました。これは、コロナ禍による巣ごもり需要の拡大期に、本市のはえぬき精米10キロという返礼品が、当時としては費用対効果が高い返礼品として注目をいただき、多くの寄附額を頂いたことによるものであります。それ以降は約10億円から14億円の間で推移しており、直近の令和6年度には約11億6,000万円の寄附額を頂いております。今年度におきましては、2月末時点で、約11億8,000万円の寄附額となっております。

全国集計では寄附額が伸びているのに対し、本市は令和2年度を最高額とし、その後は2割から3割程度の幅で増減を繰り返しており、全国的な伸び率に追いついておりません。その要因といたしましては、本市の主力返礼品である米の収穫量や価格が天候や自然災害に大きく左右されることや、他自治体がよりお得感の高い米を出品してきたことなど、本市の返礼品における米の依存度が高いことが大きな要因である

と考えております。

市といたしましては、これまでも近隣町村と協定を締結し、共通返礼品を展開するなど、魅力的な返礼品の拡充を軸に寄附額の向上に向けて取り組んでまいりましたが、今後も全国的なふるさと納税市場の拡大の流れを十分に取り込んでいくために、さらなる新規返礼品の掘り起こしやポータルサイトページの磨き上げに力を入れ、今ある返礼品のより魅力的な見せ方を研究するなど、委託業者と連携して効果的なプロモーション施策の展開に努めてまいります。

次に、窓口における行政手続のデジタル化推進による書かない窓口や、各種証明書のコンビニ交付の導入効果等についてお答えいたします。

書かない窓口につきましては、マイナンバーカードなどの本人確認情報を申請書に反映させるもので、受付業務がスムーズになったことにより、利用者からは書く手間が省けて大変便利になったと好評を得ております。

また、各種証明書のコンビニ交付については、昨年4月からの10円キャンペーンの効果も大きく、利用率は前年度の同時期に比べて大きく上昇しております。引き続き窓口業務等のデジタル化の推進に取り組み、さらなる住民の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

デジタル化の進展を踏まえた窓口の運営方法につきましては、行政サービスの向上とともに、業務の効率化と働き方改革にも取り組むべきものと考えております。デジタル化が進展し、職員の業務量、業務時間が削減できた場合、より重要性の高い業務に人員を配置して生産性を高められること、時間内に業務を確実に終えることで、職員のワーク・ライフ・バランスの維持に貢献できるなど大きなメリットがあります。

さらに、窓口業務については、正確性の確保や所要時間の短縮など、業務の質の向上や人員配置の効率化等が期待されますので、窓口に係る運営方法や人員配置について、書かない窓口

や諸証明のコンビニ交付などのデジタル化の効果を検証した後に、可能なところから見直してまいりたいと考えております。

また、受付時間などの窓口体制の見直しについては、時間ごとの来庁者数を調査した結果を基に、各関係課の間で意見交換を行っております。夕刻の来庁者数は少ないために、住民サービスに与える影響は小さいこと、また短縮によって得られた時間を後処理や他の業務に充てることができるなどメリットがある一方、相談業務の受付や繁忙期の対応、住民への周知の方法などについて課題があるなどの意見が出されております。

これらを踏まえ、今後は窓口の短縮が可能な業務を精査した上で、一部の窓口で試験的に受付時間を短縮し、市民の理解を得ながら拡大していくなど、住民の利便性の向上と職員の業務の効率化の双方を実現するための最適な方法について、具体的な検討を重ねてまいります。

次に、本市の防犯対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、防犯カメラ機器の更新につきましては、カメラの保守点検結果や設置機器の耐用年数等を総合的に勘案し、必要に応じて交換を行うこととしております。現在設置しているカメラにつきましても、状態を見ながら適切に対応してまいります。

また、防犯カメラの設置箇所を増やす際の考え方につきましては、過去に防犯カメラを増設する際に策定しました新庄市防犯カメラ整備計画の考え方を基本として、設置要望があった場合には警察等の関係機関と随時協議、検討をするものと捉えております。

設置に際しては、近隣住民のプライバシーの保護への配慮も必要になることから、慎重に検討が必要だと考えております。

以上、壇上からの答弁といたします。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 3項目について御回答いただきましてありがとうございます。それぞれにつきまして、幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず初めに、ふるさと納税について質問させていただきます。

まずは、制度開始以来の寄附額の経過と全国的な市場拡大の経過をお伺いいたしました。全国的には令和5年度に1兆円を超えて、さらにマーケット規模が拡大しておりまして、一方で新庄市は令和2年のコロナの巣ごもり需要などで最高額15億4,000万円をピークにして、それからは10億円から14億円の間を推移しているという話をされておりまして、こういった状況を見ますと、全国の成長にはまだ十分追いついていないというか、そういった状況なのかなと思っております。

まず、様々な返礼品について、新規返礼品を展開しているという話をされましたが、総合政策課で5月に事業者説明会ということで、ふるさと納税の事業者説明会をされたと思います。その際に資料を頂きまして、ちょっと拝見させていただいて、本市の返礼品の構成なども見させていただきました。市長答弁にもありましたように、主力である米がすごく強い状況で、大体8割ぐらいが米、次いで牛肉が10%から15%ぐらいという状況なのかなと思っております。主力の米が強いのはいいことなのですが、それに左右されるような状況もあるということで、新しい商品開発が必要だということで、様々な共通返礼品だったり、いろいろ御尽力されてきたと思いますが、まずこれまで本市としてどういった商品開発をされてきたのか、それらの商品については、寄附額に対してどの程度影響を与えているのか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税の返礼品に対する商品開発についてということで御質問いただきました。

今年度に入ってから、最近ちょっと新しく開発して、出させていただいている主立ったものを御紹介させていただきたいと思いますが、1つは、新庄産の米を使いました大吟醸「ゆびきりげんまん」、お酒のほうを出させていただいておりますし、新庄市内で加工させていただいたカモ肉であったり、あとは新庄で生地を作っているオーダースーツの仕立券といったもの、あるいは農家レストランの食事券、また最近ですと啓翁桜などを新たなお礼品として出させていただいているところでございます。

ふるさと納税の寄附額に対する影響度というか、実績ということかと思えますけれども、まだ年度途中ということで、途中から始まったものでもありますので、集計等は出していないところでしたので、年度末決算終わった後に振り返っていかなければいけないところかと思っています。

この新たなお礼品につきましては、今後も市内の事業者と連携しながら、新たな開発に挑みながら、また市としてもそういったところを注目いただけるような発信の仕方、工夫していかなければならないだろうと考えているところであります。

以上であります。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） お酒だったり、カモ肉だったり、スーツ券、食事券等々、様々な開発していただきましてありがとうございます。お酒とかお肉とかは非常に魅力的なものだと思うので、引き続き御尽力いただければと思っています。新商品ということで、なかなか浸透するまで時間がかかると思うので、丁寧に伸ばして

いけるようにしていただければなと思っております。

ふるさと納税の寄附額を伸ばしていく考え方として、大きく2つあると思っております。1つは、なかなか弱いというか、弱点というか、課題となっている部分を強化するような方法で、本市の場合で言えば、返礼品の構成が偏っているという状態ですので、商品開発というところで第2、第3の柱を育てていくという取組がこれに当たるのかなと思っております。

もう一つは、強いところをさらに伸ばすという考え方で、以前、米が強いので、それに引き寄せられて、ほかの品目も寄附として増えているのだという内容の御回答をいただいた記憶があるのですが、そういった商品を伸ばしていくという取組も一つ必要なかなと思っております。

ポータルサイトについても、市長答弁でお話しされていたと思いますが、こちらについて伺います。

寄附額の実績を見ますと、令和6年度の実績でお話しさせていただきますが、依然としてポータルサイト別では、さとふるが非常に大きな割合を占めていて、本市の全体の7割程度を占めている状況です。一方で、ふるさと納税全体で見ますと、さとふるというのは大体15%ぐらいの割合で、楽天ふるさと納税が60%ぐらいシェアしています。ただ、その楽天ふるさと納税は、本市では大体1割弱になっています。

全国の市場規模と比較すると、楽天ふるさと納税の伸び代というのは、新庄市はまだあるのかなと思っております。ここがなかなか伸びていないので、ここを伸ばすような取組をすることが必要なかなと思っておりますが、まずこの楽天ふるさと納税の伸び率に関しては、市としてどのように分析しているか伺います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税のポータルサイトごとの実績を踏まえた分析というようなことになってくるかと思いますが、実際のところ、約10ぐらいのポータルサイトを使わせていただいているわけですが、実績としましては、さとふるが一番多くなっております。楽天が全国的にも多く、シェアを伸ばしているというような公式なものは出ておりませんが、そういう話はよく聞こえてくるところで、ただこれまでの進め方として、特定のサイトをどう伸ばすかという視点での戦略的なところは、なかなか持っていなかったというのが実際のところですよ。

今年度に入りまして、寄附額を伸ばすためにということで、広告出稿というような手法も今年から広告費を頂いて、してきています。そういった楽天の部分でも使ってきているところですが、2月までの実績などを見たところでも、思った以上の伸びが見られなかったというようなこともございましたので、今後は各ポータルサイトの特性などを踏まえながら、そういった戦略的な、寄附を頂ける仕組みの仕方などを研究していかなければならないだろうと考えているところでございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 特定のサイト分析はしていないということであった中で、広告等々していましたが、なかなか伸びていないと捉えているというふうに確認させていただきました。

何でこの点を取り上げたのかということ、令和8年度の当初予算において、ふるさと納税の寄附額が15億円ほど予算として計上されている状況です。この数字を達成していくためには、今までよりも寄附額を増やしていかなければいけないという中で、先ほど令和7年2月時点で11億8,000万円程度という中で、今年度よりもさらに上げていかなければいけないというところでありまして。12月補正でも、補正予算が組まれ

ておりますが、なかなか今現状で15億円というところに届くのが難しい状況なのかなと思ってはいるのですが、目標達成していくためには、先ほど広告ということもありましたが、戦略的にサイトごとにどういうふうに伸ばしていくかという計画も必要なのかなと思っております。先ほど、特定のサイトごとの分析というか、伸ばすための取組というのは考えていなかったとお伺いしましたが、各サイトごとに顧客層というか、使うお客様の層が変わってくると思うので、それぞれに特化した取組も必要かなと思いますが、今後担当課としてサイトごとにどのぐらい伸ばすのかというような目標値とか、KPIのような数値目標とか設定していくようなお考えとかというのはありますでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ポータルサイトごとの目標というところまでは考えてございませんが、これから様々分析しながら、総体的には全体で寄附額向上となるような取組ということで考えていきたいと思っています。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 全体的に伸ばしていくことを目標として、個別サイトごとまでは、今段階では検討されていないということでした。寄附額を伸ばすためには、広告とか、あとある種ネットショッピングのような側面もありますので、何というか、その商品ページの写真とか説明文、ページ構成でどのタイミングで広告を出したらいいのかとか、そういったところが寄附額に大きく影響する部分だと思いますし、それらの特性というのが、恐らくサイトごとに違うのかなと思っています。

予算書、今年度、先ほど令和7年度は広告のほうを強化しているというお話もありましたが、広告運用とかページの改善業務とか、そういっ

たところについては、業務委託されているのかなと理解しているのですが、そこで1点お伺いしたいのが、市としてこの業務委託先にどういう役割を求めているのかを確認させていただきたいと思います。なかなか専門的な業務もあるので、各事業者がなかなか対応できない専門的な業務を補完するような意味合いが強いのか、それともそれは前提として、最終的には寄附額を上げていくという成果まで求めているのか、その辺の違いによって評価基準とか、そういったところの見方も変わってくると思うので、まずは市の考え方としてお伺いします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税の業務委託の内容についてという御質問だったかと思えます。

ふるさと納税の業務につきましては、ふるさと納税の寄附を受け付けしていただいてから、選ばれたお礼品の調達、そして発送、そしてまた証明書の発行など様々な業務、多岐にわたっておりますので、当然市の職員だけでは対応し切れないということで委託を行っているところでございます。

昨年度の実績で7万件ぐらいの受付であってということもありますので、そういった業務を職員とする部分と委託する部分ということで分けて、うまくやっているというようなところでございます。

委託の内容ということになりますが、委託業務のこういった内容を委託させていただいているかということですが、1つがお礼品の調達の業務、そしてまたお礼品そのものの拡充に向けての計画開発といったところも委託の内容に入っております。また、お礼品の出荷配送、そして様々問合せもありますので、そういった問合せへの対応、あと先ほど話しましたポータルサイトも各種ございますので、そういったホーム

ページの管理といったところ、そしてまたPRなども含めた形での委託としてございますが、そこに何ていうのでしょうか、どこまで寄附を伸ばすかという成果目標的なところといったものは委託業務の中までには入ってはいないところでございます。

ただ、この委託料の考え方としまして、固定経費はございますが、あと寄附額の一定額が委託料になるような委託料の設定金額になります。つまり寄附額が増えれば、その一定の割合で委託料が増加するということになりますので、寄附が増えれば増えた分だけ、市で頂ける寄附額が増えるとともに、委託料が増加することによって、委託先へのメリットにもなってくるかと思っておりますので、その辺はお互いに何ていうのでしょうか、両方メリットというか、ウィン・ウィンといいますか、寄附が上がることによって、業者にとってもよい状態になるという形での委託契約になっているものと考えてございます。

以上であります。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。

成果目標までは入れてないけれども、その売上げの一部がインセンティブとして、市と委託先としてはウィン・ウィンな状態になることを目指して行っているということで、そうすると数値的に上げていくのがお互いのメリットになってくるのかなと思っています。

先ほど、成果目標とかKPIとか、そういったところまではとお話ありましたが、ある程度、どの辺まで目指すか。今年ですと15億円という数字ありますので、それに対して前年と比べてどのくらい伸びているのかとか、そのとき何をして伸びたのかとか、何がよかったのか、何が悪かったのかとか、そういったところを、市はもちろんですけども、業務委託先の方も含めて改善していくような議論をしていただくとい

いのかなと思っておりまして、ポータルサイトごとに目標設定はしないまでも、特性なんかをお互い話し合って、連携して、分析検証を進めていただきたいと思っているのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税の運営にしまして、委託先と定例会的な形で年に何度か打合せをする機会というのを設けてございます。今月末にもまたそういった日程を今予定しているところでありますので、今日いただいた意見なども踏まえまして、より今後どのように運営して、寄附額を伸ばせるかといったところを一緒になって検討できるように考えて進めていきたいと考えております。

以上であります。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 本市のふるさと納税は、人口減少が進む中で、自治体の努力で増やすことができる数少ない財源になります。いろいろ市場環境や社会情勢に左右される部分もあると思いますが、トライ・アンド・エラーを重ねながらブラッシュアップして、ぜひ増額につなげていただければなと思っています。こちらについては、引き続きよろしく願いすることをお願いして、次の項目に移ります。

次に、デジタル化の推進と窓口体制について再質問させていただきます。

先ほど、書かない窓口とか、各種証明書のコンビニ交付などで利便性が上がっているとか、コンビニ交付の利用率が上がっているというお話をいただきまして、徐々にデジタル化とともに、窓口のほうも検討が必要だという内容の御回答をいただいたかと思います。可能なところから見直しが必要なのかなというお話もいただいた中で、窓口という言葉一つとっても、一概

に整理できるようなものではなくて、やっぱり複雑な手続を伴うものや、個別具体的に相談するものなどあるものと、証明書発行とか、比較的定型的な手続など様々あると思います。

そういった窓口の整理、どういうものを残せるのか、縮小できるのかという整理も必要なのかなと思いますが、こちら先ほど御回答いただいていたら恐縮なのですけれども、これまでそういった部分について、窓口、どういうものを残す、減らすという整理などの検討をしてきた経過があるのか教えていただければと思います。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 それでは、窓口業務の整理についての検討について御質問頂戴しましたけれども、前回庁内の検討委員会を開催したときにそうした議論が出たということございまして、具体的な詰めはこれからになります。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 何を残すか、何を減らすかというのがこれからだということです。

いろいろ検討してきた中で、どういう検討をされたのか、もう一度改めてお聞かせいただきたいと思うのですが、これまで窓口に対する検討というのは、どういったところなのか教えてください。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 それでは、検討の内容、現状と課題等についてお話ししたところですが、まず窓口の時短に対して消極的な意見は少なかったなという感想なのですけれども、ただしその中で、夕刻の来庁者は少なくなるので、影響は少ないのですけれども、ただしゼロにはならないと。それから、様々な福祉相談ですとか、そういった業務、時間を問わずに寄せられ

る業務もある。それから、課によっては夕刻の来庁者はほぼない、ゼロのときもある。

そうした中で、全体的な検討として挙げたのが、窓口とはどこまでの業務を指すのか整理する必要がある。言ってみれば、農林課ですとか都市整備課なども窓口を持っているので、どこかで線を引かないと進められないと思う。

それから、ちょっと面白い話もありまして、年金生活者の方は、銀行で下ろして、銀行の窓口で納付できるのにもかかわらず、市役所にいらっしゃるのだそうです。中にはそういう方もいらっしゃるのだそうです。それだけ我々職員が頼りにされているのだらうなという御意見も出たということでございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 様々な庁舎内の検討があつて、御意見があつたと捉えておりますが、デジタル化の意味というのは大きく2つあると思っていて、1つは市民生活の利便性向上につながるのだと思っております。

もう一つは、人口減少によって、どうしても人手不足が見込まれる中で、これまで人手に頼ってきた、担ってきた業務をデジタルで補って、先ほど市長もおっしゃっていましたが、限られた職員を本来必要なところに振り分ける、再配置するということのようなことがデジタル化の本質だと思います。なので、もちろん財源があつて、人がたくさんいる状況であれば、デジタルも入れて、窓口を開いてというのは必要なことだと思うのですが、なかなかこれから先、それがかなわない可能性が高い状況だと思います。そういった意味で、改めて伺いますが、このデジタル化の意味というのはどういうふうに捉えているか伺います。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 デジタル化、自治体DXの意味ということでございましたけれども、まずはやっぱり住民サービスの向上、これが第一番だろうと考えます。

その次にといいますか、それから業務の効率化、働き方改革の推進、それからコスト削減にもなるかなと思っています、ペーパーレスですとか、時間外勤務の削減ですとか、こういったものにもつながるだろうなど。

それから、総じて市役所の生産性を上げる。DX、デジタルトランスフォーメーション、市役所自体も運営方法とか、行政サービスとか、トランスフォームできる部分も多々あるのだろうなど思っております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） デジタルにすることによって、いい点、悪い点様々あるのかなと思う中で、ただ持続可能な新庄市をつくっていく上で、デジタル化というのは外せない部分だと思います。もちろん導入に関しては、少なからず、費用というか予算が必要だし、ある種の投資というような側面もあると思います。そういった資金を入れたことに対する効果というものを検討して、効果が出ているところについては、今まで人で担っていた部分は減らして、必要などころに振り分けるということが必要なのだと思います。

議会初日の施政方針においても、市長のお言葉で、行政サービスのデジタル化による市民の利便性向上と行政運営の効率化を図る、そして市役所に足を運ばなくても手続を完了できる体制を目指すとお話しされておりました。こうした方針を踏まえると、やはり窓口、今回は書かない窓口とか、コンビニ交付というところなので、市民課あたりが一番最初に試験的に導入、窓口の短縮というところで導入する部分

になるのかなと思うのですが、こういった施政方針を踏まえて、今後どういうふうに進めていくのかお聞かせいただければと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 施政方針の重点分野の中に、デジタル技術活用によるDXの推進をうたわせていただいております。市民生活、サービス、様々な面でデジタルを活用してまず利便性を上げていく、職員も効率性を上げていくといった視点で進めていかなければならないと思っております。

その中で、市役所に足を運ばなくていい進め方の1つということで、今は行政手続のオンライン化、自宅にて様々な申請書類などを送れるような形の仕組みなども今進めているところがありますし、併せて手数料など発生するものについてもオンライン決済ということで、窓口に行かなくてもいいという仕組み、そういったところも進めながら、自宅にいながらサービスを受けられるような体制なども考えながら、今様々検討しております。

このDXについては、様々各分野で取り入れてやっていける分野であります、どこでできるかというのは、やはりいろいろ知恵を出して考えていかなければいけないところかと思っておりますので、大きくデジタルを進めるという考え方の中で、各分野で検討を今後も続けていく、そういう考え方を示させていただいたというところでございます。

以上であります。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） オンラインでも手続完了できるようとか、あとコンビニで取れたりとか、様々市役所に来なくてもできるサービスが増えているので、それについては引き続き伸ばしていただければと思います。それに伴って、

やはりそういった代替できる場所があれば、これまでいたところから、代替できないところへ補充して、本当に人手が必要で、丁寧に人の力で進めていくところに振り分けるような体制を築いていただければと思います。

もちろん市民サービスを低下するということは、あってはならないと思いますので、まずは市民サービスの向上を軸に、そういった行政運営の視点からも、ぜひこちらの窓口時間の短縮について検討を進めていただきたいと思います。

次に、防犯体制について、再質問させていただきます。

現在、設置されている防犯カメラについては、適時適切に対応ということで、計画自体はないと捉えさせていただきました。

新しい設置箇所については、必要に応じて随時検討とか、専門的な知見を持っている警察とかの意見を反映させながら、プライバシー保護に気をつけながら進めていくということでしたが、やっぱり市が設置するとなると、公益性とか緊急性とか、そういったところが判断軸になるのかなと思って、そちらについてはもちろん理解しております。ただ、一方で防犯対策というのは、行政だけで完結するようなものではなくて、地域の防犯意識を向上させて、地域で一体的に取り組んでいただくというの必要なことなのかなと思っております。

そういった視点で見ると、設置とか維持管理費とかの在り方についても、行政だけが担うという形ではなくて、地域と行政が一定の役割分担しながら進めていくという考え方も将来的には、もしかしたら選択肢の1つになり得るのかなと思うのですが、こうした協働型の仕組みというものを視野に入れて検討していただくお考えはないのか、お伺いいたします。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 地域の行政だけで

なく、地域と一体になって防犯カメラ、防犯対策について取り組んでいけないかというような御質問でございます。

実際、こういった地域のほうから要望があって、防犯カメラを設置するとなりますと、補助対象となる組織や団体、また権利関係、あとはプライバシー保護、画像の管理運用といった様々な制度設計をかなり慎重に研究していかなければならないと考えております。実際、そういった形でやっている自治体もあるのですが、件数的にはやっぱりそういったクリアしなければならぬ部分が多いということで、実際やっても件数が3年、4年やって、1件ぐらいしかなかったという事例も伺っておりますので、実際こういったところに構築する上では、もうちょっと慎重に研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 市で全部というの、なかなか難しい部分もあるのですが、やっぱりそういうふうに予防するということは、そこに住む人たちだからこそ感じる危険なところなんかもあると思っていて、そういった声を酌み取るような仕組みがあるといいのかなと思います、ちょっとお話しさせていただきました。もちろんこれはすぐしてほしいということではなくて、将来的に検討していただきたいなというところでお話しさせていただきましたが、その一方で、行政が直接責任を持って整備しなければいけない領域もあると思っています。

具体的に言うと、公共施設に対して防犯カメラが新庄市はなかなか設置が進んでいないと思っておりまして、というのも、つい先日東山体育館の駐車場において車両火災が発生した事案がありました。公共施設ということで不特定多数の市民が利用する場所にもなっております。

なので、何か事案が発生した場合は、その状況把握だったり、原因究明の観点からも防犯カメラは有効な手段となると思いますし、抑止力という観点からも一定の効果が期待できるのかなと思っています。特に子供が利用する学校施設、公共施設については、行政として優先的に検討すべき分野でないかなと考えておりますが、こちらの検討状況についてはいかがでしょうか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 公共施設でのカメラの設置の検討状況ということでございます。

こちらにつきましては、以前にも答弁させていただきましたけれども、本市におきましては、議員おっしゃるとおり、他市に比べ公共施設に設置している防犯カメラの数が非常に少ない状況にございます。施設管理する上でもそうなのですが、防犯の観点からも、公共施設への設置が望ましいと考えております。

現在、公共施設等の総合計画の中でも、施設の統廃合といった課題がありますので、状況に応じて施設を持つ関係機関と協議、検討してまいりたいと考えておりますけれども、先日教育総務課と社会教育課にお伺いしたところ、検討を進めているというようなお話は何っておりますので、全庁的にも今後施設の中では考えていきたいと思っております。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 全庁的に移行を進めていただくようなことなのかなと思っておりますので、そちらについては今後も引き続き進めていただければと思っています。

財政的な制約がある中で、なかなか一度に全というのは難しいということは理解しておりますが、まず優先的にすべき部分、優先順位をつけていただいて、やっぱり学校なんかは本

当に子供たちが日常的に利用する場所ですので、何が起るか分からない時代になってきておりますので、市全体で防犯体制を強化していくということは、市民の安全・安心な暮らしにつながると思っております。こちらについて、引き続き御尽力していただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

亀井博人議員の質問

佐藤卓也議長 次に、亀井博人議員。

（2番亀井博人議員登壇）

2 番（亀井博人議員） 3月定例会一般質問2日目、4番目に質問させていただきます、議席番号2番亀井博人です。よろしくお願いいたします。

発言事項は3つです。1つ目が住みやすさについて、2つ目が職員体制について、3つ目がごみの出し方についてとなります。

まず1番、住みやすさについてです。

雪のない便利な都市へ、新庄から転出する方が少なからずいます。今年は大雪のため災害救助法が適用され、転出を加速するのではと感じました。高齢者1人、高齢夫婦のみの世帯は約3,300世帯あり、市内の4世帯に1世帯が高齢者世帯です。転出する方が転入する方よりも毎年200名ほど多く、全体の転出先は雪の少ない東根、天童、山形市などが多いようです。

新庄市の除雪は、他市と比較し丁寧で上手だと思いますが、雪が降り続くと狭くなる道路状況や、置き雪処理などの課題もあります。

①高齢者は、雪が少ない、医療・福祉、買物、公共交通などが充実している場所を選び、若者は選択肢の多い都会を選ぶようです。本市でも新たな事業や様々な取組をしていますが、人口減少が進む現状をどう分析し、今後強化していきますか。

②移住・定住、2地域居住など新規事業も必要ですが、限られた予算、人員の中で、事務事業評価等により、Plan、Do、Seeの視点で事業を選択し、より市民向けに重点化してはどうでしょうか。

③県立新庄病院が新築移転し、医療面の充実が図られていますが、高齢者ほどさらなる充実を求めます。今年度の新規事業として、少子高齢化に伴い、必要となる診療科や医療・福祉サービスなどの市民サービスを把握するため、アンケートを実施されたようです。アンケート結果に見る傾向や課題、今後の対策について伺います。

2番、職員体制についてです。

市民福祉向上のため、職員が意欲を持って仕事に取り組むこと、働きやすい職場環境づくりが重要だと思います。

①職員総数、内訳として市職員、再任用職員、会計年度任用職員等の状況について。

②係ごとの業務量の把握と適正な人員確保、定着率向上に向けた今後の取組について。

③人口減少、職員数減少の中、職員数は十分ですか。係制に戻った組織は、室制と比較して機能していますか。主に窓口業務を担う会計年度任用職員と職員の連携、研修による能力向上について伺います。

3番、ごみの出し方についてです。

ごみの出し方は、ごみ袋に町内名と氏名を記入し、町内の収集所に出すことになり、今では

当たり前になっています。ごみに責任を持つという点などから定着しており、変える必要はないと思います。しかしながら、ごみと個人情報保護等から配慮が必要な場合もあるとの声を聞きます。

①ごみ袋には記名し適正に出されていますか。

②県内13市の氏名等の記入ルールはどうなっていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、亀井議員の御質問にお答えします。

初めに、住みやすさについての御質問にお答えいたします。

人口減少に対する現状分析と今後の対応についてであります。転出される方の主な理由は年代により異なるものと捉えております。

高等学校の卒業に当たる20歳代以下の転出先としては、仙台市や山形市、酒田市、東根市が上位となっております。進学や就職の選択肢の多様性、文化・娯楽施設の充実などを求めているものと推測しております。

60代以上の高齢者におきましては、仙台市、山形市、天童市、東根市が上位となっております。個人の事情のほか、冬季の降雪量の少なさ、医療・福祉サービスへのアクセスのよさ、日常生活の利便性などを求めているものと推測しております。

このような社会移動の動向を踏まえ、本市の住みよさを実現するため、重点的な取組として、本年度第5次総合計画後期5か年の基本計画の見直しにおいて、人口減少に対応するための重点プロジェクトを設定いたしました。若者にとって魅力ある働き方や職場の創出、郷土愛の醸成による地元回帰という選択肢を持っていただくことや、医療・福祉、買物、公共交通といっ

た生活必需サービスを維持、確保していくことを施策として位置づけ、取組を強化してまいります。

次に、事務事業評価による事業選択についてありますが、令和8年度予算におきましても総合計画前期5か年の検証や社会ニーズの変化などを踏まえ、人口減少対策や市民の暮らしを向上させるため、財源の確保を図りながら、必要な事業を選択してきたところであります。

現在、事務事業評価では、行政運営の効率化や職員の意識改革、事業の改善などを目的として実施しておりますが、予算や人員が限られている中、事業効果が低い事業については見直ししていく必要がありますので、PDSサイクルの下、評価、改善を行い、限られた行政資源の効率的な配分により、市民の暮らしに寄与する事業実施に努めてまいります。

次に、地域医療に関する市民アンケートについての御質問にお答えいたします。

本市では、地域医療の在り方を検討するために、昨年、市民1,100人を対象としたアンケート調査を実施し、回収率は40.3%でありました。

アンケート結果の傾向であります。日常の受診状況では8割の方が市内の医療機関を受診しており、定期的に通院する診療科については内科が最も多く、次に眼科、整形外科となっております。また、通院手段は8割の方が自家用車等を利用しておりますが、80歳以上の方は家族による送迎や公共交通機関を利用している傾向にあります。

さらに、充実させてほしい医療につきましては、在宅医療や訪問看護が最も多く、次いでは診療所の診療機能の充実や医師、看護師などの医療従事者の確保を望む声が多く見られました。

充実してほしい診療科目としては、眼科が最も多く、続いて皮膚科、産婦人科、小児科となっていることから、こうした医療体制の確保が課題であると認識しております。

どの世代もかかりつけ医や診療所機能及び在宅医療の充実を求める割合が高いことや、今後も独り暮らしの高齢者世帯や免許証返納者の増加が見込まれることを踏まえ、市民がいつでも安心して医療を受けることができる充実した地域医療体制の構築が必要であると考えております。

次に、職員体制についての御質問にお答えをいたします。

初めに、職員数とその内訳についての御質問であります。令和7年4月1日現在の職員数は、再任用職員や会計年度任用職員を含めて450名であります。内訳につきましては、現役世代の職員が265名、再任用職員が12名、会計年度任用職員が173名となっております。

次に、業務量に見合った適正な人員の確保と定着率の向上に向けた取組についての御質問であります。各課への職員の配置につきましては、各課長への人事や業務量に関するヒアリングを随時行い、適正かつ効率的な業務の遂行のために必要な人員を配置しております。特に複数の担当課による連携を必要とする事業などにつきましては、必要に応じて兼務の職員を配置するなど、限られた人員の中でも確実に事業を実施するための体制を構築しております。

また、市に限らず社会全体的な傾向ではありますが、同じ職場で働き続ける、いわゆる終身雇用に関する価値観が変容し、新たなキャリアを求めて転職する職員が一定程度存在することも事実であります。こうした中で、市職員として働き続ける意欲を高めるための取組は、これまで以上に重要であると考えており、職場や職階ごとの具体的なやりがいを職員に提示することや、職員が自ら将来的なキャリアを思い描くことができるよう、必要な支援を行うことにより、定着率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、市職員数につきましては、人口減少を

考慮し、スリムで効率的な組織を目指すとともに、多様な高度化する市民のニーズに的確に対応するという、新庄市定員管理計画の策定を進めながら適正化に取り組んでいるところであります。

また、課長・課長補佐制による組織運営につきましては、マネジメントを行う職員の明確化と早期の育成を主たる目的として、令和6年度より導入したものでありますが、権限と責任が明確化されることにより、より円滑な業務執行が可能となっていることと評価しております。

今後必要に応じて見直しを行いながら、より効率的な業務の執行をできる組織の構築に努めてまいります。

会計年度任用職員と正職員の連携や、会計年度任用職員に対する研修についての御質問であります。会計年度任用職員は、その職の必要性に応じて、年度を区切って任用される職員でありますので、その資質能力の育成には、業務の中で行われる職場内研修が有効であると捉えております。この職場内研修を通じ、コミュニケーションの機会を増やすことで、正職員と会計年度職員との連携も円滑に行われるものと考えております。

次に、ごみの出し方についての御質問にお答えいたします。

各家庭から排出されるごみ袋への記入につきましては、ごみ出しのルールが定着していることから、ほぼ適正に行われていると認識しております。しかし、まれに無記名で排出されるごみ袋も見受けられますので、市としましては、引き続き適正排出に向けたごみ出しのルールに係る周知啓発に努めてまいります。

また、県内13市にお行ける氏名等の記入ルールにつきましては、本市を含めて3市が記名を必須としております。残りの10市では、ごみ袋の記名欄は設けているものの、記名は任意としており、自治体ごとに地域事情や排出管理の考

え方を踏まえ運用なされているものと認識しております。

以上、壇上からの答弁といたします。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） それでは、1番の①、②関係から再質問させていただきたいと思います。

転入転出の最近の状況を見ますと、令和5年においては転出の方が157人多くなっており、令和4年については、転入が985人で、転出が1,392名と、転出が407名ほど多くなっているようです。理由は、転勤、就職、進学、引っ越し様々かと思えますけれども、しかも年度で一定というわけではないですが、こういった状況についてどのように考えているかということと、あと関係人口の中で、地域おこし協力隊の方のこれまでの定着率について、まずお伺いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 1番目の御質問、住みやすさについての中の、まず1点目の転入転出の最近の状況についてどのように考えているかといった御質問の部分でございますが、議員からは、先ほど令和5年、令和4年度のということでお話いただいたかと思えます。直近の令和6年の数字というのも、今市のほうでの統計で見ると新庄市という冊子を毎年3月発行してまして、これから発行予定ですが、その中で直近の数字も出してございまして、その中で転入転出の差が、令和6年としては71名だったというようなことで、200、400人とかという年もあれば、2桁台の年もあったということで、年度によって様々ではないかなと思っております。

転出の主な要因ということにつきましては、議員からお話あったかと思えますけれども、やはり様々な区切りのとき、進学するとき、ある

いは就職するとき、また退職されてからみたい
な区切りのところでの移動というのが主なもの
かと思いますが、年度間でかなり違いがあるとい
うのは、なかなか我々もちょっと分析には及
んでいないところではありますが、全体的な結果
とすれば、やはり転出超過というところは変わ
りはありませんので、そんなところについて
は、引き続きどういった対応ができるかという
のは、常に考えていかなければならないところ
だと考えてございます。

もう1点、地域おこし協力隊の定着率という
ようなことでの御質問でございましたが、地域
おこし協力隊の方は、平成26年から新庄市に着
任していただいて、これまで29名の隊員が地域
で活動していただいております。このうち、
現在まだ10名の方が今年度活動中ではございま
すので、まず活動が終わって退任された方が19名
ということになります。その中で、現在定住さ
れている方の数が7名ということになっており
ます。また、今年度2名退任される予定でござ
いますが、その方2名とも今後も新庄のほうに
定着いただけるという話は聞いてございますの
で、今後も新庄でまた活躍していただけること
を期待しているといったところでございます。

以上であります。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 転出数が大分少なくな
ってきて、事業効果が現れているのかなと思っ
たところです。

移住定住の関連の支援金、支援事業の関係で
お伺いします。令和6年度、令和5年度を見ま
すと、移住支援金については4件、令和5年度
は2件、移住世帯住宅取得支援事業については
それぞれ3件ずつという件数になっております
けれども、これは該当しない方もいて、こうい
う数字になっているのでしょうか、実数に近い
件数になっていますでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 移住支援金、あと移住者
の住所取得の補助金についての実績ということ
でお話しいただいたところですが、それぞれの
制度におきまして、対象者ははっきりしており
ますので、対象になった方に対して補助金支援
金を交付しているということでございます。

移住支援金につきましては、たしか5年以上
首都圏、東京圏、東京23区だったと思いますが、
そこにいた方が対象ということになりますので、
その方の支援ということでございます。

また、移住者全体ということになりますと、
全体の移住者いる中で、絞られた中での今お話
しした新規なり住宅の取得のことではございま
すので、移住者数自体はもう少し大きい数字とい
うことになってございます。

以上であります。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 同じく1番の関連で質
問を続けたいと思います。

令和8年度の施政方針の中で、主要事業7つ
の重点分野あるうち、若者・女性活躍の推進と
いうのが初めて最初に来たのかなと思って見て
おりました。例えば都市部ということで、東京
に住むメリットとして次のようなことが挙げら
れると思います。東京に住むメリットとして、
仕事が多く、給与が高い傾向にある。商業施設
や飲食店が多い。公共交通機関が充実している。
教育機関も多く、子育て支援策も多い。また、
人と関わらずに生活できる自由がある。感性が
磨かれる、視野が広がるといったことと、人との
出会いがキャリアや人生を変えることもある
などといったのがありました。

確かに言われるとおりでなと思いましたがけれ
ども、一方で東京に住むデメリットというものも
幾つかあると思います。1つ目には、家賃や物

価の高さというのが挙げられると思います。また、人間関係が希薄で孤独を感じている方も多数いらっしゃると思います。また、家が総じて狭い。緑が少ない、人が多い。電車の乗換え、いっぱいあるけれども複雑で分かりにくいといったこともあると思います。

そうした中で、東京23区においてマンションの新築、中古の価格が1億2,000万円台というニュースが何回か流れまして、どういった人が住んでいるのだろうなと思ったところですが、新庄とか地方においては、そういった東京に住むデメリットを逆手に取って施策を展開していくということも必要ではないかと思います。具体的に言えば、住宅政策等をもう少し拡充していくといったことですが、そういった方向性についてはどうでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ただいま議員から、東京に住むメリット、デメリットということで様々な教えていただいたところでございます。そういった東京のデメリットに対して、新庄市のメリットというものをうまく政策に生かしていったらどうかというような御質問だったのかと思いますが、そこら辺、地方での暮らしのよさといったようなところを打ち出していく必要もあるかと思っています。自然環境が豊かであったり、都会にないところを見せていくことで、地方の魅力、そういったところを見せながら、先ほどの事業の新規の中では移住、2地域居住なんてお話もございましたが、まずは例えば2地域居住ということで、こちらを体験していただく移住体験みたいな形もありますので、地方を知っていただくというようなところから通して、そこから様々なこちらに来ていただく機会をつくり、関係性を持っていく、そういった政策の方向性なんかもしていかなければならないということをお考えしているところでございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 同じく1番の関連です。

全国で今約1,700の市区町村がある中で、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2020年と2050年を比較して、人口が増加する市区町村が77市区町村あるそうです。その中で、東京都中央区をはじめ、大体が首都圏に多く集中しているわけですが、一方で長野県には人口が増え続ける謎の村があるらしいです。それは、長野県南箕輪村というところだそうです。

この南箕輪村においても、宅地の価格が近隣自治体より低く住宅を持ちやすいことだったり、他の自治体に先駆けて子育てのための施設整備やソフト事業を充実してきたことなどから、2050年度まで人口が増え続ける77のうちの1つになっていると。その中で、私がすごく気に留めたところがありまして、今住んでいる住民が幸せになるような施策を行うことが、移住してくる方の幸せになるといったコメントがありました。このことについてはどうでしょうか。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時29分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ただいま人口が増える市区町村の事例という中で、今住んでいる住民が幸せになる施策が必要ではないかといったことで御質問いただいたところでございます。当然そういった考え方の下に、まちづくりを進めていくべきかと思っております。

やはり市民の暮らしをどう維持、向上させていくか。これから人口減少という中で、様々なものが縮小と言われていっている中でも、生活を

守っていくというのが当然大事でありますし、維持していくのはかなり難しい、維持していくことをやりながら、さらにそこに加えて何かいいものを加えていく、そこが住民の幸せにつながるような形に持っていけるように我々も考え、様々な施策を打っていかなければならないだろうということで検討を続けているところでございます。

以上であります。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 1の③について伺います。アンケート結果に基づいて、今後どのような事業を具体的に進めていく予定がありますか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 アンケート調査に基づく具体的な事業という御質問でございました。

アンケート調査によりまして、オンライン相談のニーズ等におきましては、子育て世帯20代、30代において7割のニーズがありましたことから、昨年10月から母子保健オンライン相談事業を開始しております。

また、市長申し上げましたとおり、在宅医療や訪問看護、そういったニーズのほか、特定の診療科が不足しているために新庄市外の医療機関を受診しているという切実なお声や、御意見の中でも、そういった眼科、小児科、産婦人科等を増やしていただきたいという御意見も多く頂戴しております。そうしましたことから、主要事業にも挙げておりますけれども、令和8年度におきましては、開業医等診療所開設支援事業を行いまして、本市に必要な医療体制を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 開業支援につきまして

は、米沢市が先行してやっているようですけれども、既に3人の医師の方が、1件は開業、今後2件が開業予定ということで取組を進めていただきたいと思います。

次に、2番職員体制について伺います。

現在、第8次の行財政改革大綱案も示されているところですが、私が一番数字として驚いたのが、会計年度任用職員の方が、昨年4月1日現在で173名いらっしゃるということで、この方の戦力アップといいますか、一緒になって働いていくことが重要だと思いました。様々な知識であったりは当然必要なわけですが、窓口にいる方が多くいらっしゃると思いますので、市民の方が一番最初に接するところということもあって、親切な対応だったり、何よりも愛想のよい接客というのが大事で、既にされていると思いますけれども、今後もその辺に取組んでいただきたいと思いますところですが、接遇関係についてはどうでしょうか。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 会計年度任用職員の方々の接遇についての御質問でございましたが、議員おっしゃられるような考え方は私も全く同感でございます。

会計年度任用職員の方々ですが、それまでに社会人を経験されて会計年度任用職員として任用された方が大多数でございます。その任用に当たりましては、採用する前に担当課が面接を行いまして、その人の人となりですとか、業務に対する適性を審査して採用につなげておるということでございます。なので、接遇面でも一定程度の技術ですとか、経験はお持ちの方だろうなどは捉えているところでございますが、入庁後であっても職員の接遇マニュアルですとか、それから周りの職員がOJTでもって、接遇に対して職場内研修を行うということで、なお一層スキルの維持、向上に努めてまいりたいと考

えております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） よろしくお願ひします。

次に、3 番ごみの出し方についてお伺ひいたします。

令和 4 年に実施されましたまちづくり市民アンケートの中では、ごみの収集体制が充実している、リサイクルや分別によりごみが適切に排出されているという項目が、重要度におきましても満足度におきましても上位になっております。これは、ごみを出す側の市民の意識の高さもあり、また収集される方の御苦労もあり、また衛連の役員の方、区長方も見回り等されている結果かなと思いますけれども、まずこのことについてどのように捉えておりますか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 本市のアンケートでごみの収集体制が充実しているということは、これまで取組が実ってきているのかなと認識しております。地域におきましても、衛連の組合長はじめ、地区町内会の皆様がごみステーション等を清潔に維持していただいているということで、非常にありがたく思っております。

以上でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 基本、記名式のスタイルにはなっているわけですが、例外として、町内ごとのごみステーションに出すときの乾電池回収においては、記名はしなくても出せるということになっていると思います。そうした場合に、乾電池と一緒に 100 円のガスライターといったものが捨てられている場合があって危険であるといったことや、また主にスーパー

に出す方も多いと思うんですけれども、記名の必要がない食品トレーの 4 割に不適合があるといったことも、名前を書かない収集の中であると思いますが、これについてはどのように捉えていますか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 ガスライターの捨て方につきましては、こちらのほうでもガイドブック等で周知を行っているところでございますけれども、そういったガスライターが捨てられている場合につきましては、収集業者から問合せ等がありまして、対応等をこちらで指示してやっていたという状況でございます。

基本的にガスライターにつきましては、資源回収の缶とペットボトルの日に出してもらう、そしてガスについては基本全部使い切った状態で出してもらうということで、捨て方について分からない方につきましては、問合せ等もいただいておりますし、今 LINE でもそういったごみの捨て方について、チャット形式で問合せすると出てくるものもありますので、そういったものを周知しながら、適正なごみの捨て方をしていただくようにしていただきたいと思います。

また、食品トレーにつきましては、基本的に名前を書かないでそのままスーパーに出すわけですが、分別については、そのガイドライン等書いているとおり、きっちり仕分けをして、洗ってきれいにした状態で出してくださいということになりますので、そういったことについてもしっかりと市民の皆様に周知していきたいと考えております。

以上でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） ごみと個人情報保護の関係で、お聞きしたいと思います。

少し関係ないのですけれども、最近新築のアパートとか住宅で、玄関に表札のない世帯が多く見受けられるように思います。そこに私はプライバシー意識というか、高まりを感じたり、また逆に言えば、地域との関係性を持ちたくないといった方が多くなりつつあるのかなんかと思ったりしているところです。

また、ごみ袋に名前を書かなくてもいいというか、県内13市で私は全部記名制なのかと今までずっと思い込んできたのですけれども、そうでもないということを知りまして、その中でごみというのは、ある意味プライバシーの宝庫という側面もあって、それを持ち去ったりする方がまれにいるという話を聞きました。その辺の例外的なごみの出し方の対策の検討をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 個人情報等関係で、ごみの持ち去りというようなことの御質問ですけれども、基本にごみを持ち去るということは既にもう犯罪になりますので、我々の範疇外になってしまいます。ですので、地域の中ではそういったことが起きないように、衛連の人たちで監視と見回りを行っていただいて、そういったことにならないように対応していただいているような状況でございます。

以上でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） ごみについては、そういった持ち去り等があっては決してならないと私も思いますけれども、また改めてそういったことへの周知等をしていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

佐藤卓也議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

9日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時41分 散会

散 会

令和8年3月定例会会議録（第4号）

令和8年3月9日 月曜日 午前10時00分開議

議長 佐藤 卓也

副議長 山科 春美

出席議員（17名）

1番	佐藤 悦子	議員	2番	亀井 博人	議員
4番	鈴木 啓太	議員	5番	坂本 健太郎	議員
6番	田中 功	議員	7番	山科 春美	議員
8番	鈴木 法学	議員	9番	辺見 孝太	議員
10番	渡部 正七	議員	11番	新田 道尋	議員
12番	今田 浩徳	議員	13番	伊藤 健一	議員
14番	山科 正仁	議員	15番	高橋 富美子	議員
16番	佐藤 卓也	議員	17番	小野 周一	議員
18番	小嶋 富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科 朝則	副市長	石山 健一
総務課長	小関 孝	総合政策課長	鈴木 則勝
財政課長	川又 秀昭	税務課長	小関 紀夫
防災危機管理課長	柏倉 敏彦	市民課長	高橋 智江
環境エネルギー課長	井上 徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野 智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋 智史	健康課長	佐藤 朋子
農林課長	大江 周	商工観光課長	高橋 潤
都市整備課長	高橋 学	上下水道課長	阿部 和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤 直彦	教育長	津田 浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤 リカ	学校教育課長	大町 淳
社会教育課長	岸 聡	監査委員	須田 泰博

監事	査務委員局長	井上利夫	選挙管理委員会	武田清治
選挙管理委員会	長沼俊司		農業委員会	浅沼玲子
農業委員会	今田新			

事務局出席者職氏名

局	長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主	事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第4号）

令和8年3月9日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1 番 伊藤健一 議員

2 番 佐藤悦子 議員

3 番 高橋富美子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

令和８年３月定例会一般質問通告表（３日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	伊 藤 健 一	1. 若者の地元定住に向けた奨学金等の返済支援および免除制度の拡充について 2. 「新庄まつり２７０年祭」の総括と今後の将来ビジョンについて 3. 防災危機管理体制の強化と専門組織の新設による成果について	市 長 教 育 長
2	佐 藤 悦 子	1. 地域の固有の資源、再生可能エネルギーは、地域共生のために 2. 安心して地域で住み続けられる介護保障を 3. クマ出没の原因と緊急銃猟制度 4. 情報保障をすべての人に	市 長
3	高 橋 富美子	1. 視覚障がい者の移動支援としてのナビレンス設置について 2. 雪に強いまちづくりに向けた情報発信の強化について 3. 更年期障害の早期発見に向けた検査数値の活用と啓発について 4. 中高生の防災意識向上の取り組みについて	市 長 教 育 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名です。

これより3日目の一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

伊藤健一議員の質問

佐藤卓也議長 それでは、最初に伊藤健一議員。

（13番伊藤健一議員登壇）

13番（伊藤健一議員） 令和7年度3月定例会一般質問、議席番号13番、共に創る市民の会の伊藤健一でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、発言通告書に従って、一括方式にて3点質問させていただきます。

まず、1点目です。若者の地元定住に向けた奨学金等の返済支援及び免除制度、この拡充について。

本市の人口減少、少子高齢化の最大の要因の1つとも言えるであろうことは、進学等で市外

へ出た若者たちの未帰還、そのまま帰ってこないということも1つの要因であると考えます。特に将来の地域経済を担う大学等の進学者が地元に戻る際の大きな障害となるものとして、学んだスキルを生かす職場がなかなかないということ、また賃金や収入面の生活レベル、及びそれに伴いまして、奨学金なども多くの人たちが活用しておりますが、その少ないであろう収入から同じ金額を返済するということはハンデになってくるのであります。

そのような考え方から、主に医療系従事者への支援制度は、新庄市においても存在は分かりますが、その他の職種間の違いによって、なかなか現役学生へのアプローチ不足等によって、いろいろなものが足りないということで、抜本的な制度改革と政治決断をお願いしたいなと思ひまして、質問いたします。

まず、①医療、福祉など産業人材等の特定職種における支援免除の制度の現状と実績について。

②今申しました大学等進学者の地元回帰を促す奨学金返済支援制度の抜本的な拡充について。

次に、2番目に参ります。新庄まつりの270年祭の総括と今後の将来ビジョンについて。昨年の新庄まつり270年祭は、市や関係団体、市民がまさに一体となって全力を傾注し、多大なる成果を収められたものと高く私も評価させていただいております。しかし、当然ながらこの成功を一過性のものに終わらせず、次の時代へつなぐため、何をすべきかということがとても大切だと思います。

昨年のイベントそのものは、去年だけの予算であることは重々承知しているものの、その残った経験値等は今後につなげる財産が多くあるものであると考えて質問させていただきました。

社会情勢の急激な変化に伴って、祭りの運営そのものが大きな転換点を迎えている中ですが、将来ビジョンというところで、具体的な対応策

について伺います。

①270年祭の成果、課題の総括、そして将来を見据えたこれからの持続可能な今後の運営体制、その構築について。

②新庄商工会議所の役割変更ということがマスコミ等でも報じられ、多くの市民が知るところとなっております。そのところの少し事実と違うような理解も含めて、皆さん、やっぱり意見がどうなるのだろうと心配もされております。先日も別の同僚議員から同様の質問をいただきましたが、私としても改めてこの点について伺います。

3番目、防災危機管理体制の強化と専門組織の新設、これによる、その成果につきまして。昨年、危機管理体制の強化を目的にして防災危機管理課が新設されました。専門部門として、これまでの取組とこの地域における防災意識向上への効果、それについて何うとともに、今後の防災体制の在り方について伺います。

①新設された防災危機管理課のこの1年の振り返り。

②防災マネジャーの活動を通じた地域防災力の向上について。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、若者の地元定着に向けた奨学金の返済支援に関する御質問にお答えいたします。

医療、福祉など産業人材の特定職種における免除、支援の現状と実績につきましては、本市では医療及び福祉の人材を確保し、定住を促進するため、新庄市奨学金返還助成金交付事業を実施しております。対象者は、看護師等の資格を有し、本市に住民登録している方で、市内の

医療機関や介護施設等で正職員として雇用されている方を対象に、奨学金返還費用を年間最大18万円助成するものであり、令和6年度は4名に助成しております。その他にも、最上育英会奨学金におきましては、新庄市卒として理工系、保育系、看護系の大学等を卒業し、市内の事業所に就職した場合に、奨学金の返還を減免する制度や、県と連携した新やまがた就職促進奨学金返還支援事業を実施しており、いずれの事業におきましても、若者が本市へ定住する一助として機能しているものと考えております。

奨学金返済支援制度の拡充につきましては、これまでの実績や今後のニーズなどを踏まえ、若者の定着につながるよう、さらに検討していきたいと考えております。

次に、新庄まつり270年祭の総括と今後のビジョン、将来ビジョンについての御質問にお答えいたします。

新庄まつり270年祭記念事業といたしましては、直木賞作家今村翔吾先生プロデュースの「羽州ぼろ鳶組」ダンスパレードを開催し、堂々たる演舞が披露されました。また、萩野鹿子踊保存会の指導により継承活動がなされております萩野学園7年生の有志によるまちなか子ども鹿子踊を南本町十字路にて披露していただきました。将来を担う子供たちの懸命なダンスや踊りが祭りをさらに沸き立たせ、大きな感動をもたらし、祭り期間の出入はコロナ禍後の最高記録となる44万人となり、次の節目につながるものとなりました。

さらに、270年の節目を迎え、これまで様々な苦難を乗り越え、歴史を紡いできたことを再確認し、地域の誇りである新庄まつりを未来へつないでいくため、市民総参加で新庄まつりを継承していくことを宣言する、新庄まつり市民総参加宣言式典を行いました。この市民総参加宣言は、新庄まつり関係団体が一堂に会し実施したものであり、将来を見据えた持続可能な祭

りの財源や人材確保、熱中症対策などの課題を解決するための対応策を検討するきっかけにしていきたいと考えております。

次に、新庄商工会議所の役割変更に関する事実確認と今後の対応策についての御質問であります。昨年12月に開催されました新庄まつり実行委員会における会長の退任と商工会議所の事務局からの離脱に伴い、現時点の事務局体制につきましては、本市と観光協会の2団体となっております。

これまで新庄商工会議所を含めた3団体で分担しておりました新庄まつりの運営業務を確認し、業務分担を再調整しております。また、会長職につきましても、現時点において調整中であります。

今後につきましても、関係団体や地域企業、市民の皆様などからの御協力をいただきながら、円滑な運営と安全・安心な新庄まつりの開催を確保できるよう努めてまいります。

次に、防災危機管理体制の強化と専門組織の新設による成果についての御質問にお答えいたします。

初めに、新設された防災危機管理課の振り返りではありますが、防災危機管理課は、危機事案発生時における全体調整機能の明確化と、平時からの体制強化を図ることを目的として新設したものであります。

今年度の取組といたしましては、災害時における職員配備計画の見直し、避難所設置訓練の実施、避難所となる施設との連携強化など、平時からの備えの充実を進めるとともに、地域防災計画や防災訓練の見直し、自主防災組織の充実強化に取り組んでまいりました。併せて、災害時の対応においては、防災危機管理課が情報集約及び全庁的な調整の中心となって対応しており、初動対応の迅速化と体制の明確化につながっているものと認識しております。

また、災害時の情報発信につきましても、そ

の重要性を踏まえ、役割分担や発信手順の整理を進めるなど、防災危機管理課を中心とした全庁的な体制整備に努めているところであります。

次に、地域防災マネジャーの活動を通じた地域防災力の向上についてであります。今年度は地域防災マネジャーの専門性を生かし、町内会、介護事業所、小中学校をはじめ、各種団体や企業などに対し、活用促進に向けた周知を積極的に図りながら、出前講座や避難訓練等に取り組み、自助・共助の意識啓発と地域防災力の向上に努めてまいりました。

来年度につきましても、地域防災マネジャーの専門的知見を活用し、自主防災組織の立ち上げ促進や活動の支援を進めるとともに、令和8年度に予定しております山形県・新庄市合同総合防災訓練の企画立案、各種計画の見直しなど、地域全体の防災意識の向上及び災害対応力の強化に取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

1 3番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

1 3番（伊藤健一議員） 市長、御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず最初の、1番目の奨学金関連に絡む話でございますけれども、改めてお話はありましたが、当市においては、医療、福祉など特定の業種による制度、支援等があるということなのですけれども、そのところをもう少し詳しく教えていただくことは可能でしょうか。何々がどのような状況だという意味でございます。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 本市で実施しております看護師等への奨学金返還金助成事業でございますが、こちらの目的としましては、何よりも医療従事者の確保、それから医療従事者の市内への定住の促進ということを目標に掲げている事業でござ

ございます。健康課で実施しております事業として、看護師等の確保対策事業として実施しているものでございます。

以上です。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 市長答弁のほうにもございましたが、新庄市独自のものではございませんが、最上育英会の奨学金というものがございまして、こちらに新庄市枠というものがございまして、先ほど申し上げましたように、理工系、保育系、あと看護系の大学等を卒業した方に対して、市内の事業所に就職した場合に奨学金を減免するという制度がございまして。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

それでは、同じ質問で、昨年または直近の利用件数とか、その金額的なものをお示しいただければと思います。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 直近3年間ということで申し上げますと、令和4年度、令和5年度、令和6年度、それぞれ交付決定者は4名であります。総支給額は167万9,992円となっており、単年度ごとでは約五十数万円の実績となっております。

以上です。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 育英会に関しましては、返還金の状況をお話しさせていただきたいと思います。

令和7年度において、返還の対象になっている方が22名いるということですが、その中で先

ほど申し上げました減免の対象になっている方は1人だけという状況になっております。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

医療関係と最上育英のほうでは若干ニュアンスが違うのかもしれませんが、医療系を先に伺いますと、この人数、実績というものは、市が人材確保のために制度を用意して、何年も前から継続してやっていますが、恒常的な人材不足のことは私も理解しているつもりです。狙う側の市としましては、この制度でこの実績に対して、手応えとか成果をどのように受け止めているらっしゃいますか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 助成制度の手応え、成果という御質問でございました。4名の方ということでお答えさせていただきましたが、今年度は3名の方から交付いただいております。

最上地域の看護師等は、令和4年度の実績において、県平均を下回っているというまず現状がございまして。最上地域保健医療対策協議会等でも、看護師確保事業は医師確保事業に次いで重要な事業と位置づけて、動機づけ学習会等を行っております。また、医療機関等の幹事会の皆様からも、看護師確保の状況をお伺いしましたところ、どの医療機関も確保に苦慮されているという現状がございました。

そうした中で、本市の助成金は、令和6年度実績4名でありますけれども、4名の皆様方の返還金の約8割、または全額をカバーできている制度でございまして、申請者の方からも助成金の申請を相談したいという御相談も受けておりますし、決定された方からは感謝の言葉をいただいておりますので、1人でも多く市内の施設、医療機関へ就職、定着していただいているという成果を感じているところです。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

まさに細かいことを、これ以上、何でしょうね、変な掘り下げ、つつき回すようなつもりで質問は決してしておりませんので、御了承ください。私も前職で、新庄病院の総務で医者とか、看護師とか、薬剤師とか、医療関係従事者の募集の総務の広報の仕事に従事した経験があって、自ら、本当に人が新庄に帰ってこない、新庄に集めるための苦労を身をもってさせていただいた者の1人としての立場で質問させていただいております。

ですから、継続的にますます苦労する人集めに対して、医療経営が本当に大変な時代の中で、優良な人材に1人でも多く戻ってきてもらうということが、新庄、地元の福祉、健康、社会貢献に大きくつながるので、まず同じ制度で値上げするというのは、突然のことでできないにせよ、同じ制度をこれからも強く強くPRを続けて、いろんな方法で続けていっていただいて、絶えず医療従事者を新庄に、よそに負けないで、取り合いになっておりますから、よろしく願いしたいなと思う次第です。

続きまして、ここが私の今日の一番実は大きなところですよ。2番目なのですけれども、今の1番と違いまして、一般の職種を問わない大学等の進学者に対する奨学金支援事業というものがあまして、私が特に注目したのが、鶴岡市でつるおかエールというとてもすばらしい、よそと比べるとすばらしい制度になっているものがあるということが分かりました。5年前から事業を立ち上げているようであります。

それで、ちょっと答えとしては、何とかこれに近いものを新庄市でもこれから目指していただけないかなということで、今日取り上げさせていただいておりますので、そのようなことで

お願いいたします。

まず、つるおかエールという制度を、新庄市なりには、どのように把握していらっしゃるのか、全くしていらっしゃるのか、その辺は当市の支援サービスと比べていかがでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 鶴岡市で実施の奨学金、つるおかエールについてということでの御質問でございました。

新庄市の奨学金の返還支援制度については、先ほど申し上げたとおりで、それ以上のことについてはまだ実施していないということで、若者の地元定住に向けては様々制度ある中で、他市でこういった奨学金制度をしているというのは、ちょっと認識しているところでございますが、鶴岡市そのものの制度を詳細までは調べたことはなかったところでございます。

以上であります。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 新庄市の議会において、鶴岡のことを詳しくやり取りするのはいかななものかということとはございますが、あくまでも優れていると思われるものを参考にしてほしいという意味で、ちょっと踏み込んでみたいと思います。

私の理解としては、鶴岡市は5年前から、県の支援制度はあるのですけれども、そこに上乘せして、市独自でさらに厚い手当を支給できると、受け取ることができるということによりまして、例えばこの制度の活用も、新庄市の場合は新庄の県の新制度とか、今あるものに乗っかるのですけれども、金額、あとは条件として卒業後13か月以内、5年間以上継続した就業とか、新庄市の場合には当然ありますが、その辺のところも就業3年継続とか、条件を少し優しくして、しかも交付期間も、申請期間も10年、新庄

市は5年までですけれども、10年、あと金額も大きく、2倍近く違うと。月々4万2,000円、掛ける云々ということで、年間で合計200万円を超える金額になるというようなことでございました。これ以上詳しく申し上げませんが、その意味においては、新庄市にはもともとない考えとか、金額とか、期間とかで大きく、新庄市が劣るわけではないのですけれども、よそ並みの制度は、新庄市もサービスは提供しておりますが、鶴岡市が群を抜いてすばらしくやっていると、このことが調べたらどうもありました。いかがでしょうか、総合政策課長、この辺の深掘りしたところの理解度合いはいかがでしょう。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ただいま、奨学金の支援制度の拡充に向けて、鶴岡の制度を例にいろいろ、期間が10年ですか、あとは金額もまた県に上乘せをしてということで、いろいろ御紹介いただいたところでございました。

先ほど市長の答弁にもございましたが、まず新庄市においては、ある程度必要な職種における人材確保という面でこれまでやってきたところでありますが、そこをさらに職種を限定しないで、もっと広く、そして期間なり金額なりも増やしてはというような御提案だったのではないかと考えております。

具体的に市としてこの制度を拡充するという検討、これまでまだ詳細にしたことはなかったので、今後どんなものかというのは研究していきたいと思いますが、やはりここにおいて職種を広げたときに、そういった職種で人材がどの程度求められているかということも調べていかなければならないかと思っています。併せて、期間なり金額なり増やしていけば、それらに財政的な面、財源も必要になってくるかと思っていますので、そこら辺様々な観点から、やはり研究し

ていく必要があろうかと思っています。

なお、若者定住に向けて、奨学金等も一つ有効な施策であるかと思いますが、全体的に就職、働く場の確保であったり、あるいは若い人が帰ってきていろんなことに挑戦できる、そういった環境であったりといった、様々な観点から若者定住というのは考えていかなければならないかと思っていますので、こういった奨学金の返還制度も含めまして、総合的に若者定住というところは今後も考えていかなければならないものと認識しているところでございます。

以上であります。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

まさにごもっともなお話を聞かせていただきました。働くところがあるのかとか、いろんなものが複合的に重なり合って、このような現状になっております。働くところがないから来ないのか、生活が苦しくなるから来ないのか、でも少し支援策があったらどうなのかとか、そのような総合的な中で、職場の新しいつくり方も当然新庄市としても努力している最中だと思いますので、複合的に地元を若者に呼び戻すための作戦の一部分としては、とても必要な制度ではないかなと思います。

一般職種、職種を問わずということは、ばやけるような気がするのですけれども、私たちも含めて、私たちの周りの人間も、とっても多くの人たちが、一般的な職種の人たちがほとんどでございます。市役所の職員、学校の先生とか医療従事者というのは一握りでございます。それ以外の人たちは、そういうこともなく、地元、親元に帰るのか、そのまま出先で学校の延長でどこかに勤めるのか。どうにでもなるようなところで、新庄市、地元に戻って来たいという人たちを増やすための一助と考えて、強くこれからの新庄市にも、若者の呼び戻しの強い手

段の一つとして、よそでやっているところもあるわけですから、参考にさせていただきたいと思います。

このまましゃべっていいですか。では、2番の新庄まつりの話をさせていただきます。

まず、270年祭の成果、総括、あと今後の方向性ということを先ほど市長からいただきました。具体的には、振り返りとか、どのようなものが成果としてあったか。また、記念事業なので、去年のものは去年という1つの考え方は十分分かるにせよ、その結果残ったエネルギーとか、成果、精神的なもの、物質的なもの、これをどうつなげているか、総括としてはどうなっていますでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 270年祭の総括という御質問でした。おおむね市長答弁で述べさせていただいている内容ではございますけれども、まず話題性として、今村先生プロデュースのダンスパレードというものがございましたので、一つ話題性の意味で大きく力をお借りできたのかなと思っております。

また、ダンスパレードに加えまして、子ども鹿子踊も市長答弁で触れておりました。いずれも子供さん方の活躍ということで、大きな力を見せていただいたと、それが大人にもその熱気といいますか、その取組、真剣さというものを伝えていただいたものだと考えております。

そして、市民総参加宣言ということでした。やはり新庄市民全体で祭りを今後も継続していこうということでの総参加宣言でございますが、冒頭申し上げました子供さん方の活躍から、市民総参加で祭りを今後も継続させていこうということで、一つつながったメッセージが発信できたのかなと考えております。

新庄まつりにつきましては、人材確保の面だったり、財源確保の面だったり、また昨今では

熱中症の問題ということで、一朝一夕で解決できないような課題が多く、これは新庄まつりに限ったことではなくて、全国の祭りで言われていることではありますが、こうした大きな課題に向かって検討していかなければならないタイミングにあって、子供さん方の未来を、次代を担う子供さん方の活躍を目の当たりにして、そして総参加宣言でこれまでの歴史と今後向かうべき方向性といったものを、みんなで共有できたということ、そして未来へ向かって大きな課題解決を目指しながら取組を進めなければならないという点で、最も評価できる点だったのかなと考えております。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

祭りそのものには、もう何回も何回もいろんな人も含めて、聞いて、教えてもらっておりますので、このぐらいなのですけれども、まず私としては、祭りの具体的な一つ一つの詳細というよりも、これを経て、祭りという観光コンテンツを今後に向けてどのように持っていくのだという考え方を、ひとつまた持ってもらいたいなど。今までは、どうしても人、物、金という大きな要因の中に、大きな人数でみんなで盛り上げて、今までこぎ着けておりますが、これからは今の御存じのような状況の変化によりまして、これをソフト的なもののPRツール、ウェブとか、例えばSNS、ユーチューブ等、そのようなものがすごく今地域プロデュースに大きな力となっておりますし、大きな予算を伴わなくてもできることであります。いかに使うかということなので、これを考え方、作戦の1つに加えてほしいものだなあと思います。

では、2つ目、事務局体制の変更について先ほど伺いました。ポイントとしましては、会長が退任したと、あと事務局から会議所が離脱し

たと。では、どうするのかと。当面は暫定体制として、市と観光協会の2団体で事務を担っていく。その後、運營業務をどうするのだということは、今調整中ですよという話だったと思います。あともう一つ、会長職についても不在になっているので、そこも調整中だというようなことだと思うのですけれども、大至急その辺のところを詰めていかなきゃいけないという状況の中で御苦労なさっているとは思いますが、今どのようなことを目指して、どこまで進んでいるのか等、お分かりなところがあれば、教えていただければと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 実行委員会体制についての御質問ということでございました。

先日、辺見議員の質問にお答えした内容と同じになってしまいますが、事務局3団体、商工会議所、市役所、観光協会ですべての事務を担ってきたかという整理をまずはしたところがございます。それを踏まえまして、どれだけの事務量があるのかという整理を行い、来年度まずは新庄市と観光協会ですべて担っていく上で、こういうことが必要なのではないかという内部での検討をまずはしたところでもあります。

その上で、実際にこの事務についてはどこが担うかという部分であったり、実際に会長職は誰になるのかという調整の部分がこれから残っているということでもあります。例年、4月下旬に1回目の実行委員会を開催しておりますので、そのタイミングまでには整理を終えて、実際の祭りの運営に滞りが出ないように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。
大変御苦労な事柄に対しまして、よろしくお願い

したいと思います。特に今まで会議所が担っていたところは、金銭的な売上げ管理とか、そのような意味においては非常に大事な、何をするにも予算、その運用のところ、肝だと思うので、そここのところのノウハウ等をどのようにみなして引き受けるかとか、よろしく願いたいところであります。

では、3番目にいきます。防災危機管理体制の強化と専門組織の新設、その成果ということで伺いました。再質問させていただきます。

改めて、もう一度になるかもしれませんが、防災危機管理課の新設の目的とか狙い、その背景というものを教えていただけますか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 新設の目的、狙いというような御質問でございました。

新設前に感じていた課題ということがありまして、実際令和6年の豪雨災害のときに、現場でも環境課自体が担わなければならなかったという非常に困難な状況に接したわけです。本来であれば、指揮命令系統をつかさどる立場の部署であったにもかかわらず、現場にも出なければならなかったということは、指揮命令系統、それから情報収集を行う上では非常に課題であった点だと感じております。

そうしたことから、新たに防災危機管理課を設置しまして、その情報集約、指揮命令系統を明確にするというような目的の下に新設されたものと認識しております。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

より細分、2つに分かれて専門性を帯びたことによって、成果が出ているよという課長のお話だと思います。

この1年の主な取組として、実績はどのよう

なものがありましたでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 この1年の実績というところでございます。

この1年間につきましては、初動体制、それから避難所の運営体制、それから災害時の情報伝達、情報発信体制が充実されるようにということで取り組んできました。訓練やその庁内調整を含めまして、各計画のマニュアル等の作成にも今年度取り組んだところでございます。

また、新年度、今年度に入りまして、地域防災マネジャーを任命しておりますので、こちらのマネジャーから出前講座等々でも出張していただきまして、災害対応の基礎ということも指導していただいているところでございます。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

今、最後のほうでは、次に防災マネジャーに絞ってもう一度伺おうとしたところ、ぼろっと言葉は先にいただきましたが、そこも含めまして、とにかく1年目の防災危機管理課全体として、私も外から見ていて、相談とか打合せに寄らせていただくにつけ、本当に専門部隊になったかと、合理的になったと感ずることがいっぱいありますので、今後とも、ぜひともますます専門性に特化したすばらしい組織にしていきたいなと思います。

最後に、一たび、災害の規模にも種類にもよるのですが、大きくなったものであれば、大きければ大きいほどなのですが、やはり横断的な連携を瞬時に取る体制等、その辺の取り方は課長どうなのでしょう。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 災害で一番大きな災

害と感じているのが、まずは地震災害だと認識しております。

新庄市の場合、これまで水害、それから豪雪といった災害につきましては、対応を何とかしてきたところでございますが、殊に地震となった場合、非常に大きな災害が想定されるわけです。そのため、令和8年度に予定しております山形県、それから新庄市の合同総合防災訓練におきまして、改めて関係機関との連携の在り方についても確認を深めていきたいと感じております。

どうしても地震の場合、今日の冒頭でも東日本大震災に対する弔慰をされましたけれども、どういったことが複合的に起こってくるか。水害だけでは予想できることでも、地震となった場合、いろんな災害が複合的に絡まってくるということもございますので、そうした訓練も実施しながら、今後の防災体制の強化に努めてまいりたいと感じております。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、防災マネジャー、新しく制度化して、人を専門家としてお願いいたしました。この防災マネジャーの具体的な役割とか、この1年間の動きなどを教えてくださいませんか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 地域防災マネジャーの活動実績につきましては、先ほどもちょっと言いましたけれども、出前講座が16件で465名の参加を得ています。それから、避難訓練の支援ということで4件、こちらで680名の方の参加を得ております。その他としまして7件、延べ106名の参加をいただいているところでございます。

こうした活動を通じまして把握しました地域の課題、それからニーズとしましては、自主防災組織の設立と運営に関する助言、それから防災訓練、講話の企画、それから実施支援、地区防災計画や避難所運営マニュアルづくりの支援を求める声が多い状況でありました。これらにつきましては、来年度の取組に反映していきたいと考えております。

それから、次年度以降に重点的に取り組むテーマとしましては、自主防災組織の立ち上げ、それから活動支援と避難所の運営、情報伝達を想定しております。進め方につきましては、地域の災害リスク、それから組織の活動状況、これまでの取組状況を踏まえまして、優先度を意識して取り組んでいきたいと考えております。

併せまして、出前講座では、訓練内容の整理、振り返りによります課題の共有などを通じまして、地域における取組が継続しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 私も一部ではありますが、自主防災組織等に向けた出前講座とか、その話を聞いた人たちの中からは、やっぱり専門的で具体的で本当にためになった、よかったなと、聞いた人たちはそのような意見がおおむねでございます。

逆に、一方ですね、自主防災組織そのものが地域の中になかったり、名前は登録させてもらったけれども、中身の認識がほとんどないという地域格差もかなりございます。当然マネジャーの立場からは、1つずつ潰していくしかないのですけれども、今市民そのものが環境、環境で大きく認識が違っている1つでございます。その辺の市全体の認識の底上げを課長、どのようにお考えでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 底上げということで御質問いただきました。

確かに新庄市の場合、これまであまり大きな災害がなかったということで、そういった組織が要らないのではないかと地域もございます。それから、どうしても誤解されているのが、地元消防団がいるから大丈夫だろうというような認識を持っている地域もございます。大きな災害になった場合、消防団もそういった発災の場所に行かなければならないと、地元にはいないのだという認識を、防災マネジャーの講座を通じまして認識を深めていただきまして、自分たちの地域は自分たちで守るという認識を改めて持っていただければと感じております。

以上でございます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

特に申すまでもなく、ずっと言われております、大規模災害、いつどこで何がやってくるかわからない時代に、最善の努力をして、全員で心構えとして対処していくということでは、今後ともひとつよろしくお願ひしたいなと思ひまして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、佐藤悦子議員。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 初めに、2月28日、アメリカとイスラエルがイランに対する大規模な先制攻撃を始めました。イランの最高指導者が殺害され、多くの市民に犠牲が出ています。これは、国連憲章と国際法を乱暴にじゅうりんする主権国家への無法な侵略です。いかなる理由があろうとも許されない暴挙です。今、世界からも、アメリカ国民からも、戦争反対の声が上がっています。

我が党の代表が国会でイラン攻撃の中止を求めよと迫りました。そうしたら、高市首相は一言もアメリカとイスラエル批判をせず、迎合しています。高市政権は危ないという不安の声が広がっています。

市民の大多数は、戦争は駄目だという声です。反戦・平和を願う市民と共に、私はイラン攻撃中止、国際法を守れ、戦争国家づくりと9条の改憲反対の声を上げていくことを呼びかけたいと思います。

質問の本題に入ります。4点質問します。

1点目は、地域の固有の資源、再生可能エネルギーは地域共生のために生かしていこうという提案をいたします。

①として、世界気象機関(WMO)は、2025年10月、世界のCO₂濃度が過去最高を更新したと発表しました。深刻な気候危機への対策が、一刻の猶予もないことは明らかなです。

再エネの発電コストは、原発や化石燃料よりも低くなっています。再エネの供給力は前回の議会でも明らかになりましたが、本市は需要の12倍です。公共施設、市内中小企業施設、営農、家庭生活での使用電力を、再エネ施設及び蓄電池で活用するよう、支援計画を立ててはどうでしょうか。

②として、再エネ事業者によるトラブルが、総務省の調査で、市町村の4割以上で発生して

います。適正な再エネ事業を実施するために、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例の制定が必要ではないでしょうか。

③として、農山漁村再エネ法の活用で、売電収入の一部を住民や地域に還元する事業を推進してはどうでしょうか。長野県飯田市のように、事業計画に市の認証、そして資金支援をしていくことも必要ではないでしょうか。

第2点目の質問です。安心して地域で住み続けられる介護保障にしましょうということです。

①として、介護保険は施行後25年経過しました。利用者負担が増え、必要なサービスを利用できない方が後を絶ちません。そして、家族の介護離職は年間約10万人です。介護事業者は経営難と慢性的な人手不足により、倒産、廃業が過去最多に上っております。とりわけ昨年の介護報酬改定で基本報酬が下げられた訪問介護の現状は極めて深刻です。本市の現状と対策について、どうお考えか伺います。

②として、政府が進めようとしている介護保険の利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の方の生活援助サービスなどへの総合事業への移行は、本市の利用者、また事業者に一層の困難を与えるのではないのでしょうか。介護保険の改悪ではないのでしょうか。見解を伺います。

3点目の質問です。熊出没の原因と緊急銃猟制度について伺います。

①熊の市街地への出没がなぜ増えているのでしょうか。木材の輸入自由化で国産材価格が下がり、林業従事者の所得が全産業と比較して約100万円も低く、労働災害の発生率が全産業平均の約10倍です。国内の林業が低迷を余儀なくされ、林業従事者が減っています。それで、熊が人から追われる機会が減り、人への警戒心が薄くなり、分布が拡大しています。

また、農村から農家が激減しております。その中で耕作放棄地が増え、農地周辺の草刈りが

行われなくなることで、がさやぶが増え、熊の生息域と人里の境界が曖昧になっていることも、熊が人里に下りてくる要因ではないでしょうか。熊と人のすみ分けのために、農業、林業の再生に力を入れなければならないのではないのでしょうか。

②緊急銃猟制度の運用と課題についてです。万が一、人身事故の場合の責任はどうなるのでしょうか。地域住民の避難誘導、交通規制、警戒活動の平時からの日常訓練はどう考えておられるのでしょうか。専門知識を持った職員、熊を1発で仕留められる高度な力量を持ったハンターの確保、こういった制度を持続可能なものにするための検討が必要だと思いますが、どう考えているのでしょうか。

4つ目の質問は、情報保障を全ての人ということですが。情報の保障は人権です。誰もが安心して生きられる社会にするためにも、情報の格差をなくしていく必要があります。

そのために、①として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について、前にも伺いましたが、再び伺いたいと思います。

②として、聴覚障害者や外国人の情報伝達、周知に有効な声の同時文字化ソフトシステムの窓口活用はどう考えているのでしょうか。

③として、窓口対応の改善のために、手話通訳のできる職員配置が重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

④として、イベントでの音声の文字化、また要約筆記も重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、佐藤議員の御質問にお答えします。

初めに、再生可能エネルギーの活用に向けた

支援計画についての御質問であります。市内の事業者及び家庭に向けた省エネ及び再エネの推進方策については、今年度末に策定予定の地球温暖化対策実行計画区域施策編に、また事業所としての本市の取組については、令和3年3月に策定しました地球温暖化対策実行計画事務事業編に取りまとめているところであります。

エネルギーコストが上昇トレンドにある中で、各主体における省エネ、再エネの取組が着実に推進されるよう、市としても適切に取り組んでまいります。

次に、再エネに関する条例制定の必要性についての御質問であります。令和4年に山形県において山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例が制定され、当該条例に基づき、発電事業者と地域住民などとの間で合意形成を図るための手引も整備されております。そのため、本市におきましても県条例及び手引に基づき、県と連携しながら適切な対応を行ってまいります。

次に、農山漁村再生可能エネルギー法の活用についての御質問であります。本市におきましても豊かな農地や森林資源を次世代に引き継ぎ、地域経済の活性化を図る上で再生可能エネルギーの導入は重要な施策の1つであると認識しております。

本市におきましては、新庄市再生可能エネルギー基本計画を策定し、発電設備の導入事業に対する住民の理解を得ながら、新庄市再生可能エネルギー協議会において、持続可能な地域づくりを実現するため、関係機関や地域住民と話し合いを行っております。

今後、他自治体の先行事例を調査し、本市に最適な還元モデル等の事業について研究してまいります。

次に、介護保険事業についての御質問にお答えいたします。

平成12年の介護保険制度開始以降、高齢化が

進み、介護保険サービスは介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しております。

本市におきましては、サービス利用が伸びている一方で、訪問介護をはじめとした介護事業者の厳しい経営状況についても認識しております。

市といたしましては、燃料費や光熱水費等物価高騰に対する支援として、12月までに物価高騰対策支援金の支給を行いました。報酬改定における介護報酬の減額部分については、これまでの答弁にもありますように、全国市長会を通じ、引き続き国へ要望してまいります。

また、介護事業所の人手不足については、本市の課題と捉えておりますので、もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会と連携して、介護人材の育成に努めてまいります。

今後も介護事業者の状況把握に努め、市民の皆様が安心してサービスを受けられる環境づくりを進めてまいります。

次に、介護保険制度の今後の見通しにつきましては、令和5年12月に閣議決定されました介護保険制度改革の検討事項として、御指摘のありました利用料やケアプラン、軽度者への生活援助サービスについて様々な意見を集約し、第10期介護保険計画事業計画期間の開始前までに検討されることは把握しております。

今後も国の動向を注視しながら、市民の皆様の利益が損なわれないような介護保険事業の運営に取り組んでまいります。

次に、熊出没の原因と緊急銃猟制度についての御質問にお答えいたします。

初めに、熊出没の原因についてであります。山林への人の立入りが減少していることや、山林と人里の境目である緩衝地帯の整備が十分でないことが、市街地への熊の出没件数の増加の原因の1つとなっていると認識しております。そのため、市といたしましては、山林と人里の間の緩衝地帯の草むらややぶなどの環境整備に

ついて、地域住民へ周知し協力を呼びかけているところであります。

また、熊の誘引の原因となる収穫を行わない栗や柿などの樹木の伐採につきましては、新たに補助制度を創設し、不要果樹の伐採を支援していく考えであります。

山際の農地につきましては、中山間地域等直接支払交付金などの事業を通して、荒廃農地の発生防止に努めているところであります。

次に、緊急銃猟制度の運用と課題についてであります。昨年9月1日に改正鳥獣管理法が施行されたことに伴い、市街地における緊急銃猟の実施が可能となりました。市街地における危険鳥獣の捕獲につきましては、地域住民の安全確保の措置を十分に講じた上で実施するものとしておりますが、それでもなお事故等が発生する可能性は否定できないことから、保険加入について準備を進めているところであります。

また、緊急銃猟の安全かつ適正な実施に向けてマニュアルを整備しているところであり、マニュアルに基づく訓練等につきましても、今後関係機関と連携し実施していく予定であります。

専門知識を持った職員、高度な力量を持ったハンターの確保につきましては、捕獲体制の強化に向け、重要な課題となっておりますが、担い手の確保育成を図るため、新規狩猟免許取得者への補助を継続するほか、地域おこし協力隊の制度を活用した人材確保につきましても準備を進めているところであります。

今後も市民の安全・安心な暮らしと市民の財産を鳥獣被害から守るため、鳥獣被害防止対策に重点的に取り組んでまいります。

次に、情報保障に関する御質問にお答えいたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に関する御質問につきましては、障害者手帳を所持している方には補装具費の給付を実施しております。事業対象にならない方への支援の在り方につきまして

は、加齢性難聴と認知症の関係を含め、他自治体の取組等も参考にしながら調査研究していきたいと考えております。

声の同時文字化システムの窓口での活用に関する御質問につきましては、市の窓口には聴覚や視覚などに障害をお持ちの方、御高齢の方など日々様々な方が来庁されます。窓口の利用状況を踏まえたシステムの有効性などを勘案し、今後の研究課題といたします。

次に、窓口への手話通訳者の配置に関する御質問につきましては、現在手話通訳ができる職員は配置しておりませんが、来庁者の状況に応じて、簡単な手話や筆談、身振り手振りなどを用いてコミュニケーションを図っております。

また、本市在住の方につきましては、必要な場合、手話奉仕員の派遣制度も御利用いただいております。

イベントでの音声の文字化、要約筆記に関する御質問につきましては、イベントの実施状況やＡＩなどＤＸの活用も勘案し、今後の研究課題と考えております。

以上、壇上からの答弁といたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 答弁ありがとうございます。

では、再質問いたします。

再エネによる新庄市のエネルギー自給は、私は可能だと考えます。地域の産業として取り組むことが必要ではないでしょうか。これについてお願いします。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 ただいま新庄市のエネルギー産業としての取組についての御質問いただきました。

新庄市におきましては、再生エネルギーのポテンシャルとしては、環境省の数値的にはかな

り高い数値としてあるわけでございますけれども、実際そのエネルギーを確保する上での材料になるもの、あとは実際に需要と供給のバランス等いろいろございます。そういった観点から、中長期的な課題と考えてございます。

実際、新庄市におきましても、そういった形で再生エネルギーの地産地消といったことにつきましては、まちづくりとして考えていかなければならないと感じておりますので、今回区域施策編で計画立てておりますけれども、中長期的に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 今現在、新庄市のエネルギーを考えると、石油、ガス、石炭、ウランなどに頼った電力などを購入し、さらに日常的にもそれらを使っております。しかし、石油、ガス、石炭、ウランなどは有限です。やがて枯渇します。天然ガスや石油は、このままいけば50年、石炭、ウランは100年余り、しかも資源の消費量は増加し続けております。2060年には消費量は倍増すると予測されています。新たに資源が見つかったとしても、採掘にコストがかかり、しかも限定的にしか使えません。枯渇します。地下資源利用は持続不可能なのです。

資源面からだけでなく、廃棄物に対する地球、自然の処理能力から見て限界を超えつつあり、持続不可能です。

再生可能エネルギーは、無限で枯渇することはありません。バイオマス以外は無料で利用できます。太陽光発電設備や風力発電設備の循環型生産も研究開発が進み、既に実施されつつあります。そういう意味では、再生可能エネルギーを地産地消することで、CO₂削減と地域の自立的発展をもたらしています。

例えば、滋賀県の湖南市というところでは、1997年に市民が共同発電所を設置し、2012年に

市が地域エネルギー基本条例を制定し、2016年に市が50%出資して新電力会社を設立し、グリーンボンドという債権ですが、での資金調達による発電所建設、家庭用太陽光発電の買取り、利用者への電力供給、得た利益を公共施設の省エネなどに活用し、地域創生のお金にも回しております。

湖南省のように、市、事業者、市民が協力して、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に、自然エネルギーを活用することを理念とする条例制定はどうか。そして、市の資源を市民が使うために、市が出資して、新会社設立を検討してはいかがでしょうか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 地域の取組について、また条例化してはどうかという御質問をいただきました。

今、佐藤議員からもお話がありました滋賀県の湖南省、また別の質問でありました長野県の飯田市の取組というところで調べさせていただきました。湖南省のほうは、具体的にちょっと確認は取れなかったのですが、飯田市におきましては、明治の頃から地域による発電というのが進んでおりまして、大正時代に地域主導型の再生エネルギーということで、日本で初めての電気利用組合が設置されたということでした。それに基づきまして、飯田市では、平成25年に地域環境権の条例を制定しまして、地域で発電した電力を還元し、地域でのまちづくりに生かしているというような状況でございます。恐らく湖南省でのやり方も同様に考えております。

実際、こういった地域におかれましては、それ相当の素地があったと思われます。実際、飯田市では100年近く、そういった地域での取組があって、実際やられてきたということでござ

います。新庄市では、そういったところがまだまだ少ない状況でございますので、他市の状況を見ながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 長崎県の五島市では、市内53の企業、団体、個人が出資して、地域新電力会社を設立し、市民に安い電力を供給する電力の地産地消と地域経済の循環が始まっています。2030年には、この五島市では電力需要の90%を再エネで賄うことを目標にしているそうです。

五島市は、常に市、それから商工会議所、漁協、観光協会、そして各地域の代表者などが参加する地域協議会での合意に基づいて計画をつくり、産業育成や雇用創出を重視しているそうです。工事の建設資材を地元企業から購入して、その維持管理も地元企業で行うなど、地域貢献が図られております。五島市のようにやることでできれば、本市でも地域新電力会社がつくれるのではないのでしょうか。どうですか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 新電力会社の設立ということですが、こちらにつきましても新庄市におけます再生可能エネルギーの発電事業所がどれだけ増えていくか、そういったことがなければ、やはり地域のエネルギーを集めて地産地消という形で発電するということは、まだ今の段階では不可能な状況と考えております。

実際、山形県内におきましても、まだ2つぐらいしか新電力の会社がないわけですが、そういったところにつきましては、ある程度そういった素地がありまして、ポテンシャルとして持ち合わせていた場所ということになっております。

新庄市におきましては、そういった意味でもまだまだこれから中長期的に研究して、実際にそういった新電力会社を設立して地産地消に向けた取組ができるよう、中長期的に研究していかなければならないと感じております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 本市は農業、農地、そして耕作放棄地もあります。ソーラーシェアリングということをやれば、農地面積の30%に太陽光発電パネルを設置するということだそうです。全農地は無理だとしても、5%の面積に導入できれば、2023年の発電電力の14%に相当する発電ができる、これは「気候危機打開と社会変革」という本を書いた和田 武さんが216ページで述べています。ソーラーシェアリングは、本気になれば電力がつかれるということです。

また、農業の場合は、畜産のふん尿、それから農業廃棄物、また生ごみなどでバイオマスガスを発生させ、発電あるいは熱源供給に取り組めます。これに支援して、普及拡大、どうでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 遊休農地等の再生エネルギー利用可能性についてということですので、私のほうから御回答させていただきたいと思います。

いわゆる遊休農地等を利用した再生エネルギー、太陽光パネル等の設置につきましては、今後研究していく必要があろうかと思います。ただ、既存の農地に対して太陽光パネルを設置するという場合もございますけれども、そこらにはいろいろな問題等が指摘されているところがございますので、そこらにつきましても改めて研究する必要があるかと思います。

あと、堆肥等の利用について、バイオマス発電という御質問いただきましたけれども、そ

らはまだ具体的に進んでいるわけではございませんので、やはり関係機関と連携を強めながら研究していく必要があると認識しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 市民に対して、太陽光発電の最初のお金が大変だということがあるわけですが、ゼロ円ソーラーという制度があります。これをお知らせすることもできると思います。あるいは、太陽光発電の共同購入による、低価格で設置できる制度を市でつくれば、さらに市民が太陽光発電をつけることができるようになります。自家消費と売電で有利になることを知らせて、こういったことを普及する考えはないか、どうですか。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

石山健一副市長 佐藤議員からは、再生可能エネルギーについて、多岐にわたって様々な御提案をいただいてありがとうございます。

ちょっと整理をさせていただくと、私ども今回、市長が答弁いたしました再生エネルギーに関する温暖化対策実行計画、この中の第5章に、今佐藤議員から種々御提言いただいたような、地域資源を活用した地域商社をつくれないうという視点で、これは研究していかなければいけないという項目もございます。

先ほど、ソーラーシェアリングのお話もありました。ソーラーシェアリングは、非常に農地等の生産性を高めるのにすごく有効だと思っておりまして、なるべくCO₂を削減しながら、企業の成長とか、農業も含めて、事業の成長、あるいは市民生活の向上とか地域振興、こういったものをセットにして、どう取り組んでいくかということが、実際それぞれの市町村で取り組む場合に大事だと思っております。

そういう観点でまいりますと、例えばソーラ

ーシェアリングの話は、非常に高いところにソーラーパネルを設置するので、一般的に収益性は上がるのですが、コストが高くなるとか、ここだと雪の問題もあります。あとは、農業生産で機械使うときの効率の問題もありますので、そういったことも十分検討しながらやっていかなければいけないということがあります。

また、今ゼロ円ソーラーのお話がありました。P P Aと言われている方式ですが、事業者の方が、例えばその家庭の屋根にソーラーパネルを設置してもらって、家庭でそれを活用した後に、余ったものをまた会社が回収して利益を上げていって、そういう循環をつくっていくという入れ方と承知しておりますけれども、これも先ほど地域商社の話がありました。県内でも長井市におひさま発電という会社がありますが、そちらは畜ふんこのP P Aを使って、再生可能エネルギーで付加価値の循環を地域で行政と連携してやっているという話も承知しております。

今、技術革新の話もたくさんありますし、あと大規模な発電をする場合は、御質問中にも条例の話とか、あとは環境アセスメントの話もありますので、大きなものになればなるほど、そういったものも全てクリアしていかなければいけないということもありますので、私も仕事の削減と、それから地域の振興と両立させる方法を具体的に第5章でいろいろ整理していますので、ぜひこの計画を推進する中で、議員から御提案あったことも検討していきたい、研究していきたいと思っています。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 新旧の公共施設での再生エネの発電設備の設置による電力需給を高める、これはどう考えているのでしょうか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 公共施設における太陽光発電による質問だと思いますが、今現在、新庄市の施設の中で設置している太陽光発電等につきましては、少ない状況にありますけれども、今回新庁舎建て替えというお話がある中で、令和17年度をめどに新庁舎を建設するわけですが、その際にはそういった形で太陽光発電のパネルを設置し、再生可能エネルギーを活用していくという取組が必要だと感じております。

また、古い既存建物の公共施設につきましては、総合管理計画の中で統廃合、複合化、集約化というお話がありますので、そういった状況を見ながら判断し、必要な箇所に順次設置できればと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 例えば、下水道の処理水というのが年中出されています。これに水力発電を設置するということは有効と思いますが、どうですか。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 浄化センターへ水力発電という御提案だということだと思いますけれども、再生可能エネルギーの導入自体は環境への配慮の観点からも重要だということ認識しております。

浄化センターにおける導入としましては、今お話のあったような小水力とか、あとはバイオガスからの発電というものもあるのですが、当然経営という観点もございますので、その辺の投資効果が果たして可能なのかということと、これを十分研究しながら、今後については進めていきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 今の1番についての質問はこれで終わりますが、再エネの発電する内容は、全てこの地域の資源ですので、この地域のために全部使えるようにしていただきたい。最初の投資が大変なのですが、そこに市が支援して、どんどん進むようにしていくことで、この地域は間違いなく発展します。そういう立場からやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2番についてですが、訪問介護事業所の存続に市が直接支援した新潟県村上市のように、介護事業所へのアンケート調査を行ってはどうでしょうか。お聞きします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま、介護事業所の経営状況について、アンケートを行ったかどうかというような質問をいただきました。報酬改定が行われてから、随時市内の事業所には意見を伺っているような状況ではあります。ただいま令和8年度で終了となる介護保険計画においても、逐一連携を進めておりますので、随時意見のほうも集約してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 村上市のアンケート内容は2点でした。1つは、訪問介護の本体報酬単価が引き下げられた一方、処遇改善加算や訪問加算率が引き上げられていましたが、事業所運営への負担や影響額はどうかだったでしょうかという内容でした。もう一つは、市や国・県に対する要望、意見を記入してもらうものになっております。

寄せられた回答を見ると、処遇改善加算は使

い道が決まっているので、一部給料アップできても、必要経費が厳しい、安定的な事業所運営が困難、廃止も検討しないといけないという厳しい答えでした。影響額を聞くと、8万円から90万円と試算されておりました。特に国に対しては、このままでは在宅介護の崩壊は避けられないという悲痛な声が寄せられたそうです。

私自身、市内の訪問介護事業所にお聞きしました。利用者を市内限定としている事業所でも、こう言っていました。募集しても若い職員が集まらない。ヘルパーの数は以前の半分になった。定年を引き上げて対応しているとのことでした。

また、市外も断らないで対応しているという事業所では、介護報酬は利用者と接している時間だけだそうです。それで、割に合わないと言っていました。28キロを往復するヘルパーもいるそうです。ガソリン代はヘルパーと事業所の持ち出しになっているようです。いつまで続けられるのかと言っていました。そして、訪問介護は市直営でやるべきではないかとまで言っておられました。

市直営、もしくは一時的な補助ではなく、燃料費支援も含めて、介護事業所存続と担い手不足が解消されるよう、市として直接補助を行うべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま、市内事業所からアンケートを取っていただいた結果をお伺いしました。今の内容については、こちらでも把握して認識している状況ではあります。

市としての支援はということですが、昨年と今年と、事業所のほうに物価高騰の対策として支援金を支給させていただいております。そのほか、新潟県の例のように、基金を取り崩してというようなことも、こちらでも考えまし

たけれども、その他への影響も考えて、今は状況を把握させていただいて、支援させていただくという手法を取っております。

今後、サービスが滞るようなことがないように、1事業所だけでなく市内の事業所と連携を取りながら、サービスの提供を継続していくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 把握しておられるということで、今後連携してサービス提供できるように頑張りたいというお話でした。ぜひその立場でお願いします。

あと、3、介護保険の改悪ではないかという質問に対して、改悪のようになって、市民サービスが損なわれることのないように取り組みたいという前向きな答えがありました。まさに政府が進めようとしている改悪は、国の介護保険への補助負担を減らすことが最大の狙いであります。しかし、その結果は事業所閉鎖とか、利用者が利用できなくなっていくという介護のない状態に置かれてしまうという大変な問題です。ぜひそれは行ってはならないという声をはっきり申し上げる必要があると思うのですが、どうですか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険の改悪ではないかというようなことでの論点は、こちらも把握しておりまして、次期の計画策定の前までには答えが出るというような状況だということまで認識しております。

市としては、市長答弁にもありましたように、市長会の意見として国に申入れを続けていくというような姿勢でおりますので、よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひします。

3番の質問に再質問をさせていただきますが、先ほど職員として、地域おこし協力隊という考えであります。私は地域おこし協力隊という臨時的な職員で果たしていいのだろうかと思うのです。熊の生息数や生態を調べるとか、監視、そして指導業務や、あと刈り払いという問題もあるし、あと電気牧場の施設維持など、従事する専門家が継続的に必要だと思います。当事者による自助だけでは解決できません。持続的に研究し、科学的に真剣に取り組む政治が必要だし、しっかりした補助がなければ、熊問題は解決できないと思います。そういう意味で、継続してできる正職員にすべきではないですか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市としましても、そういうふう継続して対応していく体制が必要と認識しております。

この間、山形新聞のほうで、県議会の一般質問がありましたけれども、その中で県では中間支援組織を今検討しているということでございます。そちらは専門員を各ブロックごとに配置して、熊対策、熊だけではないですけども、イノシシ等の鳥獣対策に対して支援していただけるというような組織を検討しているというところでございますので、そちらのほう、県猟友会と連携しながら熊対策について進めていきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

猟銃免許を取ったとしても、熊を駆除できるまでには10年かかると言われております。そう

いう意味では、専門家を配置してやる必要があると思いますので、その支援を強めていただきたい。

そして、山形県でも例外としてハーフライフル銃を認めるということもありました。本市ではどうですか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えします。

こちらの免許は県の許可ということになっております。県に確認したところと、金山町でそういう事例があったということでございますので、今後県と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

佐藤卓也議長 ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５２分 休憩

午後 １時００分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、高橋富美子議員。

(１５番高橋富美子議員登壇)

１５番（高橋富美子議員） ３月定例会一般質問３日目、最後の質問となります。新政・結の会の高橋富美子でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、視覚障害者の移動支援としてのナビレンスの設置について。

ナビレンスとは、専用のカラフルな二次元コードをスマートフォンのカメラで読み取ること

で、対象物までの距離や方向、周辺情報を音声で案内する視覚障害者向けの移動支援アプリです。従来のＱＲコードとは異なり、ピンポイントでカメラを向けなくても認識できるため、視覚に障害のある人や高齢者が単独で安心して移動できるツールです。また、自動翻訳機能が３９言語に対応しているため、日本語が不自由な外国人にとっても実用的なツールであります。

新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が令和３年３月に制定されております。この条例は、全ての新庄市民が障害のあるなしに関わらず、相互に人格と個人を尊重し合いながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障害を理由とした差別の解消について定められたものです。

また、令和６年４月からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、努力義務から義務に改正されています。

①本市はナビレンスの仕組み及び他自治体での導入状況について、どのように認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

②市役所庁舎、図書館などの公共施設へ設置の可能性についてお伺いいたします。

③モデル的導入を検討すべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

次に、雪に強いまちづくりに向けた情報発信の強化について。

行政報告にもありましたように、記録的な大雪によって、１月３０日に新庄市豪雪対策本部が設置され、２月４日には本市初となる災害救助法が適用となりました。また、流雪溝においては、最上川からの通水が不可能となり、緊急措置として新田川から取水していただきましたが、水上がりが発生したために流雪溝の使用ができず、雪を捨てる場所もなく、道路脇に積まれた雪で道幅がどんどん狭くなり、事故が起きるのではないかと、屋根の雪は大丈夫だろうかという市民は様々な不安の中で日々を過ごしたと思います。

そのようなことから、①都市整備課に寄せられた市民からの苦情や要望等の件数とその対応についてお伺いいたします。

②秋田市や青森市などでLINEを活用して写真や位置情報を送れる仕組みを導入している自治体が増えていますが、どのように認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

③冬期の安全な道路環境を確保するための除排雪通報システムの導入について、本市の見解をお伺いいたします。

続きまして、更年期障害の早期発見に向けた検査数値の活用と啓発について。

更年期の不調は、自覚が難しく、重症化して初めて受診するケースが多くあります。市民が早期に自分の状態を客観的な数値で把握できるように、ホームページに女性向けのSMI（簡略更年期指数）、及び男性向けのAMSスコア（男性更年期障害質問票）のセルフチェック機能を設けるべきと思いますが、いかがでしょうか。また、その結果に基づいて適切な相談窓口や医療機関へつなげる仕組みを構築すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

最後に、中高生の防災意識向上の取組について。

もし災害が起きたときに、自分や身近な人の命をどう守る。千葉県木更津市は、このほど若い世代の防災リーダーを育成するために、市内に在住、在校している中高生を対象に、防災研修会を初めて開催したとの新聞報道がありました。将来の地域防災を担う防災リーダーを中高生のうちから育成することは、災害時に支える側として地域の共助となります。本市においても開催すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、中高生の防災意識向上のための取組と今後の課題についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 それでは、高橋議員の御質問にお答えします。

初めに、視覚障害者の移動支援システムについての御質問にお答えします。

本市における視覚に障害のある方への移動支援の状況につきましては、買物や通院などに際して、ヘルパーなどの外出支援サービスを御利用いただいているところであります。

視覚に障害がある方などの移動を支援するシステムとしては、二次元コードやAI、音声振動などを活用したスマートフォンアプリなど様々なシステムがあると認識しております。県内では山形市や上山市が移動支援システムを市役所庁舎や公共施設に導入している状況であります。

本市の公共施設への設置の可能性やモデル的導入につきましては、来庁者の状況や、身体障害者福祉協会など関係者の御意見、システムの有効性などを踏まえた今後の研究課題と考えております。

次に、雪に強いまちづくりに向けた情報発信の強化についての御質問にお答えいたします。

雪に対し、都市整備課に寄せられた市民からの苦情や要望の件数につきましては、11月から2月中旬までに約500件となっております。内容といたしましては、路面状況が悪いや道幅が狭いなどの内容が多く、次に置き雪や排雪要望などとなっております。

市の対応といたしましては、平日は都市整備課の職員が窓口及び電話で対応しております。また、夜間や休日は職員による当番制を設けて対応しているところであります。

次に、LINEを活用して写真や位置情報を送信する仕組みの導入につきましては、近年、生活の一部となっているSNSの活用により、市民生活の利便性を図るため、本市においても令和6年度から同様のシステムを導入しており、

公園における施設の損傷と不法投棄の通報は可能となっております。

冬季間の安全な道路環境を確保するための除排雪通報システムの導入につきましては、写真、位置情報などが簡単に送信できるメリットがある一方で、対応遅延時の苦情リスクなどの課題もありますので、他自治体の実績や利用状況を検証しながら、本市における必要性を検討してまいります。

次に、更年期障害の早期発見に向けた検査数値の活用と啓発についての御質問にお答えいたします。

更年期障害とは、更年期に表れるほてりやのぼせ、発汗などの身体症状及び気分の落ち込みなどの精神症状により、特に症状が重く、日常生活に支障を来すような状態を指しております。

また、更年期障害は女性に限らず、男性にも男性ホルモンの減少とともに表れ、更年期にまつわる不調があることを知っている割合は、女性に比べて低い状況にあります。

本市においては、いきいき健康づくり新庄21第三次計画において、女性の更年期や女性ホルモンの変化による症状や対応の普及啓発に取り組むことを掲げており、また更年期障害にかかわらず、健診結果や心身の不調に対し、随時健康相談を実施しております。

今後とも更年期障害の症状、対処法とともに、症状の程度を調べるセルフチェックの活用など、周知啓発に取り組んでまいります。

次に、中高生の防災意識向上の取組についての御質問にお答えいたします。

中高生のうちから防災に関する知識や意識を高め、将来の地域防災を担う人材を育成していくことは、地域の共助の充実を図る上で重要であると認識しております。

本市では、毎年各学校区単位で総合防災訓練を実施しており、これまで数多くの児童及び生徒の皆さんに参加していただいております。訓

練を通じて、災害時の行動に加え、地域で支え合うことの重要性に触れる機会となっております、防災意識の向上につながっているものと認識しております。

また、地域防災マネジャーの防災の専門性を生かした活動として、中学校及び義務教育学校における防災講座や避難訓練への助言を行うとともに、消防団の活動としては、高校生を対象に消防団活動の紹介や地域防災の必要性に関する講演を行うなど、これまで中・高生に対する防災知識の普及と防災意識の向上に努めてまいりました。

今後も、既存の防災講座や訓練等の機会を活用しながら、教育委員会及び学校と連携した取組を継続してまいります。

さらに、児童や生徒の発達段階に応じた内容で継続的に取り組むことや、家庭や地域とも連携しながら、防災を自分事として捉えられるようにしていくことが重要であると認識しておりますので、教育現場との連携を図りながら、本市の実情に即した防災意識向上の取組に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、視覚障害者の移動支援としてのナビレンス設置について。

本市において、視覚障害者の方は何名いらっしゃいますか。また、その中で1級、2級の手帳をお持ちの方は何名でしょうか、お願いします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま

質問いただきました、視覚に障害があつて手帳をお持ちの方の人数です。直近で94名の方が手帳をお持ちです。そのうち1級、2級、重度と言われる方は76名いらっしゃいます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 障害者の方は94名、その中で重度と言われる方、手帳をお持ちの方が76名ということでした。先ほども移動手段について、ヘルパーが付添いとかありましたけれども、もう少し詳細をお願いしたいと思います。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 視覚に障害をお持ちの方が外出する際に、単独で移動するのが難しい場合、同行援護サービスというものを利用いただいております。その内容としては、外出先での代筆や代読、排せつ、食事についても必要な支援を行うものになります。ここ3年間、令和4年が78件の御利用、令和5年が68件、令和6年が71件御利用いただいております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

先月、このナビレンスを導入している上山市役所を訪れました。ナビレンスの音声案内で市役所内を移動してみました。「こちらが正面玄関です」「エレベーター前です」「段差があります」など、本当に詳細に案内をしていただきました。これならば、障害をお持ちの方も1人で大丈夫なのかなと感じてきました。

ナビレンスは、特殊な機材を設置するのではなく、タグを張るだけで運用もできます。低コ

ストで始められる利点もあります。合理的配慮が義務化された今、本市としての誠実な対応が必要と考えます。まずは1か所だけでも実証実験をされてみてはいかがでしょうか。再度伺いたいします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 上山市の例を御紹介いただいて、実証実験ができないかというような御質問をいただきました。

今現在、市長答弁にもありましたが、身体障害者福祉協会を通じまして、いろいろ要望を伺っておりますが、視覚障害者について、こうしてほしいというような要望は今のところございません。

ですが、今市として視覚障害者の方に行っているサービスといたしまして、声の広報ということで、カセットテープに市報等お知らせ版を吹き込んで、決まった方に郵送でお届けして聞いていただくというようなサービスを、もう30年以上続けているようなものになります。ただ、カセットテープというのが、なかなかもう新しいのが手に入らなくなってきておりますので、利用者に確認しましたところ、ホームページから聞けないかというような御相談がありまして、そちらは令和8年4月から音声データをホームページに張りつけて聞いていただくというようなことで進めております。

ただ、もう一方は、従来どおり、やっぱりカセットテープで聞きたいということがありましたので、こういった場合、受け手の方の意見を尊重しながらサービスを続けていきたいと思っております。

先ほどいただいたナビレンスの需要も、ちょっと手帳をお持ちの方の意見も聞きながら、研究してまいりたいと思います。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。
やっぱり当事者の声というのは本当に大切だと思います。

上山市では、令和5年8月から市報かみのやまの表紙に、このように目の不自由な人もスマホを使えば、市のホームページに容易にアクセスできるものを導入しております。行政情報を得やすくなっているようです。

先ほど課長の答弁にありましたように、令和8年度から広報誌にナビレンスというか、ホームページにということをお聞きして、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

また、市長の施政方針に、観光振興におきましては、国内外から多くの観光客を誘致とありました。ナビレンスは、障害者支援だけでなく、インバウンドへの多言語案内にも活用できると思います。横断的な施策として検討していただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 外国人観光客ということでお話がありましたので、私からお答えさせていただきたいと思いますが、確かに障害をお持ちの方のためのサービスということだけでなく、ユニバーサル的といいますか、そういった形での施策の取組というのは、今後の様々な行政サービスを運営していく上で重要な視点かなと思いますので、ナビレンスというものをちょっと私も承知していなかったものですが、いろいろと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ぜひ検討をよろしく
お願いしたいと思います。

次に、雪に強いまちづくりに向けた情報発信の強化について、LINEを活用し、市民が現場の状況、除排雪が必要な箇所など、即座に市へ共有できるデジタルツールを導入することで、電話での対応より状況が明確に把握され、現場対応もスムーズになると考えますが、いかがでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 冬季間の除排雪に関わる市民からの要望、御意見についてでございます。そういったツールを使いながらやるということで、確かに写真を送っていただければ、状況が分かりやすくなるというようなメリットもあると思っております。

今現在は、電話窓口等で御意見をいただいて、現地に赴きまして、一つ一つ丁寧に確認をしながら、また連絡をいただいた市民の皆さんとお話をしながら対応しているということでございますので、こういったところが少しでもスピーディーになるということであれば、一緒に検討していきたいと考えているところでございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 苦情の件数も先ほど500件と伺いました。大変な数でないかなと思います。日中はパトロールで、夜中は当番制ということで、本当に電話対応も大変だったのではないかと思います。

弘前市では、LINEによる道路損傷等通報システムを導入しております。これまでは、路面が雪に覆われる冬季間は運用を停止していたそうですが、このシステムを転用し、除排雪を求める市民の要望を24時間受け付け、市民の苦痛を和らげているとのことでした。

本市においては、公園管理においてLINEを活用していると伺いました。そのシステムを運用することはできないのでしょうか、お願い

します。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 先ほど市長答弁でもお話をさせていただきましたが、令和6年から公園の損傷の通報システムを導入してございます。これを転用してといいますか、これを拡充して、道路の損傷の通報システムというようなことにいたり、今議員がおっしゃられたような、そちらを転用して除排雪の通報システムにいくというような仕組みとしては、取り入れとしては可能だと考えているところでございます。

ただ、やはりこの仕組みについても、市民の皆さんが使いやすい、情報提供しやすいというようなことになるかどうかも含めて、新庄市において、これが本当に有効なのかというところは、やはり検証しながらといいますか、ほかの自治体の状況も確認して研究しながら、合う合わないも含めて検討させていただければと考えているところでございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 検討をお願いしたいと思います。

あと、雪国で暮らすには多くの課題があり、雪に関する問題を協議する場として、これからも議論が必要だと考えますが、前にあった新庄市雪とくらしを考える連絡協議会の活動については、今どのようになっていますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 新庄市雪とくらしを考える連絡協議会について御質問いただきました。

平成27年に、市議会からの政策提言を受けて、この協議会を発足してございます。平成27年に立ち上げをしまして、その答申書の中で7つの項目を挙げさせていただいておりました。これから一つ一つを、じっくり中身を検討しながら、

導入できるもの、導入できないものということで、これまでほとんどのものの導入を行ってきたというようなことでございます。

その中の1つに、道路除雪の出動基準の見直しと情報提供の充実というような項目もございます。こちらは、GPSを利用した除雪管理システムの導入であったりということで実現しておりますが、今回提案がありますような情報提供の充実というところも含めて、こういったところをさらに検討していただくようなことが必要のかなと思っているところでございます。

連絡協議会については、おおむね、先ほど言いました7つの提言についてはある程度終了しているということでございますので、今ちょっと静観している状況でございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） これからも様々な雪に関する問題が出てくると思いますので、議論等の場をお願いしたいと思います。

次に、更年期障害の早期発見に向けた検査数値の活用と啓発について伺います。

本当に先ほどの答弁では、更年期障害の啓発について前向きな姿勢を示していただき、ありがとうございました。

ただ、特に男性については、更年期とはどういうものの浸透があまりしておらず、不調を感じていても、約9割の方が受診に至らないという極めて深刻な状態にあるようです。また、男性の更年期障害による経済損失は、経済産業省の試算では、欠勤などで全国で年間1.2兆円に上るという試算がありました。

市内の働き盛り世代の生産性維持は、本市の経済にも直結すると感じます。地域経済への影響を考慮した重点的な啓発も行うべきと考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 地域経済を考慮した重点的な啓発をとという御質問をいただきました。

本市では、市長答弁にもありますような周知と健康相談を実施しておりますけれども、議員おっしゃるように、男性の更年期障害といえますのは、主に40歳以降、いつでもホルモンの低下とともに表れるということで、女性は閉経の前後5年という目安がありますが、男性の方は症状も様々ということで、国の調査でも男性が意識を持っていないということが課題とされております。

本市におきましては、令和6年11月に協会けんぽ山形支部様と健康づくり協定を結んでおります。令和7年度におきましては、特にメンタルヘルス対策において、働き盛り世代の方へのアプローチとして、共同で実施しているところでございます。

おっしゃるような啓発につきましては、協会けんぽ様では、市内事業所700社、従業員1万1,000名を対象にメールマガジン等での発信が可能とされておりますので、ぜひ御提案いただいたチェックシート等含めまして、健康経営の取組も含めた形で御活用いただけますように、御提案、協力して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、男性は更年期障害、どこで受診すべきか分からない、また弱音を吐けないという心理的障壁が女性より高い傾向にあると言われております。スコア設置に加え、結果に応じて市内のどの医療機関で相談できるかなど、具体的にリスト化をしていただき、受診を迷わせないことが必要ではないでしょうか。この点についてお伺ひいたします。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 国で示しましたチェックシートを、さらに他の自治体では、そちらに入力するとアドバイスが返ってくるようなところもございました。私もしてみましたけれども、生活習慣を改善しようとか、受診をお勧めしますというような回答が返ってくるような形での広報をしている自治体もございますので、ぜひ市内での医療機関を含めた、そうした具体的なその後の行動につながるような広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ぜひよろしくお願ひします。

先ほどもありましたが、この第三次いきいき健康づくり新庄21の施策4に、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりがありますが、子どもの健康、高齢者の健康、女性の健康の取組はありますが、男性の健康については掲載がありませんでした。令和18年度までの12か年計画となっております。中間での見直しの際には、ぜひ男性の健康づくりも掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 国におきましても令和4年度に更年期調査を実施しております。

そうしたことを踏まえながら、厚生労働省におきましても施策の検討を行うこととされておりますので、御提案のありました中間見直しの中では、女性と銘打っておりますけれども、もちろん健康づくりの中には男性も含まれますので、そうしたことも含めながら見直しして推進してまいりたいと思ひます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 啓発についてですけども、男性の更年期障害の潜在患者数は600万人と言われているそうです。治療には保険が適用されるなどといった受診を後押しする情報など、さらなる啓発をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、中高生の防災意識向上の取組について、先ほど市長答弁にもあったのですが、再度教育現場での防災への取組と地域との連携について、どのように図られているのでしょうか、お願いします。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、学校における防災教育に関わることでしたので、私のほうからお話し申し上げます。

各学校におきましては、避難訓練を行っておりますが、そこに防災危機管理課より地域防災マネジャーに来ていただいて、様々なアドバイスを教員、また子供たちにしているところでございます。

また、今教科学習の中で、4年生の社会科の中で、様々な災害から、県や市、地域の人々の取組を学習する中で、災害時の自分の行動、それを考えるマイ・タイムラインづくりというのをしております。

また、中学校1年生の家庭科の学習におきましても、このマイ・タイムラインをつくる際に、地域防災マネジャーに来ていただいて自分の避難場所への行動経路であるとか、また家族との連絡等の取り方について、自分の行動を考える際の様々なアドバイスをいただいております。

また、学校におきましては、学校運営協議会が主催して、地域のボランティアの方が交流する会を設ける中で、小学校の学区なのですけども、中学生に来ていただいて、その中学生が

総合の中で防災をテーマに学習していたということで、段ボールベッド等の取組について、地域の方にも紹介いただいて、地域の方が防災について考えたというような事例もございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 学校では、様々な取組をされているということが分かりました。

研修を受けて、学校内だけで終わることのないように、地域の自主防災組織や消防団と合同で行うことで、顔の見える関係が築いていけると思います。

総合防災訓練の中でも、各学校での参加ありますけれども、やっぱりそのときだけでなく、地域に帰ってからの取組というのが必要だと思います。

この中で、実際に学校、また防災訓練で訓練をして、地域に帰って、何か自主防災組織の中とかで、そういった小中学生が活動されているとかいう事例がありましたら、教えていただきたいと思います。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 御質問いただきました、若い世代の方が自主防災組織に参画して、地域の方と交流を取っているのかという御質問だったかと思います。

私どもでは、自主防災組織に中高生の若い世代が入っているというようなことは把握してはございませんが、今後の活動の中で若い世代から防災意識が芽生えて、そういった活動に参画していただけるよう、今後とも活動していければいいのかなと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます

す。

本市においては、防災士リーダーの研修とか、今後の検討ということだと思っております。

それで、木更津市では、この応急手当や搬送方法も学んでおりました。もし本市でこれからそういった防災の訓練とかやるということになった場合に、避難所運営のHUGゲームとか、炊き出し訓練など、実践的なメニューを盛り込んでいただきたいと思います。お願いします。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 これまでも防災訓練の中で、各学校区ごとに行っておりましたけれども、その際には生徒方にも応急手当の心臓マッサージですとか、AEDの使い方とかというような訓練も体験していただいております。

また、来年度以降になりますけれども、先ほど議員から御提案ありましたHUG、これは避難所運営のゲームツールでございますが、こちらにも活用した訓練が行えないかというような検討も現在行っているところでございますので、今後期待していただければと思います。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ぜひ避難所運営のHUGなど、本当に取り入れていただきたいと思います。

また、研修を受けた生徒、これから検討という段階だと思うのですが、その生徒をジュニア防災リーダーとして認定し、地域の防災訓練で役割を担ってもらえるような、継続的な活躍の場も必要であると思いますが、いかがでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 御提案いただきありがとうございます。

そちらの防災リーダーにつきましては、今後の課題とさせていただければと思います。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 先ほど教育委員会のほうからもありましたけれども、教育委員会だけでなく、防災危機管理課や消防本部、防災士連絡会と連携することで、これからはそういったことを検討される際には、実施の負担を分散できると思うのですが、単独で講習、研修が難しいようであれば、例えば市が毎年行っている総合防災訓練の中に、今までもしておりますが、中高生専用の体験活動ブースを設ける形はどうでしょうか。ゼロから研修を企画するよりも、職員の皆様の負担が少なく、地域住民との交流も図れると思います。

まずは、既存の訓練への参加促進ということで、もう少し啓蒙をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 御質問ありがとうございます。

来年度の山形県と新庄市の合同総合防災訓練におきましては、これまでの単一的な訓練だけの防災訓練ではなくて、地域住民がより参加していただけるような手法も今検討しているところでございます。

というのも、我々当事者だけが訓練に参加しただけでは、消防とか警察、それから消防団等々が参加するだけでは、底上げにならないということで、地域の住民の方、それからお子さん方にも参加していただけるようにして、防災意識をより身近なものにして、底上げを図っていきなさいということから、そういった企画をしているところでございます。

4月に入りますと、実行委員会が開催されま

して、その中で具体的な中身については決定されるわけですが、現在はそういったことを検討しているということだけ答弁させていただければと思います。よろしくお願いします。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） これから実行委員も開催されるということで、本当に充実した県と市の総合防災訓練としていただきたいと思います。

最後になりますが、防災士を取得されている年齢層が分かればお願いします。また、コミュニティ助成事業の少年消防クラブ育成助成金について、詳細をお聞きしたいと思います。

柏倉敏彦防災危機管理課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉防災危機管理課長。

柏倉敏彦防災危機管理課長 年代別の防災士の数ということでありました。全国の数しか分かりませんが、今年の2月末日現在で、全国で35万2,000人ほどの防災士の方がいらっしゃいます。これは、防災士の研修を受けて、合格して登録しているという数ですので、本来はもっといるのかもしれませんが。

それで、年代別で申し上げますと、10歳未満が45名います。最年少は7歳です。小学校1年生から受験が可能ですので、この方は3回目で合格されたということでありました。あと、10代、それから20代もいるのですが、一番多いのが40代の方です。8万人ほどおります。最高齢が90代の方ということで4名いらっしゃいますが、新庄市の分布を取っているわけではございませんけれども、全国ではそういうような分布になっているということでございます。

それから、少年のコミュニティ助成のことでありますが、こちら少年消防クラブの助成事業を受けることは可能であります。ただ、そのコミュニティ助成で、現在新庄市消防団が資機材の助成を申請しているというようなことでござ

いますので、もし少年消防クラブの助成事業に手を挙げるとすると、消防団の採択率が下がってくるというようなことも懸念されております。少年消防クラブの資機材等の助成を受ける際には、単独で申請するほうが得策かなと原課では考えておるところでございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

先ほど、防災士を取得されている年齢、最年少が7歳と伺いました。3回挑戦してということで、私たちも防災士の取得をしたのですが、本当に分厚いテキストを隅から隅まで読んで受験したわけです。まだまだ防災士を取得されている方が少ないと思われます。まして、年齢の低い方の取得はまだまだのようですので、新庄市においても、そういった小中学生の皆様にも啓蒙とかできるようにお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

さて、このたび役職定年及び定年を迎えられる皆様へ、本当にこれまで大変にお疲れさまでした。

人生100年時代と言われる今、これからの日々が皆様にとって心身ともに充実した素晴らしい時間となりますことを祈念いたします。本当にありがとうございました。

佐藤卓也議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日3月10日から18日

まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を3月10日から18日まで休会し、3月19日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会します。

御苦労さまでした。

午後1時47分 散会

令和8年3月定例会会議録（第5号）

令和8年3月19日 木曜日 午前10時00分開議
議 長 佐 藤 卓 也 副議長 山 科 春 美

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	亀 井 博 人	議員
4 番	鈴 木 啓 太	議員	5 番	坂 本 健 太 郎	議員
6 番	田 中 功	議員	7 番	山 科 春 美	議員
8 番	鈴 木 法 学	議員	9 番	辺 見 孝 太	議員
10 番	渡 部 正 七	議員	11 番	新 田 道 尋	議員
12 番	今 田 浩 徳	議員	13 番	伊 藤 健 一	議員
14 番	山 科 正 仁	議員	15 番	高 橋 富 美 子	議員
16 番	佐 藤 卓 也	議員	17 番	小 野 周 一	議員
18 番	小 嶋 富 弥	議員			

欠 席 議 員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 科 朝 則	副 市 長	石 山 健 一
総 務 課 長	小 関 孝	総 合 政 策 課 長	鈴 木 則 勝
財 政 課 長	川 又 秀 昭	税 務 課 長	小 関 紀 夫
防災危機管理課長	柏 倉 敏 彦	市 民 課 長	高 橋 智 江
環境エネルギー課長	井 上 徹	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 野 智 子
子育て推進課長 兼 福 祉 事 務 所 長	土 屋 智 史	健 康 課 長	佐 藤 朋 子
農 林 課 長	大 江 周	商 工 観 光 課 長	高 橋 潤
都 市 整 備 課 長	高 橋 学	上 下 水 道 課 長	阿 部 和 也
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	杉 澤 直 彦	教 育 長	津 田 浩
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	伊 藤 リ カ	学 校 教 育 課 長 学 校 教 育 主 査	三 原 恵
社 会 教 育 課 長	岸 聡	監 査 委 員	須 田 泰 博

監事	査務委員局長	井上利夫	選挙管理委員会委員長	武田清治
選挙管理委員会委員長	長沼俊司		農業委員会委員長	浅沼玲子
農業委員会委員長	今田新			

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第5号）

令和8年3月19日 木曜日 午前10時00分開議

（予算特別委員長報告、採決）

- 日程第 1 議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 7 議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第20号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第10 議案第21号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第11 議案第22号舟形町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第12 議案第23号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第13 議案第24号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第14 議案第25号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第15 議案第26号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第16 議案第27号字の区域の変更について

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第17 議案第28号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第29号新庄市保育所設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 30 号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 31 号新庄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 21 議案第 32 号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 22 議案第 33 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 34 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 令和 7 年請願第 5 号道路復旧工事についての請願

本日の会議に付した事件

議事日程（第 5 号）のほか

- 日程第 25 議案第 35 号財産の処分について
- 日程第 26 閉会中の継続調査申し出について

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

なお、学校教育課長が欠席のため、学校教育課より三原 恵学校教育主査が出席しておりますので御了承願います。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第5号）によって進めます。

予算特別委員長報告

佐藤卓也議長 日程第1議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算から日程第6議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算までの議案計6件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長鈴木法学議員。

（鈴木法学予算特別委員長登壇）

鈴木法学予算特別委員長 おはようございます。

私から、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

なお、予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算から議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算までの計6件であります。予算特別委員会は、3月12日、13日、16日の3日間にわたり活発な議論の下に慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第8号令和8年度新庄市一般会

計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。

その後、原案についての討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、鈴木啓太委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算、議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算の議案4件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、付託されました議案6件の予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第8号令和8年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第11号令和8年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものとした議案第9号令和8年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号令和8年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第12号令和8年度新庄市水道事業会計予算、議案第13号令和8年度新庄市下水道事業会計予算の議案4件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号、議案第10号、議案第12号及び議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告

佐藤卓也議長 日程第7議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第16議案第27号字の区域

の変更についてまでの10件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁議員。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

山科正仁総務文教常任委員長 皆さん、おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案10件であります。審査のために、3月10日午前10時より議員協議会室において委員7名出席の下に審査を行いました。

初めに、議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員より、通勤手当について片道80キロ以上に該当する職員は何名いるのかといった質疑があり、総務課からは、会計年度任用職員1名が該当するとの説明がありました。

また、ほかの委員からは、駐車料金の負担については来年度どのぐらいの予算規模になるのかといった質問があり、総務課からは、影響額としては最大で648万円を見込んでいるとの説明がありました。

その後、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、総務課職員から補足説明を受けた後に審査を行いました。質疑は特になく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第21号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に

関する協定の変更について、議案第22号舟形町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第23号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第24号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第25号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、最後に、議案第26号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更についての議案7件は、総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員より、認可外保育施設への支援内容は今後どうなるのかといった質疑があり、総合政策課からは、利用した市町村の人数に応じて補助金の額を割り振りしていたが、子供の数が減り、待機児童発生もしておらず、施設自体も運営していない状況であるとの説明がありました。

また、ほかの委員からは、定住自立圏構想の成果、それから評価はどのように行っているかとの質疑があり、総合政策課からは、市だけでなく圏域全体で評価の仕方について工夫していきたいとの説明がありました。

また、定住自立圏構想の成果について最上圏域の人に知らせる必要があるのではないかと質疑があり、総合政策課からは、5年ごとの計画策定時などで広報できるように考えていきたいとの説明がありました。

その後、採決の結果、議案第20号から議案第26号の7件については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号字の区域の変更については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員より、売却予定の国有林について、売却先での使用目的、住民への説明があったか聞いているかとの質疑があり、税務課

からは、送電線の鉄塔建設予定で、地域住民にも各戸へ説明、資料を配付したと聞いているとの説明がありました。

その他、委員より質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号は、委員長報告のとおり決するこ
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第19号は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、議案第20号金山町との新庄最上定住自
立圏の形成に関する協定の変更についてから議
案第26号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成
に関する協定の変更についてまでは関連があり
ますので、一括して質疑を行い、質疑の後にそ
れぞれの議案について討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質
疑を終結いたします。

これより議案第20号金山町との新庄最上定住
自立圏の形成に関する協定の変更について討論
に入ります。ただいまのところ討論の通告はあ
りません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号は、委員長報告のとおり決するこ
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第20号は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、議案第21号最上町との新庄最上定住自
立圏の形成に関する協定の変更について討論に
入ります。ただいまのところ討論の通告はあり
ません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号は、委員長報告のとおり決するこ
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第21号は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、議案第22号舟形町との新庄最上定住自
立圏の形成に関する協定の変更について討論に
入ります。ただいまのところ討論の通告はあり
ません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号は、委員長報告のとおり決するこ
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第22号は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、議案第23号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号字の区域の変更について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

佐藤卓也議長 日程第17議案第28号新庄市手数料条例の一部を改正する条例についてから、日程第24令和7年請願第5号道路復旧工事についての請願までの8件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長辺見孝太議員。

(辺見孝太産業厚生常任委員長登壇)

辺見孝太産業厚生常任委員長 おはようございます。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件です。審査のため、3月11日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第33号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、都市整備課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、現在水素ステーショ

ン等を設置する計画はあるかとの質疑がありました。都市整備課からは、設置する計画は、市、民間ともに今現在はないとの説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、議案第33号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号新庄市手数料条例の一部を改正する条例については、市民課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、300円から10円にした場合の収入の減額見込みについてとの質疑がありました。市民課からは、419万円ほどの歳入の減額を見込んでいるとの説明がありました。

また、別の委員からは、2年目となると10円というお得感だけでいいのか。100円でも取得する人は取得する。費用対効果はいかがかとの質疑がありました。市民課からは、費用対効果などを考えれば、差があることはそのとおりであるが、10円で取得できると周知することでインパクトがあり、コンビニ交付の利用率向上にもつながるため、妥当な料金と捉えていると説明がありました。

そのほか、コンビニ交付の利用率について、マイナンバーカードの普及率についての質疑、行政サービス向上の一環として、1年間でなく、もう少し長い期間続けられないかとの意見等がありましたが、採決の結果、議案第28号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号から議案第31号までの議案3件は、子育て推進課の出席を求め、審査を行いました。

議案第29号新庄市保育所設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、保育所の定員数について、条例で定めず、別の形で提示するのかと

の質疑がありました。子育て推進課からは、条例で規定した定員と実際の利用定員と乖離が生じているため、民間立保育園等の利用定員等も加味しながら、毎年度利用定員を決め、入所案内等で周知する形としたいとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第29号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第30号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号新庄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第31号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、農林課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、令和5年度積算した多目的ホールのみ解体工事費と今回積算した全体の解体工事費の差額についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第32号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例については、上下水道課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、4か月間基本料金がゼロ円となることに伴う水道料金の減額見込み

についての質疑がありました。上下水道課からは、1か月当たり2,000万円ほどで、4か月で8,000万円ほどの減額を見込んでいるとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果議案第34号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、令和7年請願第5号道路復旧工事についての請願は、都市整備課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、災害という観点から、関係各課と対策を練ることが最も重要と思うが、協議は行ったのかとの質疑がありました。都市整備課からは、関係する様々な課と協議を重ねて全体で検討してきた経過がある。今現在もお手伝い等できないか調整をしている状況であると説明がありました。

ほかの委員からは、通常の2分の1の補助ではない災害特例のような考え方も検討していくという話もあるが、請願の件は2年もたっており、いまだに困っているため、柔軟に検討できないかとの意見がありました。

ほかの委員からは、市民の多くの思いがこもった請願だと思う。市としても令和8年度の主要事業で、末広町東山地区の解析調査を実施すると記載もあった。災害時の法定外公共物の復旧については、条例をすぐには変えられないと思うが、解析調査を市が実施するとのことなので、根本原因を探っていただき、これから起きないようにしていただきたいとの意見がありました。

ほかの委員からは、前回、新潟県の災害特例等の御提案をし、内部でも調整中と伺った。今回の被害は日常の劣化による修繕的なものなのか、それとも水害によって人や生活に被害が出ている場合の災害なのかで議論が大きく分かれると思う。この請願は災害という区分で対応していくべきではないかとの意見がありました。

ほかの委員からは、困っている方々がいるということは皆御承知のとおりだし、何とか取り組んでいきたいという思いは皆一緒だと思う。ただ、担当課からの説明の中でも、現状の条例の中では対応しかねる部分もあり、検討している中で方向性を決めかねている状況でもあるので、もう少し継続して審査していく方法がよいと思うとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、大雨によって市が管理する矢目田川が越水したことで舗装がめくれたため、法定外公共物の舗装復旧に関係すると思う。矢目田川の管理者は市であるので、市で考えていただくということを委員会として採択するような方法ができないかという意見がありました。

また、ほかの委員からは、今回は明らかに災害であることは変わらない。この請願が一番困っている市民が手を挙げて何とかしてくれと申し上げているわけだから、法定外公共物の取扱いに持っていくことがおかしいと考える。市民の声を聞いて行政に反映させることが市議会議員の一番の役目、継続ではなく、請願を採択し、判断を行政側に求めるべきとの意見がありました。

その後も議員間で討議がされ、継続審査とすべきといった意見がありましたが、賛成少数のため、採決した結果、令和7年請願第5号については、賛成多数により不採択の上、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第28号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号新庄市保育所設置条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号新庄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、令和7年請願第5号道路復旧工事についての請願について質疑ありませんか。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) この請願は12月出された請願の継続審査と思っています。その内容を拝見いたしますと、この請願事項の中で、末広町3区の市有地の道路の災害復旧工事を市の責任で行ってくださいというようなことなんですね。この市有地というのは、底地が市有地で、

私は現在法定外の道路かなと、私は思っていますけれども、その中で、趣旨の全文は読みませんけれども、趣旨の中で、住民の負担は莫大で負担ができないという方が多数ですとございすけれども、この莫大な経費というのはいかほどか、また、この受益者負担となりますか、その方々の戸数ですかね、その辺の議論は、委員会の中で、金額とか戸数というのを示されて議論なされたのか、まずお聞きしたいと思います。

辺見孝太産業厚生常任委員長 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長辺見孝太議員。

辺見孝太産業厚生常任委員長 3月定例会の審査の中では、具体的な経費の金額であったり、世帯数ということの質疑は行っておりません。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) そうすると、莫大な金額というのも議論がなされなかったし、受益者が何件だというようなことは、格別議論としては出なかったということによろしいでしょうか。

辺見孝太産業厚生常任委員長 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長辺見孝太議員。

辺見孝太産業厚生常任委員長 委員会の審査の質疑においてはありませんでした。(「分かりました」の声あり)

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

10番(渡部正七議員) 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 佐藤議員は賛成ですか、反対ですか。(「賛成です」の声あり)

渡部議員は賛成ですか、反対ですか。(「反対です」の声あり)

原案に反対討論として、渡部正七議員。

(10番渡部正七議員登壇)

10番(渡部正七議員) おはようございます。

令和7年請願第5号道路復旧工事についての請願について、反対の立場から討論を行います。

まず初めに、このたび災害により被害を受けた地域の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。日常生活に影響が生じていることについては十分に理解するところであり、一日も早い復旧が望まれるものであります。

また、本請願に対して、259名もの賛同署名が寄せられており、地域の皆様の切実な思いが示されているものと受け止めております。本請願と同様の内容については、区長と市長のまちづくり会議において、末広町3区から市政への意見として提出されており、これに対する新庄市としての考え方も既に示されているところであります。

本市においては、生活道路等の修繕について、行政が補助する制度が設けられており、これまで多くの地域において、同制度を活用しながら対応が図られてきました。

こうした制度運用の経過を踏まえると、個別の案件について、特例的に全額公費で対応することは、これまで制度の下で対応してきた他地域との公平性の観点からも、慎重であるべきと考えます。

また、議会としては、個別の事情のみで判断するのではなく、本市全体の制度運用や、これまでの事例との整合性という観点から判断することも重要であります。

これまで、法定外公共物の維持管理の事例を踏まえると、今回の請願の趣旨をそのまま認めることは慎重であるべきと考えます。

一方で、災害により生活道路が被害を受けた場合の対応については、現行制度の在り方も含め、今後の制度運用の中で検討されるべき点があるのではないかと考えます。災害時の対応について、より適切な仕組みについては、今後行

政において検討がなされることを期待するものであります。

以上の理由により、本請願の採択には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

佐藤卓也議長 原案に賛成討論として、佐藤悦子議員。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1番(佐藤悦子議員) 請願に賛成する立場から討論を行います。

新庄市金沢のこの付近は、升形川と指首野川が合流、近接する氾濫リスクの高いエリアであり、2024年、令和6年7月の記録的大雨でも浸水被害が発生しました。

この場所での道路損壊について、市に再舗装を求めるための具体的な法的、行政的根拠はあると思います。

まず第1に、原因者施工として請求できると思います。金沢地区の升形川付近は、平成4年度に大規模な改良工事が行われましたが、近年の豪雨で浸水が繰り返されています。新庄市の管理責任として、升形川の護岸や排水機能が不十分だったために氾濫が起き、その結果、道路が壊れたのです。それは、公の営造物の設置・管理の瑕疵(国家賠償法第2条)に当たります。

復旧の考え方として、住民の要望で、新しく舗装をするのではなくて、市が工作物として、矢目田川が、市の工作物は矢目田川ですが、原因で壊された財産の復旧であります。全額市の負担(原因者負担)での施行を求める正当性があると思います。

2番目に、不特定多数の利用される道路だということです。この道路は、単なる私道ではありません。近隣住民以外も通る実質的な公共道路であります。それは請願者が、請願者の名前を見ても、また、署名がたくさん集まったことでも表れております。そして、現在、この道路は、特定多数の多くの車が往来することで、道路がまたへこんでしまいまして、段差ができま

した。そして、大型が通るたび、ガタンガタン大きな音がすると、住民が今おっしゃっています。一日も早く舗装して復旧してほしいと住民が切実に今も願っております。

このように不特定多数が通る道であれば、市には通行の安全を確保する義務があります。放置することは、管理不全を問われるリスクになると思います。

そして、現在、新庄市は、令和6年7月の豪雨の災害復旧事業を急ピッチで進めております。そしてまた、様々な担当課で、委員会でのお話でもありましたが、お手伝いできないかと検討しているという話もありました。議員として進めるよう、これを採択することで、この行政の担当者の後押しになることは間違いありません。議会として採択し、判断を行政に求めるべきだと思います。

以上です。賛成討論を終わります。

佐藤卓也議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

令和7年請願第5号は反対討論が出ておりますので、表決システムにより採決を行います。

令和7年請願第5号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成7票、反対9票、賛成少数であります。よって、令和7年請願第5号は不採択とすることに決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。
暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時16分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

佐藤卓也議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

山科正仁議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告申し上げます。

本日午前11時10分から議会運営委員6名出席の下、議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、議案第35号財産の処分についての議案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することといたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告といたします。

よろしく願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第25 議案第35号財産の処分について

佐藤卓也議長 それでは、追加日程に入ります。日程第25号議案第35号財産の処分についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第35号財産の処分についての御説明を申し上げます。

本案は、新庄市中核工業団地の土地の売却をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

売却する資産は、新庄中核工業団地J-2-14区画の7,181.73平方メートルであります。

当該土地につきましては、本年1月29日に市有地売払いの公告を行ったところ、複数の企業から購入希望が寄せられたことから、去る2月19日に一般競争入札を実施いたしました。

入札には3者が参加し、最も高い価格を提示した企業に売却することになりました。

売却予定価格は5,220万円で、売却の相手方

は協和木材株式会社であります。

以上、御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

佐藤卓也議長 日程第26閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動につ

いて、各委員長より閉会中の継続調査の申出がありますので、申出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会

ので、よろしく御指導と御協力を改めてお願いするところでございます。

本当に来年度に向けて尽くしてまいりますので、御指導を改めてお願い申し上げまして、私からのお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

佐藤卓也議長 以上をもちまして、令和8年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

午前11時25分 閉会

佐藤卓也議長 ここで市長より御挨拶があります。山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 令和7年度の3月議会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずは、私ども御提案申し上げました議案に対して全て御承認をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

速やかなる予算執行をして、市民生活の安定、さらには幸せのために尽くしてまいりますので、よろしく御指導お願いします。

今回の令和8年度の新年度予算につきましては、私自身3度目となる予算の編成作業でございました。特に皆さんとお約束していますとおり、持続可能な本市の運営、そして、さらなる発展、そして、市民の幸せというふうなことを前提に予算を計上させていただきました。

特に人口減少対策は課題でありますし、それと、現在発生しております国際情勢の不安定化による、エネルギー価格の高騰、そして、人手不足というふうなことも併せて、この範囲内でしっかりと新庄市としてやらなければならないこと、できること、さらには、国、県と連携しなければならないことをしっかりとすみ分けをしながら、しっかりと皆さんと共に、この市の発展のために尽力してまいりたいと思います

新庄市議会議長 佐 藤 卓 也

会議録署名議員 鈴 木 法 学

〃 〃 新 田 道 尋